



# 占領下日本の都市空間に関する史的研究 一神戸におけるヤミ市の生成と展開に着目して一

村上, しほり

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2014-03-25

(Date of Publication)

2016-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6169号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006169>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



2013年12月10日提出

博士論文

占領下日本の都市空間に関する史的研究  
—神戸におけるヤミ市の生成と展開に着目して—

A Historical Study on the Urban Space under the Allied Occupation Japan  
— The Formation and the Development of the Black Market in Kobe —

指導教員 梅宮弘光教授

神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 博士課程後期課程  
人間表現専攻 表現文化論分野  
学籍番号 099 D 302 D

村上しほり  
Shihori MURAKAMI



# 目次

<b>序章</b>	<b>9</b>
1. 本論文の目的と背景	11
2. 既往研究の成果と本論文の視座	12
2-1 占領下の都市空間に関する研究	12
占領期日本・地域に関する研究	13
占領下の都市空間に関する研究	13
占領下都市の民衆に関する研究	14
GHQ メディア検閲に関する研究	14
2-2 占領下の都市空間におけるヤミ市に関する研究	14
都市社会学分野におけるヤミ市に関する研究	15
建築・都市史学分野におけるヤミ市に関する研究	15
歴史、文化人類学分野におけるヤミ市に関する研究	16
2-3 戦後都市社会の社会集団	16
2-4 戦後神戸への着目	17
3. 本論文の意義	18
4. 本論文の方法と調査史料	19
5. 本論文の対象と構成	20
<b>第1章 戦後神戸における都市環境形成の社会的背景</b>	<b>23</b>
1-1 近代神戸における都市空間の形成	27
1-1-1 近代三宮地域の都市空間形成	27
(1) 明治期 開港と居留地の形成	27
(2) 昭和初期 神戸における鉄道高架橋建設	27
(3) 戦前の三宮駅南側一帯の様相	30
1-1-2 近代湊川新開地の都市空間形成	31
(1) 湊川の付替と湊川公園の形成	31
(2) 大正末期 神戸タワーの成立	31
(3) 昭和初期 神戸海港博覧会の開催と湊川水族館	32
(4) 市内交通網整備における湊川新開地の位置づけ	33
1-2 神戸市の空襲被害と都市復興の初動	35
(1) 神戸市の罹災状況と生活再建	35
(2) 戦災復興計画基本方針のはじまり	36

(3) 行政と居住者の復興をめぐる衝突	37
(4) 復興土地区画整理事業の進捗と展開	38
1-3 戦時体制による統制経済と物資不足	41
(1) 国家総動員法に基づく価格等統制令実施	41
(2) 生鮮食料品の配給統制規則全廃	42
(3) 物価統制令による再統制	42
(4) 食糧管理法による食糧管理制度	42
(5) 国家総動員法の廃止	42
小結	45
<b>第2章 戦後神戸における占領と都市空間 —進駐軍の動向にみる空間的表象</b>	<b>47</b>
2-1 連合国占領軍によるメディア検閲体制の確立	51
2-1-1 プレス・コードの実施プロセス	51
2-1-2 検閲指針による補足項目	53
2-2 GHQ メディア検閲と都市空間との関係性—『神戸新聞』報道を事例として	55
2-3 戦災都市神戸における繁華街形成過程	59
2-3-1 都市空間への進駐軍の関わりの推移	59
2-3-2 占領下神戸における進駐軍と民衆の諸相	61
(A) 進駐軍向「慰安娯楽」と都市空間の諸相	61
① 進駐軍接遇目的の慰安・歓楽施設の設営	61
② 百貨店の売場供出と進駐軍向けダンスホール設置	62
③ 進駐軍と売春婦	63
④ 兵庫県におけるダンスホール新築工事への言及	63
(B) 都市空間をめぐる進駐軍接收の諸相	65
① 神戸における接收地・接收物件の概要	65
② 戦災者と進駐軍キャンプの設置	66
小野柄通の居住者とイースト・キャンプの折衝	66
新開地東側の居住者とウエスト・キャンプの折衝	67
③ 神戸基地軍政部とイースト・キャンプの内部構成	67
④ 進駐軍の生活空間と余暇	68
⑤ 占領軍設営工事と県下の接收住宅	70
(C) 街路空間に対する進駐軍関与の諸相	71
① 進駐軍による都市環境形成	71

② 街路空間における露店営業への進駐軍の意向表明	71
③ 「占領目的に有害な行為」への警告と取締方針	72
小結	73
<b>第3章 占領下神戸におけるヤミ市の生成と変容 — 中心市街地にみる民衆の初動</b>	<b>77</b>
<b>3-1 戦後三宮・元町地域の変遷</b>	<b>81</b>
3-1-1 三宮におけるヤミ市の生成と変容	81
(1) 新聞記事にみる三宮自由市場の様相	81
(2) 三宮自由市場の変容	99
a) 三宮自由市場の生成—生活困窮による五円饅頭売りの発生	99
b) 三宮自由市場の取締初動	99
c) 三宮自由市場の地域指定と組織化	100
d) 三宮自由市場の取締りと自治統制	100
(3) 『神戸新聞』におけるヤミ市呼称の変遷—闇市・街頭市場・自由市場	101
3-1-2 図像・映像資料にみる焼け跡の神戸	103
(1) 進駐軍関係者の撮影した占領下の神戸	103
(2) 日本人写真家の撮影した占領下の神戸	105
<b>3-2 戦後湊川新開地の変遷</b>	<b>111</b>
3-2-1 湊川新開地におけるヤミ市の生成と変容	111
(1) 1945年10月 新開地ヤミ市の初取締り	111
(2) 第二次取締りと「総合飲食店」建設計画	112
(3) 1945年12月 「新開地自由市場」の形成	113
3-2-2 興行街・娯楽地としての湊川新開地の再興	113
(1) 新開地に現れた新しい風景	113
(2) 復興計画決定までの待機期間	114
(3) 興行街としての復興	115
3-2-3 湊川新開地にみるテキヤ社会の変化	116
(1) 新開地の商店街復興とテキ屋組織の関与	116
(2) 旧来の露店と露天商	117
(3) 露店をめぐる諸力とその変遷	119
<b>3-3 戦後都市商業集積の形成と変容</b>	<b>123</b>
3-3-1 戦後神戸における都市商業集積の形成	123
(1) 三宮高架下における新楽街の形成	123

(2) 三宮センター街の形成	124
(3) 中華百貨店の形成	125
(4) 公設三宮市場の復興	126
(5) 元町通商店街の復興	127
(6) 小野中道商店街の消滅	129
(7) 南京町の復興	130
3-3-2 戦後都市商業集積の復興契機	130
(1) 小売市場の復興	131
(2) 商店街の再建	132
3-3-3 戦後神戸におけるヤミと警察の関係性	132
(1) 「ヤミ」に対する経済警察のまなざし	132
(2) ヤミ市に集散する物資と商人のルート	133
小結	137
<b>第4章 戦後神戸におけるヤミ市の展開 ―新興市場・商店街の発生と変容過程</b>	<b>139</b>
<b>4-1 三宮東地区における「三宮国際マーケット」の形成と変容過程</b>	<b>143</b>
4-1-1 国際マーケットの形成経緯	143
(1) 終戦時までの三宮東地区	143
(2) 三宮地域におけるヤミ市の発生と初期状況	144
(3) 第一期：特定地区の制定	145
(4) 第二期：八・一肅正を契機とした店舗移転	146
(5) 第三期：県令露店営業取締規則による店舗移転	146
4-1-2 1946年8月三宮自由市場の分散移転と統括組織「朝鮮人自由商人連合会」の変容過程	148
4-1-3 国際マーケットの変容過程	150
(1) 雲井通6丁目国際マーケットの繁栄と衰退	150
(2) 旭通4丁目国際マーケットの繁栄	151
(3) 三宮東地区再開発事業とマーケットの移転立退き	151
4-1-4 三宮東地区における土地所有の推移	152
4-1-5 在日朝鮮人の生活基盤の構築と展開	153

<b>4-2 三宮ジャンジャン市場の形成と変容過程</b>	<b>159</b>
4-2-1 ジャンジャン市場の店舗・営業形態と客層	159
(1) 店舗・営業形態の特徴	159
(2) 客層の特徴	161
(3) 変わりゆく店舗・営業形態・客層の諸相	161
4-2-2 阪急三宮駅南側における土地所有の推移	164
4-2-3 ジャンジャン市場の内的変化	165
(1) 浮浪者対策としての食堂設置	165
(2) 衛生面の改善運動	165
4-2-4 ジャンジャン市場の空間的変容	166
(1) 三宮地区における戦災復興事業の展開	166
(2) 1965 年前後三宮地域において火災発生	167
(3) ジャンジャン市場の移転難航問題	168
4-2-5 戦後都市雑業層の生活基盤の構築と展開	170
(1) 戦後日雇労務事業のはじまり	170
(2) 戦後浮浪者救済事業のはじまり	171
(3) アジールの性格の戦後都市空間	173
<b>4-3 三宮高架商店街の形成と変容過程</b>	<b>177</b>
4-3-1 三宮高架商店街としての定着過程	177
(1) ヤミ市発生地としての省線三宮高架下	177
(2) 三宮一元町駅間高架橋下部空間の位置関係	177
(3) ヤミ市の規模拡大に伴う組織化	179
(4) ヤミ市分散移転後、高架下における店舗群形成	180
(5) 店舗群による道路占用問題とその展開	180
(6) 店舗群統合による三宮高架商店街成立	181
4-3-2 飲食営業緊急措置令と露店飲食営業の転業	182
(1) 六・一指令による料飲営業の自粛	182
(2) 飲食営業緊急措置令と露店営業組合連合会の結成	184
(3) 1947 年 7 月政令実施と高架下店舗群の様相	185
(4) 政令実施 1 ヶ月後の三宮	186
(5) ヤミ女増加と性病蔓延問題	187
(6) 政令解除延期による行政と業者の深まる対立	189
(7) 1949 年 5 月飲食営業臨時規制法への切替	190



<b>4-4 元町高架通商店街の形成と変容過程</b>	<b>193</b>
4-4-1 戦後ヤミ市から商店街としての定着過程	193
(1) 「松明会」と元町高架下店舗群	193
(2) ヤミ市の拡大と分散移転による新興市場形成	195
(3) 1947年6月「元町高架通商業協同組合」成立	196
4-4-2 元町高架通商店街の盛衰	197
(1) 高架下店舗群による道路占用問題の展開	197
(2) 国鉄譲歩による商店街全面改築	197
(3) 国鉄による地代値上げをめぐる折衝	197
4-4-3 阪神淡路大震災の同区間高架橋への影響	198
(1) 鉄道高架橋の被災状況	198
(2) 高架橋改修にむけての懸案	198
(3) 神戸港の被災による客足の減退	199
<b>4-5 湊川公園商店街の形成と変容過程</b>	<b>201</b>
4-5-1 湊川公園商店街の開業経緯	201
(1) 1946年上半期 引揚者・復員者の生活実態	201
(2) 引揚者のための食堂開業	202
(3) 引揚者救済目的の住宅兼店舗群の建設と開業	202
4-5-2 1950年神戸博開催と湊川公園の立退き問題	203
(1) 日本貿易産業博覧会「神戸博」の開催	203
(2) 神戸博第2会場としての湊川公園	203
(3) 会場選定にあらわれる思惑	204
4-5-3 神戸博開催後の再不法占拠と解消過程	204
4-5-4 引揚者・復員者の生活基盤の構築	207
小結	209
<b>結章</b>	<b>213</b>

<b>付章 1. 戦後日本における観光事業の変容 ―神戸の都市観光を事例として</b>	<b>225</b>
1. 1930年代日本の観光事業機構	226
2. 観光資源としての娯楽機関・慰楽機関	227
(1) 昭和初期神戸の交通網整備と湊川新開地	227
(2) 観光案内書にみる「観光」イメージの変遷	228
3. 戦後日本の「観光」復興	230
(1) 新井堯爾による戦後日本の観光構想	230
(2) 戦後日本における観光復興の諸相	231
(3) 戦後神戸における観光事業の復興	233
4. 戦争を境とした〈観光神戸〉の連続と断絶	235
小結	235
<b>付章 2. 神戸市の「戦災復興に関する懸賞論文」(1946年)入選作・     稀見悦治「戦災都市神戸復興に関する構想」について</b>	<b>239</b>
<b>依拠資料・参考文献一覧</b>	<b>243</b>
<b>謝辞</b>	<b>248</b>
<b>本研究に関連する既発表論文・研究発表</b>	<b>253</b>
<b>あとがき</b>	<b>257</b>



## 序章



# 序章

## 1. 本論文の目的と背景

本論文は、神戸のヤミ市を舞台とした多様な主体の生活過程を題材に、その具体相を再現的に明らかにし、物質的な側面と社会的な側面の相関的変容から捉えなおして歴史的な考察で読み解くことによって、占領下日本の都市に関する歴史研究の詳細化に資することを目的とする。

1945年8月15日ポツダム宣言受諾によって日本は敗戦国となった。国内各都市において戦禍からの回復は最優先事項となり、翌月からは連合軍の占領下に戦災復興事業がはじまった。同年12月30日には戦災復興都市計画の基本方針となる戦災地復興計画基本方針が閣議決定された。

連合軍最高司令部総司令部はGHQ (General Headquarters) と略記される。本論文において、GHQによる「占領期」とは1945年終戦(9月2日)から1952年4月28日サンフランシスコ講和条約発効までの、連合軍占領下にあった日本の状況を指すものとする。また、この期間は、政治的には日本政府が統治権を有する間接統治であった。GHQの内部構造に目を向けると、中央軍政組織は東京に置かれ、地方軍政組織の体系としては、第八軍軍政部(横浜)から第一軍団軍政部(京都)と第九軍団軍政部(仙台)に分かれた第一軍団軍政部の統括下に近畿地区軍政部があり、兵庫軍政部、神戸基地軍政部はさらにその下に位置し、GHQにとっては末端レベルであった。

一般に日本における「復興期」とは、1956年に国民所得が第二次世界大戦前の最高水準(1940

年レベル)に達したことを受けて、1950年から1955年までを指す。同年の経済白書には「もはや戦後ではない」と記され、これをもって戦災復興は完了したとされるが、都市における物質的な復興の実態は未完了であった。

1949年3月7日に、日本経済の自立と安定のための財政金融引き締め政策として、ドッジ・ラインが実施された。これは、1948年12月にGHQが示した経済安定9原則の実施策であった。戦後インフレが進んでいる状況を改善するため、戦時統制の緩和や自由競争の促進が図られ、戦後インフレの収束とともにデフレが進行し、失業や倒産が相次いでいく。1950年には朝鮮戦争が勃発して、在日兵站司令部が設けられた米軍・国連軍とのあいだに直接調達方式で大量の物資が買付けられ、この影響か、日本産業界は1955年まで伸長を続ける。つまり、戦後日本の経済状況から規定する復興期とは、1949年ドッジ不況からの経済復興の時期に相当するともいえる。

本論文においては、こうした社会経済的な背景を踏まえたうえで、物質的な都市の空間構造の変遷にも着目する。戦災都市の物質的構造に目を向けると、復興計画もまたドッジ・ラインによる緊縮財政によって再検討を迫られ、事業費は大幅に縮小された。戦災復興区画整理事業は、1959年に予算が打切られることとなり、市街地改事業へと切り替えて発展的に継続される。

神戸市における戦災復興計画が市街地改事業へ切り替えられた代表的な事例は、1966年度に

始まる三宮市街地改造事業であった。これによって、JR三ノ宮駅南側一帯、三宮センター街の北側を埋め尽くすように密集していたバラック店舗兼住宅郡は姿を消し、この地域は、戦後神戸の表玄関ともいえる場所となっていく。湊川新開地は戦前神戸の中心地として、官公庁や娯楽施設に広い都市公園と、あらゆる機能を担った場所であったが、市内他地域の例に漏れず神戸大空襲によって焼け野原と化した。戦後復興が落ち着きをみせる1955年以降、業務機能の地区外移転がすすみ、その動きと反比例するように、三宮地域の商業集積の密度は高まり、1957年には市庁舎も三宮へと移転した。

「闇市」とは一般に、統制違反の商行為を指す。統制経済の撤廃時期は品目ごとに異なり、戦後統制経済の政策的混迷によって「闇」の規定する意味合いは日々変わっていった。したがって、その商行為が真に「闇」か否かを峻別することは困難である。

本論文においては、戦後・占領下の都市空間に存在する多様な人びとが、生きるため暮らすためにとる行為や選択が衝突し、矛盾を生み、空間的な変容として表出したものの一端としてヤミ市をみる。焼け跡にあらわれたヤミ市は膨張して、紆余曲折を経て変形し、行政の取締りを受けつつ流動的に取扱品目・規模・範囲を変えていく。やがては衰退に転じて、定着もしくは消滅するプロセスにおいて、新たな戦後都市商業の集積も生みだされた。これは、戦後都市の空間構造を物質的かつ社会経済的に捉えようとするとき、象徴的かつ示唆深い現象である。

街路空間に統制違反の市場が存続した時期の新聞報道や雑誌記事では「闇市」と漢字表記されていたが、「青空市場」「街頭市場」「自由市場」といった表記が代わってあらわれ、次第に「闇市」「ヤミ市」の混在がはじまる。この呼称の変遷は、ヤミ市に対する錯綜したまなざしの表象とみることができよう。なお、既存研究では、1980年代に松平誠が闇市を「ヤミ市」と表記しなおして「庶民生活のエネルギーの源泉」と肯定的に評価したことから、現在は片仮名表記が用いられる例が多

くみられる。また、ヤミ市については土地を不法占拠した市場を想定する例もあるが、本論文では評価や意味にかかわらず、占領下都市の象徴的な現象として捉えなおすことを企図し、混乱を避けるために引用を除いて「ヤミ市」という片仮名表記で統一する。

## 2. 既往研究の成果と本論文の視座

本論文には、建築・都市史学、歴史学、社会学、地理学などの幅広い分野が関連するが、GHQ占領期の都市空間の具体的な変化に着目した実証研究は限られている。都市に関する歴史研究は1960年代から増加したが、占領下の都市は、研究対象としてよりも、回顧録やルポルタージュなどの戦争体験世代による一次的な語り、写真や絵画、ポスターといった図像資料から取りあげられてきた。1980年代から戦後の歴史化がすすめられてもなお、占領下の都市空間の実態は、占領期研究や都市社会研究、建築・都市史研究の副次的な対象であった。

戦後50年経って米公文書が公開されはじめた1990年代以降、占領政策に関する外交文書を用いた占領期研究は進展と広がりを見せた。戦後68年経って当時の記憶を語り継ぐことが難しくなりつつある現在では、当該期の歴史化にむけての意識が高まっているが、敗戦と占領を克服したい出来事・経験とみる戦後日本人の感覚があったのか、「復興」の名のもとに忘却がすすんだ出来事も多い。戦災都市のヤミ市もまた忘れられた現象のひとつであった。ヤミ市を出自とする空間には、高度経済成長と都市化のすすんだ1960年以降、インナーラムとなる例も散見された。この状況から、環境整備の対象や「社会悪」とみなされ、その実態が歴史的に記録されることはなかった。

ここでは、本論文の第2章から第4章で取り上げる課題を確かめるため、代表的な既往研究を対象・分野別にまとめて、その成果を整理する。

### 2-1 占領下の都市空間に関する研究

第2章ではこれまで情報が限られ、不明点の

多かった占領下神戸の都市空間における進駐軍の動向に光を当てる。GHQ 占領期に関する史的な研究は、日本・地域、都市空間、メディアの3つのスケールに分けて考えられる。このうち、都市空間については、本論文のテーマである占領下の神戸と近い視野を有する他地域・対象に関する研究を取り上げる。なお、メディア検閲というGHQの言説空間への介入は、全体を通して新聞資料を用いて生活世界を描き出す本論文にとっては、史料批判のうえで重要な検討課題である。

### 占領期日本・地域に関する研究

占領期日本についての研究蓄積は豊かで、その広がりもまた多様である。1972年に発足した竹前栄治、袖井林二郎、天川晃、福島鏗郎らによる占領史研究会は、積極的な史料発掘と研究推進によって戦後改革の歴史的意味を問い、戦後の出発点として占領期を明らかにしようとした。1970年代には本格的な占領研究がはじまる。1978年以降、アメリカ国立公文書館所蔵のGHQ関係資料について、国立国会図書館によってマイクロ化作業がすすめられ、1980年代には多くの占領関係研究の成果が発表された。その一事例として、五百旗頭真は『米国の日本占領政策 上・下』（中央公論社 1985）において、連合国による占領について、アメリカの対日政策の決定と政局運営の分析を中心に、占領下における戦後政治の展開を叙述し、政治集団の対立と妥協、交渉と決断により、政局が推移する過程を描いた。1990年以降は、戦前から占領後への連続と非連続を機軸に占領を分析する研究が増加し、地方レベルのGHQ占領改革の分析によって捉えなおしをはかる研究もあらわれる。天川晃・増田弘編『地域から見直す占領改革』（山川出版社 2001）においては、占領改革が地方政治に及ぼした影響の解明と位置づけがはかられた。なお、占領史研究会は1992年に解散したのち、1997年に新発足した占領・戦後史研究会に引き継がれ、同団体は占領期から現在にまで至る日本の政治・経済・文化・社会などの解明を目指している。占領期研究の多

くは、こうした占領政策の立案・決定過程に関する分析や革新運動に関わった人びとを対象とした研究であって、十分な成果がみとめられるものの、空間的な観点はここにはみられない。

### 占領下の都市空間に関する研究

一方、占領下の都市空間の具体相や進駐軍の動態に着目した研究事例は、全国的に限られている。

東京の接收住宅に関しては建築・都市史の分野において、小泉和子らによる東京各地のディペンドント・ハウスについて建築、家具、什器を取り上げてその実態を明らかにする著作（小泉和子・高敷昭・内田青蔵『占領軍住宅の記録』住まいの図書館出版局 1999）や、佐藤洋一らによる東京の接收状況や占領軍住宅の実態に関する一連の研究（佐藤洋一、関耕一、戸沼幸市「東京都内の米軍接收地に関する都市史的考察 その2」『日本建築学会学術講演梗概集F』1992。片山里奈、佐藤洋一、戸沼幸市「東京都心部のGHQ接收住宅に関する研究：その1「CITY MAP TOKYO Aug 1946」(S: 1/40,000)に見る接收住宅の分布の分析」『日本建築学会学術講演梗概集F-1』1997）がみられる。しかし、その研究蓄積は東京の新設された占領軍家族住宅に集中している。1946年3月20日に設置され接收事務に携わった特別調達局の大阪支局に含まれた兵庫県、神戸市における接收実態やその影響は、これまで十分に明らかにされてきたとは言いがたい。

また、占領期の都市に生じた売春婦と進駐軍の兵士に関する問題は、女性史の分野における研究課題として近年すすめられている。茶園敏美は『『闇の女』と名づけられること—占領初期神戸市における一斉検挙と強制検診—』（『同志社アメリカ研究』第49号 2013）において、占領初期神戸市における売春婦の検挙の実態解明と、「闇の女」という言葉の重層的な暴力について検討した。茶園が取りあげたGHQの売春婦に対する取締り方針の転換とその思惑もまた、本論文の対象とする占領下神戸の空間的布置と重ねあわせる検討によって、さらなる発展の可能性が見込まれる。



そして、現在も米軍キャンプが残る地域である沖縄に関しては、現代的な問題意識からか、他地域と比して占領期に関する研究蓄積がみられる。都市の動態を捉えたものとしては、人文地理学の分野から加藤政洋による戦後都市空間の歓楽街復興のポリティクスを明らかにした『那覇一戦後の都市復興と歓楽街』（フォレスト 2011）が挙げられよう。加藤は、市場・劇場・歓楽街にはじまる繁華街復興の過程と空間形態を、広い意味での出会いの場、「都市的な場」の萌芽であったとみなす。そのうえで、こうした都市の成り立ちを「自然発生的」と自明視することに警鐘を鳴らし、社会・文化的／政治・経済的、地理歴史的なコンテクストを踏まえた歓楽街の発生経緯を考察している。

自然発生的、計画的という語は、しばしば社会的認識を反映させ、その定義はきわめて曖昧かつ相対的である。都市の空間イメージとして「自然発生的」とは、非都市計画的であることと類義に考えられ、無秩序でコントロールされていない空間の代表例として、都市スラムや木造密集家屋や雑居ビル群や不法占拠地域が想起される。それらは、たしかに自然発生的に当初の秩序が失われ、アンコントロールな新たな要素が生成した空間であるが、無秩序にみえる地域もまた何らかの計画的な思惑や施策に関わって形成されている。

本論文が取り上げるヤミ市を出自とする都市空間もまた、その経緯が不明であるために「自然発生的」とみなされてきたが、この認識を当てはめれば、日本の戦災都市の鉄道駅周辺の大半は自然発生的な空間と帰結されるだろう。神戸のヤミ市については、発生から1年で近隣地域へと移転、3年が経過したところには借地ないし借家契約が結ばれる傾向にあり、5年後の1950年には市内各地で不法占拠の強制撤去がはじまったことから、錯綜した権利関係のままに置かれた事例は限られた。

筆者もまた加藤の見方に準ずる立場から、このように概括された空間の発生経緯を、物質的な空間構造の変遷という側面からのみならず、そこに暮らし、空間を利用する人びとの生活世界との関係性から捉えなおすことで、占領下神戸のヤミ市

にはじまる繁華街や都心の復興過程を史的に捉えなおして論じるものとする。

### 占領下都市の民衆に関する研究

占領下の都市について、行政や為政者側ではない複数形の生活者の視点から描いた事例は限られてはいるが、近現代史学における蓄積がみられる。

アメリカ人歴史学者のジョン・ダワーは、『敗北を抱きしめて 上・下』（岩波書店 2001）において、占領のための天皇の利用と「アメリカ人を日本化」する試みといった日米双方の支配者の思惑のなかで天皇が免責され、「日米擁護」による占領の政治学がかたちづくられる過程と構造を、複数形の出来事や主体を通して描きだした。

近現代日本における都市と農村の研究をすすめてきた大門正克は、『日本の歴史 15 戦争と戦後を生きる』（小学館 2009）や論文において、「生存」という言葉を用いて、国家が人びとの暮らしや存在に及ぼした影響や両者のせめぎ合いを捉えなおすことを提言している。近畿地方では、大阪市史編纂に携わった三輪泰史による『占領下の大阪』（松籟社 1996）において、占領期の大阪地方を、生活者としての民衆に着目して、行政史を問いなおす試みがなされた。

行政の視点から民衆を概括せずに、複数形で捉えて民衆と行政とのポリティクスを通じて時代を描きなおす視角は、筆者と共通している。

### GHQ メディア検閲に関する研究

本論文において、ヤミ市やこれをめぐる主体の動向を明らかにするために有用な史料である新聞・雑誌資料は、1945年9月から1949年11月までのあいだGHQによる検閲の対象であった。占領期メディア検閲に関する研究もまた近年進展がみられる領域である。

GHQの検閲指針やその実態については、江藤淳の『閉ざされた言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』（文藝春秋 1994）は一次史料にあたって検閲の実態と目的を明らかにしようとした先駆的な研究であった。しかし、短期間の調査成果

でGHQ民主化政策を批判しようとして論を急いだという有山輝雄による指摘（『占領期メディア史研究—自由と統制・1945年』柏書房 1996）もみられる。山本武利による『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店 2013）に代表される一連の研究は、江藤の手法と成果に学びつつ不足を補って深化させたうえで、検閲組織とその実態を緻密な調査で明らかにした。また、現NPO法人インテリジェンス研究所理事長の山本によって1996年から開始された「20世紀メディア情報データベース」は、プランゲ文庫に所蔵される全雑誌13,787誌と当時の日本新聞協会加盟地方有力紙についてデータベース化したもので、2013年6月に公開と運用がはじまった。これは、これからの占領期研究の展望を切り開いた大きな成果である。しかし、地方紙の検閲実態についてはいまだ明らかではない点も多く、今後さらなる進展が期待される。

## 2-2 占領下の都市空間におけるヤミ市に関する研究

第3章では、占領下神戸に生成したヤミ市が社会の変動やGHQの命令、警察の取締によって変容する具体相を描く。占領下の都市空間におけるヤミ市に着目した史的研究は、1980年代から社会史の分野にはじまり、1990年以降、これに加えて建築・都市史の分野ですすめられてきた。

なお、1980年前後、フリージャーナリストの猪野健治が終戦直後の焼け跡の東京にあらわれたヤミ市にはじまる風俗を、戦後庶民史の原点、原風景として描いた著作（猪野健治編『東京闇市興亡史』草風社 1978。猪野健治「闇市・戦後の原景—熱気と開放感みなぎる巷から出発した“戦後”とは」『焼け跡に流れるリンゴの唄 証言の昭和史6』学習研究社 1982）もあるが、これは記録の性格が強かった。

## 都市社会学分野におけるヤミ市に関する研究

ヤミ市を分析対象とした先駆的研究としては、池袋や新宿を対象とした松平誠による1984年からの一連の研究（松平誠・星野朗「池袋『ヤミ市』

の実態—第二次世界大戦後の戦災復興マーケット」『立教大学社会学部研究紀要応用社会学研究』第25集 1984。松平誠『ヤミ市 東京池袋』ドメス出版 1985。松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』筑摩書房 1995）が挙げられる。松平はヤミ市を都市祭礼空間である盛り場の表現型のひとつとみなし、豊島区立郷土資料館の運営委員として、都市社会学の立場から聞き取り調査をもとに池袋のヤミ市を調査、展示模型を作製して、再現的に描きだした。東京都江戸東京博物館においても、火災保険特殊地図など基本資料の収集や聞き取りをおこなったうえで、空間の物質的特徴を再現した展示模型を作製した。この成果は、展示模型のほか、東京都江戸東京博物館調査報告書第2集が『ヤミ市模型の調査と展示』（東京都江戸東京博物館 1994）としてまとめられた。

## 建築・都市史学分野におけるヤミ市に関する研究

1990年以降、建築・都市史の分野においても戦後期を対象とする研究が増加する。このうち、ヤミ市を対象とした先駆的かつ代表的な研究として、戦後復興過程の広島駅前にあらわれたヤミ市を対象とした石丸紀興による研究（石丸紀興「広島駅前ヤミ市の変遷とその特徴」『広島市公文書館紀要』第18号 1995。李明・石丸紀興「戦後広島駅前ヤミ市の出現とその変遷過程—駅前の整備・再開・活性化事業に関する史的研究」『日本建築学会計画系論文集』第73巻第628号 2008）、戦後東京における都市再開を論じた初田香成による一連の研究（初田香成「戦後東京におけるバラック飲み屋街の形成と変容—戦後復興期、高度経済成長期における駅前再開に関する考察—」『日本建築学会計画系論文集』第579号 2004。初田香成「戦後東京のマーケットについて—闇市と戦前の小売市場・露店との関係に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第76巻第667号 2011。初田香成『都市の戦後—雑踏のなかの都市計画と建築』東京大学出版会 2011）が挙げられる。

石丸は、さまざまに語り継がれてきた広島駅前

のヤミ市に光を当て、集団移転の契機や、民衆マーケットの建築形態や空間変容について明らかにした。広島復興過程に及ぼした影響や、復興都市計画との関係性について考察するなかでは、ヤミ市が戦災復興に初速を与えた点を評価する一方で、のちの駅前整備に課題を残したことを指摘した。このように、戦後都市の復興過程のなかにヤミ市独自の空間が問題化する傾向は戦災都市に共通したと考えられるが、戦後神戸のヤミ市は規模の大きさから複雑に変化したために不明点が多い。したがって、本論文では、戦後神戸の都市構造や復興の進捗状況と民衆生活の関係性の推移に着目して、微視的な都市空間とヤミ市の変化を描いたうえで論じるものとする。

戦後日本における都市再開を論じた初田は、ヤミ市の戦後形態のひとつとしてマーケットを取り上げ、勤工場にはじまる私設小売市場、マーケット、そしてテナントビルへと続く商店建築の系譜における一段階と位置づけた。既存研究においては、ヤミ市やマーケットは終戦直後に特有な非日常の過渡的な空間とみなされてきた。この見方に対して、初田はマーケットの存立する基盤を立地や既存建築との関係といった空間的な特徴や代表者や権利関係などの社会的な特性について解明することで評価しなおした。物質的空間と社会関係の動きとその相関性を明らかにしようとする観点には、筆者も大いに影響を受けている。

なお、社会と空間の両側面を横断的に扱う視野は、近代以降の東京の盛り場を「出来事」として捉え、都市とこれを舞台とする民衆の関係のダイナミズムを上演論的パースペクティブで描きだした都市論である吉見俊哉の『都市のドラマツルギー—東京・盛り場の社会史』(弘文堂 1987)にもみられるものである。

#### 歴史、文化人類学分野におけるヤミ市に関する研究

また、2000年以降、ヤミ市やこれに派生した社会空間を対象とする研究潮流は高まりをみせていて、現代史や文化人類学・民俗学といった分野においても研究がすすめられている。戦後日本に

おける農村と消費社会の変遷を論じた原山浩介による『消費者の戦後史—闇市から主婦の時代へ』(日本経済評論社 2011)は、消費者団体が行政・企業とどのように協調・対立したのかを分析して「消費者」が規定されてきた経緯を明らかにした。大阪を事例として、戦後のヤミ市時代の物価統制をめぐる一連の政治過程と、物価引下げ運動を担った婦人団体や労働団体の動きや位置づけの相関を描きだしたものである。

近現代史においては、三輪泰史は『占領下の大阪』(松籟社 1996)の焼け跡の市民生活に関する項で、大阪のヤミ市を取り上げた。新聞資料を用いて取締りの推移を微視的にみたらうで、警察部長の回顧した著書に基づく「正史」のヤミ市に対する見解・叙述を「警察施策の正当化」と指摘した。そのなかでは、大阪府の強制撤去方針と対照的な存在として兵庫県の健全化方針への言及もみられたが、兵庫県のヤミ市の具体相は明らかではなく、推察の域に止まっていた。

#### 2-3 戦後都市社会の社会集団

第4章では、ヤミ市の展開によって生じて変容していく新興市場や商店街といった生活世界を、社会集団の動態に着目して描きだす。

戦後都市空間の在日朝鮮人や引揚者等の社会集団がエスニシティやコミュニティに規定されつつ環境形成をおこない、その集約的な営為によって空間構造が変わっていった。多様な民衆による環境形成は、行政と比してしばしば短期間に小さなスケールでおこなわれる。また、当該期に関しては資料保存の体制も整えられていないため、行政・民間による再開記録のほかには、新聞資料調査や聞き取り、フィールドワークなどの現地調査に依拠する部分が大きくなる。

文化人類学・民俗学の分野からは、島本恭則による現地調査に基づく戦後地域社会の社会集団に関する研究成果が多数みられ、地方における在日朝鮮人の生活世界をめぐる社会史として、ヤミ市からの戦後地域社会の変容を聞き取り調査によって描きだした研究事例(島村恭則「熊本・河原町

「国際繊維街」の社会史 一蘭市から問屋街、そしてアートの街へ』『関西学院大学先端社会研究所紀要』第9巻 2013)がある。また、戦争によってそれまでの立場を失った点において前者と近い引揚者を取り上げ、当事者への聞き取り調査を重ねた著書(島村恭則『引揚者の戦後—叢書 戦争が生み出す社会2』新曜社 2013)は、これまで記録されえなかった引揚げ後の生活や戦後日本の地域社会における意味を問うている。筆者が研究過程でおこなった神戸市三宮・元町地域における当事者へのインタビュー調査もまた、戦後の民衆の生活史を描き出すことを企図したものであり、島本の研究成果は示唆に富んでいる。

また、都市コミュニティに関するアメリカにおける都市社会学の研究事例では、ハーバート・J・ガンズによる、ボストンのウエストエンドで隣地区の住民たちの生活の参与観察から、下層地域におけるエスニックマイノリティ集団の生活文化や再開発計画による立退きを実証的に記録した著作(ハーバート・J・ガンズ著、松本康訳『都市の村人たち—イタリア系アメリカ人の階級文化と都市再開発』ハーベスト社 2006)が先駆的である。多民族・人種が共生するインナーシティで黒人が被差別化される現象をフィールドワークによって得た人びとの言説から描きだしたイライジャ・アンダーソンによる著作(イライジャ・アンダーソン著、奥田道大・奥田啓子訳『ストリート・ワイズ—人種／階層／変動にゆらぐ都市コミュニティに生きる人びとのコード』ハーベスト社 2003)は、アメリカの大都市衰退地区の再生コミュニティを対象としたものであるが、日本の戦後都市周縁のコミュニティをまなざすうえでも学ぶことが多い。

また、戦後神戸の華僑社会と台湾人の経済活動に関しては、陳來幸による「戦後神戸地区経済における台湾人の役割と華僑社会の変遷」(『第一屆日本研究台日関係日語教育国際学術研討会論文集』中国文化大学日本語文学系 2000)で、戦後神戸を多国籍多民族と日本人の共存した空間とみて、その錯綜と協働に言及した。この時期を戦

後神戸の国際性のはじまりとみなした点について、筆者も認識を同じくしている。

戦後都市社会における階級については、社会学の分野から研究蓄積がみられる。橋本健二は『格差の戦後史—階級社会 日本の履歴書』(河出書房新社 2009)において、終戦直後から現代までの日本の「格差」について、階級構造分析を通してその歴史の変遷を描き出した。このなかで、1940年代後半の経済指標の分析によって、戦後の経済的な格差が比較的小さかったことを指摘し、敗戦直後の格差の大きさに対する定着したイメージを実証的分析で覆したうえで、貧しい時代の人びとの格差に対する強い不公平感にも言及した。筆者もまた、戦前期までに築かれた社会的地位や資本は敗戦にともなってリセットされ、個人の立ち回りの能力差がその後のライフコースに影響していったと考える。そこで、戦後日本の都市における戦争をはさんだ社会移動の具体的側面として、神戸の在留外国人や引揚者の空間形成や都市雑業層の生成の力学から、これまで記録されなかった人びとの戦後史を描くことを企図する。

#### 2-4 戦後神戸への着目

最後に、戦後神戸を対象とする研究蓄積についても、本論文の立場から参照すべき論文を挙げる。

明治以降の神戸の歴史が、これまで多くの人々によって「開港を中心とする経済発展と洋風開化した近代都市の形成という観点」から語られてきたことは、安保則夫の『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム』(学芸出版社 1989)において指摘される通りである。安保は、近代神戸の経済発展と都市形成の過程がはらむ問題の諸相を照らし出すために、明治期のミナト神戸におけるコレラ・ペストの流行とスラムの形成という歴史の暗部の一角を考察の対象とした。布川弘は『神戸における「都市下層」社会の形成と構造』(兵庫部落問題研究所 1993)において神戸の「都市下層」社会に着目し、地域住民の要求とこれに応じた公権力の政策との相関関係を検討した。

広原盛明は『開発主義神戸の思想と経営—都市

計画とテクノクラシー』(日本経済評論社 2001)において、神戸市の都市計画と都市経営を日本型開発主義国家の地方自治体版とみなして、成立の背景、内容と特徴、阪神・淡路大震災における展開と破綻、この後の変革の必要性といった点について明らかにした。計画側の開発主義を担うテクノクラートに着目して、20世紀初頭の技術者運動と戦後の現代テクノクラートを取り上げ、日本の都市計画テクノクラシーの成立要件を探り、「神戸型テクノクラート」の実体を分析している。

日本国内の地方における歴史は、行政史を編纂する立場にあった地方行政によって記述されてきた。彼らにとって、戦災や敗戦、それに次ぐ占領は大きな出来事であったが、残された史料において、占領期に言及するものは少ない。占領改革による地方行政体制への影響は記録されたが、場所をとまなう空間的な視点は反映されず、地方行政の取り組んだ復興区画整理事業の進捗に紙幅を割く傾向にあった。神戸市の都市計画に携わった元市役所職員が自らの問題意識に基づき、戦後を含めた神戸の都市計画や市街地形成について分析して記した著作も近年みられる。小原啓司は『神戸のまちづくり戦災復興事業』(私家版 2007)において、神戸における戦災復興事業の実態を豊富な資料で描きだした。三輪秀興は『宙 第5巻：神戸—そのまちの近代と市街地形成』(こうべまちづくり会館 2010)において、明治期から1980年頃までの神戸における市街地形成を、都市計画やまちづくりについての包括的な視野からまとめた。

歴史学の分野においては、吉原大志による「1900年代前後における海港都市神戸の形成について—湊川付替事業を事例に」(『海港都市研究』第5巻 2010)や「近代日本の都市開発と娯楽空間—神戸新開地形成史の研究—」(2011年度神戸大学大学院人文学研究科博士論文)といった研究成果が挙げられる。吉原は神戸新開地を事例として、近代日本の都市開発とそこから生み出される娯楽空間のあり方を明らかにしようとした。

人文地理・歴史地理の分野からは、戦後神戸の

居住環境について、本岡拓哉が「戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景」(『人文地理』59号2巻 人文地理学会 2007)によって、「不法占拠」とみなされた地区が行政と折衝し、外部のまなざしの影響を受け周縁化していくせめぎあいを描き出した。

また、戦後神戸における鉄道高架橋下部空間の商店街形成を取り上げた研究(高田佳奈「神戸市内高架下における商環境形成過程及び現状に関する研究—三宮～神戸間における高架下商店街を例に」平成13年度神戸大学発達科学部卒業論文)もみられるが、現状の把握に重きを置く視点であり、その発生経緯は史的に明らかにされていない。

以上のように神戸を対象とする先行研究の成果において、戦後を取り上げた事例は限られていて、史料も限られていることから、現状からの振り返りや都市計画主体の動向に焦点が絞られる傾向が強い。筆者はこれまで歴史研究の対象とされてこなかった占領期神戸について、安保や布川の民衆と行政のポリティクスを捉える見方に則りつつ、これに空間的な観点を補強することが可能と考える。そもそも、神戸は災害の多い都市であった。山と海に挟まれた帯状の市街地ではしばしば水害が生じていたことから市街地整備には河川の付替え工事が欠かせなかった。1945年の神戸大空襲や、1995年の阪神・淡路大震災による罹災や、そのあいだにも過密がすすむ地区では火災も生じ、都市は履歴や痕跡を記録されないままに姿を変えていった。したがって、すでに不可視となった空間における民衆の生活過程を明らかにするためには、新聞資料や雑誌、聞き取り調査、画像資料など行政資料以外の史料や、GHQによる公文書や占領期資料を用いて、都市空間の日々の動態を描きだす必要があるといえよう。

### 3. 本論文の意義

戦後まもない時期や占領期に光を当てた、都市空間に関する歴史的な研究の蓄積は少なく、未だ十分には検討されていない。本論文は、占領下の大阪を庶民の日々の営為や政策への反応の解明か

ら具体的に捉えなおそうとした三輪の研究と、視座を同じくするものである。したがって、歴史の空白として抜け落ちた占領下の神戸のヤミ市の日々の具体相を、庶民の視点から描き出すことで、当該期の他地域との比較や関係性を明らかにする展望が開けると考えている。

なお、松平による一連の研究と博物館展示へのその成果の還元は、ミクロなスケールで空間を再現した点において画期的であり、戦後都市空間の動態としてのヤミ市を研究対象へと引きあげた先駆的研究である点もまた評価することができる。筆者もまた悉皆的かつ多角的な調査によって、ヤミ市に関する視覚的な情報や新興市場の地権の変遷などを把握することで、歴史研究に欠ける空間的な要素を分析に取り入れ、地域的文脈から占領期神戸の位置づけを試みる。

本論文においては、これらの背景や既往研究の成果を踏まえて、都市空間の建築物や構造物の形成と変容過程といった空間構造ともに、その担い手である社会集団や個人といった人間の動態と、一括りにできない民衆の内部で繰り広げられる折衝・交渉・議論を経た決定に基づく環境形成のプロセスを読みとり、空間と社会の関係性の推移を分析・検討する。占領下神戸の民衆の生活過程は、激しく移りかわる状況に応じて対処的に組織化・変容・解体したために、記録されてこなかった。この原点をなすヤミ市とその展開を、新聞資料の悉皆調査によって再現的に描きだし、他史料とのクロスリファレンスによって、占領下神戸の都市空間における社会的相互作用の変遷を実証的に明らかにする。これによって、理論的な検討や一般化ではなく、事実の確定によって今後のさらなる議論の土台をつくることで、占領期の都市史研究の進展に資するものである。

#### 4. 本論文の方法と調査史料

1945年9月21日には「日本出版法」が即日施行された。これに基づき、1945年9月から1949年まで、日本国内におけるすべての出版物に対して、連合国占領軍民間検閲部の検閲がお

こなわれた。日本出版法については、第2章において『神戸新聞』の報道内容を事例として考察するが、明らかなメディア・コントロールを前提とする当該期の状況が、文献史料の解釈にあたって、きわめて重要であることを述べておきたい。

本論文において、ヤミ市やこれをめぐる主体の動向を明らかにするための史料として用いた『神戸新聞』『大阪毎日新聞』の報道もまた検閲対象であったはずである。占領軍の検閲指針やその実態については、江藤淳『閉された言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』（文藝春秋 1994）や山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店 2013）などに詳しい。しかし、地方紙の検閲実態についてはいまだ明らかではない点も多い。すべての検閲関連史料が所蔵されるメリーランド大学東アジアコレクションのプランゲ文庫における調査（2013年3月）では、『神戸新聞』に関連する資料は見受けられず、このことから地方紙『神戸新聞』は事前検閲ではなく事後検閲の対象であったと察せられた。

戦後都市空間における日々の民衆の動向を記録した媒体は、神戸市内では『神戸新聞』の報道を除いてほかにない。同紙は、戦災によっても戦後の資源不足のなかでも休刊することなく、戦中戦後を通して、限られた紙幅で神戸の現況を伝え続けた。市内における民衆の生活状況に言及する一方で、都市の秩序化にあたる連合国占領軍や日本政府、地方行政主体の動向や、そのための指令や注意点についても報じていた。そこで本研究では、戦後初期の神戸という都市空間を捉えなおすにあたって、『神戸新聞』1945年8月15日から1949年12月31日までの全紙面を通覧し、三宮地域と湊川新開地における人びとの動きを報じた記事を抽出して整理し、分析対象とした。また、新聞報道の悉皆調査に加えて以下の調査をおこなった。

三宮町1,2丁目、元町通、三宮東地区におけるインタビュー調査によって、戦前から戦後へと周辺住民から見た三宮地域がいかなる変化をみせたのか、生活に密接した地域としての変遷を跡づ

けるとともに、戦後都市を生きた人々のライフヒストリーから同地を描くことを目指した。神戸市関係者へのインタビュー調査からは、市街地改造事業に代表される再開発へと向かう戦後神戸市を概観した。

米軍撮影空中写真、地図や昭和30年前後の住宅地図の照合のほか、当時の写真や絵画といった図像資料の調査にもつとめた。これにあわせて、戦後まもない時期の住宅兼店舗群の形成に着目して、当該エリアの権利関係の推移について、閉鎖公図・土地台帳の調査によって登記簿や明治期における宅地開発以降の所有者、土地の分筆加筆状況などの調査をおこなった。これによって、「ドサクサ」とも言われる戦後都市空間の変遷の一端を明らかにしようと考える。

すでに多くの蓄積のある二次史料として、戦後についての回顧談に代表される記録や、同時代に発行された雑誌資料についても記述内容を収集、検討した。1970年代から記録がすすめられた空襲の罹災者による証言は、貴重かつ有効な史料であるが、曖昧さや偏りの検証も必要である。

また、建設省計画局区画整理課の監修した『戦災復興誌』や、神戸を対象とした代表的な史料である『神戸市史』や都市計画局による記録についても、計画主体のまなざしによる記述と新聞報道との相違点を検討するよう心がけた。

また、これらの国内史料の発掘とともに、ワシントンの合衆国国立公文書館別館（NARA II）とメリーランド大学附属マッケルディン図書館（Mckeldin Library, University of Maryland）における米公文書と占領軍検閲雑誌・図書や検閲資料についての史料調査をおこなった。当該期のあらゆる出版物は占領軍民間諜報局（CIS）によって検閲を受け、それらの雑誌・図書の複本と検閲資料はゴードン・W・プランゲ文庫としてメリーランド大学に、GHQによるあらゆる記録は日本占領関係資料としてアメリカの国立公文書館に所蔵されている。これは、1978年にはじまった国立国会図書館によるマイクロ化作業の進捗によって、近年では日本国内でも国会図書館憲政資料室

や複数大学のマイクロ史料コレクションにおいて、多くの資料が閲覧可能となりつつあるが、現状では国会図書館のマイクロフィルムに含まれない史料も、米国国立公文書館に所蔵・公開されている。なかでも、戦後1年以内の地方都市において連合国占領軍の撮影したカラー映像や、キャンプ内の施設に関する配置図は、国内の調査では得られず、戦後神戸について豊かな視覚的情報を与える資料として貴重であった。

## 5. 本論文の対象と構成

本論文においては、占領下神戸の都市空間に共存したあらゆる生活者の営為を検討対象とする。

このうちヤミ市をめぐるさまざまな主体には、民衆、GHQ、地方行政・警察が想定できる。民衆には、営業者だけではなく、商業に従事しなくとも生活空間を同じくしていた戦災者や住民も含まれることに留意したい。発生当初はまとまりのなかった営業者はヤミ市を形成し、自治的組織を結成して内発的な運営や変革を試みていく。ヤミ市を取締まる側であったGHQは、1945年9月末から神戸への進駐をはじめた。神戸のヤミ市がもっとも殷盛をきわめていた占領初期の1年間に、進駐軍がいかなるかたちで都市空間へ関与し、その管理統制を図ったのか。『神戸新聞』における戦後神戸の都市空間をめぐる進駐軍の動向を報じた記事内容の、1年あまりの変遷について検討し、進駐軍と都市の関わりの推移を明らかにしたい。現場で取締りや秩序維持のために動いた兵庫県警察部と神戸市内各警察署は、GHQの意向を受けて県警察部長の判断によってし、現場の状況に対応しながら問題解決を図っていた。彼らの果たした役割や、公的機関に属しながらも法制度や体制のゆらぎから柔軟な対応力を求められた、当時の状況の推移にも目を向けたい。

なお、これまで列記した主体のなかには、組織と個人の両方が含まれている。組織としての立場や方針と個人の境遇や感情は重なりあいつつも、一致していたとは限らない。この点に留意した記述が必要である。

本論文の構成は次のとおりである。

第1章では、第2章以降で占領下の神戸を明らかにするための背景として、近代化とともに大きく変わっていく神戸の都市空間について、明治期から昭和初期の三宮と湊川新開地に着目して、街区・鉄道・道路といったインフラ整備による変容過程を概観する。近代三宮・元町地域は明治期の開港と居留地形成にはじまり、これを契機として、河川の付替え工事や、雑居地の設定、宅地開発がおこなわれ、新しい都市の姿があらわれる。1945年の神戸大空襲を経て戦後に継承されたのちに、都市生活において新たな用いられ方をしはじめていった。民衆による生活再建と、行政による復興計画の初動をそれぞれみることで、速度や規模の違いが引き起こす衝突を取り上げる。また、戦争によって布かれた統制経済は、戦後も継続したが、戦時体制の秩序が崩壊した世相においてこの徹底は難しかった。これに関する制度の変遷を通して、ヤミ市が生成する社会的背景を概観する。

第2章では、都市空間をめぐる進駐軍の動向と新聞報道について、地方紙『神戸新聞』における報道内容を全国的なメディア検閲の動向とあわせて、①日本への占領政策のはじまり、②地方都市における言説空間管理のはじまり、③地方都市における進駐と都市空間管理のはじまりと展開という3段階のスケールから検討する。1945年9月から1949年11月までのGHQメディア検閲が及ぼした影響を把握し、当該期の『神戸新聞』記事の史料の妥当性と信頼性を検討する。これは、ヤミ市や進駐軍兵士の動向は検閲対象項目であったため、第3章以降のヤミ市の生成と変容過程における民衆の営為を新聞資料から読み取るにあたって必要な作業である。この検討を踏まえて、全国的なGHQによる言説空間や都市空間へのコントロールの推移を明らかにしたうえで、占領下神戸における進駐軍の動向を、住民との関わり、接収、街路空間への規制の諸相といった側面から具体的に描くことを試みる。

第3章では、占領下神戸の都市環境形成に初速を与えたヤミ市について、その中心をなした三

宮・元町と湊川新開地の2地域における空間の変遷に着目し、ヤミ市をめぐる人びとの日々の動態を明らかにする。これによって、占領下の神戸の都市形成を、行政史には記されてこなかった民衆が群れる空間という視角から検討するものである。第2章でみたGHQによる全国的なヤミ市撤去の方針の一方で、兵庫県・神戸市といった地方行政や営業者といった現場の多様な人びとはいかなる対応をとったのか、その実態と主体間のポリティクスを、市内最大規模のヤミ市「三宮自由市場」の変容過程から描きだす。主な史料としては『神戸新聞』記事や、進駐軍関係者や日本人写真家が撮影した凶像・映像資料を用いる。

また、同時期、近接する地域に生じた市場や商店街はヤミ市と異なる戦後都市商業集積の萌芽とみなされてきた。これらについても、その形成と変容の具体相を明らかにし、ヤミ市との関係性の推移を考察する。

第4章では、第3章で明らかにした戦後神戸のヤミ市の展開によって生じた市場や商店街と周辺地域を事例として、終戦直後から高度成長期、再開発を経て現在に至るまでの神戸の都市空間の履歴を明らかにする。戦後神戸市において、三宮自由市場という大規模なヤミ市の内外には駆け引きがうずまき、形勢は日々移りかわった。取り締まる側であるGHQや行政と多様な営業者の繰り広げる折衝は、営業者の組織化と自治統制の傾向を生む。自由市場撤去に際して、商業組織として新たなマーケットや商店街を形成しはじめる人びとの動きとその後の展開について、「三宮国際マーケット」「三宮ジャンジャン市場」「三宮高架商店街」「元町高架通商店街」「湊川公園商店街」の5事例を取り上げた。いずれも住宅不足の状況下で店舗兼住居群の新興市場や商店街を形成して、特徴ある営業によって活況を呈したが、時期を経て復興がすすむ世相においてその位置づけは変容し、やがて周縁化していった。本章は、個々の事例の変容過程について、地域社会構造と担い手である社会集団がその性質に規定されつつ営業継続に向けた取り組みに着目して、記録されてこな



かった「戦後神戸」の実態と展開を読み解くものである。

なお、史料からの引用にあたっては、原則として原文のまま採録したが、読みやすくするために原文にはない句読点をつけ、漢字は原文の意味を損なわない範囲で当用漢字に、変体仮名は現代仮名に変えた。

## 第 1 章

### 戦後神戸における都市環境形成の社会的背景



# 第1章

## 戦後神戸における都市環境形成の社会的背景

都市は、近代化とともに大きく変わってきた。神戸においては、開港とともに居留地がつくられ、西欧文化が流入し、周辺地域の人びとの生活スタイルは影響を受けていった<sup>1)</sup>。都市整備においても、新たなインフラ施設が次々と導入されていく。生活の基盤となるインフラとしては、街区割り、公園、歩道、街路灯、下水道施設など、交通や産業の側面を支えるインフラとしては、鉄道、道路が代表的である。

第1章では、占領下の神戸を明らかにするための社会的背景として、街区・鉄道・道路の整備、空襲被害と都市復興の初動、戦時体制による統制経済の3点に着目して、近代神戸成立の過程を概観する。近代化とともに大きく変わっていく神戸の都市空間において、上記のインフラは、都市生活のための環境条件を物質的に規定した要素である。

近代三宮・元町地域は明治期の開港と居留地形成にはじまる。これを契機として、河川の付替え工事や、雑居地の設定による山手への外国人居住といった新しい都市の姿があらわれる。昭和初期にはすでに三宮への乗り入れが果たされていた国鉄や私鉄の鉄道高架橋建設工事がおこなわれ、国鉄については、この高架化工事の際に下部空間の利用計画も持ち上がった。神戸の中心市街地である近代湊川新開地においても、湊川の付替えや湊川公園の形成と交通網の整備がおこなわれる。

都市構造の骨格をなす鉄道高架橋の形成経緯と昭和初期の状況について、三宮地域と湊川新開地

を事例に整理し、戦災と戦後の都市空間の物質的変容を考える一助とする。

これらのインフラは、1945年1月から6月にかけての神戸大空襲を経て、戦後神戸の市街地に継承された。空襲によって家をなくした罹災者は焼け残った鉄道高架下に身を寄せて雨露を凌ぎ、徴用解除となった元軍属船員の台湾人もまた住居を持たず、ここに集った。市街地の6割以上が焼失するなか、終戦後にいち早く動きはじめたのは、生きるために自ら策を講じなければならない人びとであった。民衆による生活再建と、行政による復興計画の初動をそれぞれみることで、神戸の狭小な市街地を舞台として、速度や規模の違いが引き起こした衝突を取り上げる。

戦争によって布かれた統制経済は、戦後も継続したが、戦時体制の秩序が崩壊した世相においてこの徹底は難しかった。1945年秋の不作や、国内人口の増加、GHQの来日など想定外の出来事が相次ぐなか、配給統制の制度もまたこれを規定する法律や品目が変わる。これらはヤミ市が生成する社会的背景であった。



# 1-1

## 近代神戸における都市空間の形成

### 1-1-1 近代三宮地域の都市空間形成

#### (1) 明治期開港と居留地の形成

1854年3月に日米和親条約が結ばれてから、1858年の日米修好通商条約をはじめとした安政の五ヶ国条約が締結され、箱館、横浜、長崎、神戸、新潟の5港の開港と、外国人の居住と貿易が認められることとなった。これによって東京と大阪が開港し、1859年に横浜港、1868年には神戸港が開港する。明治期の資本主義経済の成長にともなって力をつけた両港は、大正期にかけて近代日本の二大国際貿易港としての地位を確立していく。横浜は輸出港、神戸は輸入港を擁する都市として、欧米文化の伝来地としての性格を色濃く育みながら発展した。

開港後、神戸の外国人居留地は、東を旧生田川、西を鯉川、南を海、北を西国街道に囲まれた約7万8000坪の区域に、イギリス人の測量技師J. W. ハートの設計によって整備・建設された。次いで、居留地の建設によって、水害を引き起こす天井川であった旧生田川の治水対策が問題となる。旧生田川の付替え工事は、1871年4月29日から同年7月26日にかけておこなわれ、埋め立てられた河川敷は、三宮を南北に貫く主要道路<sup>2)</sup>になった。東に移された新生田川は、布引の滝から小野浜まで、南へまっすぐ流れるように造成された。また、居留地の西を区切る鯉川には、1874年末の工事によって蓋がかけられ、1909年の暗渠化後には、街路(鯉川筋)が敷設された。こうした河川の整備と新たな街路建設とは一体に

すすめられ、次第に近代都市の構造が整えられていった。【図1-1】

なお、1871年に現在の場所に移された新生田川は、1932年に暗渠化された。しかし、1938年の阪神大水害の際には山地から流れた岩や木が詰まり、三宮地域へと大量の泥水が流れ込んだため、暗渠は撤去された。

また、これに加えて東の生田川から西は宇治川のあいだには雑居地が設定され、日本人との任意契約によって山手にも外国人が居を定めるようになる。これは、北野異人館街の立地にあたるが、現在の家屋は後年建てられたものが多い。なお、雑居地の永代借地権は、1899年7月16日に居留地が返還されてからも1942年まで存続した。

#### (2) 昭和初期神戸における鉄道高架橋建設

1905年には、阪神電鉄が大阪―三宮間に開通し、大阪方面から三宮に着く客が増えた。終点は

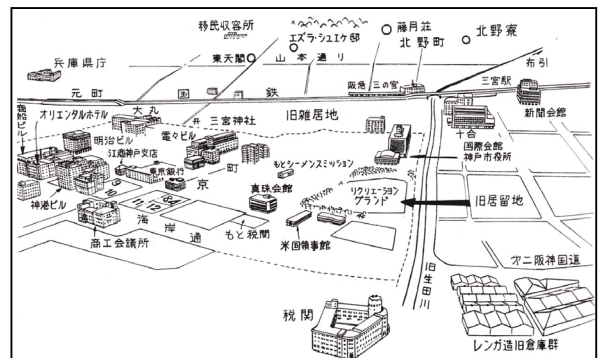


図1-1 1960年頃の旧居留地と山手外人住宅地をみる  
(出典：日本建築協会『建築と社会』日本建築協会第42集 1961.2)

現在のそごう百貨店の北側地上にあったが、1913年に延長し、現在の国際会館前十字路に移り、税関線（現・フラワーロード）を市電と並行した。1910年には神戸電気鉄道株式会社の第一期一号線、春日野道―兵庫駅前間が開通し、現・国際会館の南側を走り、のちに神戸市電となった<sup>3)</sup>。

また、1926年8月着工の灘―鷹取間12.2kmに対する国有鉄道の高架化工事は、1931年に完工した。三宮界隈の様相はこの高架橋の完成によって一変したといえよう。市電の瀧道、湊川、御幸の各専用橋および相生橋併用橋と鉄道高架橋との同時切替は、市電を地上へと移動させるもので、当時の技術としては画期的な工事であった。こうして三宮駅は現元町駅の地点から東の現在地へ移され、もとの駅が元町駅と改称された。

1933年6月には岩屋から三宮へと阪神電車が地下で乗り入れ、1936年3月にはさらに元町まで延長された<sup>4)</sup>。この阪神三宮駅開通に伴い、地上には7階建の阪神ビルが建設され、1933年10月には元町5丁目のそごう呉服店が賃借、百貨店として開業した。このほか、元町駅開通時には5階建の元町阪神会館も設置された。

また、阪急電車も1936年4月には西灘から高架橋が完成し、三宮まで乗り入れた。これにともない終点となった三宮には、5階建の阪急ビルが建ち、5階には映画の阪急会館、4階には大食堂、さらにこのビルに連なった西方の高架下には、三宮劇場・三宮映画館が併設された<sup>5)</sup>。

以下では、昭和初期の神戸における国有鉄道の高架橋建設計画やこれをめぐる動向をみていく。

### ① 建設計画の概要

神戸市の中核地帯を、国有鉄道は地平式で東西に縦貫していた。これは市の発展にとって多大の支障ありとみなされ、1893年頃すでに移転が請願されていたが、そののち輸送力の関係上2線増設の必要が叫ばれるに至り、4線の高架橋への改築工事が実現することとなった<sup>6)</sup>。従来の鉄道と道路の平面交叉には、交通上の不便と危険とが多く、増築にあたっては立体交叉式の採用が構想

されたのである。

新たに建設される高架線は、RCラーメン構造【図1-2】で市の東部にある灘駅より西部の鷹取駅まで延長約11kmにわたり、そのうち約7kmはスラブ式、灘駅附近と兵庫西方より鷹取駅に至る区間の合計約3kmは築堤式で建設されることに決まった<sup>7)</sup>。旅客駅は灘、三宮、神戸、兵庫、鷹取の5駅にして、三ノ宮駅は「市勢発展の傾向と都市計画の内容」を考慮し、現在の元町駅に置かれていた位置から東方の瀧道踏切附近へと移転することとし、他はすべて従前通りの位置にて高架式とすることとなった<sup>8)</sup>。【図1-3】

また、62カ所あった架道橋のうち、瀧道、相生橋、湊川、御幸の4カ所は、神戸市電車線が国有鉄道の現在線を跨線橋によって乗越しているため、切替に際しては市電線を地平に変更する必要があったといい、この切替工事は神戸市街線工事のうち最難関でもあった<sup>9)</sup>。

高架改築工事は二期に分けられ、まずは先在線路をなるべく海側に移動し、列車を運転しつつその山側に2線分の高架橋を築造し、現在の地平線をこれに切替える工事を第一期とし、切替後、現在線跡に海側2線分を設けるのが第二期であった。ただし兵庫駅西部の一部及び鷹取駅は用地の関係等により第一期に4線分を完成させた。

この工事は1918年9月鷹取附近の用地買収に始まり、1922年12月神戸―鷹取間、1923年7

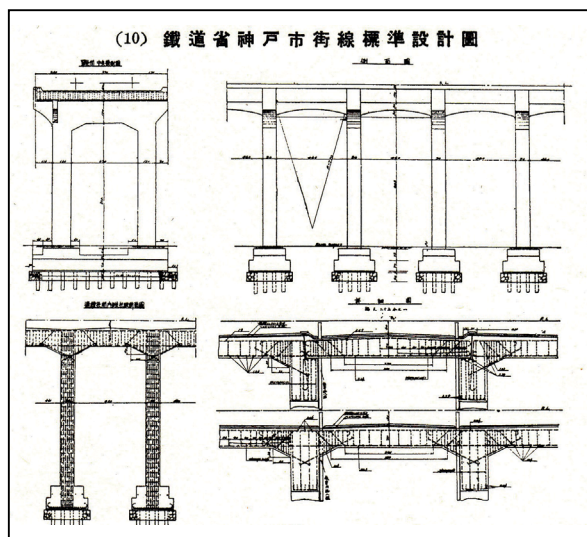


図1-2 神戸市街線工事の高架柱図  
(出典：土木学会監修『復刻・土木建築工事画報』1928年10月号)

月灘—神戸間，1925年神戸駅，1926年2月三宮駅，1927年2月灘駅および10月兵庫駅の改築にそれぞれ着手，第一期工事は1931年度のうちに，第二期工事は1935年度中に完成予定とされた。

工事費は電気工事費を除いて総額約2,850万円を要した。この内訳は，線路増設費が約1,063万円，駅改築費が約1,787万円，このほか付帯工事の費用として貨物駅の客車操車場などの工費が約536万円であった。

## ② 高架橋下部空間利用にける市民の期待

鉄道高架橋建設の具体的なメリットは，交通改革であった。地上を走る汽車よりも高架鉄道の良いところとし，震動の緩和や，排水・踏切の混雑・自動車や荷車と汽車との衝突騒ぎなどの改善，そして夜中に飛び込み自殺をはかる人間の減少が挙げられた<sup>10)</sup>。特に，市内37カ所にも及んだ踏切が不要になることは，柳原や相生町や宇治川の踏切において日に数十回「小芋の籠を引繰り返したような」混雑が解消されるとして，大いに喜ばれた<sup>11)</sup>。

そして，1万2000坪の高架下敷地はどのように使われるのかという点もまた，市民の関心を集

めていた。市内中心部（兵庫—神戸—三宮間）の着工を目前に控えた1927年1月には『神戸新聞』でも特集が組まれ，高架下空間の開発に寄せる期待が綴られた。高架下空間は店舗または倉庫にする予定であった一方，「鉄道省を大家とする約千戸の貸家」という記述もみられ<sup>12)</sup>，ここでいう「店舗」とは店舗兼住宅を意味したと推察できよう。市民の視点ではこのように，建設当初から高架下に生活空間が現れることが想定されていたようだ。

この「店舗」建設は，高架橋の幅員，9間（約16m）を南北に二分するものと目されていた。奥行き4間半（約8m），間口2間半（約4.5m）の「家が背中合わせ」という記述からは，高架下の中央に向けた現在のスタイルではなく，南北の側道に向いて店を開くことがイメージされていたようだ。また，間口と奥行から考えると，この店舗一軒あたりの面積は11.25坪（約37㎡）であり，決して狭小ではない敷地割りでの店舗兼住宅の建設が計画されていたといえよう。1976年10月に統一的な形態に改築された現在の元町高架通商店街の店舗には，使用部分面積のバラつきが大きい。4坪ほどの狭い店から2階建ての20坪と広いものもあり，その大半は，昭和初期に提案さ

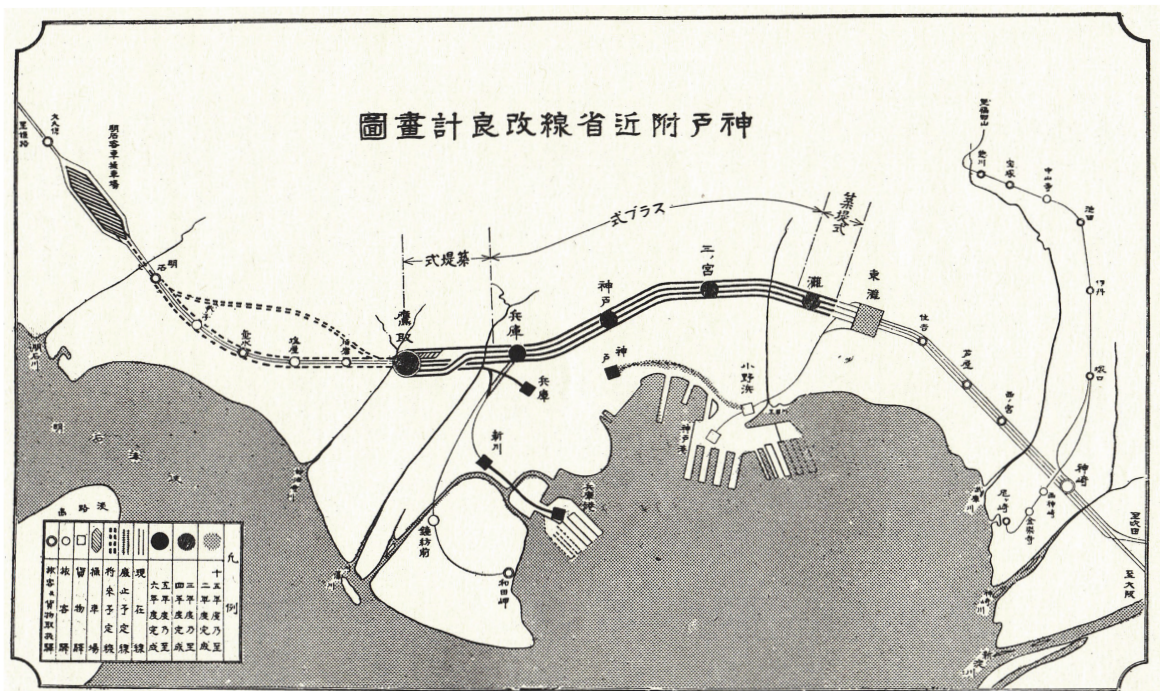


図 1-3 神戸附近鉄道省線改良工事計画図（出典：土木学会監修『復刻・土木建築工事画報 第7巻第10号（1931年10月号）』土木学会 1995



れた敷地面積と比べると狭小な店舗であった。また、家賃については、「東京は坪二円の家賃だが神戸ではまだ決まっていぬ」というように、同時期東京の高架下における坪単価を引き合いに出して論じられた<sup>13)</sup>。昭和初期における東京の高架下の坪2円とは、現在の消費者物価指数で換算するとおよそ0.3万円に過ぎず、坪単価相場にすると安価といえる<sup>14)</sup>。高架橋建設によって新たに形成された高架下空間が、当初さほど良い立地とみなされなかった可能性とともに、鉄道省の所有地という条件の影響も察せられる。

### ③ 鉄道省による土地貸借と高架下倉庫建設

建設当時の神戸では「鉄道省は大借家の旦那になる」と語られたにもかかわらず、高架橋完成後の1938年には、神戸市が鉄道省から浜側の空道を歩道用地として無償で借り受けることとなった<sup>15)</sup>。これは、高架下への店舗兼住居の建設計画が中断されたことを意味する。1937年の日中戦争開戦以降、建築資材統制も布かれ、1938年4月には国民総動員法、灯火管制規則、電力管理法が相ついで公布された。戦局が深まって建築資材を得られないために、店舗兼住居から歩道用地へと土地利用の構想は転換したようだ。こうした状況下で、市と鉄道省の土地貸借契約は戦後まで続く。

戦中の元町―神戸駅間高架下の山側空間には、部分的に省線の倉庫が建設された。戦前日本における鉄道省の倉庫営業については、満州鉄道および朝鮮鉄道局にはじまった。内地では1931年10月1日に秋葉原駅で鉄道省貨物運送付帯事業として開始、1933年10月1日に名古屋駅、1936年4月1日には大阪梅田駅に高架下倉庫が設置された<sup>16)</sup>。これら3倉庫の建物設備は、鉄筋コンクリート高架橋梁下に壁体を設け、外壁には煉瓦塗料による防熱施設、電動扇風機を設置して通風換気がおこなわれた。このほか、天井および床面に防湿設備、出入口には鼠返しが設けられ、耐震耐火にも万全が期されたという<sup>17)</sup>。

いずれの設備も高架下を利用した場所柄、不十分な点もあったが、国営であることから固定資本

は少額であった。このため、使用料については、民間倉庫業を圧倒する安さを誇ったようだ。なお、神戸の倉庫も、大阪の設置に続いたこと、この形態に準ずるものであったことが察せられよう。

### (3) 戦前の三宮駅南側一帯の様相

神戸市における戦後の新興商店街の代表的な事例は「三宮センター街」である。センター街は戦後に形成されて、現在では市内他地域の商店街を圧倒する規模を誇るが、戦前は商店街という形態での営業ではなく、小売り店舗の集積地であった。戦前の三宮地域の中心商店街は、センター街から税関線（市電筋、現・フラワーロード）を挟んで東側、そごうの南側通りにあった葺合区の小野中道商店街であった。

三宮地域は鉄道の乗り入れと高架化が果たされて以降、市街地形成がすすんだと察せられる。

三宮町1丁目には、大正から昭和初期にかけて、帽子・雑貨・絹織物などの輸出入を業種とする会社が多く設立された<sup>18)</sup>。一帯には、個人貿易会社のビルディング（事務所）や倉庫が何軒もあり、各会社は5人から10人の規模で、日本人をはじめイギリスやインド出身の従業員の姿がみられたといわれる<sup>19)</sup>。倉庫から神戸港へと出入荷される積荷は馬車によって運搬された。

省線高架橋の南側に沿った街路は、三宮ガード下を南北へと走る市電（税関線）を東端として西方へ延びた。税関線を越える東西の横断には阪神地下道が用いられ、南側舗道は馬車・自転車・徒歩の人びとが行き交う遊歩道であった。三宮一帯から南の神戸港へは馬車の行き来が多かったようだ。

このほか製紙工場があった名残の紙屋や、その工場跡地にあった東検番周辺の色街、梱包用の箱屋などがみられたといい、戦前の三宮地域は個人貿易会社や関連業者群として港湾機能との結びつきを有したことが推察される<sup>20)</sup>。なお、港との関係においては、規模の差はあるものの、旧居留地や海岸通一帯の貿易会社と類似性が指摘できよう。戦前の神戸市における省線線路から南側の地

域は、港湾機能との強い関連性を持ちつつ発展してきた。

このように、近代神戸では1936年までに三宮を交通体系の中心地とする都市基盤が形成された。三宮駅と旧・葺合区の西部から旧・生田区の東部といった三宮地域は、市内の要衝として機能しはじめる。高架橋と阪神ビル（後のそごう）、元町阪神会館、阪急ビル等の完成は、新開地に集中していた賑わいを東へと牽引していく。すなわち線路延伸・高架化といった鉄道整備事業は、三宮が神戸の中心になる布石となった。

### 1-1-2 近代湊川新開地の都市空間形成

#### (1) 湊川の付替と湊川公園の形成

明治維新当時にはこの付近一帯は「昼なお暗い程の森林」があり、外国人がよく狩をしていたという<sup>21)</sup>。1873年頃の湊川堤付近はまだ寂しい状態で散歩をする人も少なく、また水害でたびたび決壊しており、この補修工事費は一般からの寄付等によって賄われていた。

湊川公園を形成する動向は、1881年にはじまった。当時、兵庫県の管理していた湊川堤塘が市民散策の地となり、茶店を開くものが現れている状況をみた神戸区がこれを遊園地とすることを構想する。県に交渉してその一部を遊園地として使用料規定を設けたが、特に設備は施さなかった。1891年に市制が実施され、この地の管理も県から市に移り、市は1000坪余を湊川遊園地とすることを決議し、市条例でその使用料を規定した。1895年には市民の寄付によって桜1000本が植

栽されたが、枯死または盗奪に遭ったといい、遊園地は1904年に廃止されることとなった。

しかし、1901年に新湊川の開削と湊川の付替えが果されたことから、埋め立てられていた湊川一帯を公園にする計画が再び持ち上がる。1911年11月には、市は30万円でこの地域を湊川改修株式会社から買収して改修工事をおこなって湊川公園として開園した。その面積は36,046㎡に及び、旧湊東区の荒田町・福原町と兵庫区松本通・上沢通・下沢通に跨るように位置した。

#### (2) 大正末期 神戸タワーの成立

1921年に湊川トンネルが完成し、1924年には公園南側に高さ90mの神戸タワーが建設された<sup>22)</sup>。以後、公園としてのかたちを整え、市民の野外大集会場として、日常的な催しなどにも広く利用されることになっていく。

戦前戦後神戸においては「東の浅草、西の新開地」と並び称するフレーズを、よく目にする。ここからは、大正・昭和初期の盛り場としての新開地の繁栄をあらわすのみならず、東京浅草への意識の強さが推察される。浅草の凌雲閣（浅草十二階）はお雇い外国人のウィリアム・K・バルトンによって設計され、高さ52mのタワーとして1890年11月11日に建設されたが、1923年9月1日の関東大震災によって半壊、1923年9月23日に解体された。その翌年に建設された神戸タワーについては、その建設経緯は明らかになっていないが、1930年発行の『神戸市商工名鑑』によると、株式会社神戸タワーの代表者は住野春

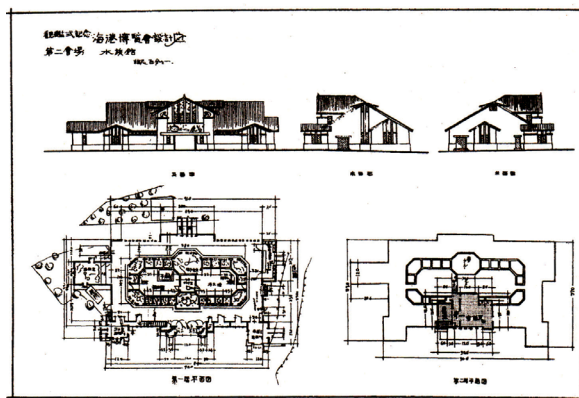


図 1-4 1930年に建設された湊川水族館  
(出典：石田修二編『観艦式記念海港博覧会誌』神戸博覧会協会 1931)



図 1-5 1930年代の新開地本通りの様相  
(出典：神戸市観光課『神戸観光の葉』1934)

七（下沢通1丁目21）、営業種別は「天体観望」であった<sup>23)</sup>。

このタワーからの眺望は、当時の中心市街地と歓楽地区となりつつあった南部の新開地本通りから臨海の川崎造船所までを広く眼下に収めていた。それはまさに、訪れる人びとにとっては、観光地としての湊川新開地を客体化する施設であり、神戸における近代観光地成立のひとつの契機でもあったともいえよう。

### (3) 昭和初期 神戸海港博覧会の開催と湊川水族館

1930年には神戸において観艦式記念海港博覧会が開催され、第一会場を兵庫埋立地、第二会場を湊川公園、第三会場を関西学院跡に置いて、1930年9月20日から10月末日まで開かれた。これを報じる1930年9月28日付『大阪朝日新聞』には、第二会場の湊川公園について、次のように記されている。

#### 第二会場 湊川公園

神戸市随一の盛り場新開地に隣合っているだけに余興にも随分面白いものがある、芸者の手踊り、海女の鮑取りなど艶ッぽい。ここは水産館、海洋館、水族館の三つが設けられて魚の棲息状態から漁業に関する総てを見せ、海洋の神秘、一万種からの貝類の陳列、気象学上の奇現象など誰にでもわかるよう仕組まれ電飾灯スカイ・サインなどで景気を添えている。（『大阪朝日新聞』1930年9月28日付）



図 1-6 1937年の湊川公園の様相  
（出典：神戸市観光課『神戸市公園概況』1937）

1934年頃の湊川公園には、勸業館、聖徳太子や大楠公の銅像、音楽堂、湊川水族館など数多くの遊園施設がみられ、この水族館は、1930年の博覧会時に神戸市水産会によって洋瓦葺の木造二階建てで会場入り口の東隅に建設され、内部は木摺り漆喰塗壁、魚槽は鉄筋コンクリート造、1m角厚さ約2.5cm（及び約3.2cm）のガラスが使用された<sup>24)</sup>。【図1-4】ここでは第二会場の余興として「芸者の手踊り」と「海女の鮑取り」が並べられ、「艶ッぽい」と評されている。この記述からは、福原を隣地に擁する湊川新開地において女性による見世物的な要素が求められた世相が読みとれる。この4年後に神戸市観光課によって発行された観光案内書『神戸観光の栞』（1934）には、湊川水族館は次のように紹介されている。

收容魚類の豊富なること、諸設備の完備せること、共に海港都市の誇りとするに足る。一度館内に足を入るや都塵雑踏を忘れ忽然として幽邃佳絶の境域を彷徨するの感あり。殊に七月十五日より九月二十日頃までは海女水槽中に潜り真珠取りの実演を見せるは誠に以て珍景である。

（神戸市観光課『神戸観光の栞』神戸市 1934）

水族館の外部と内部とを、「都塵雑踏」と「幽邃佳絶」という語で対置させる記述にみられるように、同時期の新開地本通り【図1-5】は歓楽地として賑わい、たいそう騒がしかったという<sup>25)</sup>。7月15日から9月20日までの夏季に、真珠取りの海女の実演を水槽で見せるという試みもあつ

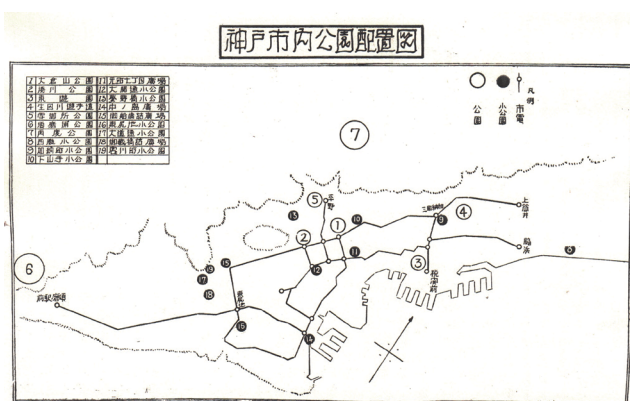


図 1-7 1937年時点、神戸市内の公園配置図  
（出典：神戸市観光課『神戸市公園概況』1937）

た。このイベントからは、養殖真珠ができて以来、国際貿易港として欧米への真珠輸出が盛んとなり繁栄した1930年代の神戸市の貿易産業状況との関連性が推察できる。なお、同館は、第二次世界大戦による戦禍が厳しくなった1943年末に閉館され、1945年3月17日の神戸大空襲によって焼失した<sup>26)</sup>。

#### (4) 市内交通網整備における湊川新開地の位置づけ

1927年には、神戸有馬電気鉄道株式会社の地下乗入れ工事のため、湊川公園の大半が掘削された。1928年に半地下の形態で湊川駅が開業し、2年後の1929年にはその損失補償金によってさらなる改園工事がおこなわれたという<sup>27)</sup>。【図1-6】【図1-7】

市内鉄道網については、1889年に東海道線の新橋—神戸間が全線開通して、1917年には神戸市に電気局が発足し、市電の運行が始まった。東海道線については、1918年から1935年のあいだに灘駅から鷹取駅間の高架改築工事が終わり、線路と道路が立体交差となったことで、神戸駅付近にも数多くあった踏切がなくなり、市内の交通はスムーズになっていった。

昭和初期の「神戸市観光地図」や「神戸市電市バス名所案内図」を見ると、充実した交通網

が書き込まれている。【図1-8】なかでも湊川新開地と関わる立地には、省線、市電、市営バス、神有電車と多くの軌道が走り、同地は市内の交通の結節点となっていたことがわかる。また、1936年に運行を開始した市営定期観光バスは、毎日午前9時に神戸駅前を出発して、約6時間、約70kmにも及ぶルートで大人1円20銭の乗車料金で走ったという<sup>28)</sup>。当時の市バスの普通区料金は10銭に過ぎず、現在の貨幣価値に置き換えるならば、市バスは200円、観光バスは2400円といったところだろうか。なお市電は普通券が6銭で営業時間も午前5時から翌日の午前1時と、市バスの午前6時から午後11時半と比して2時間半も長く、より大衆的な「市民の足」としての交通機関であったといえよう。

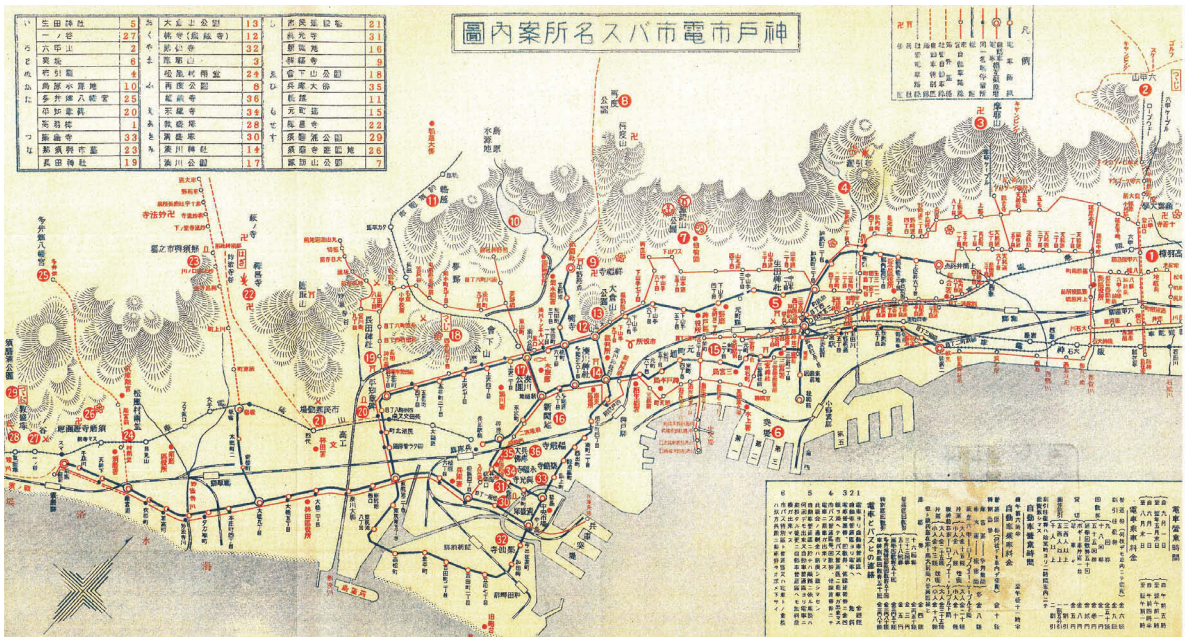


図1-8 神戸市電市バス名所案内図にみる昭和初期神戸市内の交通網の発達 (出典：神戸区観光協会『神戸観光要覧』神戸区観光協会 1935)



## 1-2

### 神戸市の空襲被害と都市復興の初動

鉄道の高架化は、昭和初期神戸に大きな変革をもたらした。これによって、狭い中心市街地の南北のアクセシビリティは飛躍的に高まり、空間の重層的な利用が実現された。

市街化がすすむ一方で、戦局の深まりにともない、1943年12月29日に兵庫県都市疎開実行本部が設置された。1944年2月26日には内務省告示第85号をもって「神戸市防空空地」が指定され、防火地帯を設けるために、家屋を間引いて疎開空地がつけられた。そして、1945年1月から6月には神戸大空襲によって、市街地は甚大な被害を受けた。【図1-9】これには三宮と新開地も含まれ、焼け跡と化した三宮から西部元町・神戸方向の市街地一帯には、鉄道高架橋のみが焼け残っていた。

#### (1) 神戸市の罹災状況と生活再建

第二次世界大戦によって何らかの被害を受けた都市は国内215都市で、このうち「戦災都市」とみなされるものは115都市である。このなかでも神戸市は大きな被害を受けた都市であった。人口千人あたりの戦争被害率は47.4人に及び、東京・大阪・名古屋・横浜・神戸の五大都市のなかで最も高い数字であった。市街地の6割以上が焼失し【図1-10】、人的被害は、罹災者53万858人、死者7,491人、負傷者1万7,014人にも及んだ。市内の戦災家屋数は14万1,983戸に達し、兵庫県の損失家屋数21万2,968戸の7割近くを占めていた。

敗戦直後の住宅不足は全国的に深刻な事態を呈した。住宅被害や戦時中の供給不足、海外からの



図1-9 元町駅より撮影、1945年3月17日の空襲に焦土と化した神戸元町3丁目附近。右は省線高架線（出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳）

引揚者による国内人口増加に、戦死・戦災死者数の減少などをあわせ考えると、住宅不足数は420万戸にものぼった。終戦から1年が経った1946年7月には兵庫県土木部によって、市内の建築物の復興状況の調査がおこなわれた。【表1-1】これによると、住宅の建設数はわずか2,724戸に過ぎず、バラック建ての店舗兼住居や赤さびたトタン囲いの壕舎が3,500戸余りと上回っていた<sup>29)</sup>。総建設数は1万1310戸と住宅不足数に比して圧倒的に少ない状況においても、旧葺合区と旧生田区の建設数が他区よりも多かった。

しかし、内訳をみると、葺合区には壕舎、生田区には店舗兼住居と住宅の建設数が多く、両区の地域性の違いはすでに明らかである。この調査の店舗兼住居群とは、ヤミ市やその変容によって生まれたマーケットや戦後の都市商業集積にあたる。したがって、本研究では、生田区内にあたる三ノ宮駅から元町駅を経て神戸駅間の地域における復興の動向に着目して、戦災都市における人びとの生活再建の姿をさらに詳しくみていく。

1937年にはじまった建築資材の統制は戦後1945年12月に廃止され、戦後新興階級の消費によって成長した映画館や料理屋などの新築や復興がすすんだ。しかし、その一方で、住宅難は改

善されなかったため、1946年5月には臨時建築制限令が施行され、不急不要の消費娯楽的建築物が制限されるようになった。同令の改正によって違反建築の取締りは厳化したが、建築資材の高騰の影響か、1946年夏にも住宅建設は不十分な様相だった。

## (2) 戦災復興計画基本方針のはじまり

1945年11月1日、神戸市規則第165号をもって神戸市復興本部が設置された。本部長を市長、本部長の諮問機関として神戸市復興委員会を設けて復興計画がはじまる。

1945年12月30日には戦災地復興計画の基本方針が閣議決定された。その目標は、過大都市の抑制、地方都市の振興、農業および農村工業の振興と掲げられた。主な内容は、①復興計画区域、②復興計画の目標、③土地利用計画、④主要施設、⑤土地整理、⑥疎開跡地に対する措置、⑦建築、⑧事業の施行、⑨復興事業費であり、土地区画整理または買収による土地整理が重視された<sup>30)</sup>。これは戦前の国土計画や大都市圏計画の基本方針と変わらず、石川栄耀や北村徳太郎といった建議や政策形成に携わった人物が同じであったことに起因するのかもしれない。また、予算配分は地方



図1-10 戦災焼失区域図にみる三宮地域(旧生田区・旧葺合区)。旧生田川の流路が区界である。これと鉄道高架橋の交差する場所に省線・阪急・阪神(地下)三宮駅が集まっている。(出典：日本地図社『神戸市戦災焼失区域図』1946)

都市優先となったために、特に東京の事業は遅れがちになり、プランのなかには再検討や打切りになったものもあった。

国内他都市における早期の復興計画立案の事例としては、1945年8月1日終戦までに県知事による指示で幹線道路計画が立案された富山市や、1945年8月27日に東京都計画局によって「帝都再建方策」が発表された東京都、1945年8月から9月にかけて戦災復興都市計画の調査・計画に着手した名古屋、岐阜、静岡が挙げられる。

神戸市では、この基本方針に応じて1946年3月14日に神戸市復興基本計画要綱が策定され、さらに各部会の討議を経て、教育文化復興計画要綱、緑地設定計画要綱、交通通信電気ガス計画要綱、地域地区設定要綱、産業金融復興計画要綱、貿易海運復興計画要綱、港湾計画要綱を決定して実施にあたった。同年5月10日には前165号を廃止し、神戸市規則第126号をもって市に神戸市復興委員会が設置され、同月15日復興本部に港都局を併合して一般土木、建築、港湾等各実施部門を統轄することとなり、ようやく計画から建設に着手されるはこびとなった。

### (3) 行政と居住者の復興をめぐる衝突

このプロセスにおいては、政府と兵庫県戦災復興審議会による幹線街路網計画決定のタイムラグと、個人単位での居住者の復興を目指す営みとの衝突も生じた。1945年12月30日に閣議決定された戦災地復興計画基本方針に基づいて、1946年3月14日に定められた戦災復興基本計画要綱によって復興計画は始動する。1946年8

表 1-1 1946年8月20日 神戸市復興建物建設状況調査

	住宅	店舗兼住居	壕舎	その他	計
総計	2,724	3,540	3,724	1,322	11,310
灘区	562	321	1,128	92	2,103
葺合区	421	343	1,659	160	2,583
生田区	737	1,538	218	189	2,682
兵庫区	555	685	267	435	1,942
長田区	184	319	168	337	1,008
須磨区	265	334	284	109	992

(1946年8月26日付『神戸新聞』より作成)

月16日には土地区画整理区域の決定告示がなされ、9月18日には同事業が決定、1947年1月に土地区画整理委員の選挙がおこなわれ、10月から12月には各地区の区画整理設計、施行規程の認可というように、戦災復興事業は計画から実施へと移されていった<sup>31)</sup>。

戦災復興計画の根幹として阪神間の幹線街路網計画が練られたが、兵庫県戦災復興審議会での決定や行政による将来の発展を見越した計画に先立って、市民は個人単位の住宅復興や生活再建にむけて動きだしていた。終戦後7ヵ月経つ1946年3月には、市内にはすでに多くの住宅新築がみられた。これらは街路に接近して建てられたものが多く、道路拡張工事によって再び撤去されることになったと報じられた<sup>32)</sup>。同年6月には完了段階の街路計画を待たず、「復興建築」は急増傾向をみせ、路上や緑地帯内にも既に家が建っていたという<sup>33)</sup>。

「復興建築に制限 緑地帯のお家は撤去 勝手な所へ建築出来ません」

港都再建の動脈となる幹線および補助街路はすでに机上計画を完了しているが県に提出される復興建築願は1日50通前後にのぼり計画街路敷と建設取締の協議会をひらいた結果、つぎの方針で今後の復興建築を取締ることになった。

一、神戸市で決定をみた29本の幹線および63本の補助街路の路線に当る建築は応急的仮設的なものでも県では原則としては許可せず適当に建築敷地を変更させる。但し道路拡張工事がまだ5、6年も先になるような場末地域では県が適当に採決する。

二、幹線、補助街路敷または区画街路敷に当らないと地上の建築願でも区画整理を完了するまでは都市計画実施上必要のある時は無条件で撤去し立退く旨の条件付のもとでなければ仮設建築物といえども許可しない。

三、緑地に当る地域の建築に関しては将来立退く必要ある旨を願出人によく了解させ許可するが、21年度着手の30万坪（大丸前附近と兵



庫駅南側一帯) 域内は許可しない。

以上のほか、市復興本部では今後の建築願は市長を經由し県知事宛提出する(名古屋ではすでに実施)よう強調、必要あるときは県が市に連絡をとることとし従前のままとした。なお復興計画街路を周知させるために神戸市では7月初旬「復興計画特集号」を回覧板に添えて廻すほか、全市560余の町内会事務所に復興青写真をそなえつけ、また復興本部計画局内に復興相談所を常置し市民の相談に応ずる。(1946年6月27日付)

被災者は各自で力強く生活再建に向かい、バラック建ての住宅や店舗は、立地を選ばない勢いで日に日に市内を埋めた。神戸市復興本部は県当局への了解を得たうえで、被災復興院への認可を申請して区画整理事業に着手したが、1946年10月21日には未だ計画段階にあった。

家を建てたくても土地も道路も決まらぬから本格的な工事ができない、大げさな文化施設や十年後の夢より街の基盤になる区画街路が第一だ(1946年10月21日付)

こうした投書や市民の声が山積しているとする指摘がみられた<sup>34)</sup>。市街地の6割が壊滅した空襲被害は戦後もなお爪痕を残し、資材不足に加えて都市部への極端な人口集中傾向もみられた。住宅難の世相から壕舎暮らしをする市民もいる状況のもとでは、早急な街路整備の進捗が求められた。

また、この区画整理事業については「道路新設によって土地を全部失うものが出ない代りに土地所有者は原則として同率をもって所有土地は減らされる」ことや、「換地処分によっては文句なしに折角建てた建物も立退きが要求される場合がある」という指摘が改めてあらわれる<sup>35)</sup>。

また、この後の住宅難の背景には違法な建築物の急増傾向も関係していた。これを受けて1947年2月8日に公布実施された「臨時建築制限規則」によって、「ヤミ建築」を不許可とする取締りが

おこなわれた<sup>36)</sup>。「庶民住宅」の優先確保のため、全ての建築に対する厳しい中央許可制と資材の割当切符制が採られ、15坪以下の建築への無制限許可から「ヤミ建築」ばかりが建つ実情の改善が図られた。要旨は以下のようである。

- 一、新築、増築、移築、修繕、用途変更をとわず、すべて被災復興院総裁の許可をうけねばならない。現在工事中のものや許可済のものも同様(3週間以内)
- 二、既存建物を料理店、旅館、劇場などに転用しようとする場合も許可を要し無断工事の施行者は処罰する
- 三、許可と同時に所要資材を割当、切符を交付し公価で引渡す
- 四、許可申請事務をとるため各県で出張所を設けるが、さしあたり届出は地方長官を通じて行うこととする

このように復興期には、さまざまな主体による「復興」という共通目的へ向かう多様な動きがみられる。進駐軍の命令には市民・行政ともに従わざるを得なかった反面、行政による復興計画と市民各自による住宅復興への営為は同時進行的に生じた。そして、行政と市民は大きく異なる速度で動いていた。将来を見通す計画を、と願う神戸市復興本部は慎重なうえに、県や復興院の認可を得る手続きを要した。このため、資材が調達出来次第、バラック住宅を建てようと急ぐ、衣食住あらゆる物資に困窮する市民は、行政による復興計画を遅いと感じていたのだろう。神戸新聞投書欄には行政の計画の悠長さや、理不尽な換地処分や不徹底な法規制に対する不満がみられた。共通目的を失った行政と市民との間に多々あらわれたこれらの齟齬はのちに、集団不法占拠や、都市計画事業における街路事業の難航といった形で問題化したようだ<sup>37)</sup>。

#### (4) 復興土地区画整理事業の進捗と展開

1946年にはじまった神戸市の被災復興事業は

当初区域 2680ha を対象としていた。兵庫県下の戦前の都市計画は、既成市街地の施設、街路、公園、下水道等の整備事業や、将来発展の予想された郊外地の体系づくりに止まっていた。戦後の都市計画は大規模な復興事業となり、これを転機として既成市街地のまちづくりがおこなわれた。

1949 年には、インフレの激化から国家財政は大幅赤字となっていた。同年 3 月には経済安定政策のドッジ・ラインが出され、超均衡財政、大衆課税の強化、歳出の切りつめが図られた。この状況下で、連合国占領軍は日本各地で計画された戦災復興事業を敗戦国にふさわしくないプランとみなし、道路・街路事業を維持修繕だけにすべきとの見解を出す。同年 6 月には「戦災復興都市計画再検討に関する方針」が閣議決定されるが、すでにはじまっていた土地区画整理事業はやめられない。このため、仮換地指定や建物移転が途中で止まるという事態が生じ、土地所有は深刻な混乱に陥った。また、1950 年には建築基準法が成立し、遅れて 1968 年に都市計画法が成立している<sup>38)</sup>。

戦災復興事業は、1958 年度をもって予算上の問題で終了することとなった。これに代わって、ガソリン税を財源とする土地区画整理事業として都市改造事業がはじまる。これは国庫補助 2 分の 1 で行われたもので、兵庫県においては、第 2 阪神国道整備のための土地区画整理事業が実施されたという<sup>39)</sup>。神戸市では、1959 年以降の戦災復興事業のうち残った事業について、戦災関連都市改造事業と改称して、中央浜手幹線、大橋福原、高松、山手幹線、三宮各地区を対象に施行し、街路、下水道、公園等各種の環境施設の整備も継続された。



## 1-3

### 戦時体制による統制経済と物資不足

昭和初期の神戸市内には多数の商店街や公設・私設小売市場が形成され、商業集積が確立されつつあった。1935年12月におこなわれた神戸商工会議所による神戸市内の主要商店街に関する調査をみると、市内の主要な11の商店街は、灘八幡商店街、水道筋商店街、春日野通商店街、小野中道商店街、元町通商店街、多聞通商店街、御旅筋商店街、西宮内町商店街、大仏筋商店街、大正筋商店街、六間道商店街であった<sup>40)</sup>。このうち三宮地域に近接するのは小野中道商店街、元町通商店街である。元町通商店街は明治期の開港とともに発展し、鈴蘭灯も設置されて昭和初期には都市観光名所にもなっていた。【図1-11】【図1-12】小野中道商店街は大正・昭和初期の市街地の東への拡張によって成長しつつあった。

終戦直後の神戸における最重要課題は、食糧難であった。1945年の秋は「未曾有の不作」と振り返られるように、戦時中の農村の労力不足、肥

料不足、台風の被害などの悪条件の重なりによる配給の遅欠配は全国的に多々みられた<sup>41)</sup>。神戸においても、あらゆる人びとが食糧集めに奔走し、敗戦を迎えたこともあり、統制を破ることも構わない風潮が社会全体に蔓延した。実際、中井一夫神戸市長は飢えに起因する暴動を防ぐために統制に反しても食糧集めよ、として中央卸売市場長・多田順一および同次長・森川勝らを九州へ出発させ、芋の仕入れをおこなったという<sup>42)</sup>。こうした戦後の食糧難は、戦時体制に実施された統制経済の継続や、撤廃と再統制といった政策的混迷と相俟って、人びとを「ヤミ取引」へと走らせた。

#### (1) 国家総動員法に基づく価格等統制令実施

軍需生産の増強拡充を目指した国家統制とともに、戦局が深まるにつれて増加する統制違反を取り締まる必要性が生じ、1938年5月には「国家総動員法」が公布された。これは総力戦遂行のために国家のすべてを人的・物的資源を政府が統制運用できる旨を規定したものである。国家統制の対象となったものは、①労働問題一般、②物資統制、③金融・資本統制、④カルテル、⑤価格一般、⑥言論出版の6点に大別され、これらの具体的内容は明示されず、勅令に委ねられた。

この勅令の一つとして、1939年9月18日には「価格等統制令」（昭和14年勅令第703号）が発布され、価格据え置きによって値上げを禁止し、公定価格制が実施された。この勅令による制度として戦後にかけて継続された、統制経済に



図1-11 1935年12月時点の元町通商店街の写真  
(出典：商工省商務局『神戸市内商店街二關スル調査』商工省商務局 1936)

おける公定価格（通称「マル公」）や配給制度は、「ヤミ取引」を生んだ。これは統制違反を意味し、1938年8月にはこの摘発を目的とした経済警察の発足によって、各警察署に経済事犯専門の刑事・巡査が設置された。また、戦中すでに「暴力闇屋」と呼ばれる存在があったことは、神戸市中央卸売市場の回顧談にもみられ、早暁に中央卸売市場の卸売場を襲い、分荷中の係員を脅して魚を持ち帰り売り捌く一団や、沖仲士による運搬中の強奪が生じたという<sup>43)</sup>。ここからは、戦時体制下における国家総動員法、そして価格等統制令が実施された裏面に、ヤミの取引や商人の出現がはじまったことがうかがわれる。

## (2) 生鮮食料品の配給統制規則全廃

敗戦後も統制経済は継続されたが、配給統制自体が不徹底であったため、物資はヤミルートへと流れるようになった。また、除隊兵士、海外引揚者、徴用解除者、軍需工場の閉鎖による失業者、等々、戦後の国内人口は急増した。疎開から帰る人びとも加わり、都市への人口集中はすさまじい様相であったことが察せられる。そして大半が衣食住の窮乏に喘いでおり、食糧品の配給も遅欠配を防ぐのに精一杯であったという<sup>44)</sup>。このため、1945年11月20日には生鮮食料品の配給統制規則が全廃された。

## (3) 物価統制令による再統制

しかし、生産地状況も輸送事情も回復途上にあった状況から、極端な品不足が引き起こされ、生鮮食料品の価格は暴騰した。この結果、再統制の必要が生じたため、1946年3月3日に政府は「物価統制令」（昭和21年勅令第118号）を公布、ほぼ即日施行された。この目的は深刻なインフレ対策として、物価の安定の確保、社会経済秩序の安定の維持によって、国民生活の安定を図ることとされた<sup>45)</sup>。しかし、もとをただせば前年11月の生鮮食料品の統制全廃や、遡って9月以降の市や県によるヤミ市取締りの寛容さがインフレを助長したともいえよう。そして、1952年

までにほとんどの品目において統制が撤廃されたが、消費者米価は1972年、工業用アルコール価格は2001年によく対象外となり、2013年現在では公衆浴場の入浴料金のみが統制対象として残っている。

## (4) 食糧管理法による食糧管理制度

また、価格等統制令発布に続いて、食糧の生産・流通・消費にわたって政府が介入して管理する法律として、1942年2月21日には「食糧管理法」（昭和17年法律第40号）が制定された。この目的は食糧の需給と価格の安定とされ、食糧管理制度が実施された。これによって米問屋を整理統合、全国の各都道府県に「地方食糧営団」が設立され、米穀配給や中央食糧営団から得た精麦、小麦粉、乾麺、乾パンの配給を担った<sup>46)</sup>。全国一律の米穀配給通帳は、1942年4月から食糧管理制度下における米の配給を受けるために発行された。米穀は1972年3月28日に物価統制令の除外項目となったが、1981年6月11日の食糧管理法改正で廃止されるまで、通帳制度は継続した。

## (5) 国家総動員法の廃止

そして、国家総動員法は敗戦後、12月20日に公布された「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律」（昭和20年法律第44号）に基づいて1946年4月1日をもって廃止された。この廃止に至る以前のヤミ市・ヤミ商人への取締り実態について、以下のような回顧がみられた<sup>47)</sup>。

管轄の生田警察署では発見のつど価格統制違反として取り締まった。価格統制のための母法は「国家総動員法」である。既に戦争は終わっているのに、「国家総動員法」でもあるまいという判断と、手作りのものを売る小規模の事犯という点を考慮し、すべて説諭処分には付していた。（岩崎金治ほか『片隅の戦後史—“終戦巡査”達の40年—』八五会 1985：43）

これによると、初期の食糧品の立売ヤミ商人に

対する警察の対処はフレキシブルな解釈に基づいたものであったといえよう。しかし、この対応はまもなくヤミ商人の集中と高架下や道路の占有等を連鎖的に招いた。警察は、1945年末にかけて内容・規模ともに大きくなったヤミ市問題の解決に追われることとなった。

これらの戦時体制下で生じた食糧難と闇取引は膨張し、敗戦後の統制違反件数は急増した。これに関わる社会状況の混乱には、以下の3つの要素が起因したと考えられる。

①終戦後の配給・流通事情

②統制経済自体の政策的矛盾

③在留外国人の定まらない処遇

①②については、前述した国家総動員法から価格等統制令、物価統制令への切り換えといったプロセスが社会に及ぼした影響である。③の在留外国人の処遇の変化については、第3章以降の三宮自由市場とマーケット化の文脈において扱うものとする。



# 第1章 小結

第1章では、次章以降で占領下の神戸を明らかにするための社会的背景として、明治期から昭和初期の三宮と湊川新開地に着目して、近代化とともにインフラ整備がすすみ大きく変わっていく神戸の都市空間を概観した。

湊川新開地は1901年の湊川の付け替え事業と埋め立て完了にはじまるまちである。1907年の「相生座」建設をはじめとして次々に芝居小屋や活動写真小屋が開館し、演芸場や飲食店が軒を並べ、東京の浅草や大阪の新世界に相当する庶民の娯楽の中心地となった。後背地には福原遊郭を控え、「東の浅草、西の新開地」とうたわれる一大歓楽街へと成長した。隣地には神戸市役所や、新聞社、電力会社、ガス会社などのライフライン機能も集積し、都市機能も充実していた。新開地本通りの北側に立地する湊川公園には娯楽施設も設けられ、神戸市民の憩いの場となった。

三宮の市街化は、1868年の神戸港開港と居留地の建設、これに伴う生田川の付け替えや整備、そして1905年から1936年に実現した鉄道乗入れにはじまった。同時期、神戸市内の国有鉄道は、RCラーメン構造の高架橋による全区間の複々線化がおこなわれ、完成した高架橋の下部空間には歓楽街や店舗兼住居の建設が計画されたが、日中開戦によって頓挫した。高架下敷地は鉄道省から神戸市が無償で借り受けていたが、一部に映画館や公園があったほか、ほとんどが資材置き場や倉庫として使われていた。

1945年1月から6月の神戸大空襲による罹

災被害は大きく、市街地の6割以上が焼失した。1945年11月に設置された神戸市復興本部によって、1946年3月に復興基本計画要綱が策定されたが、この決定前からすでに市民は応急的な住宅や店舗群を建てていた。

戦災都市の復興に際しては、さまざまな主体による速度や規模の異なる動きがみられ、進駐軍・行政・市民による都市・住宅再建への営為はときに衝突を生みながらすすんだ。戦災復興がすすむにつれて顕在化した集団不法占拠や都市計画事業における街路事業の難航は、この衝突の一端を示すものであった。なお、戦災復興土地区画整理事業は、予算が打ち切られた1958年度までに完了せず、翌年からは戦災関連都市改造事業として実施された。

戦後まもない時期の物資不足と、これに起因する食糧難もまた深刻であった。戦時体制にともない1938年に公布された国家総動員法によって統制経済がはじまった。これによって、昭和初期の神戸に多数形成されていた小売市場は閉鎖、商店街も配給制度や疎開によって低調な営業へと転じる。戦後も統制経済は継続されるが、物資は不足し、ルートも乱れ、ヤミの取引が勢力を発揮する。統制撤廃も漸次おこなわれた一方で、人口増加や流通事情や統制経済の政策的矛盾からコントロールは困難で、再統制が布かれる品目もあった。こうしたなか、全国の鉄道駅周辺の空地で、青空のもとにヤミ市が開かれ、新たな人を集める「場」となったこの存在は、さまざまな問題と可能性を育んでいった。



第1章 注(年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す)

- 1) 伊東孝「近代都市のインフラ施設—文明開化三都市の比較」鈴木博之,石山修武,伊藤毅,山岸常人編『シリーズ都市・建築・歴史7 近代とは何か』東京大学出版会 2005
- 2) 兵庫県道30号新神戸停車場線,愛称は「瀧道」「フラワーロード」である。
- 3) 西川光一『神戸今とむかし』冬鶴房 1986:69-78
- 4) 日本経営史研究所『阪神電気鉄道八十年史』阪神電気鉄道 1985
- 5) 阪神急行電鉄『神戸市内高架線史』阪神急行電鉄 1936
- 6) 土木学会監修『復刻・土木建築工事画報 第7巻第10号(1931年10月号)』土木学会 1995,『神戸新聞』1927年1月1日付
- 7) 土木学会監修『復刻・土木建築工事画報 第4巻第10号(1928年10月号)』土木学会 1995
- 8) 注6に同じ
- 9) 1927年1月5日,6日付
- 10) 同前
- 11) 1927年1月6日付
- 12) 同前
- 13) 注11に同じ
- 14) 2013年2月現在の元町高架通商店街店舗の坪単価の相場は,約0.7万円から1.6万円である。
- 15) 1957年1月6日付,岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966
- 16) 新井克爾『鉄道運輸論』春秋社 1936:464-471
- 17) 同前
- 18) 兵庫県内務部統計課『兵庫県会社一覧』1933
- 19) I氏の筆者への談話(2010年6月28日,神戸)。同氏は戦前三宮町1丁目生まれ育った。三宮地区市街地改造事業による再開発ビル「さんプラザ」竣工後には,1階テナントとして米穀店を営んでおられた。
- 20) 同前
- 21) 神戸市観光課『こうべ(4万分の1程度観光地図)』神戸市観光課 1959
- 22) 神戸市都市計画局『生まれかわる湊川公園』神戸市都市計画局 1970:22-28
- 23) 神戸市役所商工課『神戸市商工名鑑』神戸市商工課 1930
- 24) 石田修二編『観艦式記念海港博覧会誌』神戸博覧会協会 1931
- 25) 安治博道,福原潜次郎『神戸附近名勝案内 神戸を中心として:前編』赤西萬有堂 1930
- 26) 川辺賢武「神戸水族館のうつりかわり」『歴史と神戸』14号 1964.4。なお,神戸における水族館の歴史は古く,1895年には第4回内国勸業博覧会(京都)の付属施設として,和田岬の遊園地である和楽園に和田岬水族放養場が置かれ,1897年の第2回大日本水産博覧会(神戸)では,和田岬水族館が最初の水族館として開設された。この水族館は,1902年に湊川神社の境内に移され,「楠公さんの水族館」として約8年間続いたという。
- 27) 神戸市『神戸市史第三集社会・文化編』神戸市 1968:308-309
- 28) 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940:広告
- 29) 神戸市『神戸市史第三集社会・文化編』神戸市 1968:35-40,1946年8月26日付『神戸新聞』
- 30) 建設省計画局区画整理課監修『神戸戦災復興誌』神戸市 1961
- 31) 神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982
- 32) 1946年3月30日付
- 33) 1946年6月27日付
- 34) 1946年10月21日付
- 35) 同前
- 36) 1947年2月8日付
- 37) 注31に同じ。集団不法占拠の神戸市内における代表例:三宮ヤミ市,鯉川筋商店街,弁天浜,西尻池1丁目,2丁目,海岸通り5丁目,脇浜1丁目が挙げられる。
- 38) 1970年建築基準法改正
- 39) 注31に同じ
- 40) 商工省商務局『神戸市内商店街ニ關スル調査』商工省商務局 1936
- 41) 岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966:68
- 42) 岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966,神戸市中央卸売市場運営協議会『風雪の三十年』市場開設30年回顧録編集委員・編集 1964
- 43) 岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966:76-78
- 44) 新修神戸市史編集委員会編集『新修神戸市史 歴史編4近代・現代』神戸市 1989:909-912
- 45) 岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966:76-78
- 46) 同前
- 47) 岩崎金治ほか『片隅の戦後史—“終戦巡査”達の40年—』八五会 1985:43

## 第2章

### 戦後神戸における占領と都市空間

#### —進駐軍の動向にみる空間的表象



## 第2章

# 戦後神戸における占領と都市空間 —進駐軍の動向にみる空間的表象

戦後初期の神戸の都市空間における連合軍占領軍の進駐や、市内に宿営した進駐兵の生活実態に関する記録は限られ、しばしば引用されるのは地方紙『神戸新聞』の報道である。

当該期の民衆は「戦災者」と概括される傾向にあるが、その立場は多様である。彼らによる体験談は、客観性と当事者性のバランスをとりにくく、史料としての扱いは慎重にならざるをえない。これに対して、新聞記者による叙述は、市内の出来事に一定の距離を保った第三者的視点を投げかけつづけている点において、評価できる。

しかし、第二次世界大戦中と戦後のGHQ占領期は、新聞報道の信頼性が大きく揺らいだ時期である。戦中の内務省は、出版法、新聞紙法、映画法、治安維持法、国家総動員法などにに基づき、新聞、書籍、映画といった表現物に対する検閲を実施した。戦後、GHQは、1945年9月24日に「新聞界の政府からの分離に関する覚書」、同月27日に「新聞および言論の自由に関する追加措置」を発して日本政府による新聞紙法を失効させる一方で、民間検閲局によるメディア検閲体制を整えた。

占領初期の都市再構築のプロセスには、連合軍

占領軍における漸次的な日本社会への命令・対応や、戦災都市を舞台とした多様な主体によるポリティクスが反映されていた。ここで「占領初期」とは、1945年8月15日以降、連合軍占領軍の進駐が始まり、言論統制が確立され、同年10月30日に同盟通信社が解散するまでの時期を指すものとする。これ以降、新聞報道に対するGHQの事前・事後検閲体制が整ったためか、新聞報道に占領軍への批判的な論調はみられなくなる。また、当該期の日々を仔細にみると、あらゆる主体の行動は状況に即応した変化を続けていて、GHQの日本占領政策さえも計画的とはいえない。こうした特殊な条件のもとに、戦後日本はかたちづくられていった。

本章では、占領下日本の都市空間の萌芽の一端を、「管理統制」のはじまりと都市における実態という視点から読み解きたい。そのために、占領下の戦災地方都市であった神戸を事例として、都市空間をめぐる進駐軍の動向とそれを報じた地方紙『神戸新聞』の記事内容の推移に着目する。なかでも、全国的なメディア検閲によって報じることを禁じられたトピックである「ヤミ市」と「交

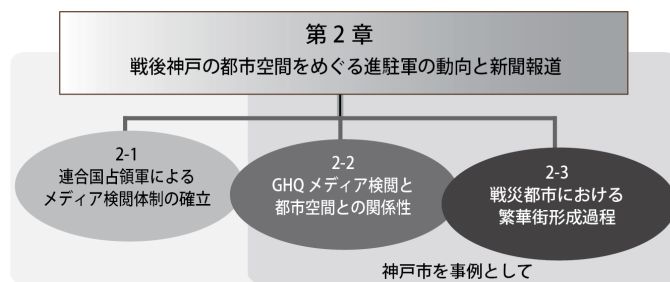


図 2-1 第2章の構成

飲」に関する報道は、全国紙と地方紙や、時期や地域によって検閲の徹底が不揃いであった点において興味深い。地方都市の変容を考えるには、社会・文化的、政治・経済的、そして地理・歴史的なコンテクストを踏まえる必要がある。複数の視角から GHQ と戦後都市空間について検討するために、3段階のスケールを想定する。【図 2-1】

2-1 では、占領初期におけるメディア検閲体制の確立までの全国的な動向について概観するため、占領初期の GHQ によるプレス・コード、日本出版法、キーログなどのメディア検閲体制の実施プロセスといった背景を整理する。2-2 では、本研究を通して調査史料として用いた地方紙『神戸新聞』について、1945 年 8 月 15 日から 1946 年 12 月 31 日までの進駐軍に関する報道内容の整理と分析を通して、その記述に含まれた意味を考察する。2-3 では、戦災都市の神戸において繁華街が形成されるプロセスについて、進駐軍の都市空間への関与の実態に着目して、彼らの生活・余暇の空間の具体相と、接収にともなう住民との折衝の諸相を描き出す。

## 2-1

# 連合軍占領軍によるメディア検閲体制の確立

### 2-1-1 プレス・コードの実施プロセス

1945年8月15日以降、日本における連合軍占領軍の動向と通信・メディア検閲の流れを整理すると、次のようになる。【表 2-1】

太平洋戦争下の日本では、戦時立法や総動員勅令と呼ばれる法令が施行され、国民の表現の自由が妨げられた。たとえば1941年1月11日の「新聞紙等掲載制限令」による新聞記事への制限や、1941年12月21日の「言論・集会・出版・結社等臨時取締法」による言論や結社の取締などの実施である。これらの緩和は、8月28日に閣議決定し、これ以降の取締りは治安警察法に則るものとなった。

連合軍占領軍の第一陣は1945年8月30日、

空輸部隊で厚木に到着した。9月2日に東京湾内の戦艦ミズーリ艦上で正式な降伏文書の調印がおこなわれ、GHQによる日本の占領がはじまった。9月11日、CCD（Civil Censorship Detachment：民間検閲局）のもとにメディア検閲の担当部局として、PPB（Press Pictorial Broadcasting Division）が設立された。CCDは、G-2（参謀第2部）のもとに置かれたCIS（民間諜報局）に属した組織である。【図 2-1】このPPB設立によって民間検閲局によるメディア検閲体制が整えられ、占領軍の進駐の動静や、進駐兵の婦女子への暴行についての批判を報じていた状況に警告が出された。9月14日に同盟通信社（1936年設立）の海外向け外国語放送が活動中止処分を受けた。続いて

表 2-1 GHQの動向に関する新聞報道と通信・メディア検閲体制との関係性

年月日	国内の動向	通信検閲について
19450815	日本敗戦	19450820 日本による通信検閲停止
19450830 19450902	GHQ進駐開始 降伏文書調印（戦艦ミズーリ艦上）	↓
19450911 19450914	CCD（民間検閲局）にPPB設置 同盟通信社への活動中止処分	
19450919 19450920 19450921	プレス・コード（SCAPIN33） ラジオ・コード 日本出版法発布	
19451006 19451008	地方主要都市にPPB支局開設 東京五大紙を対象に事前検閲開始	
19451031	同盟通信社の解散決議	19451012 GHQによる通信検閲開始

『神戸新聞』、山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波書店 2013、江藤淳『閉ざされた言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋 1994等を参考に筆者作成。

18, 19日、『朝日新聞』も発行停止処分を受けた<sup>1)</sup>。時を同じくして、19日には米国太平洋陸軍総司令部参謀次長、民間検閲部によってプレス・コードが定められ、これに基づいたGHQの事前検閲が始まった。プレス・コードは、同月21日に日本出版法として、和文でも発布され、本文は次のように記された。

#### 日本出版法

連合軍最高司令官の意を受けて、日本に出版の自由を確立するために、日本出版法を発令する。

此の出版法は、出版を制限するものでなく、寧ろ、日本の出版機関を教育し、出版の自由の責任と重要性とを示そうとするものである。

従って、報道の真実性と宣伝の排除といふことに重点を置いている。この出版法は、日本の凡ゆる新聞紙の報道、論説、広告及び総ての出版物に適用するものである。

その全文次の通り

- 一、報道は嚴重に事實に基づかねばならない。
- 二、直接にせよ間接にせよ、公安を妨げるやうな記事を掲載してはならない。
- 三、連合国に就いての虚構又は破壊的批評を掲載してはならない。
- 四、連合国占領軍に就いて破壊的批評や占領軍に対して不信、又は怨恨を招くやうな記事を掲載してはならない。
- 五、公式に発表されない限り、連合国軍隊の動静を掲載してはならない。
- 六、新聞記事は事實を記し、記者の意見は少しも加えてはならない。
- 七、報道記事は宣伝価値を持たせる様に色づけてはならない。
- 八、さして重要でない報道記事を誇張したり、宣伝的意味をつけたりしてはならない。
- 九、報道記事は關係ある事實又は詳報を省略して、歪める様なこと等をしてはならない。
- 十、新聞編集に當っては宣伝のためにする目的をもって必要以上に重要性を報道記事に付与してはならない。

ここにおいては、連合軍占領軍に対する「破壊的批評 destructive criticism」「虚構 false」「不信 mistrust」「怨恨 resentment」,「連合軍軍隊の動静 Allied troops movements」などや、プロパガンダに関する報道の禁止が強調された。しかし、この条項が示された直後にはじまった近畿地方への進駐について、『神戸新聞』報道のなかには、軍隊の動静や様相に言及した記事もみられた。ここからは、占領初期の言説空間への検閲体制は、中央と地方では整備や徹底に大きく差があったことがうかがえる。

また、同月24日にはSCAPIN-51として「新聞界の政府からの分離」が発令され、戦時中からおこなわれていた日本政府による新聞報道への統制が廃止された。10月6日には、地方主要都市にPPB支局が開設され、同月8日には、東京の五大紙を対象に事前検閲がはじまった。これに加えて、プレス・コードの内容を補完して現場の検閲判断の基準とするために、キーログという指針が適宜発行され、これに従って、PPBによるメディア検閲がおこなわれた。

9月14日に政府との分離を命じられて業務停止となり、事前検閲を受けていた同盟通信社は、10月31日に解散を決議する。これによって、一般報道部門は共同通信社に、経済報道部門は時事通信社に、芸能部門は連合通信社へと姿を変え

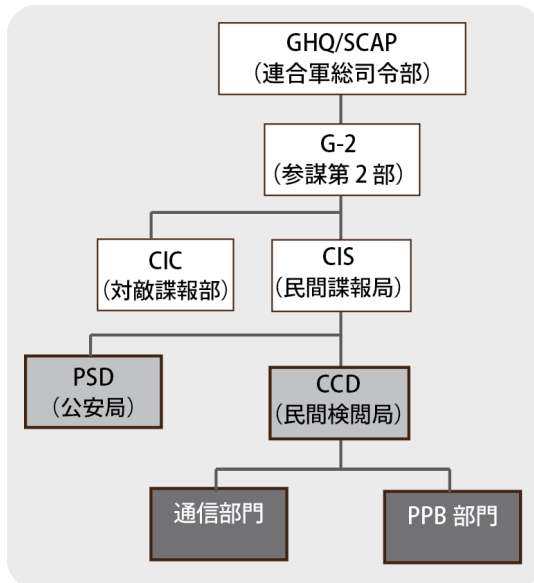


図 2-1 GHQ 組織における CCD と PPB の関係

た<sup>2)</sup>。なお、PPB 検閲の組織構造や方針は日本国内の情勢に対応して、初期の地方分散・現場主義から、のちには反 GHQ 活動へと重きを置いた東京本部による検閲体制へと変わり、CCD が廃局となった 1949 年 10 月 31 日に終了した<sup>3)</sup>。

### 2-1-2 検閲指針による補足項目

プランゲ文庫にキーログとして保存された資料をみると、占領軍の検閲指針としての具体的内容に関するカテゴリーは多岐にわたった。1946 年 11 月に発令された項目には 29 に及ぶカテゴリーがみられ【表 2-2】、急速にうつり変わる戦後日本の社会状況を踏まえて、これらの項目も漸次、改変された。

その大半は、他国に対する批判や戦時下日本でみられたプロパガンダを規制するものであったが、第 23 項に挙げられた【Fraternization】には、前項までとは異なる思惑がうかがえる。直訳すると「親密な、もしくは友好的な方法での他人との交際」「交歓」である。江藤淳はこれを「占領軍兵士と日本女性との交渉」と訳して「厳密の意味で日本女性との交渉を取扱うストーリーがこれに相当する。合衆国批判には含めない。」と付記した<sup>4)</sup>。

また、第 24 項には【Black Market Activities】が挙げられ「ヤミ市の状況」について言及することも、削除・掲載発行禁止の対象となったことが読みとれる。このことから、同時期の新聞資料において、ヤミ市の現況や取締りの実態がすべて報じられたとは考えがたい。第 25 項の【Overlaying Starvation】では「飢餓の誇張」も挙げられた。1945 年秋と比べると翌年の食糧事情はいくらか改善されてはいたが、その実状は、地域的な要因や個人々の境遇による部分も大きく、全国的な食糧供給は満たされてなかった。この点については、次項と第 3 章以降において、ヤミ市の展開とマーケット形成プロセスを解明、記述するなかで検討したい。

なお、GHQ が日本に進駐を始めるなか、進駐兵とどのように関わるかは敗戦後の日本人にとっ

て最大の関心事となった。占領最初期、1945 年 8 月 15 日から 9 月中旬までの『神戸新聞』においては、アメリカ人と日本人との風俗習慣の違いや、すでに厚木に到着した GHQ の動向に関する数多くの報道が見うけられた。GHQ の占領方針が確立途上にある状況下で、日本のメディアは思い思いに、これからやって来るアメリカ人への対応方針を検討しはじめる。「心得」や「対策」を説いた、なかばプロパガンダ的な性格すら含む記事もみられた。

GHQ による検閲体制が整いはじめた頃には、マッカーサーの指令として、連合国がいかなる点においても日本と連合国を平等であるとは見なさないという警告がみられた<sup>5)</sup>。また、交渉の余地はなく、最高司令官は日本政府に対し命令するという声明が、フーヴァー大佐によって発表された。しかし、同時期の地方紙はいかなる状況に置かれていたのかは、情報が限られるためか、これまで明らかにされていない。『朝日新聞』の発行停止

表 2-2 Key Log の項目

Category
1. Criticism of SCAP
2. Criticism of Military tribunal
3. Criticism of SCAP writing Constitution
4. References to Censorship
5. Criticism of U.S.
6. Criticism of Russia
7. Criticism of Britain
8. Criticism of Koreans
9. Criticism of China
10. Criticism of Other Allies
11. General Criticism of Allies
12. Criticism of Japanese Treatment in Manchuria
13. Criticism of Allies' Pre-War Policies
14. Third World War Comments
15. Russia vs Western Powers Comments
16. Defense of War Propaganda
17. Divine Descendant Nation Propaganda
18. Militaristic Propaganda
19. Nationalistic Propaganda
20. Greater East Asia Propaganda
21. Other Propaganda
22. Justification or Defense of War Criminals
23. Fraternalization
24. Black Market Activities
25. Criticism of Occupation Forces
26. Overlaying Starvation
27. Incitement to Violence & Unrest
28. Untrue Statements
29. Key Log



処分と同日の1945年9月18日、地方紙『神戸新聞』もまた休刊していた。これがGHQによる発行停止処分かどうかについては手がかりがなく不明であるが、翌日以降の紙面からは、GHQに関する政治的意見や、堂々と振舞い日本人の矜持を見せようと呼びかける内容が消えた。代わって目立ちはじめたのは、神戸市内の窮乏する生活状況や、深刻な食糧難と闇物資の流通への警告、そして神戸へ到着した進駐軍による美談といった話題である。この報道内容の変容は何を意味するのだろうか。

## 2-2

# GHQ メディア検閲と都市空間との関係性

## — 『神戸新聞』を事例として

占領初期の新聞報道は、日々揺れ動いた。紙面には、敗戦後の日本の歩むべき方向性や、まもなく到着する連合国占領軍にどのように接するべきか、といった内容が多くみられ、混乱する世相が反映されていた。1945年8月15日から1946年12月31日までの『神戸新聞』において都市空間と進駐軍の関わりに言及した記事は、全国の動向を報じた1面と地方欄の2面をあわせて72件みられた。【表2-3】

連合国占領軍が日本に進駐をはじめることによる都市の変化や、彼らとの関わり方は、敗戦後の日本人にとって大きな関心事となった。1945年8月15日から9月中旬までの『神戸新聞』においても、すでに厚木に到着したGHQの動向に関する報道が多数見うけられる<sup>6)</sup>。しかし、1945年9月18日に休刊したのちの同紙面からは、GHQに関する政治的な意見や、堂々と振舞い日本人の矜持を見せようといった呼びかけが消える。代わって神戸市内の窮乏する市民の生活状況や、深刻な食糧難と闇物資の流通への警告、そして神戸へ到着した進駐軍による美談が多数掲載されるようになった。

以下では、この傾向の意味について、占領初期の日本における連合国占領軍によるメディア検閲体制の確立までの全国的な動向と、『神戸新聞』による報道の推移を踏まえて考察してみよう。

まずは、GHQを迎えるにあたって、日本人の振舞いや精神面を啓蒙する記事があらわれた。「不

安なし」「冷静沈着」「理性」「明朗化」「受入れ心得」「矜持」といった語句からは、一般市民を安心させようとする意図や、敗戦してもなおプライドを捨てられない日本政府の様相がうかがえる。【表2-4】日本人の風俗慣習として、日本人同士では難しい顔をしているのに、米英人を相手にするとすぐ笑って接することは問題だと、媚態を呈するのは止めるようにという指摘もみられた<sup>7)</sup>。

特に、進駐軍を迎えるにあたって隙のない姿で臨むようにと日本女性に対する注意がたびたび掲げられた。9月5日には、進駐軍が来る前からすでに市内を歩いていた釈放兵士が、市電のなかで子どもを抱いた日本女性と接触したという記事がみうけられた。女性の持っていたトマト5つを要求した代わりに、砂糖1斤(600g)とチョコレートをお礼として渡したが、女性は警戒して子どもが食べようとするのを制止したという<sup>8)</sup>。これに対して「軽はずみ」「チョコレートで精神的にコロリと参った態度なんか日本婦人の欠点」であるなどとして、批判的な見解が示された。一方では、進駐軍の慰安娯楽施設のためにダンサーや女給、芸妓仲居、ジャズバンドなどの急募広告が出された。こうした相反するともいえる動向が新聞紙面に同時にあらわれた様相からは、占領初期の混乱ぶりがうかがえよう。

しかし、こうした強気な記事内容は、同年9月10日から17日に間接統治やメディア検閲、食糧管理などについての具体方策が定められるに

表 2-3 『神戸新聞』（1945年8月15日～1946年12月31日）に掲載された戦後神戸をめぐる進駐軍の動向に言及する新聞記事一覧（発行日は西暦・月・日を固定長で表記）

発行日	記事見出し	連合国 占領軍※	地方行政 県、警察、市	民間人 商人、住民	命令 (警告、告示)	取締	折衝	現況	問題				
									物資	土地	交通	接収	
19450824	進駐軍受け入れ心得 心の武装を解くな 婦女は特に身嗜に注意せよ	○		●	●			●					
19450829	占領軍を迎える神戸人の心構へ	○		●	●			●					
19450904	進駐軍の娯楽施設 ビルや高架下にダンスホール	○	●					●					
19450908	神戸ビルを遊廓地帯に	○	●					●					
19450908	進駐軍を迎えるに当って 新生日本の大事の点 眞の信頼へは夜よりも昼の娯楽	○	●	●	●			●					
19450913	進駐軍を迎える歓楽地の粧い	○	●	●	●			●					
19450916	進駐軍への心得帳 県から回覧板として配布	○	●	●	●			●					
19450923	県の取締方針 料理屋やカフェーは許さぬ 戦後の享楽営業 進駐軍用と混同するな	○	●	●	●			●					
19450927	港都進駐快調不安なし 二十七日に県下へ完了	●						●					●
19450927	三宮駅に着いた進駐米軍と小休止の軽車隊 宿舎の窓より港都を眺めるアメリカ兵	●						●					●
19450927	港都進駐軍 土産品に「ニツボンオビ」能率的な朝の武器検査	●			●			●	●				●
19450927	秋冷に「お寒い」 開店初夜は閑なダンスホール 後続部隊も続々進駐	●		●	●			●					
19450927	流石は歴戦の勇士 キビキビした小隊訓練	●						●					
19450928	老婆へ席譲る米兵 進駐兵氾濫の神戸に朗話数々	●			●			●					
19451002	進駐軍の暴行や掠奪県下通じ一件もなし 二件あるは「進駐軍の囃話」どろ	●	●		●			●	●				
19451002	横断や子供の路上あそびやめてほしいと進駐軍憲兵注意	●	●		●			●				●	
19451003	進駐軍から煙草など買ふな	●	●	●	●			●					
19451003	進駐軍の遊興料金半額に引下げ	●	●		●			●					
19451008	現在の状態は困る 進駐軍当局、交通法規厳守を要望	●	●		●			●				●	
19451014	秋空の下に「スピード架橋」 機動力と物量で進駐軍の嬉しい協力	●	●		●			●					
19451020	進駐軍からの闊い	●	●	●	●			●	●				
19451127	闇市に初の大手入れ 大物、風を喰う —MPと協力今後も抜打ちに	●	●	●	●			●	●				
19451201	闇市場に地域指定 暴利を取締り自由市場化	●	●		●			●	●				
19451202	暗黒街「神戸」の暴徒取締り M・Pと警官に外人団体も協力して	●	●		●			●	●				
19451202	飢饉の死因は稀 米軍司令部流説を否定	●	●		●			●	●			●	
19451207	邦人は元町で 三宮街頭市の地割決る	●	●	●	●			●	●			●	
19451209	街頭市場 営業区へ移転 進駐軍から要請	●	●	●	●			●	●			●	
19451222	日本座敷でクリスマス 神戸市が進駐軍将兵を招待	●	●	●	●			●	●			●	
19451223	葺合区の一部に立退き命令	●	●	●	●			●	●			●	
19451224	葺合区の立退延期 進駐軍の諒解を得て	○	●	●	●			●	●			●	
19460103	戦災者の立退きに行違い 葺合の百二十戸は移転済み	○	●	●	●			●	●			●	
19460117	進駐軍使用物件補償評価委員会	○	●		●			●	●			●	
19460117	進駐兵のカウベ素描 自由市場とガール・フレンド	●	●		●			●	●			●	
19460125	国際土地問題「無断失敬」許さぬ 米軍政部明快に断	●	●		●			●	●			●	
19460126	駅の出店に退去の旋風 主要路上でも罷りならぬ	●	●	●	●			●	●			●	
19460128	進駐軍の物資の売買は厳禁	●	●	●	●			●	●			●	
19460130	車馬通行を禁止 三宮から元町の高架下	●	●	●	●			●	●			●	
19460131	「国籍」の如何にかかわらず日本警察の法令を遵守せよ 進駐軍布告貼出し駅も治安維持に一役	●	●	●	●			●	●			●	
19460203	進駐軍への労務者漸次増加	●	●		●			●	●			●	
19460204	華鮮人の優先乗車 進駐軍の命で特別待遇を廃止	●	●		●			●	●			●	
19460309	進駐軍の警告 街の清掃と照明	●	●	●	●			●	●			●	
19460311	一日で出来る進駐軍兵舎 一方少しも抄らぬ復興住宅	●	●	●	●			●	●			●	
19460324	守られぬ交通規則 進駐軍側より嚴重抗議	●	●	●	●			●	●			●	
19460416	主食販売動く 自由市場に手入れ 武装警官四百、MPも応援	●	●	●	●			●	●			●	
19460417	押えたお米三石三斗二升 興味ある自由商人の身元調査	●	●	●	●			●	●			●	
19460420	【進駐軍の物資】 拾ひ物でも届けて下さい 神戸憲兵司令官から警告	●	●	●	●			●	●			●	
19460424	自由市場までも肅正の大嵐 検査数九十九件、悪質者は送局 明朗化へ今後も継続する	●	●	●	●			●	●			●	
19460505	【明朗自由市場へ】 禁制品外も取締る 進駐軍も協力漸次強化	●	●	●	●			●	●			●	
19460507	大丸の売場一部を接収	●	●	●	●			●	●			●	
19460508	メーカー雨中の突貫工事 進駐軍からおほめの市土木課	●	●	●	●			●	●			●	
19460513	困った道路無断専用店	●	●	●	●			●	●			●	
19460514	三宮自由市 業者の協力を要望 警官を常駐せしめ肅正へ	●	●	●	●			●	●			●	
19460515	ヨイコに贈物 お菓子ジープに大喜び！進駐軍の兵隊さん有難う	●	●	●	●			●	●			●	
19460516	三宮自由市場 取締隊が初の出動 禁制品に肅正のメス	●	●	●	●			●	●			●	
19460523	進駐軍から市民へ注意	●	●	●	●			●	●			●	
19460523	抄らぬ自由市場明化 今後違反者は送局	○	●	●	●			●	●			●	
19460526	進駐軍から嚴重警告 違反者は軍事裁判に附す	●	●	●	●			●	●			●	
19460526	新聞地の東側に撤去命令 居住者から緩和方を陳情	●	●	●	●			●	●			●	
19460608	立退きは免れたが さて、七十万円の板塀が問題	○	●	●	●			●	●			●	
19460611	残留組が二十五万円負担	○	●	●	●			●	●			●	
19460625	進駐軍への労務供給 今後は日働勤労所を通じて	●	●	●	●			●	●			●	
19460707	進駐軍物資の所持を禁ず 八日までに憲兵隊に返還ありたし	●	●	●	●			●	●			●	
19460727	新日本建設に業者の協力を 古山警察部長談	●	●	●	●			●	●			●	
19460730	自由市場 不当な弾圧はせぬ 業者の理解で円滑に	●	●	●	●			●	●			●	
19460802	進駐軍の物資 持つだけで違反	●	●	●	●			●	●			●	
19460814	二十日限り撤去 交通に支障の三宮市場の一部	●	●	●	●			●	●			●	
19460924	露店取締りに全面的援助 シュミット中佐 業者の自覚を強調	●	●	●	●			●	●			●	
19460929	露店肅正始まる “神戸名物”に終止符 三宮へ警官隊千五百名出動！	●	●	●	●			●	●			●	
19460930	徹底的取締りにも依然逮捕者続出 肅正、第二日の三宮自由市場	●	●	●	●			●	●			●	
19461001	土地不法占拠に“断” スコット中佐声明 国籍の如何を問わぬ	●	●	●	●			●	●			●	
19461001	闇市で物を買ふまい メチル酒は飲まない 在神進駐軍のポスター	●	●	●	●			●	●			●	
19461022	【防災週間】 火災は悪質な脅威 進駐軍からメッセージ	●	●	●	●			●	●			●	

※ 現場の動向としてではなく、存在に言及した記事は○で示すものとする。

つれて減少する。9月17日の「対等感を捨てよ 言論統制の具体方針明示」という1面記事を境に、連合軍占領軍に対抗するような心得などの日本の姿勢をうかがわせる内容は消えた。言論統制方針を示した記事とともに、「公正且つ厳重に検閲」として、マッカーサー最高司令官の意向が宣伝対策局民間検閲主任のドナルド・フーヴァー大佐の声明によって伝えられた<sup>9)</sup>。これは、同盟通信社の業務停止と再開にあたって、同盟通信社社長、日本放送協会会長、情報局総裁、日本タイムス理事長らを集めた際の通告であった。GHQによる新聞・ラジオのニュースへの検閲方針と注意点が発表され、同盟通信社の9月14日17時29分の「公安を害するがごときニュースを配布したかど」が誠意を欠く態度であったと非難された。

ここでは、マッカーサーが日本と連合国の関係性への見方を示した、後半の内容に注目したい。太字・フォントサイズを変えて強調された6カ所を、以下に箇条書きにして抜粋する。

- ・いかなる点に於ても日本と連合国を平等であるとは見なさない
- ・日本は文明諸国間に位置を占める権利を容認されていない、敗北せる敵である
- ・交渉というものは存在しない
- ・最高司令官は日本政府に対し命令する
- ・日本国民に対して配布されるすべてのものは今後一層厳重な検閲をうけるようになるであろう
- ・また連合国に対する具体的な批評も許されない

これらの見解からは、マッカーサーは、敗戦国の立場をわきまえない日本の態度に少なからず気分を害して、言論統制の具体方針を通告したことが読みとれよう。

そして、進駐から1ヵ月経った1945年10月には、進駐軍に関連する記事が減った。これは、GHQによる検閲体制の整備、不作による食糧難の深刻化、基地の安定による好奇心の収束の3点に起因する変化と考えられる。通信検閲は、8月20日に日本側の検閲が止められて以降、10月12日にGHQによる新たな検閲がはじまったとい<sup>10)</sup>、これ以降、日本の新聞紙上で検閲への言及は見られなくなる。その代わりに2面の地域面に増加したのは、食糧難に悩む都市住民の生活とヤミ市の実状に関する記事であった。また、進駐軍の内部や都市空間を行き交う兵士に関心が寄せられた記事が見られたのも、1945年末までであった。年明け以降には、問題発生時に対応する主体として紙面にあらわれるようになり、彼らの日常的な生活風景への言及はなくなっていた。

表 2-4 GHQを迎えるにあたって説かれた「心構え」に関する『神戸新聞』記事7件

1945年8月23日	次ぎに来るべき連合軍の阪神進駐 生活に何ら不安なし 冷静沈着 我らも理性で迎えよ 進駐前に通告される 戦後明朗化も急速に
1945年8月24日	進駐軍受け入れ心得へ
1945年8月26日	連合軍の進駐をわれらかく受け入れよ 恐怖も迎合も禁物「敗れても日本人」の矜持を見せよう
1945年8月27日	沈着で進駐軍を迎えよう 身も心も隙のない姿 世界に示せ気高い日本婦道を
1945年8月28日	上陸米兵と日本国民の品位 風俗習慣の相違を認識しよう
1945年8月29日	占領軍を迎える神戸人の心構え



## 2-3

# 戦災都市神戸における繁華街形成過程

### 2-3-1 都市空間への進駐軍の関わり方の推移

1945年8月から1946年10月までの1年あまりの『神戸新聞』においては、敗戦と進駐の開始にともなって混乱をきわめる都市空間の様相が、日々報じられた。1945年9月末にはじまった神戸市内の進駐の開始には、市民の不安と関心が寄せられ、進駐前からこれに言及する多数の記事がみられた。ほぼ同時期には、占領下の神戸の駅前にあられたヤミ市についての報道も急増した。両者ともにメディア検閲の対象であったため、掲載された内容については、事実に基づいたものとみなすことができよう。このうち、戦後神戸の都市空間をめぐる進駐軍の動向を報じた記事内容に着目して整理すると、次のような変化がみられた。【表 2-5】

#### ① 1945年9月 進駐軍来神までの市内の動向

1945年8月30日、連合国占領軍の第一陣が厚木に到着し、横浜（神奈川県）や館山（千葉県）には米第8軍の一部が上陸をはじめた。9月2日に戦艦ミズーリ艦上で降伏文書に調印してからは、神戸においても進駐軍を迎えるための都市整備をすすめる必要性が議論されはじめる。進駐軍接遇のために慰安娯楽施設の設営が指示された一方で、日本人向けに享楽営業を復活しようとする動きには警告が出された<sup>11)</sup>。「夜の娯楽」ばかりに目が向いているという批判もみられた<sup>12)</sup>。すでに東日本に着いた進駐軍に関する限られた情報

を、いかに解釈するか、日本人のなかの意見が割れていた。

#### ② 1945年9月末 進駐軍来神の様相

こうした緊張の気配のなか、米第6軍の兵庫県下進駐は、1945年9月25日17時10分の省線三ノ宮駅着を先陣として、はじめた。23時すぎまでに5便の列車が到着し、進駐予定の半数とされる8000余名が宿舎に入った<sup>13)</sup>。元町の大丸百貨店は、2階から6階までが接収され宿舎となり、1階のみが通常営業のために残された。「この百貨店は戦災も受けず、照明も一段と明るく綺麗な装身具などのまばゆい光彩に歴戦兵士の心も和んだのか、〈オウ・グット（こりゃいい）とつぶやいて入る若い伍長もあつた〉（1945年9月27日付）という。1階では進駐兵の土産品になりそうなものの販売をはじめ、表玄関にはトラック、ジープが並び、米兵の歩哨が立った。

進駐軍の第一陣が宿舎に入った同日に営業をはじめた市内の進駐軍接遇施設は、ミス・バタフライ、カウベ・グランド・キャバレー、イエロー・クロス、フジサクラ・ダンスホールの4軒であった<sup>14)</sup>。初日は1人も客が訪れなかったが、翌日には栄町のカウベ・グランド・キャバレーを例として、夕方には進駐兵で満員となったダンスホールが報じられた<sup>15)</sup>。ここに集められた550人のダンサーの衣装は、ドレス、着物、モンペなど統一されず、「寝巻きのような」といった表現で、

今後の改善点も指摘されていた<sup>16)</sup>。ここで好まれた音楽は、「ダンス曲でもタンゴやワルツよりもトロットやブルース」であったという<sup>17)</sup>。なお、開業当初には明るい盛況の様子が報じられたが、当時の新聞広告に連日出された「急募」の「ダンサー」や「女給」については「慰安婦」としての性質もあり、12月15日にGHQから慰安施設立ち入り禁止が命じられ閉鎖となったのちに、失業から「闇の女」があらわれたという<sup>18)</sup>。

このほか、省線の灘駅において、疎開帰りの日本人老婆に席を譲った自然な態度や、日英会話の本をとりだして通りがかりの子ども相手に勉強する様子なども伝えられ、「紳士的」で「陽気」な進駐軍兵士に関するエピソードが数多く描かれていた<sup>19)</sup>。

### ③ 1945年10月から12月 ヤミ市取締り開始

1945年9月中旬から発生が報じられていた神戸市内のヤミ市に対して、10月末から12月にかけて取締りがはじまった。これには、兵庫県警と地区警察署とともにのMP (Military Police) が出動した。警察力の低下した同時期、都市の秩序を乱すとみなされた雑踏を取締るためには、進駐軍の権威を要したようだ。あわせて交通整理も実施された。

同時期には長田や新開地で日本人と朝鮮人の青年が乱闘事件を起こし、「暗黒街“神戸”の暴徒」と報じられた<sup>20)</sup>。利権争いから悪化した治安に対応して、在留外国人団体は内部にさらに自衛隊や商業組織を結成し、MPは派出所を常設した。膨張するヤミ市の密度も治まらないため、三宮地区から元町より西側への部分移転が命じられ、「国

表 2-5 『神戸新聞』(1945年8月～1946年10月)に掲載された戦後神戸の都市空間への進駐軍の関与と姿勢を報じた新聞記事一覧(発行日は西暦・月・日を固定長で表記)

発行日	記事見出し	記事内容	連合国占領軍*			日本警察		商業従事者		市民	
			進駐軍	軍政部	MP	GI	県	市内警察署	組織	個人	住民
19450904	進駐軍の慰安施設 ビルや高架下にダンスホール	進駐軍慰安娯楽地帯、接遇施設の設営方針	○				●				
19450908	神戸ビルを遊歩地帯に	進駐軍接遇施設の現況	○				●		●		
19450908	進駐軍を迎えるに当って 新生日本の大事の点 眞の信頼へは夜よりも昼の娯楽	渉外慰安街設営への批判	○				●				
19450913	進駐軍を迎える歓楽地の賑い	神戸市歓楽地帯設営の現況	○				●		●		
19450923	県の取締方針 料理屋やカフェは許さぬ 戦後の享楽営業 進駐軍用と混同するな	進駐軍慰安施設、日本人向け営業取締	○				●		●		
19450927	港都進駐軍 土産品に「ニッポンオビ」能率的な朝の武器検査	進駐米軍兵士と店の様相	●							●	
19450927	秋冷に「お寒い」開店初夜は閑なダンスホール 後続部隊も続々進駐	進駐と歓迎施設の様相	●							●	●
19450927	流石は歴戦の勇士 キビキビした小隊訓練	米軍進駐と接収された大丸百貨店の様相	●							●	
19450928	老婆へ席譲る米兵 進駐兵刃蓋の神戸に朗話数々	進駐兵の美談、歓迎施設の賑わい	●							●	
19451020	進駐軍からの贈り物	進駐兵による物資極流しの取締				●	●				
19451127	闇市に初の大手入れ 大物、風を喰う 一MPと協力今後も抜打ちに	闇市(三宮、新開地)の大取締				●	●		●		
19451201	闇市場に地域指定 暴力を取締り自由市場化	闇市場の取締方針				●	●				
19451202	暗黒街“神戸”の暴徒取締り M・Pと警官に外人団体も協力して	殺人事件の解決、街頭市場の秩序化				●	●		●		
19451207	邦人は元町で 三宮街頭市場の地割決着	闇市の自主統制、営業地区設定の協議				●	●		●		
19451209	街頭市場 営業区へ移転 進駐軍から要請	闇市の営業地区設定の協議	●				●				
19451223	暮合区の一部に立退き命令	イースト・キャン設置のため立退き申入	●				●				●
19451224	暮合区の立退延期 進駐軍の諒解を得て	立退き延期の請願	●								●
19460103	戦災者の立退きに行違い 暮合の百二十戸は移転済み	延期許可伝わらず、移転済み	○								●
19460117	進駐軍使用物件補償評価委員会	進駐軍接収土地・建物の補償協議の現況				●					●
19460117	進駐兵のカウベ素描 自由市場とガール・フレンド	三宮自由市場にみる進駐兵の現況				●			●		●
19460125	国際土地問題 無断失敬 許さぬ 米軍政部明快に断	土地の無断使用に対する進駐軍取締方針				●					●
19460126	駅の出入りに退去の旋風 主要路上でも罷りならぬ	進駐軍による路上出入りの禁止命令				●					
19460130	車馬通行を禁止 三宮から元町の高架下	進駐軍による高架下の車馬通行禁止命令				●					
19460416	主食販売動く 自由市場に手入れ 武装警官四百、MPも応援	三宮自由市場への大取締				●	●				
19460417	押えたお米三石三斗三升 興味ある自由商人の身元調査	三宮自由商人の身元調査				●	●		●		
19460424	自由市場またも肅正の大嵐 検挙数九十九件、悪質者は送局 明朗化へ今後も継続する	三宮自由市場への大取締				●	●				
19460505	【明朗自由市場へ】禁制品外も取締る 進駐軍も協力漸次強化	進駐軍からの自由市場取締強化の示達	●				●				
19460513	困った道路無断専用店	進駐軍からの道路占用店舗の取締命令	●				●				
19460514	三宮自由市場 業者の協力を要望 警官を常駐せしめ肅正へ	三宮自由市場の取締方針、専任警官常置	●				●		●		
19460516	三宮自由市場 取締隊が初の出動 禁制品に肅正のメス	三宮自由市場への大取締(MP抜き)			○		●				
19460523	抄らぬ自由市場朗化 今後違反者は送局	三宮自由市場の取締後の現況と方針	○				●		●		
19460526	新開地の東側に撤去命令 居住者から緩和方を陳情	進駐軍西部兵舎に近接する新開地東側の立退	●						●		●
19460608	立退きは免れたが さて、七十万円の板場が問題	新開地東側の住居兼店舗群の板場建設計画	○						●		●
19460611	残留組が二十五万円負担	新開地東側建物の部分残置と板場建設費用	○						●		●
19460727	新日本建設に業者の協力を 古山警察部長談	「占領目的に有害な行為」への警告	○				●				
19460730	自由市場 不当な弾圧はせぬ 業者の理解で円滑に	全国一斉の自由市場取締と兵庫県の場合	○				●	●	●		
19460814	二十日限り撤去 交通に支障の三宮市場の一部	三宮自由市場取締の第二段階の方針決定				●			●		
19460924	露店取締りに全面的援助 シュミット中佐 業者の自覚を強調	進駐軍憲兵司令官より自由市場取締の指導				●					
19460929	露店肅正始まる “神戸名物”に終止符 三宮へ警官隊千五百名出動!	三宮自由市場への大取締				●			●		
19460930	徹底的取締りにも依然逮捕者続出 肅正、第二日の三宮自由市場	三宮自由市場への大取締				●			●		
19461001	土地不法占拠に“断” スコット中佐声明 国籍の如何を問わぬ	在留外国人の特記と土地不法占拠への警告				●					

\* 現場の動向としてではなく、存在に言及されている記事は○で示すものとする。

際都の秩序協力回復」が目指された<sup>21)</sup>。

#### ④ 1945年12月末、1946年5月

##### 東西接收地をめぐる進駐軍と住民の折衝

1945年12月末から、進駐軍による土地の接收とキャンプの建設がはじまった。まずは、三宮地区にイースト・キャンプを設置するために、戦災者が再建したバラック住宅への立退きが通達される。これについては、立退き延期を請願しながらも、期日通りに全戸の移転が完了した<sup>22)</sup>。半年後には、湊川新開地においてウエスト・キャンプから、隣接した新開地本通りの住居兼店舗群に対して立退きが命じられた。しかし、前者とは異なり、市長や県知事を巻き込んだ進駐軍への交渉によって、妥協点を見出した<sup>23)</sup>。これについては、兵庫県下の接收事務を含めて、2-3-2 (B) で詳述する。

#### ⑤ 1946年1月から5月

##### ヤミ市取締強化、進駐軍による街路空間の管理

年が明けても勢いが治まらないヤミ市では、営業者組織による自治統制と兵庫県警・市内警察署による取締りが日常的におこなわれていた。1946年1月末には、兵庫県軍政部から土地の無断使用に対する取締方針や、路上出店や高架下の車馬通行への禁止命令が出された<sup>24)</sup>。これらは、MPによる交通整理では不足とみなし、GHQが都市空間の抜本的な秩序化を図りはじめた先駆けであった。

ヤミ市の取締りも激しさを増す。同年4月から5月にかけては、三宮地区のヤミ市の取締りにMPも出動し、進駐軍によって道路占用店舗の取締りが命じられた。営業者代表による自治や協議を見守る体制から命令へと、進駐軍の姿勢が変わった時期といえよう。

#### ⑥ 1946年7月末から10月

##### GHQ指令に基づく全国一斉のヤミ市肅正

1946年7月27日には、古山兵庫県警察部長による談話として、これからはヤミ市は「占領目

的に有害な行為」とみなされるという警告がみられた<sup>25)</sup>。これは、GHQによる指令によって公布された勅令に基づく措置で、この施行によって全国一斉にヤミ市を取り締まること決定した。

しかし、3日後には、兵庫県の場合は「自由市場の明朗化」を図るために、不当な弾圧を加えず「業者との了解のもとに」合法的な市場となるようにしたいとの見解が示された<sup>26)</sup>。この方針に沿って、一斉撤去をしないことと地方行政によって決められたが、状況は悪化したため、8月中旬から9月にかけて進駐軍憲兵司令官のヤミ市取締りへの指導を受けながら、三宮でも大規模な撤去がおこなわれた。

こうしてヤミ市が収束してからは、神戸の進駐軍に関連する記事は減少してほぼみられなくなった。

#### 2-3-2 占領下神戸における進駐軍と民衆の諸相

本節では、2-3-1で概観した占領下神戸における進駐軍の動向に関する報道のうち、進駐軍向け娯楽施設の設営、進駐軍キャンプと日本側住民との関係性と、街路空間に対する進駐軍の具体的な関与について着目する。キャンプは進駐軍の生活空間であるとともに日本側にとっては接收された土地であったため、居住者との折衝がみられた事例もあった。

##### (A) 進駐軍向け「慰安娯楽」と都市空間の諸相

###### ① 進駐軍接遇目的の慰安・娯楽施設の設営

神戸市娯楽地帯の区域は、西は三越から東は生田川までと指定され<sup>27)</sup>、1945年9月1日以降、各所で引越しがおこなわれた。戦災ビルが残った旧居留地を主な設営場所として、ダンスホール、ナイトクラブ、キャバレー、麻雀荘や撞球場その他各種の遊技場、酒場、食堂等の進駐軍向けの営業のために、工事・改修が急がれた<sup>28)</sup>。これに続いて、進駐軍接遇施設を目的とした「遊廓地帯」が兵庫県保安課によって「神戸ビル」に設定された。神戸ビルは、南合名会社所有の葺合区磯辺通4-14に位置する焼け残った地上5階建ての建物で、1945年10月1日から1946年8月9日まで接收



を受けた。ここでは、戦前営業していた席貸・置屋・芸妓による「福原三業組合」と、戦時中から営業中の遊郭をあわせて、芸妓70名と公娼200名を集める計画が報じられた<sup>29)</sup>。【図2-3】

これらは進駐軍のためではあったが、焼跡にダンスホールやキャバレー、バーがあらわれ、ジャズと女の矯正が聴こえたことは、歓楽街復興への市民の意欲を高めたとも思われる。しかし、一方では、市内の急務である行政機能やインフラの復興に先駆けて歓楽街建設がすすむことには、非難の声もみられた<sup>30)</sup>。

また、市街地再建の構想については、「復興神戸」の中心をなす生田区について、主要な要素が以下のように列挙された<sup>31)</sup>。

米軍の進駐、それにとמוなう歓楽街の復興、大神戸港の建設、湊川神社、生田神社の再建、商店街としての元町、興行街としての三宮地区の復興等

ここで示された「三宮地区」の興行街については、戦前から「生田区住民の慰安施設としては三宮興行街」があったといい<sup>32)</sup>、三宮映画館、三宮劇場、元町映画館、阪急会館といった映画館の存在が推察できる。当時の主要な娯楽であった映画館や劇場の戦災復興は、市民の待望であっただろう。また、西生田署長の談話として、ビル街であった生田区の復興には、鉄筋建築物の瓦礫をトラックで運び、焼け跡の整理を進めることが必要と述べられ<sup>33)</sup>、早期の都市計画の決定と市電栄町線の開通が待望であったようだ。

## ②百貨店の売場供出と進駐軍向けダンスホール設置

終戦直後の百貨店は、商品・人員の不足、売り場の供出といった状況下であり、必需配給物資の取扱いが業務の中心となった。そごう神戸支店もこの例に漏れず、配給物資の販売に加えて、中古品の売買、日用品の交換斡旋や委託販売、委託品の加工・更生などの業務に携わった<sup>34)</sup>。また、百貨店内の売場は、戦時供出に続いて、戦後、進駐軍の意向に基づく方針へと変わり、民間の罹災

企業への賃貸借契約が結ばれた。神戸支店においては、1945年12月から1955年9月まで、有限会社神戸興産に対し、1階と地下1、2階の571.2坪をキャバレーとして貸与したとの記録が残る<sup>35)</sup>。これは、進駐軍将兵慰安目的の「富士桜ダンスホール」としての貸与と、進駐軍将兵向けの土産品売場の設置に用いられた。1947年5月には、それまで進駐軍専用であったダンスホールに加えて、日本人の一般市民向けにもダンスホール兼営がはじまった。他の民間企業への貸与が順次終わるなか、10年という長きにわたってそごう神戸支店地下にダンスホールがあったことは、この営業拡大の影響と察せられる<sup>36)</sup>。

なお、そごう大阪本店は1946年5月に全店接收が決まり、接收面積は10577坪で全国の接收された百貨店17店舗のうち最大であった。店内には、1階の一部と2階にPX、食料品・雑貨の販売所、宿舎、赤十字ラウンジ、スナックバー、理髪室、ボーリング場、ローラースケート場、卓球場などの施設が設けられ、すべて進駐軍の軍人・軍属専用として1952年1月まで続く。

これによって、神戸支店は、そごうにとって百



図2-3 1945年9月「進駐軍を迎える歓楽地の粧ひ」  
(出典：1945年9月13日付『神戸新聞』)

貨店営業を続けることのできる唯一の店舗となり、復興に向かう。1946年2月に牛肉の自由販売、7月には7階の食堂が営業再開、1947年10月1日に衣料品の配給制度が改正され、点数切符内の商品の自由選択が許されるようになった。その後1948年からの経済復興の気配とドッジ・ラインによる不況を経て、1950年6月の朝鮮戦争の開戦にともなう特需ブームに後押しされ、神戸支店はほぼ復興を遂げたという<sup>37)</sup>。また、1950年6月から、A・ポンベ商会の契約による在日外国人向けのインポート・バザーが7回山側の一部に置かれた。これは、進駐軍関係者にドルで輸入商品を販売するもので、GHQの許可を受け、衣料、雑貨、食料品などの高級品を扱っていた。同時期、6階山側の一部に通産省の許可を受けて開設したオーバーシーズ・サプライズ・ストア（OSS）は、1952年6月まで続いた。このほか、1950年9月にはエクスポート・バザーを開設し、外貨獲得を目指した。これは、1952年1月に交歓円制度が廃止されるまで、国内で滞貨した輸出向け商品を進駐軍関係者に販売して利益を上げた。

### ③進駐軍と売春婦

戦後まもない1945年9月25日の進駐軍来神時には、進駐軍接遇施設の設置が計画された。戦勝国の兵士の駐留という未知の脅威から、一般子女を守るためという目的が掲げられたのである。その一例がR A Aである。第二次世界大戦の戦闘停止発令から3日後の1945年8月18日、内務省の「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」発令を端緒として、同月26日に「特殊慰安施設協会（RAA：Recreation and Amusement Association）」が設置された。これは占領軍兵士向けの売春婦を擁する慰安所であった。1946年1月21日、性病の蔓延と前米大統領フランクリン・ルーズベルト夫人エレン・ルーズベルトの反対を理由としてGHQによりRAAは廃止された。

戦後まもなく現れたガード下や街角に立つ私娼は、短期間でR A Aが廃止された後も多数みられ

た。街中の私娼、すなわち街娼は「パンパン・ガール」「パン助」と呼ばれ、在日米軍将兵を相手にする者は「洋パン」、日本人相手は「和パン」などと区別され、同時期の新聞紙上においては「ヤミ女」とも記された。これは、社会に溢れる「ヤミ」の一形態として、多様かつ膨張傾向にある売春という市場を指すといえよう。

また、進駐軍は性病撃退の名目で街娼を取締る一方、「ガール・フレンド」や「オンリー」を連れ歩く様子もみられた<sup>38)</sup>。この様子を示すものとして、「GI（米兵）とガール・フレンド」として神戸風景の一コマとして、神戸進駐の米三十三師P・R・O（渉外部）のピーター・シムバラ伍長によるスケッチ【図2-4】を添えた記事がある。

華々しく開いたキャバレーの扉も、いまはダンス・オンリーそれかあらぬか、カウベの街々に進駐兵の姿を求める国際むすめがよく目につく米兵のいはゆるガール・フレンド（女友だち）の哀しい国際性に眼をそむけながら、しかしとにかく神戸風景の一齣である（1946年1月17日付）

### ④兵庫県におけるダンスホール新築工事への言及

1946年11月28日の「進駐軍関係工事中特殊と認められる顕著な具体的事例」という記録のな

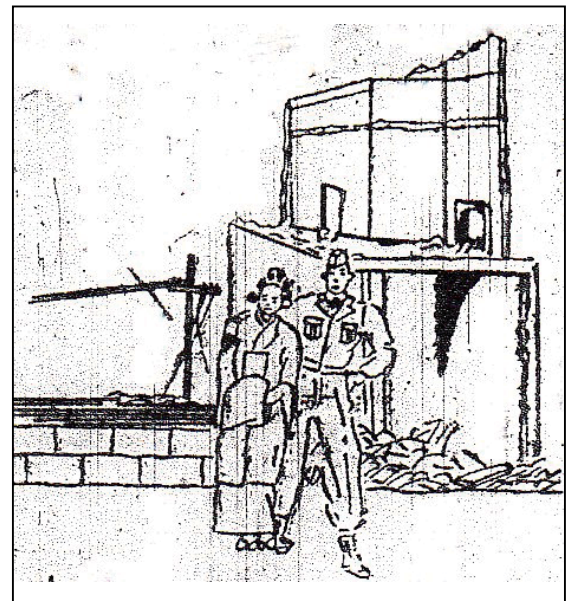


図2-4 進駐軍兵士と「ガール・フレンド」の日本女性  
(出典：1946年1月17日付『神戸新聞』2面)

表 2-6 1948 年末時点の神戸基地軍政部における主要な機関・施設一覧

名称	所在地	接収物件名
神戸基地軍政司令部	生田区海岸通	神港ビル
兵庫軍政部	生田区下山手通五丁目	兵庫県会議事堂2階
神戸基地憲兵司令部	生田区明石町	同和火災ビル1階
神戸基地軍軍事裁判所	生田区明石町	同和火災ビル2階
CID(犯罪調査部)	生田区明石町	同和火災ビル3・4階
CIC(防諜部)①	葦合区熊内町1丁目	池長美術館(市立美術館)
CIC(防諜部) 宿舎	芦屋市六麓荘内	国際ホテル(芦屋女子短大・芦屋学園)
CIC(防諜部)②	生田区江戸町97-1	竹中工務店 後伊藤忠商事KK神戸支店
神戸港湾司令部	生田区海岸通	水上署
神戸基地補給部	新港町第四突堤	新港管理事務所
神戸地区停車場司令部(R・T・O)	葦合区布引通4丁目	三宮駅構内
下士官集合所	生田区相生町	市立海員会館
神戸軍需輸送部	葦合区小野浜町	第6突堤
第八衛戍病院	生田区浪花町60	日本証券取引所(朝日会館)
衛生部隊宿舎	生田区浪花町	丸紅ビル
憲兵宿舎	生田区明石町32	明海ビル二個中隊常駐(白人部隊・黒人部隊)
憲兵宿舎	生田区海岸通	水上署(黒人部隊)
Ascom部隊(輸送部隊)	生田区海岸通1丁目	兵庫県商工経済会(神戸商工会議所)
スナックバーほか	生田区明石町	日本毛織ビル
スナックバー	生田区海岸通1丁目	大日本郵船海員養成所
婦人将校宿舎	西宮市殿山町	パインクレスト・ホテル
イースト・キャンプ	葦合区磯上通・磯部通・御幸通ほか	
キャンプ・カーパー(ウエスト・キャンプ)	生田区相生町ほか、兵庫区西多聞通ほか	
スクラップ・ヤード(サルベージ・ヤード内)	兵庫区船大工町ほか19件	
ドッグ・ヤード(サルベージ・ヤード内)	兵庫区船大工町ほか19件	
モーター・プール	生田区川崎町(神戸駅裏)	
ライフル・レンジ	須磨区離宮西町	
六甲航空管制通信所	兵庫区有野町唐櫃(有馬郡有野村唐櫃)	
六甲超短波中継所(現六甲無線中継所)	兵庫区有野町唐櫃	
鷹取ガンソリン置場	長田区浪花町、須磨区東須磨砂丘	旧武庫離宮

神戸市史編集委員会『神戸市史第三集 社会文化編』(神戸市 1965)より筆者作成。

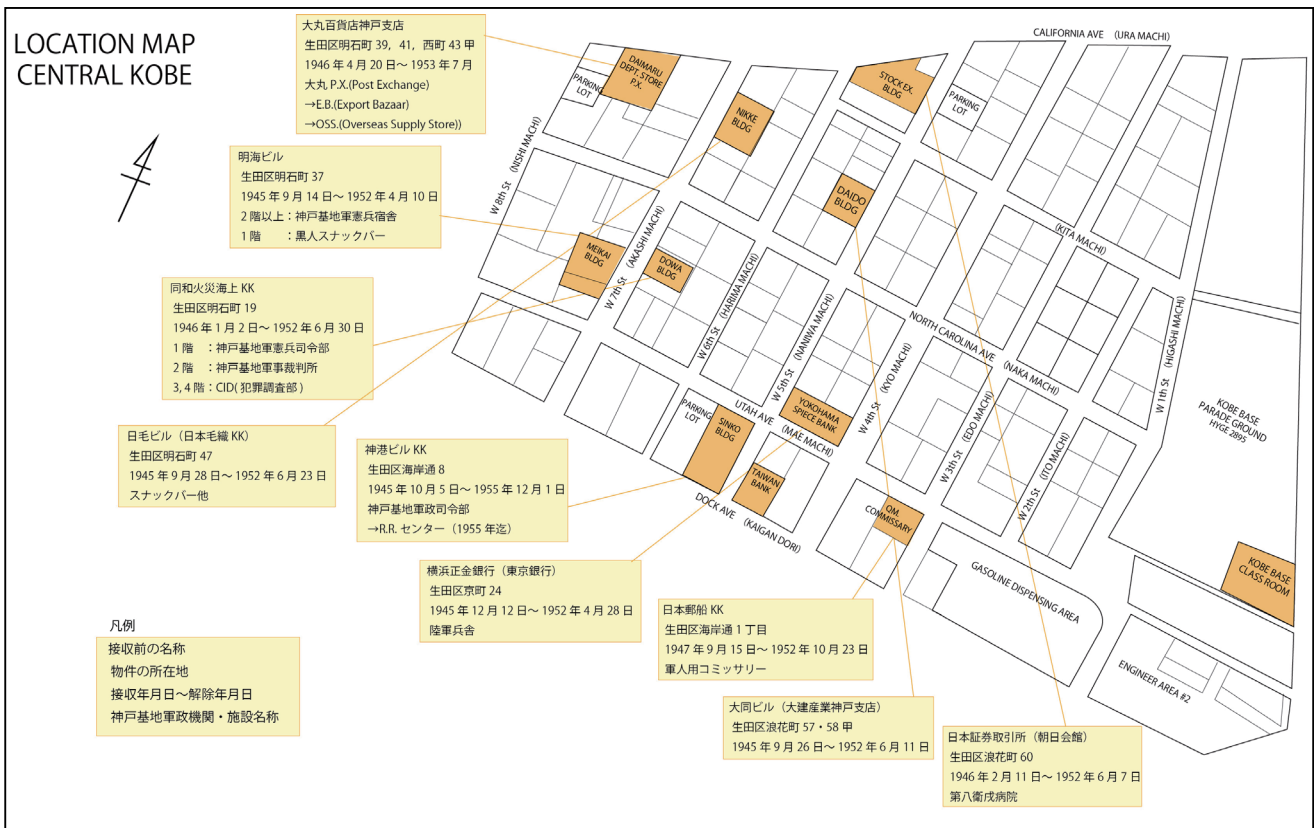


図 2-5 LOCATION MAP CENTRAL KOBE一居留地の主要な接収物件に関する配置図。

"Kobe Base history Reports : Annual, 1949 location map central kobe", Eighth U.S. Army Military history Section, Box 1596, RG338, NARA(NND887540), 神戸市史編集委員会『神戸市史第三集 社会文化編』神戸市, 1965, 国土地理院 USA-M496-34 (1947), USA-M18-4-59 (1948)より筆者作成。

かには、化学農園やゴルフ場、スキー場、庭園工事、ダンスホール工事などが示された。ダンスホール工事のうち、兵庫県、埼玉県朝霞地区においては新築工事が行われ、兵庫県ダンスホール新築工事では635万円を用いて「相当贅沢と思われる注文」があったと指摘されている。その例としては、「床に特に寄木張を命ぜられたり、又は特殊の壁紙又は壁布張を命じられたり」したという<sup>39)</sup>。ここからは、すでに新聞報道としてみられなくなった1946年11月にもなおダンスホールの新築工事が進められていたことと、そのために多分な資金が用いられていたことが読みとれる。

## (B) 都市空間をめぐる進駐軍接收の諸相

### ①神戸における接收地・接收物件の概要

神戸市内に進駐軍が姿をあらわしたのは、焼け跡に玉音放送が流れた8月15日から1ヵ月余りが経った9月25、26日のことであった。この日

より占領軍米第6軍の兵庫県下進駐がはじまり、和歌山から三宮駅に到着した進駐軍は、神戸市内の軍の中枢管理組織である神戸基地軍政司令部を旧居留地に焼け残った生田区海岸通8の神港ビルに設置した。阪神国道から三宮駅前広場に到着した自動車部隊の700名は、神戸海運局内海運監理部、旧生糸検査所、神港相互館（のちの新港貿易会館）などの宿舎に入り、警備兵を配して後続部隊を待った。進駐軍は、焼け残った堅牢建物が集まっていた同ビルの周辺一帯に神戸ベースを置き、戦災ビルの大半と港湾施設が接收されることとなった。【図2-5】大丸百貨店神戸店1階から3階にP.X.、近辺には酒保、病院、駐車場が置かれたほか、市内の接收はさまざまな場所に及び広大であった。その面積は各々異なり、イースト・キャンプは95,481坪にも及んだ。【表2-6】【図2-6】

市内の複数の接收地のなかでも、白人兵の駐留地であったイースト・キャンプと黒人兵の駐留地



図2-6 連合軍占領軍による接收によって三ノ宮駅南部一帯に設置されたイースト・キャンプと旧居留地に置かれた神戸軍政基地の位置。国土地理院 USA-M18-4-59 (1948年) に筆者加筆。

であったウエスト・キャンプに関しては、『神戸市史』においても所在地が記されるにとどまり、現在の都市空間のなかにその存在を想起することは難しい<sup>40)</sup>。これは、当時の痕跡がないという現状よりも、進駐軍キャンプを報じることや記録することが許可されなかった当時の状況に起因していることを指摘しておきたい。

省線三ノ宮駅南東と神戸駅北西と駅からほど近い立地に広大な面積を占めた接收地には、いわゆる「カマボコ兵舎」が並んでいた。これらのキャンプは焼け残った物件（建築物）ではなく、焼け野原となった土地が接收の対象とされており、接收されてから最終的に全面解除されるまでの期間は10年余りと長きに及んだ。焼け野原となった神戸の狭い市街地において、進駐軍キャンプという存在は、周囲の日本人居住地と遮断された「オフリミット」の生活空間であった。そして同時に、視覚的にはたった一枚の金網で遮られただけの隣り合う空間として存在した。ここでは、占領下日本の都市形成の特殊性を示す一事例として、神戸基地軍政部と進駐軍キャンプの設置と周辺住民の関係について取り上げたい。

なお、接收事務については、1945年8月26日に政府に設置された終戦連絡中央事務局の監督下に、兵庫県知事があたっていた。1947年9月には、これと1946年3月20日に設置された戦災復興院が合併して「特別調達局」(Special Procurement Board 略称SPB)が設置された。

SPBは調達実施の現業面を一元的に受持つ機関として構想され、その業務処理には「一層能率的なビジネスライクな組織体」であることが求められたという<sup>41)</sup>。戦災復興院特別建設局が所管してきた占領軍の調達業務を引き継ぎ、開庁から3ヵ月後の12月5日には「SPBは政府の一部局である」との閣議決定から、他の公団とは別格の官庁的権限を付与された。

SPBは設立当初、東京都分の業務にあたり、地方における調達業務は地方庁に任された。1947年11月22日、SPBは支局設置認可申請を内閣総理大臣に提出し、札幌、仙台、横浜、名古屋、

京都、大阪、呉、福岡に支局が設置された。東京を含む9支局に分かれた調達命令が実施され、兵庫県はこのうち大阪支局に含まれた。しかし、終戦中央事務局は、連合軍建造物施設、や住宅の維持管理事務、連合軍関係雇用労務事務などの業務について、地方庁への業務委任形式による処理の継続を依頼し、実態は地方庁の裁量も大きかったと察せられる。

## ②戦災者と進駐軍キャンプの設置

### 小野柄通の居住者とイースト・キャンプの折衝

イースト・キャンプは白人兵の駐留地であり、葺合区御幸通、八幡通、磯上通、浜辺通の大部分、そして磯辺通の一部が含まれた。ウエスト・キャンプの1945年12月6日接收に続いて1946年1月1日におこなわれ、イースト・キャンプの接收解除は1953年4月30日、1954年6月15日、1956年12月10日の3次にわたった<sup>42)</sup>。

この広大な敷地確保に際しては、葺合区の御幸通、磯上通の1丁目から8丁目の住民に対し、唐突な立退き命令が出された。1945年12月23、24日には進駐軍は葺合区役所に対し、同地域に居住したバラック生活者132戸、462名を移転させるよう命じた。移転を余儀なくされた戦災者のために、区役所と葺合署の協力で仮収容所の設置がはかられることとなった<sup>43)</sup>。また、25日までの期限を神戸戦災者同盟の大江委員長よりコールマン少佐に延期を願い、受け入れられたというが<sup>44)</sup>、翌年1月3日にはこの許可が誤報であるかをめぐって、少佐・葺合署・県渉外局・大江委員長の間に問題が生じる。しかし、立退き対象地域の132戸はすでに前年末の期限にしたがって近辺のバラックに分宿し、移転済みであったようだ<sup>45)</sup>。

このイースト・キャンプ設置に際した同地区への退去命令を受けた小林正信は、1945年末の立退きの様相を以下のように回顧した。

防空壕から這い出してやっとバラックを建てたのに、昭和20年12月25日、年内に立ち退く

ようにと MP と警察官がやって来た。たった 6 日間の余裕である。敗戦国のわれわれには何の文句をいう暇もなく立ち退かされた。といっても行く先のあてもない。私は一坪のバラックの母屋を荷馬車に乗せ、とりあえず見つけて来た地主の名札の建ってない小野柄通 6 丁目（そごう東 200 メートル）に移って行った。

その所に広く散らばっていた、防空壕・バラック住いの人たち 10 世帯程が、小野柄通 6 丁目の一角に肩を寄せ合うようにバラックを並べて建て、集落をつくった。（小林正信『あれこれと三宮』三宮ブックス 1986：108）

氏は旧葺合区御幸通 8 丁目に生まれ、戦前から戦中、戦後を三宮に暮らした。戦前小野中道商店街で営んだ「小林酒店」が 1945 年 6 月 5 日同地区への空襲で焼けたのち、そごう三宮店の 20 m 南にほぼ場所を変えず、バラックを建てたという。同地域は戦中におこなわれた建物疎開と 6 月の空襲被害によって、終戦時には焼け野原と化していた。ようやく資材を得てバラック住宅を建てた戦災者たちに対する進駐軍による立退き命令の、強制力と理不尽さがうかがえる。

### 新開地東側の居住者とウエスト・キャンプの折衝

大正から昭和初期にかけて、新開地本通りの賑わいは市内随一であった。市内外から興行街を目当てに訪れる多くの客に加えて、省線の高架橋をくぐった海側に位置した川崎造船所（現在の川崎重工業）の工場の労働者も行き交い、顧客を限らない盛り場として、活気に満ちた空間であった。神戸大空襲による大きな被害から、焼け野原のままに 1945 年夏を迎えたが、同地の戦災者の再建・復興に向けた初動は早かった。戦前からのテキヤによる露天商の管理体制は早期に確立され、行政との交渉による秩序化のプロセスにおいても衝突が少なく、三宮地域の混乱状況とは一線を画していた。

しかし、ウエスト・キャンプが兵庫区古湊通・西多聞通、生田区相生町ほか一帯を接收して黒人

兵の駐留地として設置された。その立地はまさに省線神戸駅から西へ約 300m の距離であった。南北に走る省線神戸駅にとってはこの場所は「駅オモテ」にあたり、他府県から神戸に買い物に訪れる人びとの動線を妨げるように、キャンプは広がっていた。その西端は新開地本通の東方すぐに接しており、1946 年 5 月から 6 月にかけては、新開地の東側においてウエスト・キャンプに近接する住宅兼店舗群に対して、衛生、風紀、美観上に支障ありとして進駐軍から注意取壊しが命じられた<sup>46)</sup>。この命令を受けた居住者の大半は戦災者で、160 世帯、約 1000 名に及んだ。すでに住居や店舗の建設には経費を注いでいたため、柚久保安太郎氏を代表とする数十名は神戸市長と兵庫県知事を訪ね、撤去命令の緩和を進駐軍に懇請するように助力を陳情した。

この結果、6 月 7 日に柚久保氏の単独交渉によって、表通りの 70 余軒のみが条件付きで立退きを免れた。条件とは、ウエスト・キャンプの金網と店舗のあいだ 50 尺（約 15m）を清掃して、高さ 2 間（約 3.6m）の板塀を立てるというものであり、これに要する 70 万円の経費は各人の負担であった<sup>47)</sup>。県市に請願した結果、15 日までと約した建物の除去、整地、板塀の設置のうち、建物の除去にかかる 45 万円は国費負担、整地と塀建設費 25 万円を当事者の負担とすることに落ちついた<sup>48)</sup>。

戦前、新開地本通りの西側には劇場と映画館、東側には飲食店街が立ち並んでいた。ウエスト・キャンプ設置による東側の飲食店群の半数以上の立ち退きは、本通りの場所性が変わっていく一因であったと察せられる。

### ③神戸基地軍政部とイースト・キャンプの内部構成

神戸基地軍政部には、米第 31 軍政部第 1 軍団が置かれた。彼らの営舎が設営されたイースト・キャンプと特別部隊に関する、1949 年 12 月時点の組織構成図【図 2-8】をみると、司令官の下に執行部が置かれて 5 列に分かれている。左から 2 列目の QM COMP SV CO は白人と黒人の

混在する補給部隊とみられ、白人はイースト・キャンプへ、黒人はウエスト・キャンプ（CAMP CARVER）へ宿営するとの注記があった。右列はイースト・キャンプの外部に宿営する部隊で、このうち 546 ENGR FF CO は黒人部隊であったようだ。

また、イースト・キャンプ内部については、部隊配置を色分けして書き込んだ図が日本占領期資料に残されていた。【図 2-9】はこれと周辺の地理的情報をもとに筆者が作成した地図である。もっとも三宮駅に近い北西部には司令部の HQ Company, その南部には 73 兵站部隊と支隊、中央には補給部隊、東部には南北に Company B と Company C という配置がみられる。点線の枠囲みの箇所には金網が張りめぐらされ、司令部に面した中央通りの東西と南側に位置した Motor Pool の 3 カ所に入りが設けられた。街区に間隔を保って並べられた四角の B, B Q, Q はいずれも BARRACKS（兵舎）を意味し、その形態は「カマボコ兵舎」と呼ばれる外観であった。【図 2-10】 M は MESS HALL（食堂）、H S は HQS & SUPPLY（供給統括部）、L は LATRINE（便所）を示し、このほか、SNACK MAR や SERVICE CLUB, P.X. などがキャンプ内部にも設置されて

いた。レクリエーションホールやジープの修理にあたる店舗などの表記もみられるが、いずれも手書きで随時更新されていたようで、図と右下に付された表の戸数は整合性がとれないものもあった。配置図からは、30ha 余りにも及ぶ敷地に低い密度で並べられた兵舎の様子が読みとれる。そして同時に、周囲に広がる戦災者が再建していった木造密集市街地の様相とのコントラストがうかがえよう。

#### ④進駐軍の生活空間と余暇

1945 年 10 月末の『神戸新聞』紙面には「進駐軍営内をのぞく」と題した記事が大きく掲載された<sup>49)</sup>。これは、『神戸新聞』記者が米第 6 軍第 33 師団司令部を訪ねて、キャンプ内部の進駐軍の余暇について取材したものであった。1927 年に建てられた葺合区浜辺通 8 丁目の旧生糸検査所は、戦災による破壊を免れたが、1945 年 10 月に接收され、1952 年 5 月 16 日に接收解除となった<sup>50)</sup>。その 1 階には、スペシャル・サービス・オフィス（SOO）によって、室内運動場や読書室、喫茶売店などの設備が整えられた。進駐軍の生活における文化・娯楽的要素の提供を担った SOO は、日本語では「奉仕部」や「特殊事業部」を意味した。ここでは、書籍、雑誌、映画、音楽、運動競技などを楽しむことができた。また、謄写版刷・タブロイド 4 ページの日刊師団新聞「ギニイ・ピッグ」も発行していた。同紙は、試験的ではあるが、イリノイ大学新聞科出身の 3 名が編集に携わって 2500 部を発行していた。

旧生糸検査所 1 階には、室内運動のためにバスケットボール、バレーボール、テニス、ピンポンの設備があった<sup>51)</sup>。ここでは、上半身にシャツを着るか着ないかの軽装で楽しそうにスポーツに興じる兵隊の姿が描かれた。当時のアメリカで流行していたソフトボールも屋外でおこなわれたほか、サッカーのための用具も取り寄せていたようだ。

約 3000 冊の蔵書を揃えた「デイ・ルーム」という読書室は、9 時から 21 時まで開かれ、1 週間以内の貸出も許可された。軍隊用に出版され

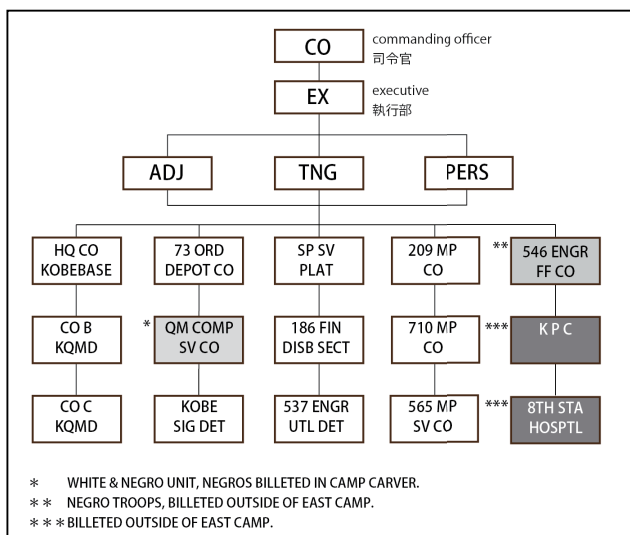


図 2-8 1949 年 12 月 31 日時点の米第 31 軍政部第 1 軍団、神戸基地軍政部内、イースト・キャンプと特別部隊の組織構成図。  
"Organizational Chart H. Q. East Camp & Special Troops, Kobe Base. As of 31 Dec. 49", Eighth U.S. Army Military history Section, Box 1596, RG338, NARA(NND887540) をもとに筆者作成。

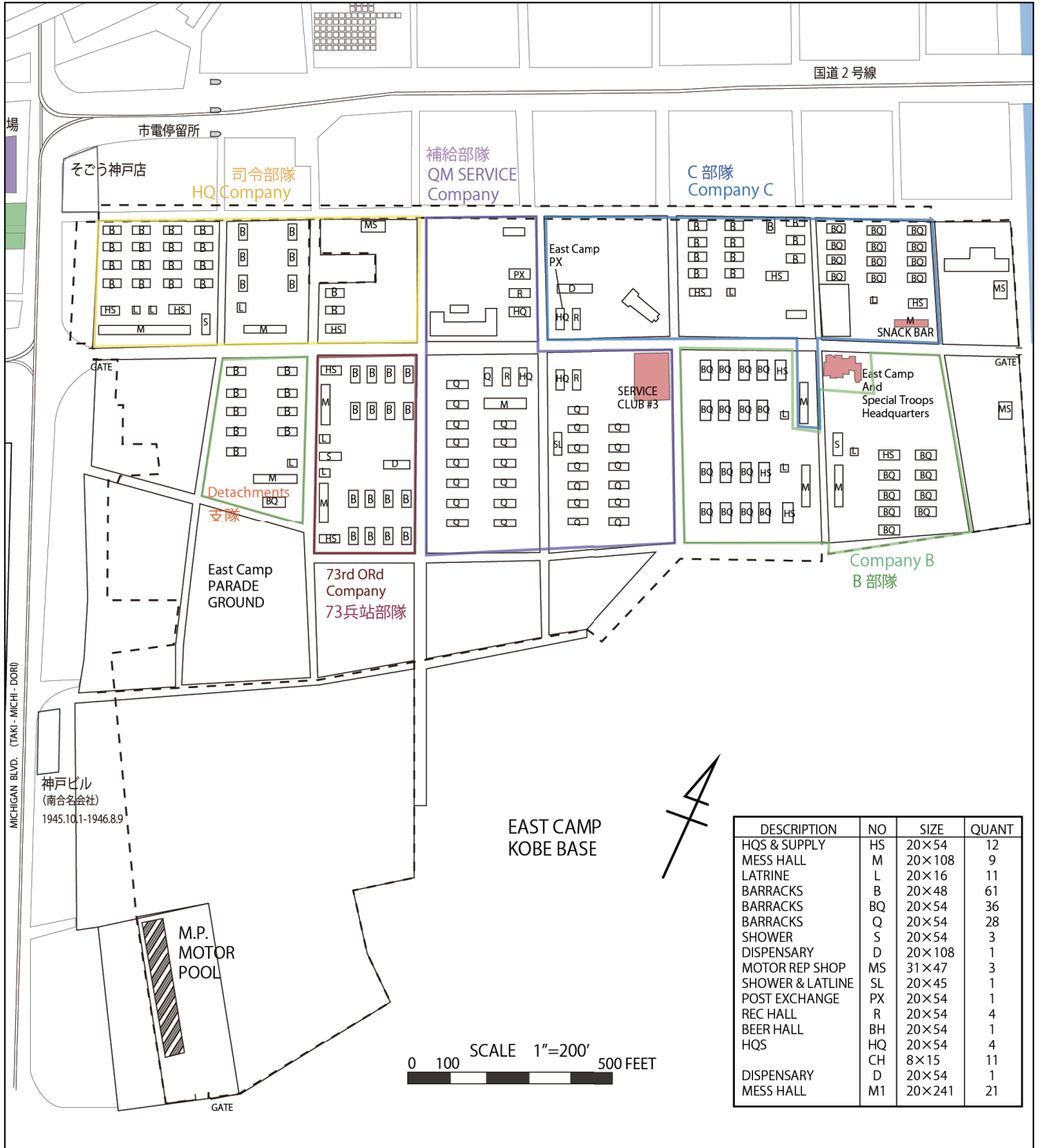


図 2-9 ミノ宮駅南側，フラワーロードの東側に位置した神戸基地イースト・キャンプ内部の配置図  
 "Kobe Base history Reports : Annual, 1949 east camp kobe base", Eighth U.S. Army Military history Section, Box 1596, RG338, NARA(NND887540),  
 国土地理院 USA-M496-34 (1947年), USA-M18-4-59 (1948年) より筆者作成。



た縮刷版の探偵小説や怪奇小説に、雑誌、運動競技に関する書籍のほか、古典音楽やスウィング・ジャズのレコードも楽しめるよう電動蓄音器が置かれたという<sup>52)</sup>。音楽を好む者が多く、70名で編成する国際音楽部が週に2、3回の演奏会を開き、映画においても音楽喜劇が人気を博した。当時は「人気歌手リタ・ヘイウォースのうたう天然色音楽映画がすばらしく受け、京都、神戸、宝塚、姫路の各宿舎で一週50回も上映」されていたという<sup>53)</sup>。これは、1940年代にセックス・シンボルとしてさまざまな雑誌の表紙を飾ったニューヨーク出身の女優、Rita Hayworth (1918-1987) の出演映画と目される。

喫茶スペースの「レッド・クロス」では、12、13歳の日本人の少女9人が働いていて、日本語で催促する兵隊もいたという<sup>54)</sup>。メニューは大きなカップに注がれたコーヒーとドーナツで、ミルクも砂糖もセルフサービス、すべて無料であった。

このほか、「日本的なものを見、日本趣味の記念品一刀剣、書画、キモノ、日本人形、扇子など



図 2-10 1953年1月20日神戸市都市計画局撮影、接收解除となり整地がすすむイーストキャンプに残る建物と進駐軍兵舎 (出典：神戸市都市計画局計画課寄贈「イーストキャンプ跡他写真集」1963年3月15日寄贈、神戸市中央図書館所蔵)

などーを漁る」ことも彼らの軍務の余暇と記され、これらの記念品を高いと進駐軍兵士は話していたようだ。

### ⑤ 占領軍設営工事と県下の接收住宅

占領軍設営工事には用途別に分けると、次のような種類があった。【表 2-7】 占領軍設営工事の中心は、2万戸に及ぶ家族住宅・兵舎・飛行場・その他基地建設工事であり、その大半は終戦処理費によって支弁された。占領初期の1946年より48年にかけての要求量が多く、以降は整備がすすむにつれて減少していった。

このほかの占領軍関係の工事には、次のような事例があった。1947年8月から48年3月にかけては、GHQ指令に基づく占領下民間貿易再開のための外国貿易実業団宿舎の建設・改修工事が、貿易庁の委託、復興院特別建設局によっておこなわれた。また、1950年には、新たに家族住宅2,000戸の建設指令がGHQから発出され、このために連合国軍人等住宅公社 (Corporation for Housing of Allied Personal 略称 CHAP) が設立された。対日援助見返資金によっておこなわれた設営工事は、生産部門も資材の質も向上していて優良であったという<sup>55)</sup>。しかし、施工中である1950年6月に朝鮮動乱が勃発して、占領軍

表 2-7 占領軍設営工事の用途

1	集団家族住宅工事
2	家族用接收住宅改修工事
3	将校宿舎用接收住宅改修工事
4	兵舎新築工事
5	兵舎改修工事
6	事務所および庁舎の新築または改修工事
7	ホテル
8	モータープール工事
9	飛行場の整備拡張工事
10	専用道路工事
11	ダンスホール、キャバレー、劇場、PX、スキー場、ゴルフ場等の娯楽施設工事
12	教会、学校、病院等の工事
13	ダム、鉄道、電信、港湾等の設備工事
14	冷蔵倉庫、化学農場、パン焼工場、アイスクリーム製造工場、洗濯工場等の公示
15	日本人従業員宿舎工事
16	専用ガス、水道、電気工事
17	非専用ガス、水道、電気工事
18	維持管理に伴う工事

将兵の移動が激しくなった。このため、当初は家賃として個人支払償還制度が見込まれていた同住宅の運営は思わしくなくなり、1952年3月末にCHAPは廃止されることとなった。

1946年3月6日、日本政府に対してGHQから家族住宅2万戸の建設要求覚書が発せられ、占領軍家族住宅(Dependent House 略称DH)の建設がはじまった。DHに関する統計をみると、大阪局のなかでは、神戸監督官事務所の管轄する神戸地区に新築されたDHは225戸、改修して用いられたDHは122戸で、1950年10月1日時点の総数は347戸に及んだ<sup>56)</sup>。これは、同局のなかで最も多く、次いで浜寺地区に302戸、伊丹地区に205戸がみられた。京都、大津、福井、舞鶴といった地区を含む京都局の総数は399戸、名古屋地区は351戸、板付地区は312戸に達していた。これらの記録からは、狭小な市街地である神戸地区に整備された占領軍家族住宅は、東京・横浜を除く地方都市において、大きな割合を占めていたことが読みとれる。

神戸市内の山手、舞子地区、御影・住吉・芦屋・西宮の山手など阪神間の焼け残った邸宅の大半が接收され、規模の大きかったものには、垂水区塩屋町の通称「ジェームス山」の外国人住宅が挙げられる。1930年からイギリス人貿易商によって開発されていた同地区の住宅物件は、接收を受けた1946年時点、その多くが住友信託株式会社の管理下にあった<sup>57)</sup>。また、灘区六甲台町を中心とした69,576坪(約23ha)に及んだ接收地には、「六甲ハイツ」として将校家族住宅・学校・倉庫など128棟が新築され、1958年に返還された後には神戸大学六甲第2キャンパスが置かれた。

### (C) 街路空間に対する進駐軍関与の諸相

#### ① 進駐軍による都市環境形成

進駐軍が神戸にやって来てから1ヵ月が経った頃、神戸市内の各所には新たな標識が付けられた。これは進駐軍のために、黄色に黒縁で塗られた木の標識には「テキサス・アヴェニュー」「オレゴン・アヴェニュー」などと記されたとい<sup>58)</sup>、

前者は阪神国道、後者は山手幹線を指したようだ。

旧税関の師団司令部へ通ずる国際道路をミシガン・ブウルバアル(ミシガン大路)と名づけたのははじめ他の大通は総てアメリカの州名である「ユタ」「カリフォルニア」「ウィスコンシン」等々を採り、何々アヴェニュー、小さな通は何番ストリートと、番号で整理したもの

神戸基地軍政部が置かれた旧居留地の配置を示した1949年の地図"LOCATION MAP CENTRAL KOBE"(前掲図2-6)にも、通り="Avenue", 筋="Street"と記されていたことから、占領下の都市風景にはこうした英語表記が多くみられたと察せられる。また、こうした米軍による環境整備については「能率的」と評された<sup>59)</sup>。

同時期には、神戸の進駐米軍設営隊約50名がジープとトラックで、豪雨によって決壊した国道や鉄橋の修理のために、兵庫県の明石地方を訪れた。日本の土木技術では1ヵ月を要する架橋作業を8時間で終えたとい、その「得意の機動力と物量の力」は「嬉しい協力」として謝意が表された<sup>60)</sup>。

#### ② 街路空間における露店営業への進駐軍の意向表明

進駐軍と日本人のあいだには、街路空間の交通問題についてもたびたびトラブルが生じる。進駐開始からまもない1945年10月2日を皮切りに、交通問題を理由とした警告があらわれた<sup>61)</sup>。まずは、兵庫地方進駐軍憲兵によって、横断歩道でない場所の横断や路上で子どもが遊ぶ行為、ジープとの接触などが注意された<sup>62)</sup>。「ジープの行動をぼんやり見ていると邪魔になるものがある」というように、当時の一般住民は市街中心部を自動車が高頻に往来することに慣れていなかった<sup>63)</sup>。これについては、兵庫県進駐当局から兵庫県へ、交通法規厳守の要望として申し入れられた<sup>64)</sup>。

自動車など疾行車の交通に充てられた疾行車道(道路中央部)を自転車、荷馬車等の緩行車

が交通するので、ジープなど疾行車の交通を甚だしく阻害している、自転車、荷馬車等の緩行車は当然歩道寄りの緩行車道を交通すべきである。警笛を鳴らしても一向避ける様子もない現在の状態は甚だ困る。また横断歩道でないところをどこでも横断する市民が相当見受けられる。進駐軍の車両はまだ多くないが、今後ジープ、トラックなどが激増するからなお一層の交通法規遵守が望ましい。

ここでは、ジープやトラックなどの進駐軍車両が「疾行車」、自転車や荷馬車などの日本人による車両が「緩行車」とみなされたようだ。当時の日本の街路の多くは未舗装で幅員も狭く、整備された大通り以外の道路上では中央を歩く人びとがみられた。しかし、これは、進駐軍の主な移動手段であるジープが走るうえで危険で、交通事故が頻発した。したがって、米第31軍政部スコット中佐から兵庫県民に対し、歩道を歩かないと負傷し「轢かれ損」になるとの警告が出され、交通道德の遵守が掲げられた<sup>65)</sup>。

道路交通取締法は1947年11月8日に法律第130号として公布され、1948年1月1日から施行された。1949年5月26日の改正によって、歩道のない道路では、歩行者は右側、車馬は左側によって通行するように定められ、日本の交通法規は左側通行から対面交通へと変わった。これは、GHQによって交通安全上の合理性が求められた結果であったといえよう。

また、市内の戦前期まで遊歩道として用いられた幅員の広い街路上には、露店や屋台、店舗までもが建設される傾向があらわれた。これは、青空市場として繁栄するようになるが、統制違反のみならず交通妨害としての問題も伴っていた<sup>66)</sup>。

### ③「占領目的に有害な行為」への警告と取締方針

1946年6月11日には「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」（昭和21年勅令第311号）が公布され、7月15日から施行されることとなった。

この勅令によって、連合国占領軍やそれに付随・随伴する者に危害を加える行為や、財産を騙しとる行為や、彼らが搜索する者の逃走を幫助する行為などについて、公訴せずに罰を与えることが定められた。ここで「占領目的に有害な行為」とは、「連合国最高司令官の日本帝国政府に対する指令の趣旨に反する行為」、「その指令を施行するために、連合国占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為」「その指令を履行するために、日本帝国政府の発する法令に違反する行為」を指した。この罰は、連合国軍事占領裁判所の指示によって、10年以下の懲役もしくは7万5千円以下の罰金または監獄への拘禁、労役場への留置、科料（軽い刑事罰）などに処されることとなった。

この勅令に基づき、物価統制令違反行為に対する処罰内容が確定した。これを根拠法として、ヤミ市への警察の方針が明確になり、全国的に、連合国占領軍と日本警察とが一体となった公権力による強制撤去がおこなわれた。兵庫県においてはこの時点では撤去ではなく取締りと自治統制が選ばれた。しかし、隣接他府県の影響から営業者が増加し、9月に進駐軍憲兵司令官のJ・BB・シュミット中佐から兵庫県警察部長、保安課長、生田署長、業者代表11名を集めて、ヤミ市の方針指導と警察への全面的な援助を表明して<sup>67)</sup>、大規模取締りによって収束が図られた。

また、1950年には、同勅令の改正によって「占領目的阻害行為処罰令」（昭和25年政令第325号）が制定された。「占領目的に有害な行為」についての定義は変わらず、処罰の罰金額は20万円以下と限度額が上がり、公訴の特例は「事件の裁判管轄が連合国軍事占領裁判所に移された場合」、刑事訴訟法の規定に関わらず取消し可能と定められた。

## 第2章 小結

本章では、戦後神戸の都市空間をめぐる進駐軍の動向による空間的表象に着目し、①日本への占領政策のはじまり、②地方都市における言説空間管理のはじまり、③地方都市における進駐と都市空間管理のはじまりと展開という3段階のスケールから検討した。

言論統制によって不可視化されていた占領初期の都市空間の状況を捉えなおすと、GHQによる言論と物理的空間への管理統制は、想定外の状況に対応するように、漸次的に実施されていた。

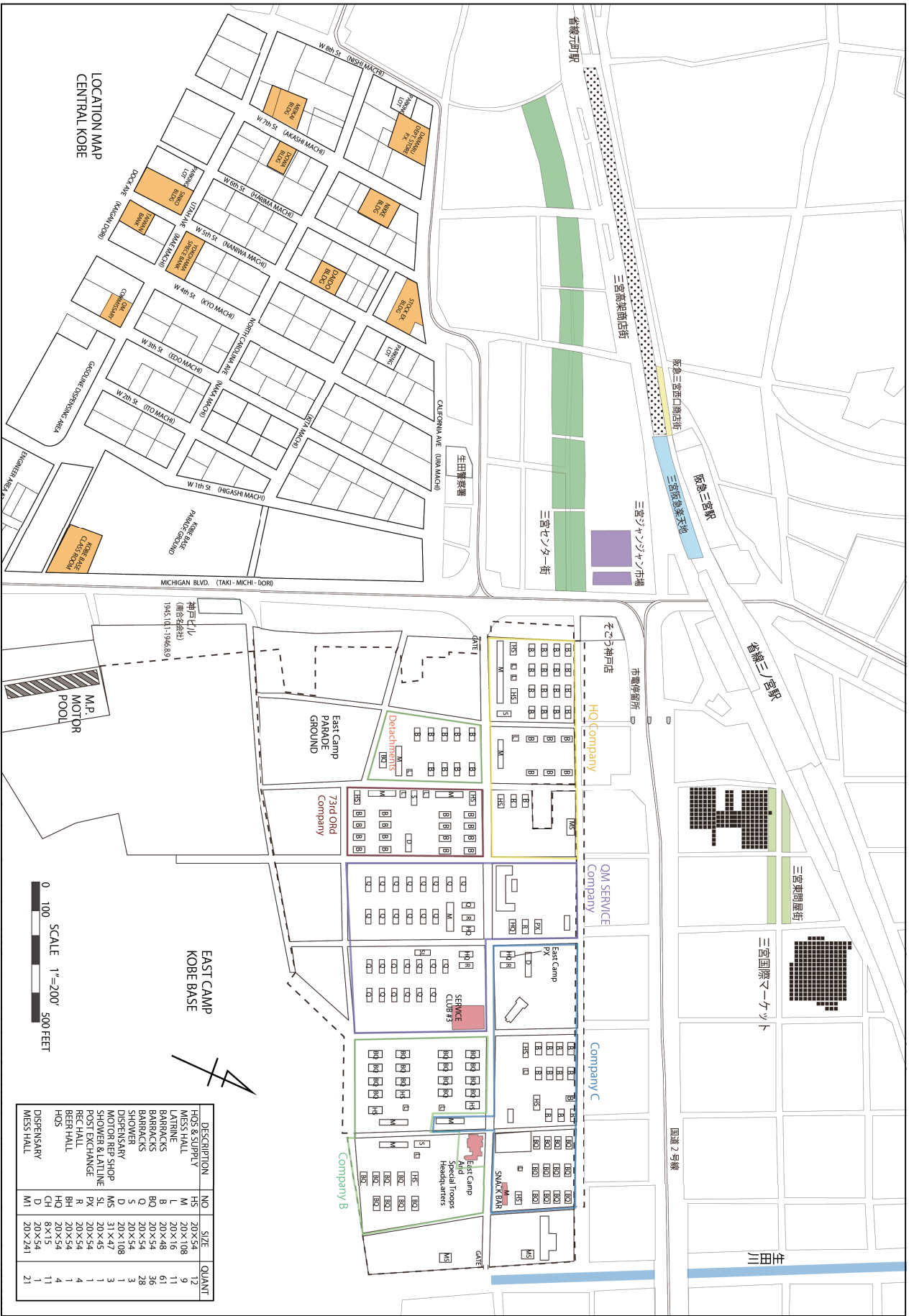
占領下神戸を舞台には多様な主体のせめぎ合いや折衝による合意形成が繰り返された。その一端として、進駐軍の生活空間形成と日本人戦災者の生活再建の土地をめぐる折衝もみられた。環境形成の主体の性質や権力のバランスによって、命令か、協議か、抗争に発展するのか、その方向性が決まる。進駐軍の決定には従わざるを得ないため、接収に関わる問題の解決は速かった。しかし、占領初期に遡ると、はじめから関係性が規定されていたわけではなく、強い語調で伝えられたマッカーサーの警告や勅令を経て、ヒエラルキーの明確化が図られた経緯があった。

連合軍占領軍による戦後日本への管理統制は二段階に大別できた。まずは、占領軍が来日して間もない1945年9月から10月にかけての言論統制のはじまりである。国内のメディア・通信に対してプレス・コードとキーログに基づいた検閲がおこなわれ、主要かつ影響力の大きい活字メディアである新聞報道への検閲は、事前・事後検閲に

分かれて中央と地方では、PPB支局設立前後には徹底の差があった。

続いて、1946年7月から10月にかけてのヤミ市撤去指令によって、物質的な空間への管理統制がすすめられた。統制経済の綻びの象徴的な現象として警戒されたヤミ市は、一時的な露店から継続的な市場へと店舗形態を発展させ、設備を備えたこれらの市場空間を、自主的な復興の一形態として評価する地方自治体すらみられた。そこで、さらなる管理の徹底と秩序維持を目指し、「連合軍占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」が7月15日から実施された。これに基づき、物価統制令違反行為に対する処罰内容が確定し、ヤミ市への警察の方針は明確化し、8月1日から全国的に連合軍占領軍と日本警察とが一体となった公権力による強制撤去がおこなわれた。

しかし、こうした占領軍のヤミ市撤去の方針に対し、兵庫県による対応は強権的とはほど遠く、神戸市のヤミ市においては、漸進的な取締による健全化が図られた。一方で、隣接する大阪府や京都府を追われたヤミ商人が流入したため、三宮のヤミ市は制御不能となった。そこで、同月中旬に改めて露店移転方針が定められる。この際に、ヤミ市内部の管理組織として関与していた在留外国人組織やその下部組織が中核となって、店舗群の移転と複数のマーケット建設がおこなわれた。これらの組織による新たな都市商業空間形成の動向とその意味については、新聞報道やその他の史料によって、第3、4章で明らかにしたい。



(参考図) 神戸市三宮地域における接収地と戦後新たに形成された都市商業地域の立地  
 "Kobe Base history Reports : Annual, 1949 east camp kobe base", Eighth U.S. Army Military history Section, Box 1596, RG338, NARA(IND887540), "Kobe Base history Reports : Annual, 1949 location map central kobe", Eighth U.S. Army Military history Section, Box 1596, RG338, NARA, 国土地理院 USA-M496-34 (1947年), USA-M18-4-59 (1948年) より筆者作成。

第2章 注(年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す)

- 1) 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波書店 2013
- 2) 里見脩『ニュース・エージェンシー—同盟通信社の興亡』中央公論新社 2000
- 3) 注1に同じ
- 4) 1946年11月25日付の米公文書の記述に基づく訳である。江藤淳『閉された言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋 1994:237-241. A Brief Explanation of the Categories of Deletions and Suppressions, dated 25 November, 1946, The National Record Center, RG 331, Box No. 8568.
- 5) 1945年9月17日付1面
- 6) 1945年8月22日, 23日, 24日, 28日, 30日付
- 7) 1945年9月4日付
- 8) 1945年9月5日付
- 9) 1945年9月17日付1面
- 10) 1945年10月11日付
- 11) 1945年9月4日, 8日, 13日, 23日付
- 12) 1945年9月8日付
- 13) 1945年9月27日付
- 14) 同前
- 15) 1945年9月28日付
- 16) 同前
- 17) 注15に同じ
- 18) 茶園敏美「『闇の女』と名づけられること—占領初期神戸市における一斉検挙と強制検診—」(『同志社アメリカ研究』第49号 2013年)に詳しい。
- 19) 注15に同じ
- 20) 1945年12月2日付
- 21) 同前
- 22) 1946年1月3日付
- 23) 1946年6月8日, 11日付
- 24) 1946年1月25日, 26日, 30日付
- 25) 1946年7月27日付
- 26) 1946年7月30日付
- 27) 1945年9月1日付
- 28) 1945年9月13日付
- 29) 注12に同じ
- 30) 1945年9月11日付
- 31) 同前
- 32) 注30に同じ
- 33) 同前
- 34) 株式会社そごう社長室弘報室『株式会社そごう社史』株式会社そごう 1969
- 35) 同前
- 36) 6階と7階は, 1947年4月1日に川崎重工業から返還された。
- 37) 注34に同じ
- 38) 1946年1月17日付
- 39) 占領軍調達史編さん委員会編著『占領軍調達史—占領軍調達の基調』調達庁 1956:219
- 40) 神戸市史編集委員会『神戸市史第三集 社会文化編』神戸市 1965
- 41) 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史 部門編Ⅲ』調達庁総務部総務課 1959
- 42) 三輪秀興『宙』第5巻「神戸—そのまちの近代と市街地形成」こうべまちづくり会館 2010:168
- 43) 1945年12月23日付
- 44) 1945年12月24日付
- 45) 1946年1月3日付
- 46) 1946年5月26日付
- 47) 1946年6月8日付
- 48) 1946年6月11日付
- 49) 1945年10月28日付
- 50) 注40に同じ
- 51) 1945年10月28日付
- 52) 同前
- 53) 注51に同じ
- 54) 同前
- 55) 注41に同じ
- 56) 同前
- 57) 注40に同じ
- 58) 1945年10月22日付
- 59) 同前
- 60) 1945年10月14日付
- 61) 1945年10月2日, 8日, 28日, 12月2日, 1946年1月26日, 30日, 3月24日付
- 62) 1945年10月2日付
- 63) 同前
- 64) 1945年10月8日付
- 65) 注51に同じ
- 66) 1946年8月14日, 9月24日, 29日, 30日付
- 67) 1945年9月24日付



## 第3章

### 占領下神戸におけるヤミ市の生成と変容

#### —中心市街地にみる民衆の初動





## 第3章

# 占領下神戸におけるヤミ市の生成と変容 —中心市街地にみる民衆の初動

戦後まもない神戸では、「日本一」と称された規模のヤミ市が存在し、これを舞台として多様な人びとによる衝突や取締り対策が生じた。戦後から高度経済成長期にかけての新開地と三宮の変化は、焼失した盛り場の再建とヤミ市からの展開にはじまった。そのダイナミズムと歴史的背景を検討することは、神戸の戦災復興とその後の都市形成を捉えなおすうえでも有用といえよう。

本章では、新聞悉皆調査と空間の変遷への着目を通して、ヤミ市をめぐる人びとの日々の動態を明らかにする。これによって、占領下神戸の都市形成を、行政史には記されてこなかった民衆が群れる空間という視角から検討したい。

空襲被害をうけて戦後、復興に向けて動きはじめる三宮と新開地は、地理的に近接しているにもかかわらず、全く異なる戦後のあゆみを辿った。しかし、その戦災復興過程初期の都市の実相は、十分には明らかにされていない。第1章でも概観したように、湊川新開地は昭和初期までの神戸の盛り場・中心市街地、三宮は昭和初期の鉄道整備を通してその地位を高めつつあった新興市街地であった。この関係性は、空襲被害という共通の条件を越えた、占領下の戦災復興の局面において変容し、市内における位置づけが入れ替わる。

この変化は、都市計画主体によって決められた単一の契機ではなく、複数の主体の志した各自の「復興計画」の相克が生みだした現象であった。盛り場とヤミ市は、敗戦後の日本人が生活再建を

目指すなかで、暮らしに求める要素が集約された空間であった。敗戦から1ヵ月が経つと、つい先日までの敵国の兵士が進駐軍として近畿地方にも駐留をはじめた。これにともない、日本人の夜間の外出禁止や、特に女性に対しては日常の振舞いに対する注意など、多くの警告が発せられた。民衆もまた当初は警戒心をあらわしたが、日常的な接触の機会が増えるにつれて、おそれの感情は和らいでいった。

また、進駐軍を迎えるために設営された娯楽施設に誘われるように、日本人向けの娯楽施設までも再建される動向がみられた。このはすぐに行政によって禁止されるが、戦争によって消費や自由な表現・交流を規制されてきた民衆の欲望は都市空間に新たな場所をつくりはじめる。

この象徴的な空間がヤミ市であった。敗戦国としての物質的困窮と統制経済の制度的混迷から生じたヤミ市は、当初は「市場」としての機能に止まったが、復興がすすむにつれて盛り場的な性格を有するようになる。自由な集合や交流といった人間関係を求めて、それまで街路空間として用いられた高架下や遊歩道に人びとが集まりはじめ、ヤミ市と戦前からの盛り場は近い性質を持ちはじめた。やがて、GHQと日本政府はヤミ市の撤去を命じ、これに応じた各地方行政は処遇を検討する。この際の施策は現場の都道府県ごとに決められ、兵庫県の方針は他府県と異なっていたことから問題も生じる。本章は、こうしたヤミ市をめ

ぐる内的変化と外的環境要因の相克による，これを含んだ中心市街地の変遷を追うものである。

また，同時期，近接する地域に生じた市場や商店街はヤミ市と異なる戦後都市商業集積の萌芽とみなされてきた。これらについても，その形成と変容の具体相を明らかにし，ヤミ市との関係性の推移を考察する。

## 3-1

# 戦後三宮・元町地域の変遷

### 3-1-1 三宮におけるヤミ市の生成と変容

#### (1) 新聞記事にみる三宮自由市場の様相

本項では、新聞報道の生活への言及の推移を辿ることによって、日常の都市風景の変容を跡づけた。「ヤミ市」や「ヤミ女」、「ハッター屋」などは1945年以降の復興期における社会問題として知られるものの、都市にどのような姿で存在したのかは正史から抜け落ちた部分である。したがって、1945年8月15日から1947年6月30日までの『神戸新聞』の通覧によって、当時の社会観について認識形成をはかった。

なかでも1945年9月から1947年3月までの三宮自由市場は、社会状況や立場の異なる関係者の動向にともなって、急速かつ多様に姿・範囲を変えた。ヤミ市や物資の流通問題、露天商人として暮らす市民の生活状況に対する言及は紙面に多くみられた。第2章で前述したように、当該期の新聞報道は、GHQによるプレス・コードに縛られ、連合国や他国への批判、進駐軍兵士と日本女性の交歓の様相、ヤミ市に関する活動等には規制がかけられ、報じられにくい状況にあった。しかし、一方ではそうした状況下で報じられた、ヤミ市と取締りの具体相の描写は、日本に都合のよい偏りや進駐軍批判を含まない、客観的事実に基づいた、一定の信憑性があるものであることも察せられる。

この分析にあたり、三宮自由市場における人びとの動きを報じた記事を全抽出し、「闇市」「街頭市場」「自由市場」「露店・露天商人」「民族・国籍」

「土地・交通・道路」といった要素に分類した結果、108件がみられた。そして、警察の取締り・行政による指導・営業者による活動・盛り場の様相という記事の性質に着目し、関連項目毎に分類し、時系列で整理を行い、一覧表を作成した。【表3-1-a】【表3-1-b】

また、当該期の新聞記事は1枚の用紙に裏表印刷した2面構成であり、個別の記事は小さく簡略な記述内容にとどまり、事象のほんの輪郭を伝えているにすぎない。そこで欠落部分を補い、採録した記事・広告を理解するための一助となるよう、必要と思われるものに注釈・説明を加えた。

以下では、三宮におけるヤミ市の発生と拡大について推移の特徴を示すものを選び、1945年9月から1947年2月までを以下に示す10期に区分した。記事・広告は原則として原文のまま採録したが、読みやすくするために原文にはない句読点をつけ、漢字は原文の意味を損なわない範囲で当用漢字に、変体仮名は現代仮名に変えた。採録文は、標題、掲載日、本文、説明文の順で配列した。本文には、ゴシック体を用いた。判読不能な文字は字数に対応する□で示した。

なお、本項においては、『神戸新聞』紙上で扱われた三宮地域におけるヤミ市を検討対象とするため、紙面上で最も多くみられた「三宮自由市場」を用いることとする。

表 3-1-a 『神戸新聞』(1945年8月15日～1947年6月30日)に掲載された「三宮自由市場」関連記事一覧(発行日は西暦・月・日を固定長で表記)

発行日	記事見出し	記事トピック										関係者・関係組織	
		開市・ヤ市	街頭市場	自由市場	露店・露天商人	民族・国籍	土地・釜通・遷居	募集・取締	行政・指導	業者組織・活動	警守場・検査		
19450917	盛り場の明暗二重奏 法外な饅頭を売る間商人 日毎に人波も増へ活気付く	●			●	●						●	間商人
19450917	五円の饅頭が十銭 近頃気持よしの街の風景	●				●						●	中華民国人
19450922	買手も自粛しよう 間の立売商人に当局取締り手段 小杉県経済保安課長談	●			●					●		●	県経済保安課
19450929	三宮の間市場一掃	●								●			生田署
19451006	高架下の間商人を追放	●			●					●			生田署
19451023	三の宮の間市場を一掃	●			●					●			生田署
19451024	三切れ五圓の蒸し糰に體罰 小市民生活を素す間商人を徹罰	●								●		●	検事局
19451031	あすから蓋閉ナ 三宮「新楽街」											●	新楽街
19451102	洋食は七圓から 高架下の新楽街まづ五軒店開き											●	新楽街
19451127	間市に初の大手入れ 大物、風を喰ふ -MP と協力今後も抜打ちに	●			●					●		●	生田署 進駐軍
19451204	明朗自由市場へ 業者で特定地決定		●		●					●		●	日本人 支那人 台湾人
19451205	警官と衝突 三宮の街頭市取締りに紛争		●		●					●		●	生田署 路傍商人
19451207	邦人は元町で 三宮街頭市の地割決る		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	四ヶ国業者代表 警察署長 MP
19451209	【街頭市場】営業区へ移転 進駐軍から要請		●							●		●	華僑総会 台湾省民会 朝鮮人連盟 神農会等幹部 30 数名 進駐軍 警察署長
19451215	明朗自由市へ 業者の手で自粛		●		●					●		●	神農会
19451219	繁盛する街頭市場 人気は飯屋 ないものなし 景気とり戻せる見物客もまぜつて雑沓の三宮	●										●	
19451229	朝鮮人自由商人連合会結成			●		●						●	朝鮮人自由商人連合会 台湾省民会 神農会
19451231	悪意の昭和廿年さらば せり上った街頭市場協燥曲		●	●								●	
19460110	ハッタリ賭博へメス 生田署乱入の暴徒を断乎撃退	●				●	●	●	●			●	生田署 進駐軍
19460117	進駐兵のカウベ素描 自由市場とガール・フレンド											●	
19460126	驛の店に退去の旋風 主要道路でも罷りならぬ	●			●					●		●	県警察部 米第 31 軍政部
19460128	明朗自由市場の建設 新秩序にもひと肌 台湾商人日本商人にも協力			●	●	●						●	台湾省神戸青年隊 隊長・林徳社 自警団長・陳綿銅
19460130	車馬通行を禁止 三宮から元町の高架下			●						●		●	進駐軍 県警察部
19460131	”国籍”の如何にかかわらず日本警察の法令を遵守せよ 進駐軍布告貼出し駅も治安維持に一役					●	●	●				●	進駐軍
19460208	神戸の自由市場 日本一大繁昌 神戸市民七十人一人は関係者 食べ物屋が断然圧倒				●	●	●					●	
19460216	【自由商人気質】”好かれる自由市場に”量目も勉強、勿論品質にも吟味				●	●						●	
19460217	「預金封鎖」と街の影響 間屋に大打撃 一時的物価昂騰の恐れ	●			●					●		●	
19460218	モロが掛く街の横顔 五円餅さつぱり 古着屋も大気迷いの思案顔 高級料理は休業の他なし	●			●					●		●	
19460219	モロ旋風は反省の強打 雄々しく勤労転換、若き日本の生きる道【露天商人の叫び】				●	●	●	●	●			●	神農会
19460221	【自由市場十円時代】ケーキ二十円 ばつたり消えた”ぜんざい”				●	●	●	●	●			●	
19460225	自由市場の”生きる道”は 混乱のうちに転換のきざし動く				●	●	●	●	●	●	●	●	神農会
19460227	特殊の措置を要望 朝鮮人連盟、新門の間を監視				●		●			●		●	朝鮮人連盟
19460304	うかうか使へぬ新門 メッキリ淋れた自由市場【新生活第一日】				●	●				●		●	新楽街
19460309	【新門百円の自由市場】客足が少く値下り気味 また候出がしたためし物類				●	●				●		●	
19460310	【自由市場】幾分取戻した賑ひ 法度の主食類も依然出る				●	●				●		●	生田署
19460313	断乎めし屋を檢挙 押収のパンはヨイコに配給				●	●				●		●	生田署
19460318	やれるか新門”五百円生活”一向に下らぬ間値 自由市場は再び旧円時代の殷盛				●	●				●		●	
19460324	【新門と自由市場】相変わらず繁昌 全国から集ふ商人群				●	●	●	●	●	●	●	●	
19460401	けふから消えるこの姿				●	●				●		●	
19460416	【主食販売動向】自由市場に手入れ 武装警官四百 MP も応援				●	●				●		●	生田署 県警察部 MP
19460417	押へたお米三石三斗三升 興味ある自由商人の身元調査				●	●				●		●	県警察部 MP 防犯課
19460417	あす店開き 引揚者の食堂											●	在外同胞援護会近畿支部 引揚者 復員者
19460421	露天商として更生 華中引揚者に援護の手				●	●				●		●	華中引揚兵庫県人互助会、県厚生課
19460424	【自由市場】またも肅正の大嵐 検挙数九十九件、悪質者は送局 明朗化へ今後も継続する				●	●	●	●	●	●	●	●	県警察部、生田署 MP
19460424	正しい商人の迷惑を考慮 非常に鮮やかな検察陣の手並				●	●				●		●	
19460428	生田区高架下の火事				●							●	新楽街
19460505	【明朗自由市場へ】禁制品外も取締る 進駐軍も協力漸次強化	●			●					●		●	県経済防犯課、県警察部
19460512	【主食】自由市場から追放 専任警官を配置し検挙追放				●					●		●	県経済防犯課
19460514	三宮自由市 業者の協力を要望 警官を常駐せしめ肅正へ				●	●	●	●	●	●	●	●	生田署 神農会 松明会 台湾省民会 華僑総会 朝鮮自由商人連盟
19460515	国境越えて商組を 三宮自由市場に国際商組				●	●	●	●	●	●	●	●	国際総商組合 神農会 松明会
19460516	三宮自由市場 取締隊が初の出動 禁制品に肅正のメス				●	●				●		●	朝鮮自由商人連合会 生田署 県防犯課
19460523	渉らぬ自由市場朗化 今後違反者は送局				●	●				●		●	生田署

表 3-1-b 『神戸新聞』(1945年8月15日～1947年6月30日)に掲載された「三宮自由市場」関連記事一覧(発行日は西暦・月・日を固定長で表記)

発行日	記事見出し	記事トピック										関係者・関係組織	
		開市・ヤミ市	街頭市場	自由市場	露店・露天商人	民族・団籍	土地・釜通・露	警察取締	行政指導	業者組織・活動	盛り場・雑居		
19460606	高架下の自由商人らが納税組合			●	●	●					●	●	松明会 神農会 朝鮮自由商人連合会
19460607	明るい自由市場へ前進 流血事件も思ひ出 今ではガッチリ国際市場へ			●	●	●					●	●	新築街 神農会 松明会 朝鮮自由商人連盟 国際総商組合 (南星会)
19460616	きれいにさつぱり大掃除 自由市場に明るい太陽			●	●	●					●	●	国際総商組合 街衛生課
19460620	三宮ガード下の手入れ			●	●	●	●	●			●	●	生田署 在外同胞援護会
19460622	立派な公衆便所			●	●	●				●	●	●	市民政局 国際総商組合 松明会
19460722	県下五都市の自由市場 売食にふえた古着屋			●	●	●					●	●	
19460730	【自由市場】不当な弾圧はせぬ 業者の理解で円滑に			●	●	●				●	●	●	県警察部
19460801	お目こぼし?の白飯 凄い人波 闇市場“最後の日”の表情	●		●	●	●						●	
19460801	徹底的に取締り 新発足の自由市場に			●	●	●	●	●			●	●	県経済防犯課 生田署 県警察部
19460802	闇を返上 明朗市場発足の朝 屋台の上で日和見 類焼した禁正品 取締警官、監察隊も拍子抜け	●		●	●	●				●	●	●	県経済防犯課 県警察部 生田署
19460803	動向を厳重監視 三宮自由市場の肅正第二日	●		●	●	●				●	●	●	警官隊 監察隊 生田署 国際総商組合
19460804	どうするか?逆戻りの闇市 “警報”合間に雲がくれ 主食もある、煙草もある	●		●	●	●				●	●	●	取締隊
19460804	用意あり第二の手段 場合によっては完全閉鎖も			●	●	●				●	●	●	県警察部
19460805	【自由市場】1日に倍する大繁昌 だが当局の出方注視			●	●	●				●	●	●	国際総商組合
19460809	【自由市場】明朗市場は望み薄か 一向に配給はふえぬ こんな肅正では市民は迷惑	●		●	●	●				●	●	●	生田署
19460813	自由市場に抜本対策 業者を招致、当局の意向表明			●	●	●				●	●	●	県警察部 国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 神農会 松明会 神戸華僑総商組合 台湾省民会 新築街 知事
19460814	二十日限り撤去 交通に支障の三宮市場の一部			●	●	●	●	●			●	●	業者7団体 県警察部 知事 進駐軍
19460815	該当店舗に撤去を通告 自由市場の取締り			●	●	●	●	●			●	●	生田署 国際総商組合
19460820	新移動地域を決定 自由市場の撤去店舗			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 生田署 松明会
19460821	二十三日まで延期 三宮自由市場の引越し			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 県警察部
19460824	【自由市場の移転】エッサエッサの引越し風景 警察トラックも出動 円滑に進む			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 生田署
19460825	続いて“持込み”を完封 三宮自由市場撤去後の取締り	●		●	●	●	●	●			●	●	生田署 県経済防犯課
19460825	【移転の自由市場】国際マーケットとして再発足へ	●		●	●	●	●	●			●	●	朝鮮人自由商人連合会
19460906	あすから責任制 法をかせば組合の手で 業者の弁			●	●	●	●	●			●	●	松明会 国際総商組合
19460907	月末までこきめる 闇市閉鎖するかどうか 古山警察部長語る	●		●	●	●	●	●			●	●	県警察部長
19460910	存続の意味なし 解散論も出たが指示あるまで自重 国際商組		●	●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合
19460914	明朗市場へ 闇市は変貌する 内部からわき上る逞しき意欲			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合 松明会
19460918	露天業者、許可制に 禁止地区を明らかに 禁止品目を追加 けふ施行			●	●	●	●	●			●	●	(露店営業取締規則)
19460920	露天の新取締規則 協力出来ぬと退場 生田署の懇談会に三宮市場の業者が			●	●	●	●	●			●	●	生田署 国際総商組合
19460921	取締りの責任は業者各自で 国商解散を延期			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合
19460924	露天取締りに全面的援助 シュミット中佐 業者の自覚を強調	●		●	●	●	●	●			●	●	進駐軍 県警察部
19460924	急告 朝鮮自由商人連合より			●	●	●	●	●			●	●	朝鮮自由商人連合会
19460925	天下ご免?“最後の日”きのふ三宮自由市場の表情	●		●	●	●	●	●			●	●	
19460926	廿八日から本格的取締り 依然禁制品もある自由市場			●	●	●	●	●			●	●	生田署
19460929	露天肅正始まる “神戸名物”に終止符 三宮へ警官隊千五百名出動!	●		●	●	●	●	●			●	●	県警察部 神戸地方検事局
19460930	徹底的取締りに依然逮捕者続出 肅正、第二日の三宮自由市場	●		●	●	●	●	●			●	●	生田署 神戸地方検事局
19461001	残るのは高架下の干軒 三宮の露天へ更に立退き命令			●	●	●	●	●			●	●	県取締本部
19461001	五十件を送局 三宮の取締り			●	●	●	●	●			●	●	取締隊
19461002	淋しい自由市			●	●	●	●	●			●	●	取締隊 消防署
19461006	闇市の肅正は成功 本省防犯課長が視察に来神	●		●	●	●	●	●			●	●	内務省防犯課
19461007	生田署の留置場は超満員 三宮自由市に徹底的な肅正の大嵐	●		●	●	●	●	●			●	●	県警察部 生田署
19461014	【その後の自由市場】手薄に乗り間屋蠢動 次第に場末へ散在傾向	●		●	●	●	●	●			●	●	取締隊
19461019	これではお得意を奪はれる 高架下に建築を急ぐ連鎖店舗	●		●	●	●	●	●			●	●	
19461109	今後は同一歩調が必要 大阪府議一行 三宮自由市視察	●		●	●	●	●	●			●	●	大阪府議
19461113	三宮駅で百人 葺合署が主食の持込み取締			●	●	●	●	●			●	●	葺合署 食糧営団
19461121	緑地帯の店舗問題一応解決			●	●	●	●	●			●	●	
19461126	明るくなった三宮自由市場 いまでは完全に闇市の汚名返上	●		●	●	●	●	●			●	●	県経済防犯課
19470208	主食消ゆ!二・七肅正 拍子抜けの“本日休業”こっそり裏街の楽しよう			●	●	●	●	●			●	●	生田署
19470208	必ず営業を停止 違反者は徹底的な厳罰で	●		●	●	●	●	●			●	●	県警察部 連合軍総司令部
19470209	ご用聞きの新出現 二・七肅正がえがく街の表情	●		●	●	●	●	●			●	●	
19470209	朝鮮人商業経済会披露会			●	●	●	●	●			●	●	国際マーケット 朝鮮人商業経済会
19470215	左様なら三宮自由市場 元の緑地帯に還る 分散最後の難問もようやく解決			●	●	●	●	●			●	●	国際総商組合 華僑総会
19470224	生田署管下に国際古物商組合			●	●	●	●	●			●	●	国際古物商組合
19470315	取締りごとく上るやみ値 倒すまでやる気か 検査のお手なみに期待の眼	●		●	●	●	●	●			●	●	県経済防犯課
19470329	国際商店街を結成			●	●	●	●	●			●	●	国際商店街
19470331	“春の旋風”増加所得税 新円一億円級が六人 三宮自由市場の税額三百万円			●	●	●	●	●			●	●	神農会 露友会 国際総商組合 税務署

① 1945年9月一三宮における省線高架下ヤミ市の出現

「盛り場の明暗二重奏 法外な饅頭を売る闇商人 毎日に人波も増へ活気付く」(1945年9月17日)

僅かな時でもよい、とげとげしい敗戦者の感情から、或ひは生々しい戦災地の荒んだ感情から解放されたいと都会人は欲求する。かつての都会人は享楽的感覚をもとめて盛り場へ集ふ習性があったが、終戦した今の都会人はこの戦争によって荒んだ感情を一日も早く払拭したいばかりにこの習性をとり戻し盛り場をもとめるが、従って盛り場の要素たる映画場、娯楽場、食堂などの歓楽施設はどちらかといへば第二義的存在ともいへる。ただ人間は人間をもとめて集ふのだ。これが終戦後の盛り場気質である。だから盛り場は都市復興の走りともいへるわけで、さうした解釈から盛り場を定義づけると盛り場は戦後都市の明るい面でなければならないはずだ。しかし戦後といっても日本の場合は戦に敗れたのだから暗い面も否定するわけにはゆかない。神戸の場合明暗両断面からこの盛り場を衝いて見る。(中略)

【暗い面】ここでの暗い面とは建設的でないことを意味する。神戸の盛り場は新開地帯であるが、その次は元町一三の宮間の省線ガード下だ。戦前かつてこのガード下を盛り場として計画されたやうだがそれは余り芳ばしくはなかったやうだ。ところが終戦の今も盛り場としての要素を欠くだけに兎角暗い面が色こくそれだけに建設的線は細いわけだ。即ちここでは映画館も娯楽場もなくただ人目をひくのは妙な饅頭を二、三十個ばかり入れた籠を抱へる支那人の行商人である。値は高いので一個が五円、安いので三個が五円といふのだから少々心臓の弱い男は瞠目して手がでない。それかと思ふと百円札をぼんと投げ出しマンジュウ二十個平気で買って去る人間もあるのだから世の中は色さまざまだ。その他赤ちゃんのにぎり拳位の梨が三個五円、大きいので一個五円といふべらボウな値でもちゃんちゃん売れてゆくことから、悪性インフレが憂慮されるのも無理からぬことだ。然しさすがは支那人で世界の商人だ。同じ一

個の饅頭でも日本人が闇でこっそり売っているやうないかがわしい饅頭ではなく“なるほど食へそうだ”と購買心はそそる奴だ。だから日本人の“だんご”を売りにきてもすぐにこそこそと消える。また現はれてもすぐ消えてなくなるのでは復員者の服装をしたのがある。先日もジャカルタ石鹼二十円で売っていたが、これは軍用だから立派な石鹼だ。これは己れを恥ぢてすぐ消えた。或ひは鰻を一尾つかった“にぎりずし”が三個で五円、これも日本人女だが長くは居られず、すぐこそこそと消える。兎も角ガード下は食ひものの行商人で一杯だ。そうした色別では新開地盛り場とは違ふのもまたやむを得ないことだ。それだけに非建設的であり今後盛り場としての持続性は乏しい。しかし暗い面ばかりでもないわけで今では神戸の一名物化している支那人の路上散髪人がある。これなどは戦後の神戸を一段と明るくしている。

「買手も自粛しよう 闇の立売商人に当局取締り手段 小杉県経済保安課長談」(1945年9月22日)

最近戦争終結と共に“統制経済は自然消滅したのだ”といった錯覚から法外な価格で闇行為が公然と横行している。闇価格そのものは戦争中と大差はないが物資の流出量は戦災前に匹敵するものがある。これは終戦時に各方面で物資を大量的に放出したことが原因しているか。これ等誤れる統制経済に対する認識を一掃するため小杉県経済保安課長から終戦後の統制経済の在り方を聴く。

過去の統制経済は戦力増強と国民生活の安定を期するため一定物資を確保するにあつた。その間の障害物を一掃するためにはまた経済警察官が陣頭に起つて来た。ところが一部層では終戦と共に統制経済はその存在をなくし消滅したのだといった消費に陥入り、一例に露店商人をとつても無統制状態を呈しているが、統制経済そのものは勝手に出来たものでなく法令に基づいて実施されたのであるから、戦争に勝つための戦力増強と国民生活確保の二本であつたが、これから先は国民生活確保の一本にその使命が転換されるのであるが、戦力増強にかはって悪性インフレーションの

防止が書き加えられることになる。これによって生活必需品価格の維持取締りと並行して国民生活の安定化も期待出来るものがあると思ふ。特に主要食糧をはじめ燃料、衣料、日用品、台所用品などの確保のためには当局は大乗的指導をして家庭の必需品に対する混乱を阻止するに努めたい。依って当局は今後も同法令に基づき違反する者があれば容赦なく摘発し厳罰を以て臨みたい。

1945年9月17日、終戦以降初めて神戸市内のヤミ市の現況について言及された。同時に、戦後日本の盛り場についてすすむべき道を考察する内容がみられた。元町から三ノ宮間の省線ガード下にヤミ市が出現したことが明記され【図3-1-1】、「妙な饅頭を二、三十個ばかり入れた籠を抱える支那人の行商人」がはじめにここに現れた、と報じられた。戦前の盛り場とは映画館や娯楽場を備えた空間、すなわち新開地こそが神戸市民の考える盛り場であった。しかし、戦後の盛り場は食糧不足を補うヤミ物資の販売にはじまった。

「ただ人間は人間をもとめて集ふのだ」と記されたように、空襲の不安から解放された市民は焼け残った高架橋のそびえる駅前空間に集まった。そこにはまた食糧品の立売商人が次々とあらわれ、1945年9月にはすでに三宮駅周辺は多数の人びとでひしめく様相を呈した。記事からは、省線高架下と三宮駅前のヤミ市の出現・繁栄に対する当時の違和感が読みとれるが、同地域は戦後の盛り上がりを経て、次第に中心市街地へと変容を遂げる。また「神戸の一名物化している支那人の路上散髪人」に対する評価は饅頭の立売商人と対照的で、これを喜ばしいことと感じていた当時の世相がうかがえる。

9月22日の報道から、ヤミ商人の集団化は途上にあるが、統制経済に対する市民の認識が戦後急激に甘くなっている様相があらわれている。これに対しては兵庫県経済保安課長が、終戦時の物資の大量放出が一因か、という見解を述べている。また、同年11月に生鮮食料品の統制解除をおこなうと予告するなど、政策自体が定まらない様相

を呈していた。経済警察は1938年8月、軍需生産の増強拡充を目指した国家統制を付すとともに、増加する統制違反を取り締まる必要性が生じたことで設置された。各警察署に経済事犯専門の刑事・巡査を設置しており、統制違反（闇取引）の摘発を目的とした。「無統制」な状態へと変わりつつある露天商人たちに対する取締りの必要が生じたこと、「国民生活確保」と「悪性インフレーションの防止」を戦後の統制経済の使命として強調している方針の転換が読みとれる。

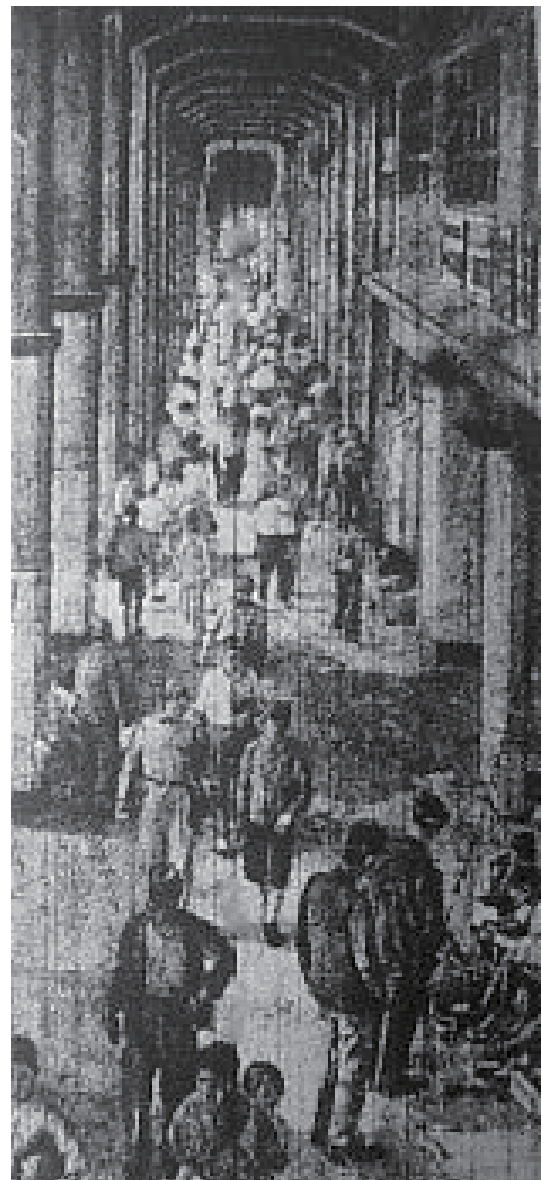


図3-1-1 戦後まもない三宮ガード下  
(出典：『神戸新聞』1945年9月17日付)



② 1945年10月から11月—高架下の商店街形成、  
三宮における初のヤミ市大規模取締り

「高架下の闇商人を追放」(1945年10月6日)

阪急三宮駅から省線元町駅間の高架下は目下内外人向の歓楽商店街とすべく鋭意工事を急いでいるが、この高架下には従来多くの露天商人が商売を営んでをり、工事の進捗をさまたげている点も少なく、また内外人の交通の激しいこの附近での商売は見苦しくもあるので、生田署ではこのほど三宮駅—元町間での商売を禁じ、露店商人は他に移転するやうに命じたが、なほ隠れて商売しているものもある模様なので、場合によっては一斉に取締る。

「闇市に近く大鐵槌 検察陣が大規模な準備 飲食店も取締れ 抜本的な対策を要望」(1945年10月29日)

神戸の新開地、元町高架下の両盛り場における食糧闇売りはここ二三日来急激に増えて来た。これは大阪における連日の検挙で姿を消した闇売りが神戸に流入した影響だと見られているが、それにしてもその雑踏ぶりは言語に絶する無軌道ぶりを発揮している。検察当局では警察能力を最大限に発揮して近く大検挙を行ふべく目下準備をすすめている。神戸の場合は支那人の街頭売りが主体となっているので敗戦した日本の警察威信では兎角及ばざる難点もあり、しかもかうした食糧闇売りは終戦後のどさくさに現れた泡沫的現象でなく統制経済の欠陥によって生れた闇売りだけに、これを放置した場合はいよいよ増大するだけでなく、その闇売りの内容も概して下向く傾向がある(中略)

お餅、あらゆる種類のてんぷら、カレーライス、焼めし、うどん、果物、牛肉の切売り、ミルク、缶詰など米麦、砂糖、牛肉、魚などの食物から焼酎ウイスキーを含んだものが網羅せられ、何んでもご座れで、また一品料理でビフテキ二枚五十円が飛び出す無軌道ぶりで、従ってこの闇売りのために種々な衛生的事件も簇出する。例へば省線神戸駅の早朝には原料買入れに出かける支那人らの

群のために交通難に拍車をかけるし、また闇売りのために□神して来る群のために神有電車などは交通地獄を増大している。阪急は喧嘩沙汰は連日の如く続出するし省線神戸貨物駅では石炭積出し事件も生じるなど直接的被害もまた増大している。これがために今度の警察当局の大検挙はかつて見ざる大がかりのものであらう、と予想せられよう。

「洋食は七円から 高架下の新楽街まづ五軒店開き」(1945年11月2日)

「本日開店」の貼紙の前にはやくも列をつくっている。新神戸名所の「新楽街」の蓋開けはまだ工事の都合で五軒だがなかなかの盛況。真黒の人の市、声をからして客を呼ぶ露店街のなかから新しい装ひを凝らして登場した。これはまた焼跡に荒んだ神戸市民のオアシスである。まだ全部開店の運びに至らないので値段も一定していないが、洋食が七円から十四円四十銭、フライにスープつきが十円、サシミが七円三十五銭、和食が三円から十円、菓子がお茶つきで三円十二銭(以上税込み)といったところ、とにかく高い廉いよりは久しぶりに落ち着いて清潔な食器を前にするといふことが市民の感激をそそっているらしい。同街全部が営業するやうになればマル協の値段もきまはずだが、なにしろ統制価格と税金に縛られて白米のカレーライス十円といった露天闇商人と対抗は出来ないがほんとの慰安を市民に与へる意味で頑張らうといふ。出来れば自治的な営業組織をつくってお互ひに勉強しようと申し合はせてをり、せつかく生れた子供ですから皆様も可愛がって育て下さい。

「闇市に初の大手入れ 大物、風を喰ふ MPと協力今後も抜打ちに」(1945年11月27日)

「甘い甘い」「ひとつ五円」の呼び声、それを中心にして渦をまいて蟻集する黒山の群衆、車道にはみ出た男女の間を警笛を絶え間なく鳴らして通り抜けようとするトラツク、ジープ—神戸三ノ宮、新開地に名物とまでなっている不潔と喧騒と、血

腥い犯罪をさへ醸し出す闇市場は、国際都として発展しようとする神戸の大きな癌となっていたが、国際的な問題の存在と民衆の自粛と保たうといふ当局の親心からその取締り検挙も大々的には今日まで行はれなかつたが、その弊害は依然として止まるところを知らず、遂に二十六日、断は下された。

生田署では西署長以下吉田署僚警部指揮のもとに全署をあげて百四十五名の警官が出動、午前八時検挙は開始された。この日あることを察知していちはやく古狸の闇商人は姿を晦し、素人の闇屋が引っ掛ったほか開店中のものは案外すくなく応援に駆けつけたM・P十数名もいささか手もちぶさたの態があったが、阪急三宮元町両駅、省線三宮駅から下車した大阪方面からの流入闇屋買出し部隊なども一斉に連行され十時には生田署三階の訓示場は満員。室を埋めたりユツクサツク、風呂敷包み、トランクなどには甘鯛、□、鮪、蝦、いかなごなどの鮮魚類、大根、水な、ねぎなどの野菜類、蕎麦、米、ビール、ローソク等々、市民の台所に家庭に縁遠いものばかりがずらりと並んだ。係官総出で取り調べたが買出し、田舎からの土産といったものが二割であとは商売目あてだが、係官の前ではべら棒に廉い売値を申し立てて苦笑を買ふなど、あまり常習犯の大ものは見受けられず、なかには闇市場でアゲイモを二貫料理屋に届けてくれとビール三十九本を日当三十円で引き受けたといふ男などもあり、その日の収穫は検挙人数二八四名、そのうち主食関係五十五名、外国煙草の闇売り六名の六十一名は留置、残りが野菜類その他といったところで説諭のうへ帰宅せしめた。ついでこの際闇を徹底的に掃すべしとのM・Pの意向もあり、さらに正午を期して今度は新開地ガスビル付近一帯の闇手入を生田、兵庫両署がM・Pの協力を得て行ったが、両署では今後も引続き抜打的に手入れを行ふ方針で古田生田署僚警部は左の如く語った。

1945年10月6日にみられた「阪急三宮駅から省線元町駅間の高架下」という記述より、省線

高架橋と山側を並走する阪急高架橋の位置関係の複雑さを想起させる。省線高架下には南側と北側に店舗群が形成され、ここで示された商店街は北側であった。阪急三宮駅を東の始点としたのは、省線三ノ宮駅が滝道（現・フラワーロード）を東西へ跨ぐガードの東に位置するからである。

「歓楽商店街」と称された計画は、同年11月1日に開店した「新楽街」のことを指すと考えられる。キャバレーやバーといった飲食店街としての性質もまた特徴的であり、戦後2、3ヵ月といった娯楽に乏しい時期に「歓楽」という語句を使ったことは、市民の復興への願望をあらわしているとも推察される。

11月1日、省線三ノ宮高架下において「新楽街」は5軒が開店した。資材不足のなかで高架下に整備工事をおこない建設された。路上にみられた露店群とは一線を画しており、座って清潔な食器で食事ができるということから「新神戸名所」「神戸市民のオアシス」と評された。また開店当初から自治的な営業組織をつくらうという動きがあり、まもなく結成されたものとみられる。『京阪神復興名鑑』（毎日新聞社、1946年12月）には、「新楽街（三宮省線高架下）」として、店舗名、営業種目、代表者名が記されている。これによると、全44軒中、カフェー、スタンド、喫茶、和・洋・中料理屋、食堂などの飲食店が35軒、約8割を占めており、飲食店以外の業種としては、日用雑貨・土産物といった物品販売業、氷屋、撞球場、美容院、写真屋がみられた。

前述したように、戦前の神戸市民による盛り場のイメージは高架下になかった。しかし、戦後ヤミ市の繁栄・秩序化と併行して、省線・阪急高架下という立地が復興に際してアドバンテージへと推移したことがうかがわれる。「新楽街」はその先駆的存在だったといえるだろう。

1945年10月29日には抜本的なヤミ市取締りの準備段階について報じられた。「食糧闇売り」という記述から、初期のヤミ市において販売されたものは食糧であったことがうかがわれる。ここに挙げられた販売品目の多さ、特に牛肉が出回る

ことは神戸の特色であろう。流通事情が徐々に改善されるにつれて、食糧のほか衣類や工業製品も多数みられるようになり、規模は拡大する。「闇売りの内容も概して下向く傾向」という記述は、粗悪品の販売や法外な高値での販売を意味すると察せられる。また「種々な衛生的事件」というように初期の兵庫県警察部によるヤミ市取締りにおいては、衛生面が保証出来ないことが強調され、消費者の自覚・自粛を呼びかける姿勢がみられた。

11月26日、三宮ヤミ市に初めての大規模取締りが行われた。同日午前8時、検挙のために生田署に集まった警官は145名、検挙人数は284名であった。このうち主食関係を販売して連行された商人は55名、「洋モク」と称された外国煙草の闇売りが6名の合計61名が留置され、野菜などの生鮮食料品を販売した者は、「説論のうへ帰宅せしめた」という。同日連行された商人の描写には、「阪急三宮元町両駅、省線三宮駅から下車した大阪方面からの流入闇屋買出し部隊」とみられるように、兵庫県下のみならず、大阪方面から商人が流れ込んで混雑を呈していた様相がうかがわれる。

### ③ 1945年12月—地域指定、「朝鮮人自由商人連合会」発足

「闇市場に地域指定 暴利を取締り自由市場化」(1945年12月1日)

闇市場の取締方針についてはこれを根絶するといふよりは闇市場出現の社会的および経済的な根本の原因と殊に罹災都市としての社会的な要請面とを十分に考慮して、暴利やその他の経済事犯と社会悪の巣窟の感のある市場から真に明朗健全な民衆のための自由市場として発足させることとなり、兵庫県では今回これが適切な取締り方針を宛てて健全な育成をはかることとなった。さしあたりつぎのやうな諸点を決定して実施すべく三十日の署長会議で松尾警察部長より詳細な説明と指示をあたへた。

一、地域指定＝交通秩序、都市衛生、取締便宜等を考慮して適当な地区に限ってこれを指定誘導

する。二、自治的組織＝神農会、露友会等の商いの自治的組織を運用する等参加者を組織化して取締統制にあたらせるとともに自治的統制に指向させ、場代などの適切化をはかる。三、飲食店＝衛生的な見地から屋内または屋台店により営業させる。四、直接取締＝MPの協力を得るとともに□□関係のボックス、電話等を各署ごとに適当に配置設置する。五、暴利行為＝自由市場としては容認するが暴利に対しては厳重な取締りを行ひ、販売物品には価格表示を行はせる。六、主要食糧の取締＝主食物品のうち特に米麦に対しては販売を禁止し厳重な取締りを実施してその他の食料品は状況により取締る。

「明朗自由市場へ 業者で特定地決定」(1945年12月4日)

神戸名物となっていた闇市場もいろいろのいきさつを経ていよいよ明朗自由市場として特定地区内におさまることになったが、既報のごとく一日県で開かれた関係代表者の協議会で取極められたところでは、元町駅周辺の支那人および台湾人の店は全部同駅以西の高架下へ移し、日本人もひとまづ同所へ割込ますが、場所が狭くなった場合は別途に日本人のみの特定地区を定めることとなる模様である。(後略)

「警官と衝突 三宮の街頭市取締りで紛争」(1946年12月5日)

不潔と雑沓整理の目的から神戸生田署は四日午前四時から省線三宮、元町間の街頭市に対し松本署長の陣頭指揮で二度目の大手入を行ったところ、降雨の関係で全署員が若干統制ある行動を欠いたため路傍商人側では「交通整理の名目に□□して客を散らしわれわれの商売を妨害するもの」とし代表者四、五名が現場で松本署長と談合したすえ一応話合がついていたが、一部の連中がどうしても納得せず、二、三十名が鉄棒や煉瓦をふるって警官団の中に乱入して来たので、松本署長は流血の惨事を未然に防ぐため署員に一応撤去を命じたが間に合はず包囲した連中のため水尾警部補ほ

か五、六名の署員は袋叩きにあひ三、四週間の治療を要する重傷を負ふといふ事件が惹起した。路傍商人側では直ちに生田署へ代表が訪れ遺憾の意を表するとともに、後の対策につき種々協議したが、この種の衝突事件は今回が二回目であるだけに今後の成行が注目されている。

「邦人は元町で 三宮街頭市の地割決る」(1945年 12月 7日)

神戸の街頭市はもはや業者側の自主的統制にいつしか改善打開の途は見出されないが、去る四日の三宮における紛争事件以来中国、台湾、朝鮮、日本の各業者代表の間に今後の対策につき種々接衝談合が続けられているが、この際三外国人と日本業者の営業場所を既報のごとく一定、それを全業者に徹底することになった。すなはち外人業者は元町映画館西の空地およびそれより以西の高架下、日本人は元町筋としそれ以外では業者が互ひに自戒していたづらな紛争を避けようといふので、さらに協定値段なども設けて健全にして明朗な自由市場を建設することになった。なほ八日午後一時から MP、警察部長、各警察署長とともに四ヶ国の業者代表が県警で膝つきあはせて再度懇談する。

「街頭市場 営業区へ移転 進駐軍から要請」(1945年 12月 9日)

神戸の街頭市場に関する第二回懇談会は、八日午後二時から県警察部長室で開催された。華僑総会、台湾省民会、朝鮮人連盟、神農会等の各幹部三十数名が出席、進駐軍側よりハイア一少尉、アングス少尉、松尾警察部長、市内各警察署長らと意見を開陳して街頭市場に関する懇談を遂げ、ハイア一少尉より進駐軍の命として、さきに決定した各営業地区への移転を一週間以内に完了するべく要請、各代表出席者はそれぞれその意を街頭商人に徹底せしめることを約し三時五十分散会した。

「朝鮮人自由商人連合会結成」(1945年 12月 29日)

日とともにますます殷賑をきはめる自由市場が国際同業者内をめぐって様々ないまはしき紛争を□することは国際的にも平和日本建設のためにも面白くない。統制、規律のある明朗な自由市場を建設しようと全国に魁けて朝鮮人自由商人連合会結成式が二十八日午後六時から神戸三宮劇場で在神朝鮮人自由商人二百□十名参集して挙行された。まづ綱領として、国際商人間の親交・同業者間発生諸問題の自治的解決・店舗改良衛生設備の徹底・一致団結相互扶助を掲げ、いまや自由を獲得したわれわれはその持てる能力を遺憾なく発揮し台湾省民会、神農会などと手を握り各自その利権を尊重し、保護し、相互親善して国際的経済使命達成に貢献すべく力強い発生を期し、連合会長文開文氏ほか委員の選任を行ひ九時すぎ散会した。

日本人・外国人の営業地域を分けることになった背景として、11月26日の初の大規模な取締りが功を奏さなかったことが影響した。三宮ヤミ市の雑沓には多様な人びとが集まり、個々が利権を主張しあう状況から、様々なトラブルが生じた。これを排し治安を改善するため、警察による大規模な取締りがおこなわれた。「社会悪の巣窟の感のある」(1945年12月1日付)という記述からは、取締まるべき対象がヤミ取引に止まらなかったことがうかがわれる。1945年12月の地域移転は当初「交通秩序、都市衛生、取締便宜」に対する考慮を主因として警察によって促進されたが、まもなく警察の取締りとヤミ商人による衝突が起り、傷害事件も数度にわたって起こった。このため、商人の自治的組織の代表者を招集し、協議を重ねているようだ。

また、12月1日には取締り方針として以下の六項目が挙げられている。

- ①地域指定(交通秩序、都市衛生、取締便宜等を考慮)
- ②自治的組織
- ③飲食店(衛生面)
- ④直接取締
- ⑤暴利行為
- ⑥主要食糧の取締

特に⑤暴利行為について、「自由市場としては

容認するが暴利に対しては厳重な取締りを行ひ、販売物品には価格表示を行はせる」(1945年12月1日付)と補足している記述に注目される。県警察部の取締りに際して、有無を言わず連行・起訴するのではないという姿勢があらわれている。初期のヤミ市に対して、自治的組織を結成することを推奨し(②)、法外なヤミ値の設定を戒める(⑤)と同時に、衛生的な見地から屋内・屋台店での飲食店営業を勧める(③)、これらの県の方針は結果的に路上のバラック店舗群形成の促進要因となった。

1945年12月29日付記事によると「朝鮮人自由商人連合会」は朝鮮人連盟を母体として200名以上の在日朝鮮人によって結成された。綱領として「国際商人間の親交・同業者間発生の諸問題の自治的解決・店舗改良衛生設備の徹底・一致団結相互扶助」を掲げた。「いまや自由を獲得したわれわれは」という記述からは、「解放国民」であった彼らの戦前・戦後における立場の転換と、これに対する意識の高揚がうかがわれる。ここで「台湾省民会」と組織名が挙がっている背景には、三宮自由市場内では台湾省民会と朝鮮人連盟の激しい利権争いがあるとみられる。武装した両者の度重なる紛争に警察は介入できず、この治安の問題を解消するためにも「各自その利権を尊重し、保護し、相互親善」することが望まれたと考えられる。

④ 1946年1月から2月一三宮自由市場における交通妨害の改善、三宮自由市場の現況「駅の出店に退去の旋風 主要路上でも罷りならぬ」(1946年1月26日)

最近道路や駅構内などに出店を張っているものが多く、一般の交通障害になっているばかりか特に進駐軍自動車の通行を阻害し、交通事故の原因ともなっている現状から、今般米第三十一軍政本部では兵庫県警察部に対し爾今左記の所には出店を禁止する旨命令して来たので、同部では各署に対し一斉取締を実施するとともに常時継続的な取締を行ふやう通牒を發した。

〈出店禁止場所〉一、三宮駅においては構内および駅舎外郭から百尺(約十五間)以内には出店を張らぬこと。二、駅(省線並に電鉄会社も含む)においては構内および駅舎外郭から五十尺(約七間半)以内に店を出さぬこと。三、自動車の運行する主要道路の街角では五十尺以内には何人も店を張らぬこと。四、主要交通路の歩道では店を出さぬこと

「車馬通行を禁止 三宮から元町の高架下」(1946年1月30日)

省線三宮駅から元町駅に至る高架下道路は自由市場の繁昌で交通も乱脈を極め、車馬通行の頻繁と相俟って危険が増大しているの、この度米第三十一軍政部では同地点の車馬通行を禁止する旨兵庫県警察部に対し命令して来た。よって警察部では各関係方面に対し通牒を發しこれが取締に乗出すことになった。省線三宮駅構内南側高架下から元町二丁目高架下第一四〇号に至る間の道路の車馬(荷車等、乗車せざる自転車を除く)通行を禁止する。但し道路の交叉点での横断及び所轄警察署の許可をうけた場合ではこの限りではない。

「神戸の自由市場 日本一大繁昌 神戸市民、七十人に一人は関係者 食べ物屋が断然圧倒」(1946年2月8日)

神戸の自由市場はその経営規模、人気の点でいまや日本一と折紙をつけられ最近天津から帰った一邦人も三宮の街頭市には舌を巻いたといふ。良き指導と統制でもっと明るく、真に市民のための自由市場たれといふ声が昂まっているが、この程県商経会の手で作成された一月十、十一両日の市内三大市場調査は市民と切離すことの出来なくなった“自由市場の生態”を解剖して陰悪な社会世相を遺憾なく表現、当局に多大の示唆を投げかけている。

〈三宮市場〉省線三宮より元町駅西一丁におよぶ高架下約十五丁で、店舗が九百七十六店あり、三市場で一番大きい。だが構へ、設備は極めて貧弱で、バラック、仮営業小屋の常置的なものは七十

店で、店舗数の七分に満たない。その日その日に設備する店舗は四百二十店で四割三分を占めている。業種別からみると、食糧品と飲食店が断然多く、五百九十五店で六割一分。その他日用品雑貨店が三百二十二店で三割三分を占め、残余は靴類、古着といったところ。ここの特色は生鮮食料品店が飲食店を断然凌駕している点で、物品販売店は衣料品店が多く、煙草、マッチ、ローソク、靴古着、時計類がこれに続いている。統制品の米、麦の主食を販売する店は二十八件もあった。常設店舗の多いのは飲食店で、物品販売店はその日稼ぎが多い。商人の数は千三百七十一人で、市内自由市場の五割を占めている。一店で一名から二名で、男が絶対多数を占め、女は男の約半数、老人、子供が一割三分程度従事している。商人の国籍をみると外国人は二百五十九名で一割五分となっている。この外国人の三割二分は食糧、飲食店をやつてをり、主食品の販売が外国人に多いのが目立つ。この市場では値段票を出していない店が多いのに驚く。度量衡の設備は少く、僅か十四軒。殆どが自分量で、度量衡を使用している。業種は米、鮮魚を販売している店である。(後略)

上記の出店禁止場所からは、省線三ノ宮駅構内にも「出店」が多くみられた状況がうかがえる。また、「自動車の運行する主要道路」「主要交通路の歩道」(1946年1月26日付)という記述からは、終戦直後は省線ガード下に多かった立売商人が規模・範囲を拡大した結果、公道や歩道にも多くの出店が現れたと考えられる。

ほぼ同時期、省線高架下南側道路が込み合っているために車馬の通行を禁止する命令が出る<sup>1)</sup>。三宮から元町駅に至る高架下は空襲後、罹災者が集まり、戦後急激にヤミ商人が増えた。高架下の通路、南側の歩道の両方に向けて屋台が出されており、同年5月には下水道のコンクリート蓋の上にも店舗が設置されたという。したがって通路幅は狭まっており、歩行者の危険を考慮した結果の命令だと考えられる。1945年12月の営業地域移転の直後にもGHQによる指令が相次いでい

て、県・市の取締りが十分な効果をなさなかったことや、同時期において、三宮自由市場は日に日に膨張し、密度を高めつつあった様相がうかがえる。

1946年2月8日付記事によると、三宮自由市場は「省線三宮より元町駅西一丁におよぶ高架下約十五丁」に及んだ。店舗数976店、うち常設店舗は70店、その日毎に設備する仮設店舗は420店である。食料品・飲食店が多数を占め595店、このうち生鮮食料品店が圧倒的に多いことが三宮の特徴であった。商人数は1371人で男性が絶対多数である。国籍は外国人が259名とあり、同時期すでに日本人が8割以上を占めていたことがわかる。

#### ⑤ 1946年5月一取締り風景、商人の組織化

「三宮自由市 業者の協力を要望 警官を常駐せしめ肅正へ」(1946年5月14日)

神戸生田署ではかねて三宮自由市場の積極的な取締方針を計画中であったが、十三日午後一時から署長室に神農会、松明会、台湾省民会、華僑総会、朝鮮人自由商人連盟等の各代表の参集を求め、山本署長より、「進駐軍の要望もあり三宮自由市場を秩序ある状態に改善し、衛生、交通、犯罪の諸点からこれが徹底を期するため専任警官を常駐し目的完遂まで相当期間継続して取締りを行ふことになったが、警察の強権をまつまでもなく業者自ら自発的に改善に協力されたい」と業者の自発的協力を要望した。

なほ今回の取締りは 一、不正業者の取締＝米、麦、雑穀、甘藷、馬鈴薯その他の加工品、麺類、パン、澱粉、小麦粉、飯類、うどん、餅、味噌、醤油、食塩、繊維製品(古着を除く)煙草、マッチ、木炭、薪、缶詰、軍関係物資、砂糖、衛生上有害なる物質(メチール、シソ糖類)を販売する者の取締／二、物価の取締／三、盗賊品の検閲による刑事犯検挙／四、価格表示規則に基く価格の表示／五、場銭の縮小 等が重点である

「国境越えて商組を 三宮自由市場に国際総商組」

(1946年5月15日)

終戦後一時混乱を極めた神戸の自由市場も松明会や朝鮮人自由商人連合会などの発会により漸次平静をとり戻してきたが、最も殷盛を極める三宮地区自由市場にはいまだこれといふ商業組合がなく、今後夏季を迎へての伝染病発生の危機ならびに交通整理など山積せる諸問題を解決し併せて明朗なる自由市場を育成するため、国境を越えて商人同志が握手しようと中華民国台湾省民商人の提唱で「国際総商組合」の成立が急がれていたが、十四日午後二時から阪神会館で神農会、松明会、朝鮮自由商人連合会なども招き発会式を挙行。発起人代表葉両儀氏の設立趣旨ならびに経過報告があり、組合規約の承認、役員選挙があり理事長として葉両儀氏ほか理事の選任があり四時過ぎ閉会した。なほ同組合は交通の自主的整理、道路の清掃、失業者の救済、衛生医務の設備、事業の斡旋などの事業を行ふ。組合事務所は神戸生田区三宮町三丁目九二（鯉川筋）

「三宮自由市場 取締隊が初の出動 禁制品に肅正のメス」(1946年5月16日)

三宮自由市場の明朗化を期して神戸生田署では新設の特別取締隊を動員して十五日午前九時からトラック六台の機動力のもと、県防犯課から五十名、同隊から二百数十名の隊員が山本署長総指揮下従来と異なりMPの協力もなしで初の大手入を行った。いつものやうに取締の対象は主食と専売品に重点が置かれたが例によつて商人が手入れ予知していたせいか摘発数量も貧弱で、同五十分には午前中の摘発三十四件を数へて終了。午後からは省線元町駅前から神戸駅間の高架下に主力を挙げて再度取締を行ひ、同日は四時をもって終了した。(中略) 主食、専売品は業者団体の自覚協力のあとを物語って僅少であり、これを国籍別にみると日本人二十九名、中国人九名、台湾省民三名計四十七名であった。

1946年5月13日には生田署署長室に神農会、松明会、台湾省民会、華僑総会、朝鮮自由商人連

盟等の各代表が集められた。同時期、進駐軍からは厳正な取締りの要求、商人群からは生活権の主張、市民からは食糧難の訴え、といった相矛盾する要求・主張に挟まれて頭を悩ませる行政の姿がみられる。秩序を回復するために、衛生・交通・犯罪の諸点から徹底的な取締りを継続しておこなう趣旨を表明し、業者の「自発的協力」を求めた。

5月15日には生田署による新設の特別取締隊がトラック6台で出動、主食・専売品の取締りをおこなった。「従来と異なりMPの協力もなしで」(1946年5月16日付)という記述から、1946年5月までは県警察部・各署といった単体の取締りではなく、MPの力を借りたものであったことが読みとれる。

三宮自由市場における商人の組織化は、1945年12月28日「朝鮮人自由商人連合会」に始まり、1946年5月14日「国際総商組合」の結成によって一段落したとみられる。同組合は台湾省民商人の主導で設立された組織である。ここには「三宮地区自由市場にはいまだこれといふ商業組合がなく」(1946年5月15日付)という記述がみられており、この「三宮地区自由市場」とは省線三ノ宮駅から元町駅間を指すことが推察される。前述したように、「三宮自由市場」とは省線三ノ宮駅から元町駅間、約1.5kmの鉄道高架下・南側舗道・緑地帯に広がったヤミ市である。しかし、立地を高架下空間に限定するならば、三ノ宮から元町を越えて、西は神戸駅まで続くヤミ市が存在した。したがって1946年5月16日付記事においては、三宮自由市場の取締りを報じると同時に、「省線元町駅前から神戸駅間の高架下に主力を挙げて再度取締」(1946年5月16日付)を行ったことが述べられている。省線元町駅から神戸駅間には、「松明会」「朝鮮人自由商人連合会」が拠点を置いていた。朝鮮人自由商人連合会に関しては、元町高架下に事務所があったといわれる。したがって国際総商組合は、以東である省線三ノ宮駅から元町駅間の高架下・南側舗道に店舗をもつ商人群をとりまとめたと考えられる。

⑥ 1946年6月から7月—三宮自由市場の現況、  
「八・一肅正」に向ける兵庫県の方針  
「三宮ガード下の手入れ」(1946年6月20日)

神戸三宮自由市場は特設取締隊の活動と国際総商組合、松明会、朝鮮人自由商人連盟などの協力により最近明るさと清潔をとりもどして来たが、十八日午前十時生田署特設取締隊が一斉にガード下の肅正に乗り出し約三十名の商人を一掃、それぞれ場所をかへるやうに説諭、悪質のものは送局手続きをとり、パン、おはぎ、握り飯など約五貫を三宮駅前にある在外同胞援護会にマル公で買取らされてこれで引揚者の接待用にするやう取計ったが、最近三宮ガード下に市電停留所が復活するので同所における立売は今後絶対やめるやう生田署では要望している。

「県下五都市の自由市場 売食にふえた古着屋」  
(1946年7月22日)

神戸三宮自由市場  
(中略) これに反して一般家庭の売食ひがふえたのか古着屋、雑貨屋は一月に比べて十一割六分、一月に比べて八割一分、三月に比べて十三割三分と著しく増加しており、これら物品販売店は全店舗の六割八分を占め、一月に比べて二倍に増加。食糧不足はここでも影響して食べもの屋より、よろづ屋に転換するのが多い。店舗の構造は店舗総数千百九十五店のうち約八割が常設店で、一月に比べて二百十六割二分の増加といふからその復興ぶりはさすがに日本一の自由市場だけあって建築テンポも速い。自由市場もその日その日の稼ぎから常設的な商店街建設へと時代の流れとともに歩んでいるのは面白い現象である。

「自由市場 不当な弾圧はせぬ 業者の理解で円滑に」(1946年7月30日)

自由市場の明朗化をはかるためいよいよ八月一日を期して全国主要都市が一斉に取締を実施することになったが、他府県では店舗の閉鎖、一定場所からの総立退きなど強力な手も打たれ、場所によっては市場の肅正といふよりは絶滅を期して徹

底的な取締が敢行されるところもあるが、名にしおふ神戸三宮自由市場を擁する兵庫県の場合、どんな方針でこれに臨むか。警察としても今回の取締は直ちに完結問題であるとして諸所に相当な波紋を投げつつ当局の態度を注視しているが、これに対し県警察部では取締に対し不当な弾圧を加へるやうなことは勿論なく、業者との了解のもとにあくまで市場の肅正といふ点にそって初期(ママ)の目的を果さうとするもので、業者間での自肅と当局への協力方を要望。断乎たる手段をもつて臨むのは業者の態度をみたうへであるとの意向を明かにしている。

〈主食類が目的 夏目経済防犯課長談〉本県では主食類、専売品、禁制品の販売禁止に重点が置かれるわけで、あらかじめ業者がその趣旨を了解し協力してくれば何の摩擦もなくゆくわけである。もっともその他価格の闇と関係し悪質ブローカーや街の顔役の介在など自由市場をめぐる悪の根源についてはまた肅正のメス加へられるが、当局と業者間の闘争といったやうな感をもたらずものでは決してない。お隣りの大阪府では業者の立退きなどが行はれるので一部が神戸三宮、元町附近に流れてくることは十分予測出来るが、彼等の露店営業開業は絶対許さずこの点は徹底的に取締る。なほ現在の露店営業は目下作成中の新規則によって取締を実施するが、とに角一日からの一斉取締で業者があくまで非協力の態度に出るやうなことが万一あれば、当局としてはそれから新に方針をたて直し断乎たる処置に出るつもりである。

〈業者の自肅要望〉神戸三宮自由市場の取締の衝に当る生田署では市内署長会議で決定した方針にもとづき、二十九日午前午後に分れ関係繊維製品営業者、自由市場関係組合各役員の参集を求め、新しい取締方針につき山本署長より説明してのちその協力を要望した。新取締方針は従来挙げられていた自由販売禁止品目と変りないが、これまで主として取締の対象になっていた主食、専売品その他特に対象となる各品目をあげ、今後もしこれらの該当品を販売すれば消費統制違反と価格統



制違反に抵触し、七月十五日の勅令により全部起訴され十年以下の懲役、七万五千元以下の罰金に処せられる。従って業者としては相当影響をうけるわけで三宮の自由市場も新しい方向に向ふ訳である。右につき山本署長「東京、大阪などと異なる神戸は自由市場の場所もよく、比較的整然と運営されており、これをつぶすがごときことは考えてないが、禁止品目はあくまで取締り一般市民の安心出来る市場にしたい。業者も関係諸法規をよく理解し起訴されるやうなことのないやう注意してほしい。」と語った。(後略)

1946年6月20日、生田署特設取締隊によるガード下の肅正が行われ、パン、おはぎ、握り飯など、主食販売の立売商人30名を一掃した。三宮ガード下に市電停留所が復活するため、付近の立売をやめるよう指導する構えである。ここで「ガード下」とは、瀧道(現・フラワーロード)と省線・阪急高架橋が交差する場所を指すと考えられる。

7月22日、店舗総数1195店のうち8割が常設店舗である。1月に比べて216割2分の増加という記述がみられ、取締りを重ねても屋台撤去前よりも堅牢なバラック店舗を建設して居座る状態がうかがえる。また、初期には生鮮食料品が大半を占めていると報じられた三宮自由市場も食糧不足が影響したか、古着屋が多いと報じられた。

8月1日、全国一斉に行われる「八・一肅正」を控えた7月30日、県の取締方針が表明された。あくまでも「主食類が目的」であること、「業者の自肅要望」することを示している。「神戸は自由市場の場所もよく、比較的整然と運営されており、これをつぶすがごときことは考えてないが、禁止品目はあくまで取締り一般市民の安心出来る市場にしたい」(1946年7月30日付)という一文からは、兵庫県における漸進主義のヤミ市取締り姿勢が読みとれる。警察の強権による問題解決は神戸の場合には適さないと考えられており、市民やヤミ商人の反感を買わないようにと注意を払った取締方針がとられたことがうかがわれる。

⑦ 1946年8月―「八・一肅正」後、三宮自由市場における大規模撤去  
「二十日限り撤去 交通に支障の三宮市場の一部」  
(1946年8月14日)

自由市場の取締について第二段の方針を決定して県では十三日午前十時から業者代表ならびに自治団体である組合、連合会等七つの各代表を県警察本部に招き、兵庫軍政部ジョンソン大尉臨席、岸田知事列席のもとに古山警察部長から新取締方針の趣旨をのべその具体事項を示達した。これに対し業者側各代表から種々意見と要望があったが、県としては今回の取締実施前に業者間での自発的協力をあくまでの要望。各代表は業者の立場からする希望意見をのべたうへ一応組合員等にはかるといふことで、一部は積極的協力といふ点を留保し午後零時五十分散会した。新たに発足した取締対象は一般交通妨害となる露天商その他店舗の撤去で、今回は交通もつとも頻繁な神戸三宮自由市場内に限定されている。すなはち省線三宮駅西南十字路より以西元町駅西南三叉路に至る通称三宮闇市場内の(一)車道上にあるすべての占拠物件(二)歩道上にある占拠物件で歩道の半ば以上を占拠しているものとなり、これらは本月二十日限り撤去することに決定したものである。

〈協力せねば断乎たる処置〉この撤去命令により追はれる商人は県警察部の調査では大体千二、三百名のうち七百名程度とみられ、これら商人の身の振り方については勤労課あたりで万全の失業対策を講ずるが、本取締方針に対し業者が誠意ある協力を示さぬ場合は社会、経済秩序に対し挑発的な態度を示すものとして断乎たる措置に出ることを明示した。

「新移転地域を決定 自由市場の撤去店舗」(1946年8月20日)

神戸三宮自由市場の一部撤去問題に関してはその後業者側で種々対策を協議中であつたが、十九日午前十時から国際総商組合、朝鮮人自由商人連合会所属の立退業者約四百五十名が生田署訓示室

に会合してその具体案を決定。元町駅以東で撤去の通告を受けた業者は全部葺合区旭通三丁目所属約六百坪の場所に移転し、場所の分配に関しては同会合の席上で行われた抽選にもとづき二十日正午幹部立会の下に現地で指示し、同日午後三時から移動を開始する運びとなった。

なほ新しく出来る市場は将来の理想的マーケットを目指し衛生的にも十分考慮がはらわれている。また元町駅以西松明会に属する撤去業者は約百四十名を数へ、花隈本庄焼跡（約八十軒）、旧松明会事務所前（約六十軒）をそれぞれ移転先と決定。十八日から宇治川筋、元町駅前はずでに移動を開始している。

「二十三日まで延期 三宮自由市場の引越し」  
(1946年8月21日)

神戸三宮自由市場の一部撤去に関して業者側は五十名あまりの工夫で新移転先（葺合区旭通三丁目）の整地などに全力をあげているが、現在の店舗をそのまま移したのでは雑然として外観上はもちろん衛生上からも面白くない点があるので、国際総商組合、朝鮮人自由商人連合会代表は廿日午前十一時県庁に古山警察部長を訪れ三日間の立退き猶予を懇請したところ、部長もこの意向を受諾して二十三日まで待つことになり、業者代表も二十四日には杭一本も残さず取除く旨約束。橋本組の協力を得て昼夜兼行の作業をすすめ、同一型の店舗約四百軒を新移転先に三日間で完成することとなった。なほ二十一日は同業者お別れの意味で元町以西は全店休業、二十二、三両日も立退業者は商売を休み移転準備に万全を期すことになっている。

1946年8月14日、従来の取締方針では主食・専売品の販売が第一に挙げられたが、八・一肅正が兵庫県では効果をなさなかつたことから、「交通に支障」という名目で占拠物件を撤去する方針を固めた。対象としては、三宮交差点から元町駅西南間にある「(一)車道上にあるすべての占拠物件(二)歩道上にある占拠物件で歩道の半ば以

上を占拠しているもの」(1946年8月14日付)が挙げられ、総数1200から1300名の商人のうち700名が該当するとされた。

同月20日には、撤去対象となった商人の移転先を各団体間で協議、葺合区旭通3丁目に決定した。新設する店舗について「理想的マーケットを目指し衛生的にも十分考慮」(1946年8月20日付)するとの記述からは、ヤミ市発生初期から一貫した衛生面を問題とする姿勢が窺える。翌21日には、移転に伴う準備や進捗状況について報じられた。それによると現在葺合区旭通3丁目の移転先を整地しており、3日間の立退き猶予を得て23日までに移転を終えることになったという。同時に、新移転先に同一型の店舗約400軒を建設、「3日間で完成する」(1946年8月21日付)という記述がみられるが、これは雲井通6丁目、旭通4丁目に建設されることになり、10月2日に完成・開店している(後出:1946年10月2日付)。

⑧ 1946年9月—三宮自由市場の今後の展望、

2度目の大規模撤去

「明朗市場へ 闇市は変貌する 内部からわき上る逞しき意欲」(1946年9月14日)

(略)自由市場がさらに多くの販売禁止品目を加へられたいま、このままの状態を永久に存続し得るものとは考へられず、また大都市の美観の上からもまた経済法則的に見ても自由市場がやがては消滅すべきものであることは堅実な業者自体も十分自覚しているところで、闇市の発展的解消は時日の問題とみられ県当局の断を待つまでもなく、闇市場の内部から起った過渡的形態脱却への努力と旧勢力を盛り返さうとする外部商人の着実な歩みはこのほどやうやく表面化し、為政者側の不正商人の弾圧、物資の裏付け、百貨店の利用など統制経済的な諸政策を尻目に、明朗マーケットによる新しい「市民生活」を確立せんとする勢を示しているが、ここに戦前国際都市神戸の中心をなした元町、三宮一帯に盛り上りつつある彼等商人のたくましい胎動ぶりを各関係方面につき打診

してみる。

〈国際市場〉三宮自由市場の重点をなす国際総商組合では根強い浮草商人を追出し堅実な商人を国籍を超越して網羅した一大国際市場を省線高架山側、元町駅からトアロードまでの間約三千坪の敷地に建設すべく、市復興本部の諒解も得、すでに土地の交渉を終わったが、完成の暁には城郭をめぐるした五棟の市場に約一千の店舗が販売物品別に並び各国市場の特色をあはせた東洋式マーケットとして活況を呈するものとみられる。

〈松明会マーケット〉元町駅以西相生橋まで約八百の商人を有する松明会では元町三丁目（約二百坪）元町六丁目（約三百坪）の二ヶ所にマーケットを建設し現在の商人中から信用ある優秀商人約百名を抜擢。協同組合法による組合を結成、製粉、製麦、共同理髪館を経営共同購入も行ふ計画ですすでにマーケットの建築に着手している。（中略）

〈南京市場〉戦前約半数を中華人が占め神戸で唯一の国際市場として各国各層の人を集めた元町一丁目南京町は終戦とともに多くの商人が一応自由市場に出店を出したが大半は同所をすてず約二百軒のバラックを建てて再興の機をねらっており元町二丁目もあはせてこのあたり一帯に新しい市場の出現が予想せられる

「露店肅正始まる “神戸名物” に終止符 三宮へ警官隊千五百名出動！」（1946年9月29日）

全国的な注目をあびながらも神戸の特殊事情を考へて一応取締りに弾力性をもたせていた三宮自由市場の問題も、大阪府からの牽制もあり県当局の方針もすでに猶予期間をすぎたものとして、去る十八日公布された露店営業取締規則にもとづく一斉取締りがいよいよ二十八日からその火蓋を切った。取締りのために出動した警官は実に千五百名にのぼり県下総数の約四割、十年前溥儀氏来朝以来の数にのぼる大規模なもの、この日自由市場は朝からの雨模様にもかかわらず平日にはらぬ繁昌ぶりで例によって煙草もパンも姿をみせていた。取締隊員は午前十時警察本部是常監察

官の指揮する機動部隊二百三十名、山本生田署長を隊長とする県下各署からの取締隊員千二百七十名が神戸国民学校に集合、特に古山警察部長から「警察の威信にかけても闇市場に完全なる終止符をうつよう努力されたい」と訓示あつてのちトラック二十台に分乗して取締りにくり出し、禁止地区の業者、制限地区内の禁制品販売業者をかたっぱしから検挙。夕刻までに約二百五十名を違反者として生田署に連行取調べにあたる署員と荷物で同署は大混雑を呈したが、禁止地区内の業者には今月中に店舗を全部撤去するやう嚴重訓戒、誓約書を提出させる断乎たる態度を示した。なほ取締りは同四時一たんうちきり小隊以上約百名が参集して取締りに関し種々協議した。

〈営業許可はあすまで受付〉露店商人に対しての今後の取締方針は合法的にやるものに対してはどしどし許可するものであり、制限地区内の営業許可願は三十日まで生田署で受け付け許可申請願届済証を交付一日からこれを店舗に掲げなければ営業を認められぬことになったが、三十日までに願書を出さなかつたものは一日から一まづ休業させ、この間に願書を提出したものには許可を与へる方針に決定した。（後略）

8月に行われた1度目の大規模撤去・集団移転の1ヵ月後、三宮自由市場の現状と、商人たちによる今後の展望が報じられた。これによると、「国際市場」は台湾省民会に基盤をおく「国際総商組合」によるもので、元町駅以東の高架山側にマーケット新設を計画している。「松明会マーケット」は元町駅以西相生橋までの高架下を取りまとめる組織である松明会によるもので、これも新たに2箇所のマーケット新設計画である。また、「南京市場」では戦前から南京町に店舗を構えながらも、三宮自由市場に出店を出したという記述がみられた。

9月18日に公布、即日施行された県令「露店営業取締規則」に基づいて、同日28日から三宮自由市場に対して徹底的な取締が行われた。機動部隊230名、県下各所からの取締隊員1270名

がトラック 20 台に分乗して出動した。検挙対象は、禁止地区の業者、制限地区内の禁制品販売業者とし、250 名の商人を検挙した。禁止地区内の業者に対して今月中の店舗撤去を命じたが、同時に「露店商人」に対する取締方針として「合法的にやるものに対してはどしどし許可する」と明記された。全国的に強制撤去が行われた同年 8 月 1 日以降も無秩序な状況が続いた三宮自由市場に対して、警察の強権による公共空間の秩序化をはかった時期とみられる。

⑨ 1946 年 10 月一高架下に連鎖店舗建設、

葺合区に「国際マーケット」開店

「残るのは高架下の千軒 三宮の露店へ更に立退き命令」(1946 年 10 月 1 日)

神戸三宮自由市場の肅正は県当局の断乎たる取締方針のまへに、いよいよ九月三十日限りガード下禁止地区二百六十七軒が撤去。一日からは制限地区内でも新しい許可申請を出さぬものは営業を許可されず一応閉店することになったが、この許可申請をどこまでうけ入れるかについて取締本部(神戸国民学校内)では、三十日さらに撤去範囲をひろめ緑地帯二百三十五軒、南舗道上百八十四軒の仮設店舗に対し土地不法占拠にもとづく立退きを命ずることに決定。同日午後一時から該店舗に対し五日までに撤去する旨の戒告書を発したが、この結果六日以後のこるのは省線高架下のみとなり、約千軒が三宮駅から相生橋ガード下約二キロ半に細長い連鎖市場をつくることになった。

「淋しい自由市」(1946 年 10 月 2 日)

神戸三宮自由市場取締は猶予期間をすぎた一日の朝になるも撤去ををはっていない禁止地区の仮設店舗に対し、午前九時から西宮、東灘、西各消防署員百十一名の応援を得て代執行に乗り出し、同十一時までに全部完了。これで相生橋ガード下から三宮までの省線ガード下南北に通ずる道路上の店舗二百六十七軒がことごとく姿を消し広々とした感じを与えている。この日元町駅以西松明会に属する市場は許可申請の手続きのため一斉に閉

店。同駅以東も南歩道上と緑地帯の仮設店舗が全部店を閉め露店営業をやっているのは高架下だけといふさびしさで、人もこの日はさすがにさびしかつた。

「けふ国際マーケット蓋明け」(1946 年 10 月 2 日)

神戸三宮自由市場肅正の第一歩として交通妨害の見地から立退きを命ぜられた一部業者によって新しく誕生した三宮国際マーケット(葺合区旭通三丁目、同雲井通六丁目)では、このほど約六百五十軒が完成。一応露店営業取締規則にもとづく許可申請書を提出、葺合署の内諾を得たのでいよいよ二日から一斉に開店することになった。なほこのほど立退きを命ぜられた三宮自由市場内の緑地帯、南舗道上の業者も収容するため約三百五十軒追加する予定もしてをり、これもちかく完成の予定である。

「これではお得意を奪はれる 高架下に建築を急ぐ連鎖店舗」(1946 年 10 月 19 日)

県当局の本腰を入れた取締りで約半数の店舗を失ひ、禁制品の販売も危険率が増大。地域的に狭苦しい高架下にとち込められて古着屋街と化してしまつた神戸三宮の闇市は、このままで行くと元町を中心とする堅実な商店街に人出をさらはれることは火を見るより明かとなつたので、この際、許可を得た正式商人の手により持続性ある店舗をつくり、闇市でなく一つの新しい露店街として再生しようといふことになり、まづ外観的に闇市を返上するためこれまでの雑然たる屋台店を全部取壊し、簡単ながら見苦しくない連鎖店舗の建設に乘出した。これが完成するのは本月末で十一月になれば高架下歩道上だけの露店街としてお目見えするはず。=写真は建設をいそぐ三宮自由市場【図 3-1-2】

9 月 30 日限り、省線三ノ宮駅から相生橋ガード下の禁止地区に残った店舗 267 軒が撤去されることになった。同日、さらに範囲を広げて緑地帯 235 軒、南側舗道上 184 軒の仮設店舗に対す

る立退き命令も決定した。これによって10月6日以降は省線高架下の1000軒が残ることとなった。

同月19日には2度の大規模な集団移転を終えて、高架下だけに残った三宮の「闇市」が「古着屋街と化して」いることから、これを改善する動きがみられた。屋台店を全部取り壊して連鎖店舗の建設を始め、11月には「高架下歩道だけの露店街」として現れる予定であることが報じられた。なお、ここでの「連鎖」とは連続型、連続式というほどの意味で戦前期まではしばしば用いられた表現である。

また同年8月、朝鮮人自由商人連合会の主導によって葺合区旭通3丁目に集団移転した商人の新移転先として「三宮国際マーケット」が完成した。これは旭通4丁目・雲井通6丁目に約650軒を建設し、10月2日一斉開店を果たした。また、9月30日に10月5日限りの撤去が決定した南側舗道上・緑地帯内の商人のために第2期として350軒追加建設することになった。

#### ⑩ 1946年11月から1947年2月

一三宮自由市場内 路上店舗撤去問題の収束  
「緑地帯の店舗問題一応解決」(1946年11月21日)

県当局から去る十五日限り営業停止を命ぜられていた神戸三宮自由市場緑地帯の業者は、その後営業期間延期をめぐって関係当局と種々交渉をつづけていたが、十九日さらに十二月十五日まで住居とともに期間延長の許可を得、移転先はいづれ市が斡旋することとして緑地帯不法占拠問題は一応解決した。

「左様なら三宮自由市場 元の緑地帯に還る 分散最後の難関もようやく解決」(1947年2月15日)

終戦後の経済混乱のさ中には是非両論の街の声をあびながらも最高千五百の店舗をもち、全国的な注視を集めた神戸三宮自由市場も現在ですすでにその三〇%が母体から離れてマーケット、市場に変ぼう、二〇%は元町や三宮を中心とする本店舗となって独立し、市場分散の最後の難関、緑地帯

の問題も昨年末からのうやむや状態から足を洗い、このほど華僑総会、国際総商組合などのあつせんで本多組の手によって新移転地生田区中山手通二丁目元公設市場跡に中国人ばかりの市場建設に着手。

現在すでに緑地帯は約半数の取こわしを終り今月末には元の緑地帯に還る予定とあり、加うるに世論は「ヤミ撲滅」是非論からさらに新しい経済機構を求めるところまで進めつつある現状で、さしもの三宮自由市場にもようやく時代から取り残されようとする古きもののがあわれさがただよいつつある。

市場よ何処へゆく？ 育ての親である国際総商組合長葉両儀氏に今後の見通しをきくと  
「いろいろ苦労もあったがどうやら市場の踏台の役割は果たしたようだ。今後もこの市場が発展的解消を遂げ各方面で健全な商人として立ってゆけるよう努力するつもりだ。わたくしとしても歴史的な流れにさからおうとは思わない。」

1946年末から1947年にかけて緑地帯に残った店舗群は国際総商組合に所属する商人であり、1947年2月15日時点でようやく半数の取り壊しが終わり、月末には元の緑地帯に還る予定とされた。同日、最高1500店を数えた三宮自由市場が取締りによって各自が移転を遂げ、最期に残った緑地帯の店舗問題が解決しつつある状況が報じられた。「マーケット、市場に変ぼう」(1947年2月15日付)という記述からは、同年8月にみられた国際マーケット形成に代表される「マーケット化」がうかがえる。この時点ですでに半分



図3-1-2 三宮高架下舗道に建設中の連鎖型店舗  
(出典：『神戸新聞』1946年10月19日)

のみが残っていたようだが、高架下に形成された店舗群はこの中に含まれるのか、マーケットとみなされるのかは定かではない。そして、解決の見込みが報じられたのちである1947年3月以降も、部分的な路上の不法占拠は続いていた。

## (2) 三宮自由市場の変容

こうした三宮自由市場をとりまく情勢はめまぐるしく日々移り変わり、次第に規模を拡大した結果、その名を全国へと轟かせるようになった。【図3-1-3】たとえば1946年末の岩手では、「日本一の大闇市場神戸の三宮」と報じられ<sup>2)</sup>、その知名度からは、周辺地域の厳しい取締りによって流れこむ商人たちを吸収してさらに拡大した様相がうかがえる。ここでは三宮ヤミ市をめぐる動向を、生成、取締初動、組織化、自治統制の4段階の推移に着目して、読み解きたい。

### a) 三宮自由市場の生成

#### —生活困窮による五円饅頭売りの発生

1945年9月から12月の三宮のヤミ市における台湾人について、『神戸新聞』は次のように描いている<sup>3)</sup>。

戦争中、日本兵とともに軍属船員として活躍した台湾人だが、この人達は終戦後神戸港から夥しく吐き出されて下船した。そしてなかには生活に困窮する者が続出して元町や新開地の省線ガード下で五円饅頭売りを始めている、中国人といつても五円饅頭売りには台湾人が多いのはそのため

同記事では「彼等の『言ひ分』がある、けふはその赤裸々な声を聞かう」として、五円饅頭を売る台湾人の談話が6件続いた。これによると、1945年11月時点では台湾に帰る船舶も不足しているうえに住宅も衣糧も戦災給与金も退職金もなく、生きる手段として饅頭を売っているという事情が訴えられており<sup>4)</sup>、多数の在留外国人が商人として高架下に集まった要因として、戦後の解雇・失職による生活の困窮が大きく影響したと考えられる。

### b) 三宮自由市場の取締初動

市内の二大盛り場として知られた新開地と三宮地域には、ともに戦後まもなくヤミ市があらわれた。しかし、警察による取締りの動向は、新開地が三宮地域に先行し、両地の戦後都市環境の形成プロセスはやや異なるものであった。

戦後3カ月の報道を追うと、三宮と新開地ガード下のヤミ商人発生は同時に報じられたのち<sup>5)</sup>、テキ屋組織「神戸神農会」の復興や、新開地における闇市をめぐる兵庫署の大規模取締りの経過が先に報じられた<sup>6)</sup>。三宮地域ではじめてヤミ市取締りが見られたのは1945年11月26日で、10月1日の新開地取締りから遅れること2カ月であった<sup>7)</sup>。同年10月から省線三宮一元町駅間の高架下の食糧闇売りが問題であることは指摘されていたが、「場合によっては一斉に取締る」「抜本的な対応を要望」というように、取締方針の決定は先延ばしにされていた<sup>8)</sup>。つまり、同時期にあらわれたヤミ商人は、湊川新開地では厳しく検挙される一方で、三宮においては注意程度の措置



図3-1-3 神戸市省線三ノ宮駅から元町駅一帯の三宮自由市場における露店の分布範囲と新興商環境の立地。

地図は1947年米軍撮影空中写真(国土地理院 USA-U496-34)と地形図(内務省地理調査所, 1947年5月30日発行)をもとに筆者作成。

であったために、新開地を追われた商人が三宮に流れる事態が生じたと考えられよう。しかも、大阪や岡山方面から「闇屋」の買出し部隊もやってきたといい、三宮ヤミ市の壮絶な状況は、取締り風景の描写からもうかがわれる<sup>9)</sup>。

11月26日、生田署をあげておこなわれた三宮地域における初のヤミ市取締りでは、午前8時から145名の警官が出動した。検挙人数は284名、このうち主食関係55名、外国煙草のヤミ売り6名の61名は留置されたが、残りの野菜類その他の販売者は説諭のうえ帰宅となった。生田署総出にMPも応援に加わった大手入れであったが、すでにどこからか情報が漏れたためか開店者は少なく、素人のヤミ商人や買出し部隊ばかりであったといい、今後さらなる抜打ち取締の必要性が指摘された<sup>10)</sup>。

### c) 三宮自由市場の地域指定と組織化

1945年12月に入ると、混沌としたヤミ市の秩序化を図り、営業許可地域を決める計画が動きだす。中国・台湾・朝鮮・日本の各業者から代表が県警に呼び出され、彼らと県警のあいだで協議が繰り返しておこなわれる<sup>11)</sup>。決定に至るまでも相次ぐトラブルが生じ、対策は二転三転したが、結果的に1945年12月8日、元町駅周辺の路上商人を、外国人と日本人の営業地域を分けて移転させる方針が定まる<sup>12)</sup>。この際には、県警察部長から取締り対象として、①地域指定、②自治的組織、③飲食店、④直接取締、⑤暴行行為、⑥主要食糧取締の6点が指示されており、これにともない商業組織の結成が推奨された。

その流れにのって、1945年12月28日、朝鮮人連盟を基盤とする商人組織「朝鮮人自由商人連合会」が結成された<sup>13)</sup>。同業者間や対警察間で生じたさまざまな争いの解決に、自治的統制をはかる組織が必要とされたことが結成の一因であろう。同会は、当初から200名以上の加盟者を数えており、朝鮮人連盟のなかの三宮自由市場内で商売を営む商人たちはすでに組織的に結束を強めていた様相がうかがえる。また、この組織は結

成当初から「自由商人」と自称し、1946年頃から全国各地で名付けられる「自由市場」という呼称を広めた先駆であったといえよう。結成以降、さまざまな自由市場内の問題に対処し、「三宮国際マーケット」成立にも大きな役割を果たした(4-1参照)。のちに、同連合会は発展的に解消し、1947年1月18日には「神戸朝鮮人商業経済会」が新発足する<sup>14)</sup>。

### d) 三宮自由市場の取締りと自治統制

こうして三宮自由市場にひしめく業者たちは、前述したような取りまとめ組織を核として商いを継続し、1945年12月の一連の営業地域移転によって一定の秩序化を果たしたようだ。

『神戸新聞』の関連記事を通覧すると、1946年1月から7月末の三宮自由市場には、行政とヤミ商人の駆け引きが断続的にみられた。取締りの及ばない場所に次々に生じるヤミ市の店舗群は、1945年12月の営業地域移転後も次第に増加し、露店や屋台店がみられた省線三ノ宮駅から元町駅間の南側舗道にはいつの間にかバラック店舗が建設され群をなし、交通さえもままならない状況となっていた。抜本的な解決が必要となったものの、配給事情の悪さや、民族間紛争への介入の難しさからか、県の対応は漸進的であった。

1946年1月26日には米第31軍政部から兵庫県警察部に対し、出店禁止場所を設定するよう指示が下された<sup>15)</sup>。同月30日には、省線高架下道路におけるヤミ市が増え、交通量が多く危険であるとして「車馬通行」を禁止する命令が下されるなど、自由市場の営業地域を定めることで秩序の回復を目指す県の姿勢がみられる<sup>16)</sup>。しかし、すぐに無秩序な自由市場に戻り、同年2月8日には「日本一大繁昌」(1946年2月8日付)とまで伝えられた。

全国的なインフレの進行から、2月末から3月にかけて預金封鎖に次いで、3月3日には「モロトリアム施行」ともいわれた新円切替といった強力な経済施策が打ち出された。しかし、この措置は三宮自由市場の商人数に対しては大した影響を

及ばさなかった。前日である同月2日には総数1,765人、内訳は日本人1,350人、中国人320人、朝鮮人95人であったが、以後の商人数も1,524人、内訳は日本人1,125人、中国人295人、朝鮮人104人と、減少傾向はみられない<sup>17)</sup>。また、この国籍別の内訳からは、ヤミ市発生から半年ですでに日本人商人が大半を占めていたことが読みとれる。

そして4月15日には、主食販売への大規模な取締りとして376名の武装警官が出動し<sup>18)</sup>、23日には元町高架下・三宮高架下への主食・専売品販売者に対する抜打ちの取締り<sup>19)</sup>、そして5月14日には三宮自由市場に専任警官を配置し<sup>20)</sup>、翌15日には特別取締隊を出動させる<sup>21)</sup>など、主食販売への現場の警察による取締りはよりいっそう厳しいものとなっていった。

これにともない、1946年1月から5月にかけて増加した三宮自由市場における店舗のうち、既存の組織に所属しない商人をまとめる新たな組織が結成された。それが、同年5月14日に結成された台湾省民会に基盤を置く、国際総商組合である。結成から1ヵ月後の6月15日には大規模清掃をおこない<sup>22)</sup>、三宮自由市場の明朗化に率先して動いた。しかし、さまざまな自助努力を行ってもなお主食販売に代表される統制違反は続出していたために、6月18日にはガード下の主食販売者に対して肅正が図られた<sup>23)</sup>。

また、取締りのほかにも三宮自由市場における行政・業者の活動がみられ、同月22日に三宮自由市場内に公衆便所を建設することが決定した。これは神戸市民政局と松明会による取り組みであったといい<sup>24)</sup>、このほか、同局によるゴミ箱の設置や、派出所や警官の配備がみられた。

1945年11月以降、ヤミ市取締りは頻繁におこなわれたが、收拾がつかない状況に直面して、行政による多様な対策が講じられた。

なかでも、商人の自治的組織化は大きな割合を占めていた。特に民族団体を基盤とする商業組織の結成が推奨され、朝鮮人連盟からは朝鮮人自由商人連合会(1945年12月)、台湾省民会からは国際総商組合(1946年5月)が新規結成された。当時、県警察部のヤミ市取締方針には関係代表者の協議と折衝が掲げられた。取締りに伴って生じる紛争の解決にあたっては、在留外国人団体とテキ屋組織の代表者を招集したうえで、協議がおこなわれた。同年8月中旬に三宮自由市場の路上店舗撤去と分散移転がおこなわれた際には、これらの組織を核として小規模な市場・商店街が周辺地域に形成された。

そうしてできた代表的なものが、三宮国際マーケット、三宮ジャンジャン市場、三宮高架商店街であった。次章では、これらの形成経緯と変容過程について詳述する。また、1946年9月からは、三宮自由市場以外の市場や商店街が姿をみせる。【図3-1-4】戦前から続く小売市場や、戦後新たにヤミ市ではないかたちで組織化した商業集積は、ヤミ市の勢いが衰えるにつれて台頭しはじめたようだ。この動向については、3-3で述べるものとする。

### (3) 『神戸新聞』におけるヤミ市呼称の変遷

#### 一 闇市・街頭市場・自由市場

三宮のヤミ市は、1945年9月17日付『神戸新聞』で初めて「闇市」と称されたのち、1945年12月には上述の状況を指して「街頭市場」と表現されるようになった<sup>25)</sup>。ほぼ時期を同じく



図3-1-4 1946年11月に広告を出した「三宮そごう前商店街連合会」からは、さまざまな業種の復興の様子がみてとれる。(出典：1946年11月4日付『神戸新聞』4面)



して「自由市場」という呼称もあらわれる<sup>26)</sup>。「街頭市場」という呼称は1945年12月5日から12月31日の期間内に6件みられたが<sup>27)</sup>、これ以降は使用された形跡がない。反面、「自由市場」は同年12月1日に初めて使われ、12月中の紙面では5件みられた<sup>28)</sup>。

この1945年12月の紙上にあらわれた三宮のヤミ市は、警察・県当局・GHQといった行政による取締を伝える記事、同月行われた区域移転に関連する記事では「街頭市」「街頭市場」と称された。しかし、露天商人を主体とした今後の方針を伝える記事では「自由市場」と称されている。こうした紙上における呼称の並存は、行政と商人のどちらの営為に軸を置いて報道するのかというまなざしの差異を反映していよう。また、1945年12月に報じられた「新開地自由市場」は「自由市場」と書かれたアーチの存在についてふれており<sup>29)</sup>、すでに神戸市民には「自由市場」という呼称が浸透していたと考えられる。

この点については、元神港新聞総務の桐山宗吉が1949年9月1日発行の『兵庫春秋』における、「座談会：国際自由市場今昔語る」の中で以下のように述べている<sup>30)</sup>。

自由市場の幹部が我々はヤミ市という名を消したいから、新聞もヤミ市は犯罪の温床だなどと書き立てるのは止めてくれと抗議して来た。(中略) 話合いの上記者を探訪にやつたところ"いいように書かぬと後でコワイぞ"と脅されて帰つて来た

神戸新聞でも、「自由市場」という表記を使用し始めた1945年12月以降の紙面には「闇市」という表記はみられなかった。このように、神港新聞、神戸新聞ともに1945年12月を境に、違法性を連想させる「闇市」という表記から「街頭市場」さらには「自由市場」というように、より明るいイメージを喚起する表記へと段階的に変化したといえる。そして1945年12月末、「悪魔の昭和二十年さらば せり上つた街頭市場協燥曲」<sup>31)</sup>の記事本文で二つの表記が同時に使われ

たのを最後に、1946年1月からは「自由市場」で統一され<sup>32)</sup>、神戸市内外で定着した。その間にこのヤミ市は、行政による度重なる取締りや撤去命令を受けたが、その都度、商人による自治的な解決や部分的な移転をおこないながらも存続し、完全に消滅することはなかった。

### 3-1-2 図像・映像資料にみる焼け跡の神戸

戦後まもない1945年から1949年までの都市を撮影した映像資料は限られている。これには、物質的にも社会的にも制約が大きかった時代背景が影響している。物質的には、写真機は高価な贅沢品であったことに加えて、空襲によって機械も焼失していた。また、社会的な制約としては、戦時中は一般人の焼け跡の撮影は憲兵に止められ、戦後もGHQによって進駐軍兵舎や機密にかかわるものを撮る行為が監視され、取締られたことも挙げられよう。第2章で言及したように、出版規制と検閲は1949年11月まで続き、占領初期のGHQによる都市空間のコントロールは不可視となりながらも存在していた。そのような状況下で、被写体を自由に選べたのは進駐軍関係者と、職業写真家やジャーナリストに限られていたようだ。ここでは、焼け跡とヤミ市を含めた占領初期の神戸の風景を収めた映像を概観して、解説を付したい。

#### (1) 進駐軍関係者の撮影した占領下の神戸

進駐軍による戦災都市の記録映像は、アメリカ公文書館新館の日本占領期資料に映像資料、写真資料の所蔵がみられた。神戸の焼け跡の記録映像としては、Harry MIMURAが撮影したカラーフィルム"342-USAF-11048"が残されている<sup>33)</sup>。

Harry MIMURAは、広島県出身の撮影・映画監督の三村明(1901-1985)である。三村は大正期に渡米し、シカゴ、ニューヨークで学び、1929年から1934年までニューヨーク・カメラ・ユニオンに加入、ハリウッドで日本人初の撮影助手として働き、1934年に帰国した。東宝の前身であるPCLに撮影技師として入社し、1936年の東宝設立にともない専属カメラマンとなり、日本映画の撮影技術の基礎を築いた人物である<sup>34)</sup>。1943年に公開された黒沢明の初監督作品「姿三四郎」を撮影し、1944年には徴兵されて米軍放送の翻訳業務に従事した。終戦後、復員した三村は、1945年11月から調査をはじめた米国戦略爆撃調査団の要請を受け、1946年1月31日

から唯一の日本人カメラマンとして撮影隊に参加した。調布飛行場から長崎の大村飛行場へ向かい、九州から中国地方へ、博多、別府、門司、徳山、岩国と東へと専用列車とジープで移動した。広島に1ヵ月余り滞在して各所の原爆被害を撮影し、呉、大阪、京都、そして名古屋へ向かうところで解散命令が出て東京へ帰ったという<sup>35)</sup>。したがって、神戸のフィルムは、広島から大阪へ移動する間に撮られたと目される。

フィルムの冒頭では、撮影者名、監督名、場所、月日、プロジェクトナンバーなどを白墨で書き込んだ黒板のカチンコが撮影された。【図3-1-5】神戸の戦災風景は1946年4月26日から29日にかけて撮影された。21分間の同フィルムのうち、三村が撮影した部分は約15分間に及んだ。また、撮影者は三村のほか、4月29日にはS/Sgt O. A. BOLMという記名がみられ、すべてのシーンの監督は撮影隊隊長の米軍将校・マクガバンであった。二手に分かれて撮影した様子が見える。S/Sgt O. A. BOLM撮影のフィルムをみると、おもにロングショットで高所から都市風景や構造物の罹災状況が撮られているが、三村のフィルムからは人びとの生活景が見出される。これは他のフィルムと見比べると特徴的で、三村の戦災者にフォーカスした撮影は、唯一の日本人としてコミュニケーションがとれたからこそ可能であったと考えられよう。

三村の撮影した神戸戦災に関するフィルムの内容は、10秒ほどのロングショットと3、4秒の羅

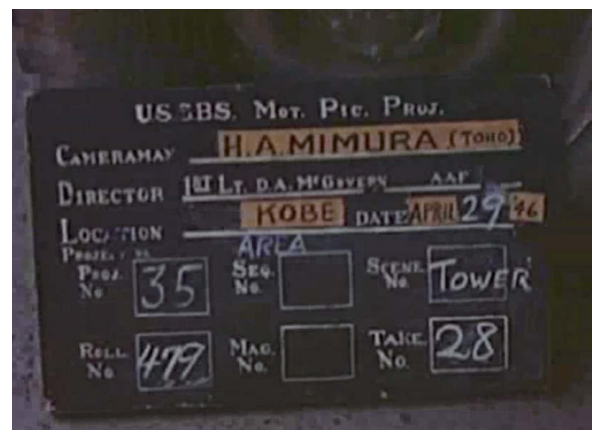


図3-1-5 1946年4月29日の三村明撮影を示すカチンコ(MOVING IMAGE "342-USAF-11048", NARAより部分抜粋)



図 3-1-6 1946年4月29日, 神戸タワー上階よりのぞむ新開地本通 (MOVING IMAGE "342-USAF-11048", NARA より部分抜粋)



図 3-1-7 1946年初頭 鯉川筋ガード付近より東方, 三宮方面を眺める。省線元町駅から三ノ宮駅にかけての高架橋南側路上, 緑地帯であった場所にバラック店舗群が建ち並んで都市構造が変わったようにみえる。(Harvey B. Arndt 撮影、Gerald C. Arndt 所蔵、初出：<http://homepage3.nifty.com/EF57/haisen/ww2.htm>)

災建物や焼け跡の人びとのクローズアップが繋げられた。ロングショットには、山手から焼け跡に残る高架橋を西から東へと走る自動車や高所から港湾を眺めるものが多くみられた。以下では、焼け跡の生活再建の様相を撮影した箇所に注目したい。

神戸を撮影した映像には、全体を通して、湊川公園の南端に建った神戸タワーに関連するものが多い。タワーのロングショットに続いて、これを遠景に、南西部に広がる焼け跡の瓦礫を片付ける人びとの姿に視点を移す。モンペ姿に手ぬぐいを頭に巻いた女性は鋤や鍬で焼け跡を耕し、男性は木材を立てて粗く金網を張った手製の篩に、大きなシャベルで土を投げ入れている。

罹災した港湾に舳を操る男性が入っていく様子からは、港湾整備もいまだ捗らずに瓦礫の残る状況や倉庫街の罹災状況がうかがえる。空襲の熱で鉛細工のように屈曲した鉄製構造物にも目を向ける。その後ろには、簡易な荷役馬車に5人の大人と子どもが乗る様子と、それを一瞬のうちに追い抜かず進駐軍のジープが映る。

続いて、シーンは、焼け跡の煉瓦塀の前を足早にゆく洋装の男女5人の姿に切り替わる。3人の男性は仕立てのよいスーツにハンチング帽、2人の女性は黒と紫の美しいワンピースを纏い、乱れなく整えられた髪型からも、同日の焼け跡整地にあたる人びととの生活レベルの差を感じさせる。

また、鉄道の軌道上に降り立って、焼け焦げて黒く炭化した足もとの枕木と、熱で大きく曲がった鉄道軌道の様子を映す。同行した人物が砂利と枕木が一体に燃えたのか白く固まった物体を左手で拾い上げ、右手に持った鉄製の棒やすりのようなもので叩いて壊す様子をズームで撮っている。

最後に、4月29日には神戸タワーの上階から、さまざまな方向にカメラを向けている。【図3-1-6】タワーの東西方向には焼け跡が広がり、南方向に川崎造船所のガントリークレーン（1912-1962）まで続く新開地本通りと、その東部に鉄条網と細い路地1本で隔てられた進駐軍ウエスト・キャンプがみえる。新開地本通りには、焼け残ったガスビルや聚楽館、松竹座などのビルのあいだ

をすでにバラック群が埋めている。街路を歩き交う人も多く、周辺の焼け跡の静かな様子と異なり、戦後の盛り場として賑わう状況がうかがえる。焼け残った大きな家屋の周囲では、整地が終わった土地にまとまった量の建築資材が置かれていた。

このほか、オハイオ州立大学で2003年にオンライン出版された人類学者のJohn M. Bennett教授による“Doing Photography and Social Research in the Allied Occupation Japan, 1948-1951: A Personal and Professional Memoir”のうち都市風景についてはおもに東京や関東地方が写された<sup>36)</sup>。商店街や売春婦、スラム、近郊農家、公園の子ども、祭礼、自然などさまざまな対象に視線を投げかけている。また、ラファイエット大学の東アジアイメージコレクションに収められた“Gerald & Rella Warner Japan Slide Collection”といった資料にも占領下日本の都市の姿をみることができ<sup>37)</sup>。これらのなかに神戸に関する写真は限られるが、進駐軍関係者の撮影した映像・写真資料については、アメリカで公開も進んでいるため、さらなる調査の可能性があると目される。

進駐軍兵士が元町駅東端の鯉川筋ガードから東部の三ノ宮方向を撮影したという写真【図3-1-7】をみると、三宮自由市場のバラック店舗群は街路の中央に並んでいることが明らかである。このうち、手前のバラックの看板には「中華公司喫茶部—CHINESE TEA ROOM」の文字が大書されている。店舗の前には、別の営業者によるものか、大きな屋台が置かれて店開きしている。高架橋の柱に寄り集るように小さな屋台や床店を営む人びとは営業規模が異なっているようだ。高架沿いに東の三ノ宮駅に近づくほどに賑わいが増し、そごう百貨店の斜向かいでは、店舗群と人びとが蝟集して黒い固まりのような様相を呈している。

## (2) 日本人写真家の撮影した占領下の神戸

戦後1年の神戸の焼け跡を撮影した日本人の写真家としては、中山岩太（1895-1949）が有名である。中山は、昭和初期から神戸市観光課に委嘱され観光写真の「神戸風景」を制作した。中



図3-1-8 1946年4月、ハナヤ勤兵衛によって撮影された①省線元町駅から三ノ宮駅にかけての高架下と南側路上に広がる三宮自由市場。  
(所蔵者：桑田敬司，資料提供：芦屋市立美術博物館)



図3-1-9 1946年4月、ハナヤ勤兵衛によって撮影された②元町駅南側阪神会館の上階から西側をみた元町高架下  
(所蔵者：桑田敬司，資料提供：芦屋市立美術博物館)

山は、壊滅的な被害を受けた神戸大空襲のあと、神戸大丸写真室のスタッフとともにその光景を詳細に記録したという<sup>38)</sup>。

ハナヤ勘兵衛（1903-1991）もまた同時期の大阪と神戸の焼け跡を撮影していた。ハナヤは大阪市西区江戸堀に生まれ、大正期に神戸港より上海やシンガポール、大連などに滞在、1929年に芦屋に写真材料店を開いた<sup>39)</sup>。中山岩太、紅谷吉之介、高麗清治らとともに1930年に「芦屋カメラクラブ」を結成して新興写真運動を担っていく。ここでは、1946年4月、当時43歳のハナヤによる「神戸戦災風景」のうち、元町阪神会館の上階から鉄道高架橋と、その下部空間や南側街路を埋めるように並んだヤミ市とここに集う人びとの姿を写した4枚に着目したい。【図3-1-8】【図3-1-9】【図3-1-10】【図3-1-11】

#### ①省線元町駅から三ノ宮駅にかけての三宮自由市場

元町駅南側に1936年に建てられた元町阪神会館の上階から、駅に面して建ち並ぶ家屋に目を向けている。鉄道高架橋南側の街路沿いの家屋は新たに建設される最中のようなのだ。その裏手では整地が終わらない空き地で建築資材を切る人物がみえる。屋根を葺いているところだろうか。駅に間口を向けている建物には、看板が掲げられている。住居兼店舗なのか、広告を頼まれたものかは定かでないが、棟より高く取り付けられた大きな板材の裏側がみえている。当時の元町駅の構造は現在とは異なっていた。ホームは南北に分かれて昇降には外側に設置された階段が用いられた。

遠景には、三宮から元町駅のあいだの高架橋南側街路を埋める三宮自由市場がみえる。路上の中央に緑地帯のように建ち並んだバラック店舗と、高架下から街路にはみ出した屋台や床店には、数えきれないほどに人が集まり、まるで盛り場のような様相である。

高架橋の北側にも焼け跡が広がっている。その遠景に目を移すと、生田神社とおぼしき場所に樹木の影がみえる。社殿も生田の森も戦災で焼失したというが、焼け残った姿だろうか。

#### ②阪神会館の上階から西側をみた元町高架下

汽車が走る北側には、空襲で罹災して構造部分のみが残る建物がみえる。第四神戸中学校（現在の星陵高等学校）だろうか。この場所には、1874年に開校した神戸小学校にはじまり、北長狭小学校、生田中学校が置かれたという。

1946年4月、元町一神戸間の高架下にはすでにバラック店舗が建ち並んでいる。簡易な造りではあるものの、ほぼ同型で大きさも揃い、連鎖型店舗の建設が早期から実現されていたことが読みとれる。松明会の統括下にあったために統一感のある店舗が建設されたと考えられよう。股賑をきわめた三宮一元町間の高架下では、店舗密度が高く、三宮自由市場の分散移転が終わった同年10月に連鎖型店舗を建設する動きがみられた。これは元町高架下に半年以上の遅れをとっていたようだ。

#### ③元町高架下と南側の焼け跡に建つバラック

阪神会館から東西の眺めを比べると、東側の三宮一元町間（①）よりも、西側の高架橋南側街路に面する建物（②③）は小規模である。家屋の規模も土地面積も不揃いで、焼け残ったまま未整備の範囲も広い。南方にわずかにみえる元町通商店街の焼け跡にも、まだ本建築は建っていない。このち、1946年12月に元町通商店街はジュラルミン街として開業する。ジュラ街構想がはじまったころである1946年春は、応急的な家屋の建設が牽制された待機期間であったのだろう。

また、元町駅と神戸駅のあいだには街路を行き交う人もまばらである。これは、元町高架下の店舗が高架下の中央通路側に向けて店を開いているためと推察できる。三宮においても、連続型店舗の建設がはじまった際には、高架下店舗の向きを変えることが報じられた。また、高架橋南側街路は西へ行くほどに幅員が狭くなるためか、元町一神戸駅間の街路上には、バラックを建設する動向がみられていない。



図 3-1-10 1946 年 4 月，ハナヤ勤兵衛によって撮影された ③元町高架下と南側の焼け跡に建つバラック  
(所蔵者：桑田敬司，資料提供：芦屋市立美術博物館)

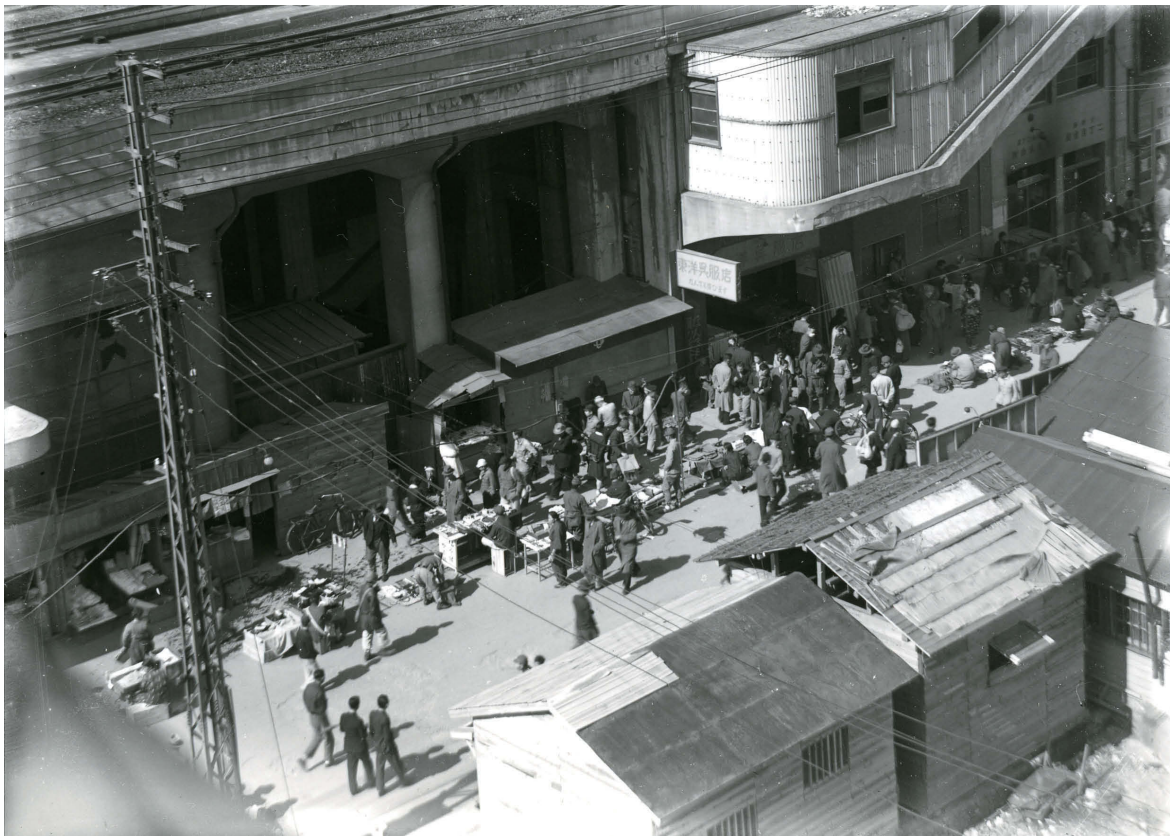


図 3-1-11 1946 年 4 月，ハナヤ勤兵衛によって撮影された ④元町駅前路上のヤミ市の店開きの様相  
(所蔵者：桑田敬司，資料提供：芦屋市立美術博物館)

#### ④元町駅前路上のヤミ市の店開きの様相

続いて、ハナヤの視線は、元町駅の西端に集まる人びとへと向けられる。元町駅の東西入口のあいだに位置する高架下空間には、戦前からの構造物が残っている。これは、天井を高くとって2階がつくられていた様子がハナヤによる写真(①)からも確認できる。現在では、撤去されている部分も多いが、空襲被害で残存建物がないなか残った空間として、周辺のバラックとは異なる用途であったことが察せられる。また、高架下に建てられたバラックと屋台店舗の前には、簡易な台を置いて木箱に座って営業する商人や、地面に広げた蓆に商品を並べて前に座る商人の姿がみえる。行き交う人びとの服装に目を遣ると、スーツにロングコートを羽織り、帽子を被った男性が複数みられる。営業者も買物客にも男性が多いことは、ヤミ市という性質による影響と考えられよう。



### 3-1 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 1946年1月30日付
- 2) 1946年12月29日付『新岩手日報』
- 3) 1945年11月6日付
- 4) 1945年11月6日付
- 5) 1945年9月17日付
- 6) 1945年10月3日, 11月2日付
- 7) 1945年11月27日付
- 8) 1945年10月6日付, 29日付
- 9) 注7に同じ
- 10) 同前
- 11) 1945年12月1日, 7日, 9日付
- 12) 1945年12月9日付
- 13) 1945年12月29日付
- 14) 1947年1月19日付
- 15) 1946年1月26日付
- 16) 1946年1月30日付
- 17) 1946年3月24日付
- 18) 1946年4月16日付
- 19) 1946年4月24日付
- 20) 1946年5月14日付
- 21) 1946年5月16日付
- 22) 1946年6月16日付
- 23) 1946年6月20日付
- 24) 1946年6月22日付
- 25) 注5に同じ
- 26) 1945年12月1日付
- 27) 1945年12月5日, 7日, 9日, 15日, 19日, 31日
- 28) 1945年12月1日, 4日, 7日, 29日, 31日
- 29) 1946年12月27日「歳末新名所 新開地に二つ」
- 30) 「座談会：国際自由市場今昔語る」『兵庫春秋』第1巻第5号 兵庫春秋社 1949：2-7
- 31) 1945年12月31日付
- 32) 1946年1月17日から1947年3月31日まで, 継続的に「自由市場」という表記がみられる。
- 33) NARA II所蔵, 日本占領期映像資料, 342-USAF-11048. "PHYSICAL DAMAGE, KOBE, JAPAN 04/26/1946 - 04/29/1946 ".Moving Images from the Department of Defense. Department of the Air Force.
- 34) 三村 明「20年の流れ」キネマ旬報社『キネマ旬報』73 1950.1：46-47。工藤美代子『聖林（ハリウッド）からヒロシマへ—映画カメラマン・ハリ—三村の人生』晶文社 1985
- 35) 同前
- 36) ジョン・W. ベネット博士は, セントルイスのワシントン大学の人類学の名誉教授である。2004年には, B. マリノウスキー賞を受賞した。2003年にオンライン出版された "Doing Photography and Social Research in the Allied Occupation Japan, 1948-1951: A Personal and Professional Memoir" は, オハイオ州立大学図書館のウェブ上で閲覧可能である。(参考 URL : <http://www.lib.ohio-state.edu/rarweb/japan/>)
- 37) ラファイエット大学図書館の〈East Asia Image Collection〉には, 1950年に神戸で撮影されたカラー写真が10枚所蔵されていた。被写体は, 1950年に王子公園と湊川公園を会場に開催された神戸博, 新開地本通り, 神戸港, 青空学校, 戦災跡の残るオリエンタルホテルや領事館などである。(参考 URL : <http://digital.lafayette.edu/collections/eastasia>)
- 38) 中山 岩太, 芦屋市立美術博物館 編『中山岩太 MODERN PHOTOGRAPHY』淡交社 2003.4
- 39) 芦屋市立美術博物館編『ハナヤ勘兵衛展』芦屋市立美術博物館 1995

## 3-2

### 戦後湊川新開地の変遷

#### 3-2-1 湊川新開地におけるヤミ市の生成と変容

##### (1) 1945年10月 新開地ヤミ市の初取締り

次第に増加しはじめた「闇商人」が問題となり、1945年10月1日、湊川新開地本通りにおいて兵庫署による取締りがおこなわれた。

兵庫署では最近管内湊川新開地本通りで食糧の闇売りが盛に跳梁するので、これが取締りに乗出し、一日一斉に闇征伐を行った結果約四十名ほどの闇商人が検挙されたが、同署では今後もこの種の取締りを続ける意向である。(1945年10月3日付)

この取締りは、神戸市内における警察の初めての具体的な行動であった。戦後まもない時期には、ヤミ商売を営む商人は過渡的で、将来的に市場をなすまでに増加するとは考えられていなかった。神戸大空襲による市街地の罹災面積は約6割と相当に大きく、市内各所の空地や鉄道高架下・地下道には罹災によって家屋を失った人びとや復員者が多く集まっていた。当時の神戸市長・中井一夫は、民衆の生活再建を第一にと唱えて、初期にはヤミ市に対して温情主義的な措置をとった<sup>1)</sup>。1945年9月にはヤミ市の存在自体は指摘されるものの、先行きの読めない混乱状況のために行政による抜本的な対策も示されていなかった。

1945年9月17日付『神戸新聞』記事では、戦前からの新開地と三宮の性質の相違や、終戦後の「盛り場気質」が指摘されていた。ここでは、

戦後の盛り場は「ただ人間は人間をもとめて集ふ」光景と表現されるように、かつて必要条件とされた映画場・娯楽場・食堂などの娯楽施設が求められなくなった状況が嘆かれていた<sup>2)</sup>。【図3-2-1】大正から昭和初期にかけての新開地本通りの興行街としての賑わいは市民にとってなつかしい記憶であり、戦後窮乏期の焼け野原においても求められた要素であったようだ。そして、翌月に報じられた新開地一帯の復興状況では、新開地こそが神戸で唯一の「盛り場らしい盛り場」と述べられ、ふたたび両者の成り立ちの違いが指摘される。焼け野原となった新開地に焼け残った映画館の盛況ぶりや、露天で行われたサーカスの光景は、明るく喜ばしいものと歓迎される一方で、三宮の戦後の盛り上がりは望ましくないとみなされた。

しかし、同時期の新開地にも靴や鍋、金物類を売る露天商はみられており、これには旧幕府時代からの伝統をつぐ全国組織である「神農会」の支部である「神戸神農露商連合会」が関わっていた。神農会は従来の公定価格が適正を欠いているという考えから、適正価格の表示や場所の調製をおこなっていたが、どうやらここでは「飲食店を除いた露店商人」が神農会の管轄であったようだ<sup>3)</sup>。同時期の『神戸新聞』紙上では、「神戸神農露商連合会」による戦後新開地一帯の露天商の管理状況とその方針について「戦後復興の先駆を担当」と評され、同会会長の大西小野次郎氏へのインタビューも掲載された<sup>4)</sup>。戦後初期の1945年10月時点の神戸では、神農会による伝統的な露店の

管理活動は、戦後の応急的な雇用対策として有効とみなされていたようだ。

しかし同時に、統制対象である食糧物資を青空のもと公然と販売することは、意味が違うという指摘もみられた。つまり、三宮のヤミ市の繁栄は、当初、興行街・盛り場としての集積がないにもかかわらず、飲食営業や進駐軍物資の闇売りなどで生活しようとするヤミ商人が急増したことに問題の所在があった。それらの過渡的な商売をする人びとに生活安定は見込めず、同地における商業の集積にもつながらないために、より厳しい規制対象になったのだろう。その後の三宮のヤミ市は予想外の盛り上がりを見せ、これに伴う社会問題が生じつつも、三宮地域への人口や物資、そして都市機能の集中傾向は止まらなかった。

## (2) 第二次取締りと「総合飲食店」建設計画

兵庫署は経済保安係および外勤巡查約 25 名を 5 班に分けて、1945 年 11 月 1 日朝 5 時から湊川新開地附近のヤミ売りへの徹底取締りを再度はじめた。第 1 班は中之島・金平町方面の浜辺で鯛のヤミ売りをしていた漁師を検挙したほか、正

午から他の 4 班が湊川新開地路上での取締りを開始、この大手入れは各所で夕方まで続いたという<sup>5)</sup>。ここで取締り対象となり検挙・検束されたのは、鯛を販売した漁師 6 名、「饅頭、蜜柑、ポタ餅、アゲ饅頭、オハギ、食糧など」を路上で販売した闇商人 180 名、11 月 1 日から甲号物資に指定された「生必統制物資」<sup>6)</sup>の販売業者 20 名、露店飲食店の商人 20 名であった。押収した鯛や食糧物資はただちに中央市場で買付けられ、兵庫署前で一般大衆に丸公<sup>7)</sup>で即売することになったため、同署前は人だかりができた。この兵庫署による湊川新開地附近の第 2 次ヤミ市取締り後には、ヤミ物資の立売商人の減少傾向がみられ、前月末に行われた生田署による三宮ヤミ市の大規模手入れと比して、大きな効果を発揮したことがうかがわれる。

前述した 2 度にわたる湊川新開地におけるヤミ市への一斉取締りののち、1945 年 11 月には「総合飲食店」の建設が計画された。すでに新開地の省線ガード下付近には食糧を売るヤミ市が形成されており、ここには焼きめしやピフテキ、てんぷらを営業品目とする市場があらわれ、「甘い



図 3-2-1 1945 年 9 月、新開地本通りの焼け跡をみる。前景は焼けくずれた映画館（出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳）

で甘いで」「安いで安いで」と掛声が飛びかう雑踏と化していた<sup>8)</sup>。しかし、未だ統制撤廃されていない状況で大阪や京都から食べに来るほどにまで成長した店舗群をどうするのか、対処に迫られた結果、次のような措置が決定する。

これを幾分でも強い刺激を弱めて戦後らしく柔かい自由市場的雰囲気にするものとし連日業者が常会を開いて協議した結果、兵庫署当局の意向も参酌し省線ガード下附近にバラック建で総合飲食店を開店することに決定、直ちに準備へ着手した。

兵庫署の許可を得て、バラック店舗を建設して「穏やかな市場的飲食店」を営業させることになったといい、この詳細は不明であるが、五円饅頭などの街頭立売り商人という仮想的形態を排し恒常的な営業形態が推奨され、「ライスカレー、ぜんざい、各種てんぷら、だんご、洋食、果物、焼酎、ウイスキーなど何んでもござれ」の飲食店街が暗に許可されていたようだ<sup>9)</sup>。

### (3) 1945年12月「新開地自由市場」の形成

1945年末には「歳末新名所 新開地に二つ」として新開地の現況が報じられた。ここではじめてあらわれたのが「新開地自由市場」である<sup>10)</sup>。

#### 【図3-2-2】

闇市場から街頭市場へ、価格よりも豊富な物資の魅力で今では市民から切り離すことの出来ない存在となった露店市。まず華神会が堂々自由市場の名乗り〔ママ〕あげた。曰く“新開地自由市場—薄利多売千客万来”

前月には省線ガード下付近で「総合飲食店街」の建設が計画されていたが、前述したように複数箇所に露店群が発生しており、「神戸清睦会」「華神会」といった組織がこれら露天商を統括していた。このうち、華神会はいちはやくアーチをかけて「新開地自由市場」を名乗った。市内各所にみ

られたヤミ市だが、1945年12月に入ると統括組織は「闇」という違法や暗さを想起させる語を嫌い、「街頭市場」「自由市場」という呼称をみずから使いはじめる。三宮においても同様に三宮の闇市から「三宮自由市場」を名乗る傾向がみられており、1945年12月を境に『神戸新聞』『神港新聞』ともに「自由市場」へと記述が統一されていた。また、「三宮高架下と共にその繁栄を並び称せられている神戸新開地」という記述からは、すでに買物客の多さでは三宮高架下が優っていたことが読みとれる<sup>11)</sup>。

## 3-2-2 興行街・娯楽地としての湊川新開地の再興

### (1) 新開地に現れた新しい風景

戦後1ヵ月で市内各所にヤミ市が発生し、先述したように、その対処に頭を悩ませながらも三宮に先行して新開地で取締りがおこなわれた。これによって新開地のヤミ市は、1945年11月以降、大幅に姿を変える計画が報じられた。しかし、



図3-2-2 1946年2月、新開地本通りの自由市場  
(出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳)

新開地復興の要は、ヤミ市をめぐるトラブルの収束よりもむしろ興行街としての再興を果たせるかにかかっていた。1945年10月には、新開地のこれからについて言及する記事が神戸新聞紙上でも散見される。まず、1945年10月中旬には、「賑いを取り戻した盛り場」として新開地復興を描く記述がみられた<sup>12)</sup>。

焦土と化した新開地も神戸ではただ一つの盛り場らしい盛り場である、戦争が終結した今日では露店商人がずらりと並びなんとなく散歩する人の数も無化した変らぬ賑やかさ。味はドカ落ちたが「しるこ」や「ぜんざい」もある。欲しくはあるが高くて一寸手が出さうもない靴や鍋、露店商人では金物類を売る商人が一番多く、焼け残った聚楽館や松竹座は何時でも超満員、これはまた珍しく昔懐かしいサーカスも興行をしている。ジンタの騒音こそ聞えないが、お猿さんやワン公が客待ち顔でおとなくしく坐っている風景は大人達にとっては昔の盛り場を偲ぶ懐かしい風景だ。「これから始めますはお猿さんの珍芸「弥次喜多道中」お次ぎはワン公の曲芸、つぎつぎと番組を取りかえて御覧に入れます、サーイラハイイラハイ」呼びこみの口上も懐しく起ち上る新開地の新しい風景ではある。

ここでは、1ヵ月前に市内各所で問題視された食糧売りのヤミ市だけではなく、サーカス・露店・焼け残り映画館に多くの人びとが集まっている新開地の賑わいを「新しい風景」と称している。従来の映画館が建ち並んだ新開地にはほど遠いものの、やはり「焦土と化した新開地も神戸ではただ一つの盛り場らしい盛り場」だというわけだ<sup>13)</sup>。しかし、1週間後には同所について「途方もない光景」と正反対の評価があらわれた。同じ時期・地域の光景についての評価の揺れは、興行街としての新開地再興という理想と現実のはざままで、諦めきれない葛藤と不安を抱える当時の市民感情のあらわれともいえよう。

道路の両側に映画館や劇場、飲食店が集積した

湊川新開地は、興行街としての賑わいを誇る地域であるからこそ、市内随一の盛り場として位置づけられ、神戸市の内外から客を集めていた。それが、戦災によって15館が焼失、焼け残ったのは聚楽館と松竹座の2館のみという憂き目にあい、再興の方策や目指すべき方向性について、決断を迫られる状況に直面する。そもそも、映画、演劇、寄席その他興行物については、1945年8月22日という早期から復活再開が許可され、「内務省からこの際健全明朗な国民生活の再建のうえから積極的な指導と育成を期し」、戦時体制の夜間の上演制限も撤廃されていた<sup>14)</sup>。映画の再開は市民にもたいへん喜ばれ、「国民文化の再建に歩調を合せた娯楽慰安の確立が必要」と全国的に掲げられ、神戸市内においては新開地の映画館再建が急務となった<sup>15)</sup>。そのため、限られた資本と電力のなかでの興行街の復興に対し、採算度外視の熱意を、というように県当局も力を入れ、「白木兵庫署長は先日、久保興行組合長を招いて業者側の奮起を促した」というほどであった<sup>16)</sup>。しかし、官民ともに積極的な姿勢で臨んだ「健全な」新開地復興への初動は、行政の復興街路計画によって妨げられ、停滞傾向をみせていく。

## (2) 復興計画決定までの待機期間

1945年10月時点、湊川新開地の興行街が焼け跡からの再興に遅れていた原因は、2点挙げられる。1点目は資本。定員300人から500人の映画館を造るためには、バラック建築費用だけでも40万円、映写設備その他で40万円を要したという<sup>17)</sup>。多くの人びとが住居もなく衣類やその日の食事にも事欠く窮乏期に、100万円の資本を用立てるのは容易なことではなかった。

そして2点目は都市計画。1945年10月時点の復興計画では、新開地の道路を12間(約21.8m)から30間(約54.5m)へと拡幅することが決まっていた。つまり、映画館・劇場を急造しても、またすぐに立退きの悲運が訪れることが予測され、そのために、興行館の新設はなかなか進まなかったというわけだ。この『神戸新聞』紙

上で伝えられた復興都市計画街路については、たしかに1945年9月以降、何件もの基本方針や提案がみられた<sup>18)</sup>。

しかし、具体的な街路計画は、1946年5月6日戦災復興院告示第29号による幹線58路線の決定告示にはじまり、すでに半年以上もの月日が経っていたとみられる。この告示の後にも、同年8月14日戦災復興院告示第72号によって主要幹線街路の公会点および国鉄等の駅前に広場を設置するとともに、既定計画中の16路線を変更し、補助幹線街路69路線が追加された旨が告示され、戦後1年が経過してようやく街路計画は樹立された<sup>19)</sup>。1946年3月14日に発表された「神戸市復興基本計画要綱」において、街路復興プランは次のように示されている。

本市の街路は将来大都市の道路として繁劇なる通過交通および市内交通を消化する機能を十分果すに至らざりしをもって、将来の街路は幅員はもとより、その連絡系統に熟慮を要すると共に、高速度交通機関の増大、建築様式および規模、防災、街路景観等の要素をも考配して施設するものとす。

神戸では古くから街路について、東西方向を「通り」、南北方向を「筋」と呼ぶ。北部を山並み、南部を海岸線に挟まれた带状の市街地であるため、東西の通りは傾斜のない幅広な街路、南北の筋は山地から流れる河川のように急な傾斜の幅狭い街路が形成されてきた。したがって、戦災復



図3-2-3 1947年5月、復興がすすむ新開地本通りの様相  
(出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳)

興においても、将来的な都市の発展に多大な影響を及ぼす街路の拡幅や整備については、慎重に検討する必要があると考えられた。幹線街路は、主要・補助幹線をあわせて、東西をつなぐ路線として中央、海岸、山手と少なくとも3路線以上が想定された。これに連絡する南北方向の路線については、相当数を拡張・新設することも提案される。その幅員は東西線36mから50m、南北線その他のものは15mから100mとする方針が定められた。

このように、戦後初期の新開地は、資本を欠き復興計画の進捗を待つという困難な状況下にあった。そのなかで、さまざまな主体による〈復興計画〉が積極的に練り広げられはじめ、随所に齟齬や矛盾が表出したのであろう。これらは復興が進捗するにつれて次第に解消されていくが、この時期にとられた特例措置や妥協のちにあらたな不協和音を招く。

### (3) 興行街としての復興

前年の行政による復興街路計画との衝突を乗り越え、盛り場としての再興にむけて、1946年、新春を迎えた新開地には復興の息吹がみられた。同年5月には、まもなく着工ないし竣工する映画館、劇場、寄席が多く、本年中に市内で11館が新設あるいは復活する見通しが伝えられた<sup>20)</sup>。

錦座、松竹劇場、相生座、神戸劇場、湊座、菊水館の古顔に大衆娯楽館、第一映画劇場、神有トンネル西側(名称未定)と九館が現れ現在の松竹座を加えると十館となり歓楽街は新開地が独占の形となり、これによって懸案の自由市場追放もいよいよ具体化し昔懐かしい健全娯楽街となる日も遠くない。

その多くが新開地に立地しており、戦前から営業した館だけではなく、新設されたもの、焼け残った松竹座を加えると10館を数えた。また、この興行街としての復興によって「懸案の自由市場追放もいよいよ具体化」するというように、年明け

の自由市場に対する寛容さとは一転、対処を迫られていた状況がうかがえる。

しかし、事はそううまく運ばない。翌6月にはすでに12件の新築許可願が出されていたが、1946年5月に公布施行された臨時建設制限令によって料飲店、映画館、15坪（50㎡）以上の住宅・店舗の新増築が禁止され、盛り場の復興計画は、頓挫の憂き目にあう<sup>21)</sup>。本来ならば計画が白紙に戻るはずだが、県警察部による計らいで「新開地歓楽街の映画劇場に限ってその臨時建物制限令の特例」をつくることが提案された<sup>22)</sup>。つまり、すでに新築許可申請中の新開地の映画劇場12館は、3ヵ月以内に新築することを約して全面的に新築が許可され、新開地の興行街としての復興は決定的になったといえよう。

そして、2年が経過した1948年3月には「春ここに」と題した『神戸新聞』記事で、歓楽街・新開地の現況が伝えられた<sup>23)</sup>。

いまでは、昔の香りと新しい夢とをごっちゃにのせて帰ってきた。昔なつかしいお化屋敷の小屋もかかれば、路ばたに人を呼ぶヤシの群れ、建ち並んだ映画館、すさまじい看板絵一パイ飲みやののれんをくぐる兄ちゃん連（ただしこれはナインヨです）古金具のサビの奥で居眠る婆さん、古着のくびつり、大衆喫茶店のガラス窓…やっぱり新開地ならではのなつかしさ。

ここには映画館やお化け屋敷、飲み屋、大衆喫茶店といった新開地が取り戻した行き交う人ごみに賑わう風景が描かれている。【図3-2-3】

また、同年11月には「戦災後とかく三宮に圧倒されている神戸新開地」を認めたうえで、何とか新開地を盛り上げようと「湊川新開地復興促進会」（仮称）が結成された<sup>24)</sup>。その事業内容は、新開地本通りの舗装工事、営業時間中の無停電の市・関電への申入れ、鈴蘭灯の設置などが掲げられていた。ここからは、戦後もなお、街路と電燈のクオリティが集客に及ぼす影響は大きいと捉えられていたことが読みとれる。

### 3-2-3 湊川新開地にみるテキヤ社会の変化

#### (1) 新開地の商店街復興とテキヤ組織の関与

1945年末、新たな形の飲食店街が形成されつつあった新開地においては、待ち望まれていた商店街・興行街の復興が進捗しつつあった。なかでも商店街の復興は目覚ましい勢いをみせ、1945年12月には華神会によって新開地自由市場が生まれかわり、1946年1月には他所にもすでに相当数の店舗が建設されはじめていた。では、1945年12月の「闇市場」から「自由市場」への改名で何が変わったのだろうか。

かつては忌まわしい闇市場の名でよばれていたのが時勢の波に乗って自由市場に更生してからは、主食品ならびに加工品と煙草、そして新春と共に目立ちはじめた街頭賭博をのぞけば、だれに遠慮気兼ねもなく「甘いで甘いで」「安いで安いで」がいえるようになった。だがこの街頭自由市場も人間並みにいえば、今年2歳の春を迎えたのであるから年相応な進歩がなくてはならない。この点で戦前から市内随一の盛り場として全国的に知られている神戸湊川新開地は古い老舗を誇る業者が多いだけに、その復興調も急ピッチである。

こうした新開地ヤミ市の変容をめぐる言説<sup>25)</sup>からは、当時、路上における露店形式の店舗群がバラック建のマーケットを建設しはじめたことを、「更生」とみなしていたことがうかがえる。その一方で、新春から「目立ちはじめた街頭賭博」に対してはほぼ注意が払われていない<sup>26)</sup>。ヤミ市の不法占拠が解決したのちにも長期的に影を落とし続ける賭博問題は、戦後初期にはとるに足りない事象であったようだ。まずは、焼け野原と化した新開地一帯に、資材を得て、住宅、商店街、映画・演劇場を建設することが復興の急務であった。年始には、個人・組織を問わない建設で数えると、新開地一帯の復興建築はすでに約300軒が完成しており、近く500軒を突破する勢いで

あったという<sup>27)</sup>。

露天商統括組織の復興も速いスピードで進んでいた。1945年3月17日の神戸大空襲のあとには、神農会兵庫支部の会員数は5,6名にまで減り、終戦直後には30名ほどにすぎなかった。しかし、戦後いち早く新開地復興へと乗り出し、失職した戦災者や復員軍人を受け入れた結果、1946年新春を迎えるころには1000名にも及ぶ大世帯となった。このうち、毎日500名から600名の商人が開店する状況にあったといい<sup>28)</sup>、借地権や土地取得の実態は不明であるが、新開地の復興商店街にはテキ屋と推察される4組織の関与がみられた。【図3-2-4】

神農会は新春早々、聚楽館北東側に「新天地ブルーランド」を開店したほか、すでに湊川公園タワー下の山陽電鉄の敷地に開店していたという「湊川マーケット」を神農会に引き継ぐことになった<sup>29)</sup>。露友会は、元神戸デパート南隣に「ズラリと軒を連ね」た飲食店群の統括に加えて、南に下った「菊水館跡」にも同様の商店街建設をすすめていた<sup>30)</sup>。清睦会は省線ガード下を中心とした店舗群をおさめる組織で、前年11月に建設が報じられたバラック飲食店街の営業者は、店舗を並べて元気な声で客を呼んでいた。華神会は、前年12月に報じられた新開地自由市場の担い手であり、自由市場の立地は「ガスビルの下隣に店を連ね」ていた<sup>31)</sup>。この「ガスビル」とは1937



図3-2-4 露天商統括組織によって形成されたマーケットの立地 (筆者作成)

年に渡辺節設計で建設された旧神戸瓦斯株式会社の本社ビルであり、1945年に大阪ガスと合併したのちには大阪ガスの事業所として使われているが、その下隣とはまさに新開地の入口一帯を指すと察せられる。

また、「街の治安維持のため他所に先駆けて」アーチを4基建てることになり、華神会による新開地自由市場の入口【図3-2-5】と湊川公園入口に2基建てられたほか、聚楽館前と神戸新聞本社（兵庫区湊町1丁目）の北側が予定されていると報じられた<sup>32)</sup>。1946年夏以降には、市内他所の商店街やマーケットにアーチが建てられていくが、そのアーチをどのように治安維持に役立てたのかは不明である。こうして商店街の復興は目途がつき、残すところは映画館や寄席など、興行街としての再建を待つのみと期待されていた。

## (2) 旧来の露店と露天商

### 湊川新開地にみるテキヤ社会とその変化

大正・昭和初期から終戦後にかけて、神戸市内の露天商の分布や業態は激しく変化した。露店営業取締規則が発表・即日施行された1946年9月中旬という時期は、前述したように、すでに多種多様なヤミ市内外で発生した問題が商人組織に



図3-2-5 1945年12月27日、新開地自由市場と大書されたアーチ (出典:『神戸新聞』1945年12月27日付)



よる自治的統制というかたちで収束に向かいはじめた時期であった。時期を同じくして、GHQは抜本的な対策を命じ、全国一斉のヤミ市取締りである八・一肅正や、路上店舗群の撤去など、統制経済に対するヤミへの取締りから空間的な規制が実現されていく。つまり、神戸のヤミ市が無秩序に殷盛を極めたのは、1946年9月までの戦後1年間であり、このあいだに湊川新開地から三宮へと小売商業の集中傾向が移っていったのである。

林喜芳は、こうした湊川新開地における露店営業の変遷と戦後復興にむかう日々の神戸について、露天商の視点から書き残した<sup>33)</sup>。以下では、その記述を手掛かりに時代背景とあわせみて、近代神戸における露店営業の変容について概観したい。まず、林は、湊川新開地のはじまりを思い起こしている<sup>34)</sup>。

川崎造船所（現在の川崎重工）へ勤める人たちの通勤路だったので、朝夕は大河の流れだ。香具師たちは遙か離れて北に当たる湊川公園前の空地に集団で陣取って、そこまで大衆を吸いあげた。聚楽館からは北はすこし勾配のある坂なので、それが災いしていたが、何しろ香具師の面白い話はタダなので、それが魅力でひきよせられる。人通りが多くなると商売は成り立つので、それまで神戸百貨店、屋根源百貨店と名称だけは百貨店でも三坪ほどに区切った小間（コマ）を貸していた場所が取払われて堂々たる商店が新築された。香具師の巣窟だった所も湊川温泉となり神戸ホテルが建ち、食堂などが立派にできて面目一新した。ゆきくれた香具師は追い出されたわけである。余儀なく本筋の「タカマチ」廻りに戻ったのか姿を見せなくなった。

新開地は、聚楽館から南へ下った湊町一丁目の湊座辺りの賑わいにはじまり、当時の香具師たちは湊川公園前の空地に集まったという<sup>35)</sup>。ここは、のちに湊川温泉、神戸ホテルが建てられた場所のあたりを指す。本来、香具師の商売形式は一箇所に定めずに流れる特徴を有する。貨幣ができ

て物価が定まったころから、店舗を構えることのできない小資本の者がはじめた行商が、香具師と言われるようになった。移動販売は組織化して、仲間うちの符牒（隠語）や約条がつくられ、違背することは許されなくなる。そうした経緯から、戦後にはヤクザと同一視されることもあった。

タカマチ（高市）とは、各地の神社仏閣の祭礼や開帳などで、露店を開設してバイ（商売）の稼ぎ込みをすることである。そのなわばりは庭場と呼ばれ、これを取りしきる地元の親分は、参集した各露店商の場割りをし、ショバ代などの金銭徴収をおこなった。このスタイルは制度化され、代表的な露天商組織の「神農会」は全国に数多くの支部を擁し、湊川新開地にも神農会兵庫支部が置かれた。

戦後の混乱はこうした秩序を乱した。1945年8月の敗戦後、新開地の焼け跡にいち早く露店営業を始めたのは、神農会の露天商たちだった。これには、兵庫警察署長の理解から新開地西側に出店許可が出されて、播州三木の金物を売る露天商が多数みられた。特にノコギリは、バラック建設のための大工道具として重宝されたようだ<sup>36)</sup>。

バラックでも建てなければ寝るところがない。住むところがない。焼け跡には黒こげの木材は充分にある。土地も持ち主不明のものがあるので、鋸は飛ぶように売れた。素人大工の建築ラッシュになった。

しかし、当時の林は新開地では場所を得られず、ノコギリを仕入れる資金もなかった。そのため、わずかな蝶番や木螺子を並べて長田交叉点に店を出したところ、生活に足りたという。

三宮のヤミ市の繁栄とともに、兵庫警察署は新開地を厳しく取締まるようになる。ヤミ物資や進駐軍からの横流しの煙草やチューイングガムにも目を光らせ、露天商がヤミ商人化せぬようにと警戒が強まったようだ。三宮駅前からはじまったヤミ市としての盛り上がりや、生田区（現中央区）の西端の区界で食い止め、湊川新開地には持ち込

ませまいとする兵庫警察署の意図がうかがえる。その甲斐あってか、湊川新開地では早期から露天商組織の統括と健全化がはかられ、新開地東側には新築商店が建てられ、初期は三宮と並んで市内二大勢力とされた新開地のヤミ市も、1946年に入ると報じられなくなった。

### (3) 露店をめぐる諸力とその変遷

戦後の言説においては、香具師・テキヤ、博徒、愚連隊（不良青少年）を一括りに「やくざ」とみなすことが多い。「親分」や「顔役」といった語も一般にはほぼ同義とされるが、厳密には異なる意味を持つという。香具師の世界では専門用語や隠語が用いられるために、含意を理解するのは容易ではない。

1950年に露店問題に関して大阪府行政局が編綴した資料には、小坂時雄の「露店考証」と題した論考が寄せられ、香具師の秩序や規則が記された<sup>37)</sup>。小坂は『日本神農商業新聞』を編集していた人物で、業界の歴史を踏まえて当時の露店組織化の必要性をテキヤの視点から論じていたようだ<sup>38)</sup>。この内容には、神農、親分、組合長、戦後派親分といった4つの呼称の使い分けがみられた。その違いを以下にまとめる。

「神農」とは古代中国の伝承に登場する皇帝に由来し、医薬と農業を司る神を指す。これが、江戸時代に、縁日商人に便宜を与える指導的立場の人に対する敬称として用いられるようになった。「香具師」とは「野外で旅から旅への営業という難しく頼りない商売を行うもの」を指し、彼らの営業場所を確保し、方法を教える庇護者が神農さんと呼ばれたようだ。

明治期の文明開化とともに、あらわれた新しい歓楽地帯による売場の増加が、神農を変えたという<sup>39)</sup>。この頃には「失業武士や刑から帰った人達の更生」によって露天商が増加し、彼らを取りまとめる「親分」と呼ばれる組織の長が出てきたようだ。不況であった大正から昭和初期には、縁日の場所数に対して商人数が多かったため、親分によるなわばり争いが生じた。香具師の世界に賭

博界の暴力的な要素が入ったために、防御策として家名は「組」名となった。

1936年頃には暴力と搾取に抗して新しい体制を求める運動が、商人のなかより起こった。大阪府では、1941年に府によって個人の家名が廃止され、警察管区を一区域、選挙による組合長選出の体制へと変わる。こうした変化は露店界の近代化ともいえるだろうか。

また、終戦後には露天商の規律に従わない人びとによる支配がはじまり、それらを「戦後派親分」や「顔役」と呼んだという<sup>40)</sup>。戦後のヤミ市に代表される露店群は、形態こそ昭和初期までのテキヤと同じようにみえるが、そこには移動の有無という明確な違いがあったようだ。ヤミ市で場所代を集めて「マーケット市場」を建設した「親分」は、新興の「戦後派親分」として勢力を伸ばし、用心棒という暴力的存在も派生したという<sup>41)</sup>。小坂の言説からは、テキヤと戦後派親分との違いを主張する姿勢が読みとれる。

1941年12月以降の企業整備や空襲被害によって露店・夜店の営業は困難になった。そうした社会情勢のために、1943年頃より露天商人は小運送業や異なる都市雑業に転業した者が多かった。戦後まもない時期から利権を目当てに動きはじめたのは「戦後派親分」であるといい、彼らの方針に賛同できなかった旧来の露天商は復興に出遅れたという<sup>42)</sup>。旧来の露天商人と彼らの率いた商人や小資本の営業者は、移動露店やマーケット・露天市場の建設を計画しはじめる。しかし、これも戦後派親分と同じものとみなされて行政の取締り対象となり、1947年8月1日に閉鎖が命じられた。

次いで、露店商人の歴史を重んじたうえで時代に順応する新たな「露店界」を目指す潮流があらわれ、内部から改革をすすめて法的組合を結成する必要性が指摘された<sup>43)</sup>。当時の露天商人には社会保護を要するような人々が多かったといい、改革の要点には、零細で移動の必要性がある営業者をサポートする社会事業的な性格を推進することが挙げられた。総じて1950年頃の露店業界は、

親分による搾取やなわばりの固守，賭博行為の流入を防ぐために，事業協同組合による自治的統制の必要性が高かったといえよう。

3-2 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 中井一夫伝編集委員会（編）『百年を生きる 中井一夫伝』中井一夫伝編集委員会 1985。元弁護士の中井一夫は1945年8月11日、突然辞任した野田文一郎の後を受けて第10代神戸市長に就任。1947年2月18日に公職追放をうけた。
- 2) 1945年9月17日付
- 3) 1945年10月6日付
- 4) 同前
- 5) 1945年11月2日付
- 6) 1941年3月、国家総動員法に基づいて発せられた生活必需物資統制令によって生産・配給・消費・価格等が統制された物資。
- 7) 1946年施行の物価統制令に伴う公定価格の意
- 8) 1945年11月3日付
- 9) 同前
- 10) 1945年12月27日付
- 11) 同前
- 12) 1945年10月17日付
- 13) 同前
- 14) 1945年8月23日付
- 15) 1945年8月28日付
- 16) 1945年10月23日付
- 17) 同前
- 18) 1945年9月20日。特別都市計画法案、特別都市計画法ニ基ク土地区画整理ニ伴フ清算金及保障金ニ関スル件法律案、1945年9月24日発第222号 戦災都市ニ於ケル建物復興ノ応急指導方針ニ関スル件（内務省国土局長）、1945年10月8日 戦災地都市計画基本方針、街路計画標準
- 19) 建設省監修、神戸市建設局計画部『神戸戦災復興誌』神戸市 1961
- 20) 1946年5月12日付
- 21) 1947年2月には臨時建設等制限規則によって12坪以上の住宅の新増築が禁止され、1948年8月さらに臨時建設制限規則により家族5人以内15坪までとし、1人増えるごとに1.5坪の増築を認めるとする、不要不急の建築統制が建設材料の統制とともにおこなわれた。
- 22) 1946年6月13日付
- 23) 1948年3月7日付
- 24) 1948年11月6日付
- 25) 1946年1月6日付
- 26) 同前
- 27) 1946年1月6日付
- 28) 1945年10月6日付、1946年1月6日付
- 29) 注27に同じ
- 30) 同前
- 31) 1945年12月27日付
- 32) 注27に同じ
- 33) 林喜芳『詩集 露天商人の歌』私家版 1958、『詩集 続露天商人の歌』私家版 1959、『香具師風景 走馬燈』冬鵲房 1984、『わいらの新開地』神戸新聞総合出版センター 2001
- 34) 林喜芳『香具師風景 走馬燈』冬鵲房 1984：120
- 35) 林喜芳『わいらの新開地』神戸新聞総合出版センター 2001：9-10
- 36) 注34に同じ
- 37) 小坂時雄「露店考証」（大阪市行政局『露店問題資料』1950）
- 38) 小坂時雄、松尾喜八郎『神農思考』日本神農商業新聞社 1970
- 39) 注38に同じ
- 40) 同前
- 41) 同前
- 42) 注37に同じ
- 43) 同前



## 3-3

# 戦後都市商業集積の形成と変容

### 3-3-1 戦後神戸における都市商業集積の形成

これまで、急激に変化する複雑な社会・物質的環境のなかで、三宮自由市場という大規模なヤミ市が生成・発達・変形していくプロセスをみてきた。三宮一元町一神戸といった神戸の中心市街地一帯では、三宮自由市場のみならず、戦前期にはみられなかった都市商業集積が次々に生まれていった。ヤミ市への便乗や対抗など、そのかたちもまた多様である。ここでは、ヤミ市が分散移転・消滅するまでのあいだに同じエリアにあらわれた他の商業集積事例として、飲食店街、商店街、市場に着目する。

戦後新たに形成された商業集積としては、新楽街、三宮センター街、中華百貨店が挙げられる。戦争によって停滞し戦後には変容しつつも復興するものとして、公設三宮市場、元町商店街、南京町がある。このほか、戦前期の三宮地域における都市商業集積が失われた事例としては、小野中道商店街があった。以下では、これらが形成・復興・消滅していく経緯を明らかにする。これらのプロセスと周辺地域やヤミ市の社会的状況をあわせみることによって、戦後都市の初動を人びとの生活に根ざした「衣・食」にかかわる場面から描きだしたい。

#### (1) 三宮高架下における新楽街の形成

戦後まもない三宮地域では、兵庫県警察部保安課によって進駐軍向けの対応がとられていた。まずは、終戦から2週間ほどが経った8月末に、慰安娯楽地帯が三宮地域に設定された<sup>1)</sup>。旧居留

地の戦災ビルや鉄道高架下の戦災店舗には、ダンスホールやキャバレー、ナイトクラブ、映画館、麻雀、撞球や食堂の設営が計画され、鉄道高架橋下部空間も一度は候補地となったが、進駐軍の立地についての意向から対象外となる。

そこで、この余剰となった高架下空間山側を、戦前から商売を営む日本人業者に貸すことが、県警察部長・北村隆によって計画される。大阪鉄道局長・佐藤栄作の許可を得て、県警察部保安課長が商人の斡旋を行ったという<sup>2)</sup>。こうしてできた店舗群は、1945年11月1日に公認飲食店街「新楽街」として開店される。当時の市内中心部には焼け跡が広がり、資材不足も相俟ってまだ本建築が数少なかった。そのようななかで、高架下を整備して建設された新楽街は、路上にみられる露店群とは一線を画していたようで、座って清潔な食器で食事ができる「新神戸名所」「神戸市民のオアシス」として評判になった<sup>3)</sup>。露店が10円で提供する統制違反の白米のカレーライスに比べると高いものの、洋食が7円から14円40銭という価格で提供されたといい、良心的な営業がうかがわれる。そして、新楽街では、開店当初から自治的な営業組織をつくらうという動きがあり、まもなく結成されたようだ<sup>4)</sup>。その発足会には、当時の県警保安課長であった白木頼祐<sup>5)</sup>も出席したといい、この組織が模範とみなされた公認飲食店街として営業したことが察せられる。1946年12月には、全44軒の営業種目のうち、カフェー、スタンド、喫茶、和・洋・中料理屋、食

堂などの飲食店が35軒で約8割を占めた<sup>6)</sup>。この傾向は1946年1月の『神戸新聞』広告<sup>7)</sup>にもあらわれ、一貫して飲食店主体の商店街であったことが読みとれた。【表3-3-1】戦前から市内中心部で飲食業を営んでいた信用のある商人を集めたという形成経緯<sup>8)</sup>からも、初期の業者には戦前からの地域有力者が多く、新楽街の形成は新開地の営業者を三宮に移動させる契機となったと考えられよう。

このような窮乏する生活の再建を掲げた行政による配慮や関与は、特に三宮地域においてみうけられる。統制経済の実質的な破綻に対する現場の実感とともに、コントロールできない規模へと成長した三宮自由市場の存在が、行政の超法規的な措置を誘引したのではないだろうか。

## (2) 三宮センター街の形成

戦前の三宮町1丁目には、小売商店が6,70軒繋がった商盛会有った。しかし、2丁目はおもに住居が建ち並び、商業地として賑わったのは、一街区南の三宮本通りと三宮神社境内に形成された飲食店街であった。明治末期から大正期にかけての三宮神社境内は西の新開地と対抗する盛り場の感があったといい、飲食店のほか、活動小屋や芝居小屋、本殿北裏の3階建の三宮勸商場、カフェーなども多くの人びとを集めたようだ<sup>9)</sup>。これは「三宮神社境内商店街」と親しまれ、1946年秋には復興の様子が伝えられた<sup>10)</sup>。

食道楽の本場として神戸ッ子一部の通人に親しまれていた境内は、約四十軒がすでに完成。これに屋台店約四十軒も加えて発足したが、自由市場にお客をさらわれて皆の姿にはかえってないが、復興祭には何とか人気を呼ぼうと種々計画画である。

境内にはバラックと屋台を40軒ずつ建てて飲食店街を復興させたが、駅前の三宮自由市場の勢いに負けて、客足が伸びなかったようだ。この衰退には、場所性の変容も影響したのではないだろう

表3-3-1 1946年、新楽街（三宮省線高架下）の店舗・業種構成

店名	業種	店主
花隈タンゴ	カフェー, 高級キャバレー	玉垣 宮兵衛
二八番館	カフェー	熊澤 禮雄
中華公司	喫茶・洋菓子	江 世 徳
キャバレー三〇番	カフェー	岡本 千代
高田屋戎店	スタンド	眞島 義信
バー・セントルイス	カフェー	高田 義雄
キャバレー・レッドスター	カフェー	佐伯 隆重
ユナイト	喫茶	山本 好文
好日庵	喫茶	西村 莊兵衛
サクラ食堂	喫茶	花川 太次郎
銚	料理業	森川 重次
コロンビヤ	喫茶・食事	高田 保郎
国際食堂	和洋食堂	袖久保 安太郎
スタンド五五番	スタンド	木内 成芳
丸七食堂	料理・喫茶	川崎 清太夫
博愛	支那料理	松本 武司
平和樓	喫茶	木下五郎
モロゾフ	喫茶	パレンタインFモロゾフ
江戸天	日本料理	猪股 サキ
得久利	日本料理	清水 徳治
ニュー・コート	喫茶	黒須 定七
東郷軒	和洋食堂	村上 龜藏
八千代	日本料理	柘植 治三郎
龜井堂	料理・喫茶	中島 朝次郎
ハト	喫茶	上代 キク
柳	日本料理	倉田 柳
こがね	和食	堀 彌太郎
お室	和食	森内 熊市
都	料理	村岡 宇三郎
元町会館	カフェー	姜 吉 章
チョコレート・グリル	洋食	早川 ひさ
ABC食堂	洋食	前田 兼馬
スタンド公衆	スタンド	姜 吉 章
焼き鳥三楽	スタンド・焼鳥	石田 辰男
オカダ・ペーカリー	喫茶・洋菓子	岡田 敬二
花川物産館	日用雑貨	花川 太次郎
ギフト・ショップ壽屋	土産品	山下 俊夫
ギフト・ショップ・ヤマト商會	土産品	毛利 春雄
南産業 KIK	物品販売業	南 信繁
富士撞球場	撞球場	中舍 角治
神戸理容院	理容院	錦織 年郎
藤本果實店	果物屋	藤本 周治
光寫真店	写真店	石田 辰男
井田商店	水屋	井田 磯太郎

(参考) 毎日新聞社資料部編『京阪神復興名鑑』毎日新聞社 1946, 「広告:神戸新名所新楽街 三宮駅から元町駅間高架下 案内」『神戸新聞』1946年1月1日付, 「座談会:国際自由市場今昔語る」兵庫春秋社『兵庫春秋』1巻5号 臨時合併号(8, 9月)1949.9:2-7

か。当時の居留地は、進駐軍の神戸基地軍政部によって焼け残った建物の大半が接收され、三宮神社の南西向かいの大丸百貨店はPX、朝日会館は進駐軍の病院となっていた。また、東の街区には生田警察署が置かれ、進駐軍兵士や警察関係者が近くを行き交った。この立地条件では、健全な飲食営業をおこなうほかに、より利益の上がる営業方法を目論む商人は高架下や駅近くに移動したと察せられる。現在では区画整理によって大幅に境内は縮小し、往時の盛り場は再現されていない。

同時期、三宮センター街は戦後の新興商店街として本通りと高架南側街路の自由市場のあいだに生まれた。センター街は当初加納町5丁目の一部と三宮1丁目から3丁目まで、東端はフラワーロード、西端は鯉川筋と接して東西543mにわたってのび、これに交差する南北の街路は、東から京町筋、生田筋、トアロードであった<sup>11)</sup>。当初店舗が形成されたのは1丁目ばかりで会員数は40数名にすぎなかったが、翌年から客の誘致のために趣向を凝らし、夜間照明や店名の看板を掲げて宣伝活動に励んだ<sup>12)</sup>。1948年には鉄柱の鈴蘭燈30基を設置し、1951年には2丁目にネオンアーチ、同年夏には日よけの葎簀をアーケー

ド代わりに設置するなど、商店街の積極的な整備に取り組んだ。続いて、1952年には土道であった街路の舗装が完成、1953年にはスライド式のアーケードも竣工し、この頃から市内の中心商店街として地位を確立していった。【図3-3-1】また、組織的な整備もすすみ、1954年に三宮センター街連合会、三宮センター街協同組合を設立し、初代理事長には東條喜三郎氏が就任した。

### (3) 中華百貨店の形成

1945年12月には、在神華僑によって中華民国から食糧等の物資を輸入して販売するデパート「中華百貨店」の建設が計画されていると報じられた。神戸華僑総会の会長・副会頭を中心とする在神華僑たちが神戸東亜産業株式会社と神戸東亜貿易株式会社を結成して、前者は食料品、後者は衣料品の関係業者が加入、協力して商業・貿易業を営んでいたという<sup>13)</sup>。ただし、これにはGHQ、大蔵省、商工省との協議と、南京政府の許可が必要であったため、計画を実行に移せたのは、当初の予定から3ヵ月遅れた1946年6月となった。

新設された「中華百貨企業公司」の社長林清波

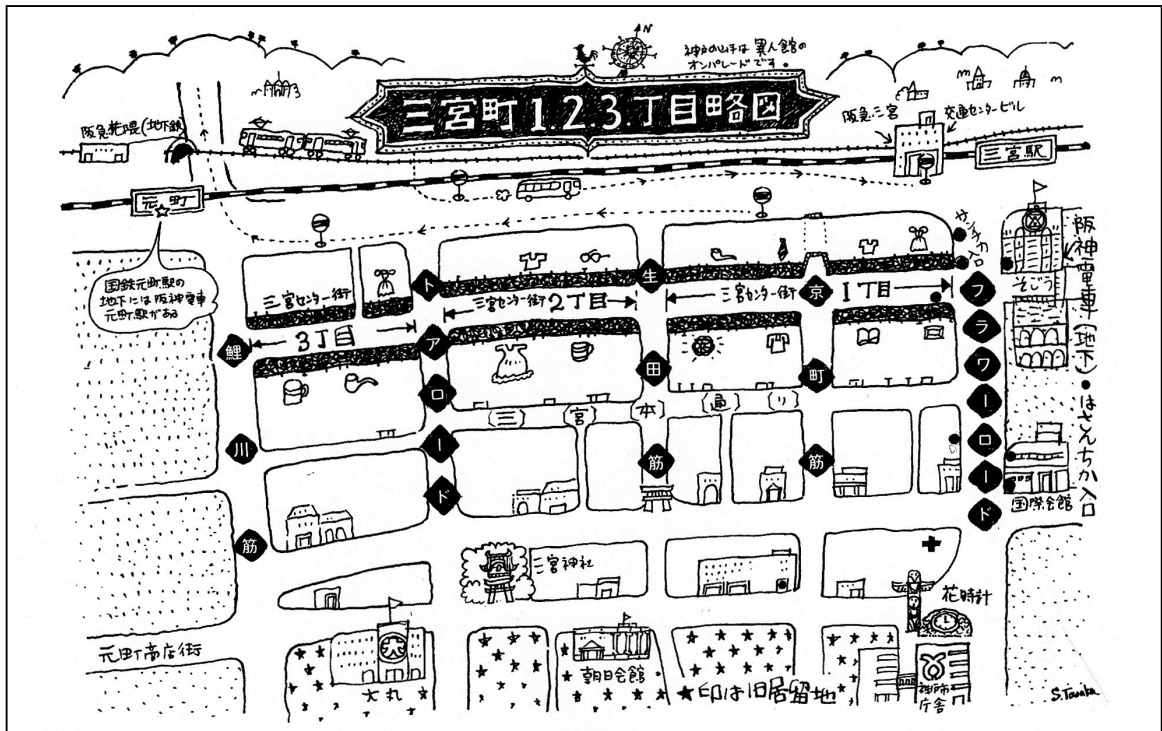


図3-3-1 三宮町1, 2, 3丁目の略図 (出典: 本地スマ子編, 三宮センター街連合会『三宮センター街三十年史』三宮センター街連合会 1978) 開業から30年経った1976年には、三宮町の区画整理も終わって、駅前には交通センタービルやさんちかが完成している様相が描かれている。



氏の談話によると、中華民国政府の許可を待つあいだは、「手持の機帆船を利用して日本各地の物品集荷をやり同時にデパートで一般内外人に自由販売するつもり」であったという<sup>14)</sup>。ここから、終戦まもない時期すでに、海上輸送で物資を調達することは可能であったと推察される。

1946年6月18日には、神戸生田区江戸町旧江戸ビルに「中華デパート」の開業が報じられた<sup>15)</sup>。資材不足で工事の進捗が遅れていたが、2階まで完成したところで臨時開店し、同月20日から1週間、椎茸の廉売希望販売を行うことが決められた。この販売には、同百貨店から市内の全町内会長に地域ごとの日時を通知し、町会の希望者を一括した町会長が集成通帳を持って購入に行くという方法をとった。その数量は、一世帯につき10匁、価格は2円50銭、時間は朝10時から午後3時までであった<sup>16)</sup>。戦前から築かれた在神華僑と神戸市民の関係は戦後も良好であったようで、「何よりもまずこの神戸の人たちの食糧危機を黙視出来ない、せめてその一助にもと温かい国

際愛から貴重な商品を放出」という記述もみられた<sup>17)</sup>。

この中華デパートの存在は、1956年生田区住宅地図から、「中華百貨企業公司」として「第一樓ビル」の2階に存続したことが確認できる<sup>18)</sup>。当時、第一樓ビルの1階には共同倉庫、2階には「中華百貨企業公司」「神戸東亜貿易 K.K」「神戸海陸産貿易 K.K」「神戸日華実業協会」「復和裕號」、3階と4階には中華料理店の「第一樓」が入居していた。【図3-3-2】

#### (4) 公設三宮市場の復興

戦前神戸には数多くの小売市場が存在した。このうち公設市場は、救貧廉売目的の社会施設として小売市場が形成される端緒となった。神戸で最初の公設市場として1918年に誕生したのは湊川公設市場であった。これは、1918年に富山で生じた米騒動後の9月6日、神戸市会における「公設小売市場設立案」の上程によって設立が決まり、11月に兵庫区の湊川公園内に開場した。1930年には、828坪という広大な敷地に建坪323坪の2棟が建てられ、37戸が営業した。同時期、旭通1丁目に生田川公設市場、2年後の1920年には三宮町1丁目42番地に三宮公設市場が開かれた。これは、143坪の敷地に3棟15戸が建てられたが、事業収入は湊川の3割にも満たなかった<sup>19)</sup>。昭和初期の神戸市における公設小売市場は、湊川・生田川・芦原・熊内・宇治川・三宮・長田・西須磨・東須磨・西代・中山手・大橋の12市場であった<sup>20)</sup>。公設市場では、品種や員数を定めた公告を出して申請者を営業状態・資産・性質素行などについて精査したうえで指定商人とすることや、価格の指示や市場内の整理・衛生・風紀の取締を商工課長が監督することが定められた<sup>21)</sup>。商品種目には多種多様な生鮮食料品と、木炭、荒物、金物が挙げられた。

また、私設小売市場は公設に先んじて、昭和初期にはすでに市内で48市場が設立されていたという<sup>22)</sup>。その多くは「百貨店」または「マーケット」と呼ばれ、市場を建設した市場経営者が家主

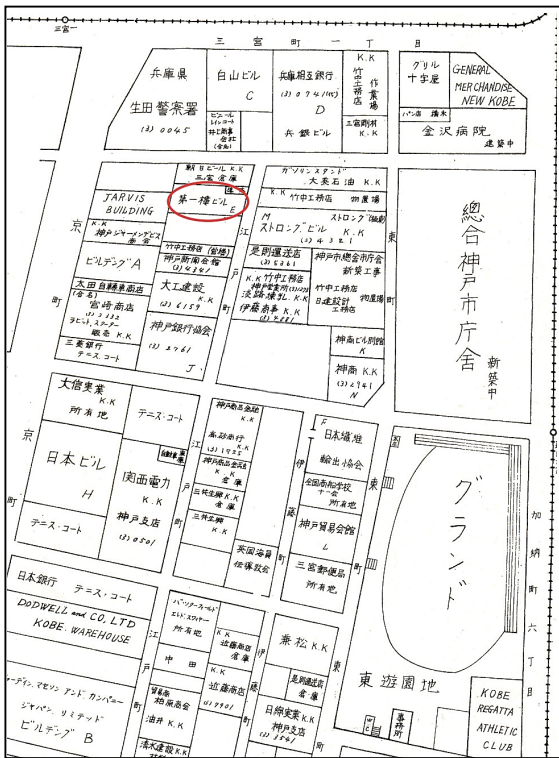


図3-3-2 1956年住宅地図にみる中華百貨店。赤丸で示した箇所の第一樓ビルには、1階に共同倉庫、2階に中華百貨企業公司、神戸東亜貿易 K.K、神戸海陸産貿易 K.K、神戸日華実業協会、復和裕號、3階と4階は中華料理の第一樓がみられた。  
(出典：神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1956)

として店子に店舗を貸す営業形態であった。これらは利潤目的で増設されたが、地域のコミュニティ形成や繁栄に貢献し、都市周辺の未開地開発の原動力となる。その一方で、企業化される傾向を生み、無秩序な増加や過度な競争を避けるため、1927年9月15日に「兵庫県市場取締規則」（兵庫県令第46号）が公布された。これによって、市場の構造設備基準が定められ、1933年12月31日を期日に改修が指示された。

1937年にはじまる統制経済によって小売市場は自然消滅し、戦後も公設市場は実質、閉鎖状態に追い込まれた。特に三宮公設市場は、復興に先行したヤミ市の三宮自由市場と向かいあう立地にあり、営業は困難であったと察せられる。

三宮公設市場は、戦後1年が経った1946年10月にバラックを建てて「3,4年のあいだは“ヤミ市”として再び消費者の前に姿をあらわした」という<sup>23)</sup>。前項までにみてきたように、この時期、三宮自由市場の路上店舗群が撤去され、同地の空間的コントロールがすすんだ影響で、戦前からの市場の復興が可能となったのだろう。しかし、「ヤミ市として」との記述からは物質的に秩序化されても、営業実態は改善されてなかったことが読みとれる。そして、同市場は1949年2月1日に火災で全焼し、同年7月19日に「元公設三宮市場事業協同組合」を設立し、生鮮食料品専門の「高級市場」として復旧した<sup>24)</sup>。なお、「高級」と記された要因は、地理的な条件から、顧客層の9割がレストラン、バー、スタンドなどの営業関係者であったことにあったようだ。

### (5) 元町通商店街の復興

1935年12月10日におこなわれた神戸商工会議所による神戸市内の主要商店街に関する調査をみると、市内11の主要商店街のうち、三宮地域に近接するのは小野中道商店街、元町通商店街であった<sup>25)</sup>。この調査項目は細部に及び、基本情報、営業実態のみならず、共同施設、夜店・露店、娯楽機関、大衆密集場といった付帯的な施設についても明らかになった。

元町通商店街は神戸区（のちの生田区）元町通1丁目から6丁目に、幅員4間（7.3m）、長さ7町（764m）にわたって曲線状に形成された。【図3-3-3】商店街組織としては明治末期から大正期にかけて、元町通連合会、一二会、元町奨励会、元町商友会、元町商振会、元町商業会の6団体が結成され、なかでも317名の加盟をみた元町通連合会が一際大きな組織であった。1935年時点の営業時間は、夏期（4-11月）は朝7時半から夜10時まで、冬期（12-3月）は朝8時から夜10時までであった。売場面積は一店舗平均19.1坪と広く、業種の構成をみると、衣料品種と文化品種で7割以上を占めていた。

顧客は「市内一段の上流」ならびに中流階級と在住外国人であったといい、明治期に124店舗が開業した。こうした調査結果からも、近代神戸の由緒正しい老舗のハイカラ商店街として確固たる地位を築いた様相がうかがえる。また、当時の神戸を紹介する観光案内書には、元町通商店街は次のように描かれている<sup>26)</sup>。

元町は西條八十の所謂“雨のすずらん灯”で有

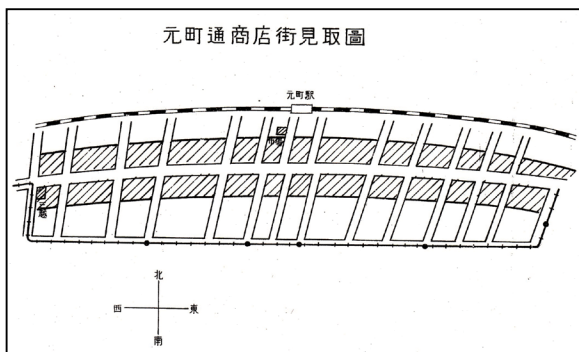


図3-3-3 1935年12月時点の元町通商店街の見取図。駅前の■は市場を示す。  
（出典：商工省商務局『神戸市内商店街二關スル調査』商工省商務局 1936）



図3-3-4 昭和初期、鈴蘭灯が立ち並ぶ元町通商店街の様相。  
（出典：神戸市観光課『神戸観光の葉』1934）

名な街である。黄昏の空に柔い弧線を描く鈴蘭灯の灯影から、しとしとと舗道に散る雨の情緒は旅人の心を捉えずにはおかない。

ブルネットやブロンドの美しい娘が通り、振袖人形を買う若い外国マドロスもゆく。異国情緒豊かな、明るいショッピング・ストリートである。

元町通の鈴蘭灯はたいそう評判となり、これに倣って各地の商店街が意匠を凝らした街灯を建てた。アスファルトの舗道に雨降る通りの場面の中には、外国人の顧客の多さや、日本の土産品を買い求める外国人船員の姿も描かれている。この異国情緒の豊かなショッピング・ストリートは、昭和初期神戸市の観光宣伝において欠かせない存在であった。【図 3-3-4】史蹟名勝や自然観光などさまざまな観光資源のなかでも、神戸という都市の独自性をあらかず観光の要とみなされていたらしく、市の依頼で中山岩太が撮影した「神戸風景」にも、雨の元町通を写したものが多数みられた。

なお、冒頭に名前がみられた西條八十（1892-1970）は象徴派の詩人で、戦前戦後を通して日本映画の主題歌の作詞も手掛けた。1930年に帝国キネマ演芸が制作した同名映画の主題歌「神戸行進曲」は、土屋健の作詞、西條八十は補作詞者であった。しかし、これ以降、数々の流行歌の作詞者として有名になったためか、ここでは西條が挙げられていた。この歌詞は次のようである。

雨の元町スズラン燈 濡れて光ったアスファルト  
若いマドロス 恋漁る



図 3-3-5 終戦から1年後、元町5丁目附近の焼跡からの復興ぶり  
(出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳)

トアロードの宵闇に しのぶ南京さんの恋物語  
金と翡翠の夜が来る

異人屋敷の赤い屋根 ここは山の手花匂う  
窓にしょんぼりペルシャ猫

ドラが鳴る鳴る 船は行く 神戸港にすすり泣き  
残るテープをなんとしよう

1945年3月17日、6月5日の大空襲によって、元町通商店街もまた、一帯が焼け野原と化した。しかし、応急的な店舗を急ぎ建てはじめた鉄道駅前とは異なる動きをみせる。すぐには店舗を建てず、再建にむけた計画が練られたため、1946年春の元町地域には焼け跡整地を終えても未だ空地のままの元町通の姿がみられ、夏には一斉に建設がはじまる。【図 3-3-5】同年9月の路上店舗群撤去後には三宮自由市場の健全化のダイナミズムが報じられる。このとき、隣接する他の商業集積の復興の具合として、国際市場、松明会マーケット、元町通、三宮神社境内商店街、南京町への言及がみられた。なかでも、老舗の大店舗で構成された元町通商店街は、自由市場との境界の意識を失うことなく、ヤミ市に対抗する復興計画を始動する<sup>27)</sup>。

かつては三越、大丸両百貨店を結ぶ数百の有名店舗が豪華なショーウインドウに流行の先端を競い、夕暮れともなれば若き男女が鈴蘭燈の下限りなき青春の夢をもとめて徘徊。時の移るを知らず、みなとカウベ唯一の散策街として全国に名を知られた元町通も戦禍によりそのほとんどが焼失。戦後起った闇市場に圧倒され、ほとんど忘れられてしまったが、大きな老舗をもつ商人たちは雑然たる自由市場にあきたらず、一日も早く神戸の美観をとりもどそうと、元町一、二丁目商店復興会、同三丁目□商会中心として元町再興に着手。三丁目ジュラルミン製商店五十三軒は十月一日一斉開店を目指してすでに六分通りが完成。一、二丁目も八分通り約七十軒がすでに開店早くも街頭、街路樹それぞれ

五十本をくみあわせて美観をそえる計画も出来上り、一丁目から六丁目にかけてのアスファルト舗装もすでに五日から着手、溝蓋の修理とあわせ十五日には完成の予定で二十日から始まる元町商業祭には大々的な行事をくりひろげ、これを機に自由市場から人気を取り戻そうとする力強い氣勢を示している。

1946年12月には元町通3丁目に「ジュラルミン」を廃材活用した商店街を開業する。戦闘機の機体構造材のアルミ合金のジュラルミンを外装に用いた、燦然と輝く商店街が誕生した。その新規性から話題を浚い、全国的に有名なジュラルミン街として復興を果たしていく。1953年には同商店街の5丁目、6丁目に、日本初のスライド式のアーケードが完成した。

#### (6) 小野中道商店街の消滅

葺合区小野柄通と御幸通の間を東は生田川、西は滝道として伸びる幅員4間(7.3m)の道には、かつて「小野中道商店街」があった。小住宅が密集、小工場が点在する地域となり、ビジネス街の様相を呈する現在とは全く異なる性格を有していた。

小野中道商店街は明治末期に生じ、大正から昭和初期にかけて成長した。そごうの南側を西端として、葺合区小野柄通と御幸通の2丁目から8丁目を東西7町(764m)にわたって、生田川まで真っ直ぐにのびて、道路はアスファルト舗装されていた。【図3-3-6】商店街の顧客は、附近と東方の住宅や工場地帯の労働者で、形成されて

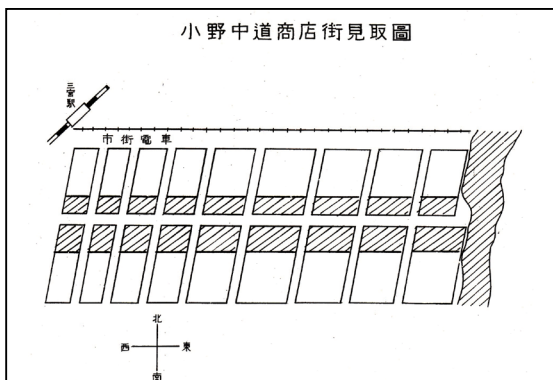


図3-3-6 1935年12月時点の小野中道商店街の見取図  
(出典：商工省商務局『神戸市内商店街二關スル調査』商工省商務局 1936)

から徐々に東へと伸びる傾向にあったようだ<sup>28)</sup>。1931年に商店街組織として小野中道連合会が設立され、175名が加盟した。1925年から1935年までに67店舗が開業していることから、成長傾向にあった昭和初期の同地の様相がうかがえる。【図3-3-7】

戦前の三宮地域では、商店街と名のつくものが小野中道商店街だけであり、顧客の範囲も御影、岡本といった東灘区方面や、山手、熊内、原田といった灘区といった広域から集まったという<sup>29)</sup>。1935年時点の営業時間は、夏期は朝7時から夜11時まで、冬期は朝8時半から夜11時までと概して長い。なお、売場面積は一店舗平均8.5坪といい、元町商店街の半分にも満たなかった。これらは顧客の階級の違いに起因したのだろう。

1943年には、街路灯であった緑色の鈴蘭灯が金属回収令で供出され、1944年にはそごう百貨店の建物への燃焼を防ぐために建物疎開の強制撤去命令が出て、商店街は5日間ですべて壊されたという<sup>30)</sup>。1945年3月17日の大空襲で1丁目から6丁目が全焼し、続く6月5日の空襲ではそごう南に残った7、8丁目も焼け、終戦時には一面の焦土と化していた。1946年、神戸市によって「商店街再建協議会」が設置され、神戸商工会議所が推進役となり「神戸商店街復興同盟」が結成された<sup>31)</sup>。菊水吉之助を初代会長として市内の54商店街が参加したが、小野中道商店街の名前はなかった。

終戦後、焼け野原となった同地に改めて住宅を再建しようとした戦前からの住民は、新たな問題

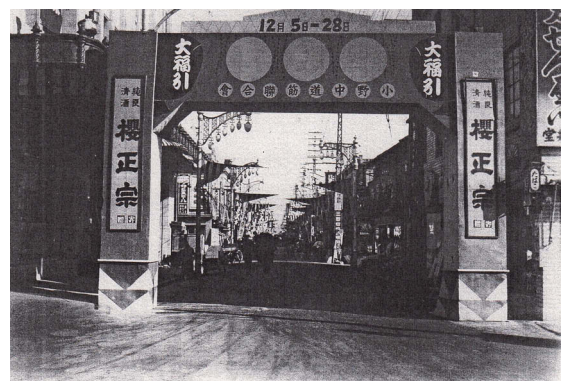


図3-3-7 1935年12月時点の小野中道商店街  
(出典：商工省商務局『神戸市内商店街二關スル調査』商工省商務局 1936)

に直面する。葺合区御幸通、八幡通、磯上通、浜辺通の大部分、磯辺通の一部にわたる進駐軍接収によって、イースト・キャンプが設置された。(第2章参照) この広域な接収地に呑みこまれた小野中道商店街は、永遠に復興されなかった。

### (7) 南京町の復興

元町駅東から鯉川筋を南下すると、東に大丸百貨店、西向かいには元町商店街の入り口がある。これの一街区南に位置する南京町は、生田区元町通と栄町通の1丁目から2丁目の約300mにわたり2筋に面してのびる。開港後の神戸において定められた雑居地の範囲は、生田川から宇治川のあいだであった。居留地が整備された当時、日本と清国とのあいだには通商条約が結ばれていなかったため、華僑は西隣の雑居地に住居兼店舗を構えた。これが南京町の祖である。大正初年に県食料品市場取締規則で市場として指定を受けたときには、幅員4mの石畳の街路に、ガス・水道を備え、日本人と中国人が半数ずつの150軒を誇ったという<sup>32)</sup>。

南京町もまた戦災によって焼失し、復興の途にあった。戦後1年経った南京町は「南京市場」と呼ばれ、その再建は次のような状況であった<sup>33)</sup>。

戦前約半数を中華人が占め、神戸で唯一の国際市場として各国各層の人を集めた元町一丁目南京町は、終戦とともに多くの商人が一応自由市場に出店を出したが、大半は同所をすてず約二百軒のバラックを建てて再興の機をねらっており、元町二丁目もあわせて、このあたり一帯に新しい市場の出現が予想せられる。

戦前の南京町は元町1丁目に位置した。市場の営業者について、およそ半数が中華人であったという言及がみられる。北に位置する三宮自由市場の賑わいから、南京町再建までの当座の営業場所としてヤミ市に出店した商人も多かったという。しかし、この時期には元町1丁目に200軒のバラック店舗が建てられたといい、焼け跡への

市場再建では、西へと範囲を広げる構想があったようだ。3ヵ月後の同年末には、旧南京市場の復活大売出しを報じる記事がみられた<sup>34)</sup>。

戦前神戸の異色市場として華やかだった旧南京市場の有力商人はふたたび昔の盛況をば取戻そうと元町駅前から鯉川筋をつらぬいて元町通りにいたる元町駅前市場を建設中であったが二十日からいよいよ歳末大売出しとともに開店する。同市場の特色はかき、くらげ、かも、しぎなどの中華料理むきの特種物品の販売に国際色を豊かに盛ったところにある。

元町駅前から鯉川筋をつらぬいて元町通りにいたる「元町駅前市場」とは、詳細は不明であるが、現在の南京町や元町通商店街よりも北部に位置しているように思われる。営業品目は中華食材の販売で、この傾向は現在に引き継がれているようだ。

1950年頃になると、鯉川筋の不法占拠は約700坪には62棟の住居兼店舗バラックが建てられ、約3000人が暮らしていた<sup>35)</sup>。同年4月に神戸市は立退きを通告し、地元の反発によって延期したのちも応じない4戸に対して、1951年2月に旧耕地整理法第27条に基づく強制執行をおこなった。元町駅前市場との関連は定かではないが、戦後区画整理事業が実施されるまで、鯉川筋と元町駅南側街路の幅員は狭く、街路の拡幅によって消滅したバラック店舗群も多かったと察せられる。また、戦前からの営業者は戦後の南京町には残らなかったといい、1949、50年頃から南京町には外人バーが次々に開店して周辺の治安が乱れた<sup>36)</sup>。1981年から実施された南京町復興環境整備事業実施計画によって、街路整備や広場・楼門の建造を果たし、現在の「南京町商店街」は観光地としての地位を確立した<sup>37)</sup>。

### 3-3-2 戦後都市商業集積の復興契機

1945年11月には青果物および鮮魚介の配給統制は撤廃されたが、インフレ傾向は止まるところを知らなかった。その対策として、1946年2

月には食糧緊急措置令と金融緊急措置令が公布され、再統制が敷かれた。この戦後再統制は品目ごとに順次撤廃されるが、小売市場や商店街の再建・復興にはいかなる影響を及ぼしたのか。

### (1) 小売市場の復興

1948年1月には、市内36市場を対象とした市場課小売市場係の調査がおこなわれた。当時、ヤミ市の統制違反や高値も落ち着きを見せはじめ、休止状態にあった小売市場が復活し始めていた。これには市長による小売市場再建の推進も影響していたようだが、1947年には35市場であったものが1年を経て私設小売市場の増加により39市場を数え、非公認の小売市場も20市場があった<sup>38)</sup>。この増加傾向は続き、1949年には53市場を数えることになる。

戦前1918年に市内初の公設小売市場として形成され、活況を呈した湊川公設市場も、1947年2月にはその復興が報じられた。

#### 「湊川公設市場復興！商人公募」

旧市場位置より北方三丁氷室橋南詰

堂々五十二店舗（内若干数を新商人より急募）

木造瓦葺二階建住宅付店舗（各戸に電気・水道・便所付）三月中旬完成の予定（目下建築中）

前・現・公設・公認市場商人は至急御連絡を乞う（優先）

詳細は中央市場市場課及び各委員に御照会下さい  
神戸市兵庫区東山町二丁目一四〇西野方

上湊川公設市場建設事務所

委員（順序不同）

西野鉄五郎、亀井進、海老名作治、富永春義、森本喜一、小林辰之助、徳永伝吉、佐野隆一

（1947年2月12日付広告）

戦後まもなくあらわれた神戸市内の16カ所のヤミ市の立地をみると、戦前からの商環境の基盤を残した市場が多かった<sup>39)</sup>。高架下空間や街路上や駅前空地といった公共空間を占拠した事例は、その新規性から対策に難航したが、県内、市

内の数あるヤミ市のなかでは限られていた。また、統制経済が継続された初期においては、小売市場とヤミ市の線引きも困難であったといえよう。

1948年1月には、終戦後生成した露店群が市場へ、そして市場の連合体へと、組織化によるさらなる発展を遂げる動向が市内各所でみられた。これを報じる新聞記事では、「水道筋、三宮付近、湊川、長田筋、板宿」は、鉄道ターミナルに近接する「交通の便と消費者の密集という地理的条件」の好影響によって、商環境の復活を果たしつつあることが指摘された<sup>40)</sup>。

当時の小売市場の調査によると、もっとも店舗数が多い業種は食料品であった。36市場1752軒のうち、1225軒と約70%にものぼり、次いで衣料品が457軒で26%であったという<sup>41)</sup>。この業種別の店舗数と、一市場あたり同品種店舗数をまとめると【表3-3-2】のようになる。

ここからは、日常的な家庭の買物の需給に応じた店舗数がうかがわれる。洋品雑貨や海産乾物が野菜・鮮魚の店舗数を上回っていることは目を引くが、その理由としては、生鮮食料と異なり、専門的な技術を要さないために開業が容易であることが挙げられていた<sup>42)</sup>。しかし、一市場に同業種が8軒も共存することは厳しいと目され、徐々

表 3-3-2 1948年1月の神戸市内小売市場調査

業種	店舗数	一市場当り
洋品雑貨	289店	8.0
海産乾物	280店	7.9
野菜	269店	7.5
鮮魚	197店	5.5
果物	100店	2.8
飲食店	90店	2.5
化粧品、小間物	84店	2.3
牛肉、豚	50店	1.4
つけ物、みそ、塩	49店	1.39
衣服	41店	1.13
カ履物	40店	1.11
荒物	37店	1.03
菓子	37店	1.03
つくだ煮	36店	1.00

（参考：『神戸新聞』1948年1月5日付）

に淘汰される傾向にあったのではないだろうか。

## (2) 商店街の再建

1947 年末に神戸市商工課によっておこなわれた商店街再建の実態調査には、市内全商店の 95%が調査に参加したといい、料理飲食店・露店・行商人は対象外であった<sup>43)</sup>。この調査は市内における物品販売業を対象とし、統計概要は 1948 年 1 月に発表された。

この結果を見てみると、物品販売業者の総数は 7803 店、行政区別にみると長田区が最も多くて 1760 店であった。これについては、「一般に知られている生田区よりも長田区が 0.5%だけ多くて」と記事にも記され<sup>44)</sup>、すでに生田区が市内商業集積の中心に位置づけられていたことがうかがえる。

業種別の大分類では、食料品が 3254 店と店舗総数の 41.6%と大多数を占めた<sup>45)</sup>。なかでも業種別には、野菜・果物の販売業が 880 店と多い。ここで、前節の小売市場の業種別店舗数調査を再度みると、生鮮品は、野菜、鮮魚、果物の順に 7.5 軒、5.5 軒、2.8 軒であり、野菜と果物には圧倒的な差がある。そもそも、小売市場内の食料品は 70%、商店街においては過半数にも満たないという割合から、両者の性質は生鮮販売と物品販売とに分かれていた。したがって、商店街の青果物販売には果物店が多かったと察せられる。

ここでは、時代状況を鑑みて、果物という販売品目の特殊性に言及したい。戦後は食糧難が続いていたが、1947 年には、改善されはじめた生産や物流事情に応じて統制撤廃が検討されるようになる。当時、果物は贅沢品であった。統制下の公定価格では売れないことからヤミの流通が多かったため、1947 年 10 月に統制解除をうける。したがって、早期に統制撤廃されることによって店舗数が増加傾向にあったのか、政策的変容をよそに営業したヤミの店舗が正規へと読み替えられたのかは定かではないが、青果物は戦後食糧販売の先駆けであったといえよう。

また、商店街における営業店舗の 93%は個人

であり、国籍は 97%が日本であった<sup>46)</sup>。彼らの開業時期は 63%が終戦後であり、87%が古物商、次いで菓子パン、電気機械器具、木材竹材などの品目が多いというように、前職のないものや復員者による過渡的な商売であったようだ。仕入高金額は月 1 万円以下と少額で営業する商人が多く、ここからは当時の商環境はいまだ落ち着かない変動期にあったこともうかがえる。これ以降、統制経済の順次撤廃と物流の改善によって、市場・商店街がさらなる変化を迎えたことは想像に難くない。

### 3-3-3 戦後神戸におけるヤミと警察の関係性

#### (1) 「ヤミ」に対する経済警察のまなざし

戦後のヤミ取引には多様な法令が関連し、漸次増加した。1948 年時点では、たとえば次のようなヤミの問題が生じていた。

食糧緊急措置令違反、食糧管理法違反、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反、価格違反、所持違反、価格査定規則違反、価格表示規則違反

新たに設けられた経済警察では、こうした複雑なヤミ取引に関する根本法令を十分に把握することや、日頃から事件を処理して研究しておくことが求められた。そのために、経済事案に関する法令・罰則を問う試験が課された。しかし、戦後の経済情勢は激しく変化を続け、経済法令や警察方針も日々改められた。この整理しがたい状況をうけて、出題傾向や答案作成上の注意点など、試験勉強のための各種情報をまとめた参考書が、西宮市警察署から発行された<sup>47)</sup>。同書は、執筆者のことば、総括的問題、物価統制令、臨時物資需給調整法、主食関係、各種問題、実務問題の 7 編から成った。

執筆者のことばのうち出題傾向について述べた箇所をみると、新たに公布施行される経済緊急施策の実現にむけた各種法令について、詳細な内容を問うものが多かったようだ。また、経済問題の中心は、物価統制令関係、主食関係の問題にある

ことも示された。

総括的問題として、「闇市場取締の意義」や「闇は何故取締るか」という問いが設けられた。この模範解答には、1948年当時のヤミ市への日本警察のまなざしがあらわれている。ヤミ市は、敗戦後の社会混乱に乗じて「特殊事情の存することによる取締の困難」と「警察自体の一時的弛緩」の間隙を巧みに捉えて急速に発展を遂げた。ここでは統制品であっても正式なルートを経ずに流通し、統制価格も守られない、いわゆる「闇物資を取扱う市場」として発展したという認識が示された。この現象からは、統制経済破綻の一端さえうかがえるという<sup>48)</sup>。そこで、ヤミ市取締りの意義については、次のような回答が示された。

1. 闇物資を根絶して統制経済本来の姿に還元して健全経済の再建を計る。
2. 産業再建、復興に資する資材を確保し、闇行為に依る不労所得を排除し、青壮年層の労働意欲の低下を抑制する。
3. 刑事犯罪の温床としての市場の剔抉。
4. 衛生的交通的見地に立脚した警察取締。

こうした記述からは、ヤミをめぐる問題が、経済再建のみならず、労働、刑事犯罪、衛生、交通など広範にわたったことが読みとれる。犯罪の温床の文脈では「剔抉」という語で表現されるように、部分的な悪の集合体をえぐり出して、健全化をはかることが命題となったようだ。

また、全国都道府県の経済警察で出題傾向が多かった「経済警察の取締り目標は何か」という設問には、模範的な答案を定めることは困難との注記がみられた。これは、日々変わる経済情勢に起因したものと察せられるが、そうした状況下でも、経済警察の活動の第一義は「国民生活の安定」であり、そのための基本精神として、「人・物・時」と「衣・食・住」に注意することの重要性が挙げられた。これらは占領下日本の民衆生活の再建にあたって、主体を問わずもっとも論議されたテーマであったといえよう。

## (2) ヤミ市に集散する物資と商人のルート

米の生産地を抱える兵庫県下のヤミ市には、ヤミ米を仕入れて売り捌こうと、近隣府県からヤミ屋がやってきた。なかでも、鉄道の要衝となっていた三宮と大阪、姫路と岡山のルートが利用され、三宮と姫路のヤミ市には、多様なルートで物資、商人、ブローカー、買出し客が集まった<sup>49)</sup>。

三宮には、鉄道だけを見ても、阪神、阪急、市電、省線の駅が集中しており、交通の利便性がきわめて良好なハブ駅であった。これに加えて、道路や海上ルートも次第に復旧され、物資輸送に好適な環境が整えられたことによって、正規品もヤミ物資も他都市に比して多量に運び込まれ、売買の機会に溢れていた。

なかでも、戦後最初期において物資輸送に利用されたのは鉄道であった。これはカツギ屋や疎開から帰る人びとで大満員となった「殺人列車」としばしば描写された。しかし、次第に道路の復興事業が進捗するにつれて、農産物等の食糧だけではなく建築資材の輸送のためにも、トラックによる物資移動が増加する。

また、神戸港の復旧が完了したことで、機帆船や漁船を使い、南方に農産物や繊維品、生ゴムを密輸入するヤミ物資流通ルートがみられるようになる。昭和初期の海上ルートに目をむけると、徳島、淡路島、沖縄といった地域に兵庫突堤から定期船が出ていた<sup>50)</sup>。この名残か、港湾の戦災復興がすすむにつれて、南方から砂糖や繊維品の密輸も増加する。一例を挙げると、南方から徳島市の南東部に位置する小松島市の港を中継地として、淡路島の東方を通して兵庫港へと物資が持ち込まれるルートの摘発もみられた<sup>51)</sup>。鉄道とトラック・船舶とでは、一度に運搬できる量にも利益額にも大きな違いがあったと察せられ、復興の進捗によってヤミ物資の流通ルートは変化したことがうかがえる。

次に、復興の進捗によって道路を利用しはじめた物資移動に着目したい。1948年6月には、全国道路交通情報調査によって市内17ヶ所で交



通量と物資移動について調査がおこなわれた<sup>52)</sup>。全国道路交通情報調査は、1940年を最後におこなわれていなかったが、戦後はじめての調査再開として1948年6月14日から16日までの3日間実施されることになった。神戸市内においては、国道二号線、国道税関線、三木明石線、明石木見線、豊岡線、中村線、御影線、有馬線の8線路17ヶ所で調査を実施していることから、これらが交通量の重要地点であったことが読みとれる<sup>53)</sup>。

また、従来おこなわれてきたとされる交通量調査に加えて、新たな調査項目が設定された。物資移動・集散物資調査である。この調査は、農産物、林産物、水産物、肥料、布類などに大別され、その貨物のトン数や出発点、目的地を調査するもので、神戸市では50ヶ所の調査所を設けることになった<sup>54)</sup>。これは、神戸市内の復興実態を、ヤミ物資の移動も含めて数字の面から把握する試みであった。

この全国道路交通情報調査のうち、兵庫県内の集計結果が9月に発表される。この調査は、一般交通量、踏切個所、都市集散物資、物資移動などにわたっていた。この結果から、阪神国道を利用して貨物自動車、つまりトラックが午前中に林産品や工業品などを輸送している実態が明らかになった。神戸市内だけではなく、いずれの道路の交通量も、午前8時ごろから次第に増加し、午前10時から11時がピークであったようだ<sup>55)</sup>。この林産品というのは建築資材が主な品目と察せられる。1948年当時、いまだ住宅供給事情は深刻であったが、資材の流通は復旧しつつあり、民衆によるバラック建設は至るところですすめられていた。

3-3 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 1945年8月27日, 9月1日付
- 2) 岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966: 78-79
- 3) 1945年11月2日付
- 4) 1945年11月2日付, 1946年1月1日付広告
- 5) 1949年9月時点では神戸市警察局経済防犯部長
- 6) 毎日新聞社資料部編『京阪神復興名鑑』毎日新聞社 1946
- 7) 1946年1月1日付広告
- 8) 「座談会：国際自由市場今昔語る」（兵庫春秋社『兵庫春秋』第1巻第5号 1949: 2-7), 1945年11月2日付
- 9) 荒尾親成「明治、大正の三宮神社と境内の賑わい」本地スマ子編, 三宮センター街連合会『三宮センター街三十年史』三宮センター街連合会 1978
- 10) 1946年9月14日付
- 11) 加納町5丁目の店舗は三宮地区市街地改造事業とこれに伴う街路の拡幅によってセットバック, 三宮町1丁目となった。
- 12) 本地スマ子編, 三宮センター街連合会『三宮センター街三十年史』三宮センター街連合会 1978
- 13) 1945年12月22日付
- 14) 同前
- 15) 1946年6月18日付
- 16) 同前
- 17) 注15に同じ
- 18) 神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1956
- 19) 兵庫県社会課『兵庫県社会事業概要』1930
- 20) 神戸市小売市場連合会『神戸市小売市場連合会20年史』神戸市小売市場連合会・神戸市経済局 1970
- 21) 注19に同じ
- 22) 注20に同じ
- 23) 神戸市小売市場連合会『神戸市小売市場連合会20年史』神戸市小売市場連合会・神戸市経済局 1970: 153-154
- 24) 同前
- 25) 商工省商務局『神戸市内商店街二關スル調査』商工省商務局 1936
- 26) 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940
- 27) 注10に同じ
- 28) 注25に同じ
- 29) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会30周年史付記“幻の商店街”』1981: 72
- 30) 同前
- 31) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会30周年史付記“幻の商店街”』1981: 35-36。これを基盤として1951年9月20日「神戸市商店街連合会」が結成された。
- 32) 神戸市小売市場連合会『神戸市小売市場連合会20年史』神戸市小売市場連合会・神戸市経済局 1970: 157-158
- 33) 注10に同じ
- 34) 1946年12月20日付
- 35) 神戸市『神戸市史第三集社会・文化編』神戸市 1968: 64
- 36) 注32に同じ
- 37) 大橋健一「『神戸南京町』の再構築と観光」『立教大学観光学部紀要』第2号 2000: 36-40
- 38) 神戸市小売市場連合会・神戸市経済局『神戸市小売市場連合会20年史』神戸市小売市場連合会 1970。1948年1月5日付
- 39) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会20周年史』1970: 48
- 40) 1948年1月5日付
- 41) 同前
- 42) 注40に同じ
- 43) 1948年1月14日付
- 44) 同前
- 45) 注43に同じ
- 46) 注43に同じ
- 47) 西宮市警察署経済防犯係編著『経済防犯読本』西宮市警察署 1948, メリーランド大学マッケルデザイン図書館ゴードン W. プランゲ文庫所蔵
- 48) 同前
- 49) 兵庫県警察史編さん委員会『兵庫県警察史』兵庫県警察本部 1975: 434
- 50) 注26に同じ
- 51) 1948年8月8日付
- 52) 1948年5月21日付
- 53) 同前
- 54) 注52に同じ
- 55) 1948年9月6日付



## 第3章 小結

第3章では、占領下神戸におけるヤミ市の生成と変容について、三宮・元町地域と湊川新開地一帯における民衆の環境形成の初動に着目し、その空間的表象を明らかにした。

近代神戸の中心市街地は第1章でもみたように湊川新開地であった。終戦後の神戸の中心的な存在となった三宮地域は、旧生田区の東端に位置する開発途上のエリアにすぎなかったが、すでに昭和初期に国鉄・私鉄の乗り入れが果たされて成長の兆をみせていた。

戦災都市であった神戸の市街地の戦後は、焼け野原にはじまった。復興の第一段階は応急的な家屋や店舗の無秩序な建設であり、市内各所にあらわれたヤミ市のなかでも、初期から「二大街頭市場」として活況を呈したのが三宮高架下と新開地のヤミ市であった。

ヤミ市は1945年12月から「自由市場」と呼ばれるようになり、三宮自由市場は規模や範囲を拡大して勢力を伸ばした。戦災者や配給を受けられない在留外国人の生活救済の機能も担っていたため、行政の取締りは漸次的なものに止まった。統制経済における禁制品や不当に高い、もしくは安い価格での提供を取締まるも、違法行為は消えなかった。1946年春からは、流動的に取扱品目・規模・範囲を変えて成長していく自由市場に対し、エリアの指定と組織化によって統制を図る方針が立てられた。しかし、密度が高まる同地では利権をめぐる抗争が絶えなかったために、治安維持や街路空間の整理という切り口で、GHQが抜本的

な解決を求めて、1946年夏に全国的なヤミ市撤去がおこなわれた。三宮自由市場を擁した兵庫県では協議による段階的な解決が図られた。これによって、同市場は複数のまとまりに分散移転して、周辺地域に新たな市場や商店街を形成した。なお、中世以降の日本の都市においては、遷都のたびに「移動」や「更地」をとめない、近世江戸期には広小路などの空地であった公儀地に芝居小屋や床店があらわれ、仮設的な盛り場が生成した。戦後都市における街路空間のフレキシブルな土地活用はこれに由来するものだろうか。

三宮自由市場の風景は、占領初期において進駐軍関係者や日本人写真家が撮影した焼け跡の神戸の映像に残された。1946年頃には、三宮駅南西の高架橋南側の街路上は、建ち並んだバラックの店舗兼住居群と高架下露店群の提供する品物を目当てに訪れる人びとで埋めつくされていた。配給物資も正常に手に入らなかった世相において、この自由市場は市民に喜ばれ賑わった。そのため、取扱品目や価格について統制を保つことを条件に、地方行政にもなかば営業が認められていた。「ヤミ」の要素を含んではいるものの、健全化を掲げて小売市場として営業する方向が目指されていたのだ。しかし、GHQの命令によって街路上の店舗が撤去され、他の都市商業集積が復興・形成した1947年以降には、ヤミ市の残りや、ヤミ市とみなされていなかった新興商業集積もまた、行政の復興計画を妨げる存在として問題化される事例もみられた。たとえば、元町駅周辺の鯉川筋

における住居兼店舗バラック群は、初期には黙認されたが、1950年に街路整備のために不法占拠として撤去されることになった。

小売市場と商店街の復興も、統制経済の順次撤廃と物流の改善が果たされ、1948年から急速にすすみはじめる。なお、兵庫県は港湾・鉄道・道路の交通網が発達していて、他地域との結節点となり得た立地から、中国や南洋から個人輸入や密輸が可能であった。そのため、混乱期に行政が許可を与えた食料の調達もおこなわれ、便乗したヤミ取引も廃絶は困難であったようだ。

終戦から2、3年のあいだの神戸の中心部では、民衆・行政・GHQのあいだの思惑の衝突や折衝によって、めまぐるしい環境の変化がみられた。GHQによる接収地設営や地方行政による復興都市計画と民衆の対立も生じていた。このなかで、街路空間にあらわれた三宮自由市場を舞台とする主体間の駆け引きは、対等ともいえる協議・交渉のプロセスが設けられた点において象徴的であった。三宮自由市場は、早期にテキヤ組織と兵庫署に制圧された湊川新開地のヤミ市とは比べようもないほどに、殷盛をきわめた。これは、街路空間のなかでも「遊歩道として用いられた公共空間」という場所の性質に起因したと考えられよう。

## 第4章

### 戦後神戸におけるヤミ市の展開

#### —新興市場・商店街の発生と変容過程



## 第4章

### 戦後神戸におけるヤミ市の展開

#### —新興市場・商店街の発生と変容過程

前章までに、戦後初期に三宮と新開地で勢力を伸ばしたヤミ市が、GHQの指令とそれに基づいた日本政府・地方自治体・現場警察署によって1946年夏にかたちを変えるまでのプロセスと、戦前から周辺に位置した商業集積がヤミ市に影響を受けて変容する様相を明らかにした。

都市環境形成の担い手には、第一に都市計画主体である行政の占める役割が大きい。これが一般に「計画」的とされる環境形成である。一方、これと対置して「自然発生」的と呼ばれる環境形成がある。本研究では、占領期という時期を、戦後社会における新たな秩序の構築期であったと捉えている。占領初期の地方行政の復興計画は、公職追放や間接統治となった中央との連絡によって滞り、特殊な状況において「計画」は十分には機能しなかった。その間隙を埋めるように活発に生活再建に励んだのは、多様な境遇に置かれた人びとであった。敗戦にともない、従来の秩序や慣習が通用しないなか、同じ場所で生活のために営業していた商人群が組織化して「計画」を動かすはじめる。行政とは異なる方法で、しかし、何か問題が生じるとに複数組織の役員が集まり、協議を繰り返して解決策を見出した。マーケットや商店街の建設もまたその成果の一端である。この期間は1、2年と短い、都市の空間構造の変動を決定づけた重要な時期である。現在に至る戦後都市商業の原形、出発点ともいえよう。しかし、ヤミ市との連続性や、戦前の商業集積との関係性については記録がなく、また苦勞の多かった「負の歴

史」との認識からか語り継がれてもいない。

したがって、本章では、戦後神戸市において、三宮自由市場と湊川新開地に組織され、内外のポリティクスによって新たなマーケットや商店街を形成することになった人びとに着目し、彼らの動きとその後の展開について、次の5事例を取り上げ、検討する。

4-1では、1946年8月から10月にかけて朝鮮自由商人連合会によって三宮東地区に形成された三宮国際マーケットについて、三宮自由市場の秩序化のために結成した在留外国人組織の担った役割の変容と、周辺市街地の開発の進捗との関係に着目して、形成と変容経緯を明らかにする。

4-2では、1945年末の路上ヤミ市の撤去によって自然発生的に寄り集まってあらわれた三宮ジャンジャン市場の営業実態と、再開発に際して姿を消した経緯を概観する。

4-3と4-4では、三宮自由市場の路上店舗撤去後、高架下のみに残された店舗群が商店街化した三宮高架商店街と元町高架通商店街について、組織間や組織—行政間の折衝を繰り返して営業継続を目指すプロセスを明らかにする。

4-5では、かつて公設市場が置かれた湊川公園に引揚者によって新設された湊川公園商店街が果たした役割と、撤去に至った経緯について明らかにする。

いずれも自ずと集まった人びとや民間に結成された組織の、内発的なダイナミズムによる環境形成であった。これらは、ヤミ市の健全化や、ヤミ



市からの独立とみなされ、著しい住宅不足の状況下のため、当初はすべて店舗兼住居（店舗併用住宅）として建てられた。立地・担い手・営業品目などの性質から、それぞれに特徴を有していたが、戦災復興の進捗や占領の解除、高度経済成長といった時間の経過にともない、周辺環境との関係性の変容と相俟って、異なる位置づけがなされるようになる。

## 4-1

# 三宮東地区における 「三宮国際マーケット」の形成と変容過程

1946年4月に兵庫県警察部によって行われた三宮自由市場の大規模取締りでは、131名の違反業者が検挙された。取締りの参考にするために行った自由商人の身元調査によると、国籍別には、日本人79名、中国人5名、台湾省民12名、朝鮮人35名と日本人が約6割、次いで朝鮮人がその半数ほどであることがわかった<sup>1)</sup>。この日本人の前職には、商人と復員軍人・徴用工員が多く、その傾向は在留外国人においても変わらない<sup>2)</sup>。このことから、終戦前の職業による経験が戦後においても活かされ、戦前から戦後への社会的諸関係の変遷に連続性がみられることや、徴兵・徴用がその後の身の振り方に少なからず影響したことが推察される。

神戸においてはヤミ市と言えば在留外国人同士の争いを描いた「神戸国際ギャング団」などのイメージが強く、日本人による新興商環境形成は認識が薄い<sup>3)</sup>。しかしながら、実際には三宮自由市場では1946年以降複数回の営業調査が行われ、その結果からは日本人営業者が圧倒的に多いことがわかる<sup>4)</sup>。それにも関わらず「ヤミ市」として記録された対象に限っては、朝鮮人によるマーケット化や、台湾人による商店街形成が代表的とされがちである。

こうした通説は、戦後日本における日本人と在留外国人のあいだの衝突や新たな格差問題をめぐる社会的認識の変遷が反映されたものであるが、一方で、その実態は十分に明らかにされてきたとは言えない。在留外国人をめぐる問題には止まら

ないが、この時期に生じたネガティブなまなざしは増幅され、次第に地域的差別として構造化されていく動きがみられ、その表象のひとつの事例としても、マーケットや〈不法占拠〉の実態は捉えなおすべき対象といえよう。

そこで、本章においては在日朝鮮人による戦後都市商業の生成と変容過程について、三宮自由市場の分散移転によって形成された三宮東地区の「三宮国際マーケット」の変容過程を事例として、これをめぐるダイナミズムと歴史的背景を検討する。これによって、戦災復興期における社会集団の活動が都市環境形成に作用するメカニズムの一端を明らかにするとともに、神戸の戦災復興と、それに続く都市形成過程を捉えなおしたい。

本章では、三宮自由市場における露店営業取締の影響で分散移転した店舗群が、在留外国人組織のイニシアチブによって三宮東地区に三宮国際マーケット（以下、国際マーケットという。）を形成する過程について、時期区分をおこない、その詳細を明らかにする。【表 4-1-1】

### 4-1-1 国際マーケットの形成経緯

#### (1) 終戦時までの三宮東地区

三宮東地区とは省線（現 JR）三ノ宮駅の南東側、旧葺合区（現中央区）雲井通1丁目から7丁目、旭通1丁目から5丁目の範囲を指す。この地区は東側に生田川、南側に国道2号線、北側に省線高架橋と隣接している。1889年の市制実施によって神戸市に編入された直後の1897年には、

葺合新道開鑿事業が始まった。同事業は、1899年に制定された耕地整理法が1909年に大改正を経て都市整備に準用されるようになる以前に行われ、地主の協議によって減歩や費用負担などを取り決めた組合区画整理事業の原形であった。これは、土地区画整理事業の手法が確立されていない時期の取組みとして画期的ではあったが、その目的は人口密集を未然に防止するための市街化誘導としての市街地開発にとどまっていたという指摘もみられる<sup>5)</sup>。

新道開鑿によって街区が形成された三宮東地区は、宅地として売買されるようになる。明治20年代には雲井通6丁目の大部分が旧三田藩主の九鬼隆輝、旭通4丁目の大部分が森本倉庫創業者の森本六兵衛によって所有されていた<sup>6)</sup>。両地ともに昭和初期に至るまでは宅地として開発されないまま、1945年6月の神戸大空襲によって焦土と化し、終戦を迎えた。【図4-1-1】

なお、九鬼隆輝は摂津三田藩の第13代藩主・九鬼隆義(1837-1891)の長男である。九鬼隆義は1871年廃藩置県により免官され、1872年

には神戸に居を移し、1873年3月には生田川川替え事業で得た資金をもとに、「志摩三商会」という貿易商社を設立した人物であった<sup>7)</sup>。九鬼は財政の立て直しや三田藩士の就業支援を目指した藩政改革をおこなった。このための事業の一環として神戸市内の都市開発にも注力しており、神戸市街地の周縁であった同地区についても、将来的な宅地開発の可能性を見込んだ土地取得であったと察せられる。

## (2) 三宮地域におけるヤミ市の発生と初期状況

戦後、省線三ノ宮駅の西南交叉点から一駅西方の元町駅まで、約1.5kmに及んで現れた屋台・露店・立売商人群は「三宮自由市場」と総称された<sup>8)</sup>。【図4-1-2】焼け残った省線高架橋を天井とする空間に集まった人びとによる、高架やガードを庇とした露店・立売が初期の形態である。これは発生から半年後には高架橋南側の路上と緑地帯にまで拡張し、飲食店等のバラック・仮営業小屋の常設店舗と、その日稼ぎで物的設備を有さない立売・床店によって構成され、最大時には1500店舗を数えた。

表4-1-1 三宮自由市場と三宮東地区における動き

1871年	生田川付替え事業完了	戦前期	
1873年	九鬼隆義による貿易商社「志摩三商会」設立		
1889年	市制実施により神戸市成立		
1897年	葺合新道開鑿事業開始		
1899年	耕地整理法制定(1909年～実質利用)		
1932年	生田川の暗渠化完了		
1938年	5月 国家総動員法公布 7月 ゴム使用制限、ゴム靴販売制限、ゴム配給規則実施 阪神大水害発生		
1945年	1月 神戸大空襲開始 8月 終戦 9月 三宮高架下にヤミ市発生 12月 特定地区制定 「朝鮮人自由商人連合会」結成		第一期
1946年	1月 道路・駅構内に出店禁止場所制定 3月 日用品再統制、限界価格実施 5月 「国際総商組合」結成 7月 全国一斉ヤミ市取締り閣議決定 8月 「八・一肅正」実施 兵庫県警より三宮自由市場の屋台店撤去命令 屋台店の旭通3丁目への仮移転完了		第二期
	9月 兵庫県令第119号「露店営業取締規則」発布・即日施行 ガード下禁止地区の露店営業店舗撤去 10月 「三宮国際マーケット」開業 緑地帯上、高架南側歩道上の仮設店舗撤去		第三期
1947年	1月 「兵庫県朝鮮人商業経済会」新発足	変容過程	
1948年	三宮東問屋街開業		
1949年	9月 「在日朝鮮人連盟」解散		
1952年	「三宮シューズセンター街」新発足		
1955年	「在日本朝鮮人総連合会」結成		



図4-1-1 1945年6月5日神戸大空襲直後の三宮東地区。省線三ノ宮駅南のそごう百貨店屋上より駅東部を眺める。(出典:「神戸災害と戦災資料館」神戸市HP)

また、1945年9月25日に進駐軍が来神して以降、省線三ノ宮駅南のそごう神戸店より南の御幸通、磯上通、八幡通の一带はイースト・キャンプ、旧居留地は神戸ベースとして接収され、三宮地域には日常的に進駐軍兵士が往来し、物資の横流しも散見された。

三宮自由市場に集散する商人たちは、戦前からの「神農会」に代表される露天商組織や、終戦後まもなく1個5円で揚げ饅頭を売り出した「中国人」に始まり、これに加えて膨大な失業者（復員者、徴用解除者）も露店商人として生計を立てようとしたといわれる<sup>9)</sup>。当時の米一升の公定価格は35銭であり、ヤミの食糧売りは法外な価格設定であった。進駐軍に命じられた兵庫県警各署によって日々取締りは行われていたが対処的で、露店営業者は増加を続けていた。多様な出自の商人たちや、商人と警察の間では度重なる紛争が生じていた。

営業品目は多岐にわたり、饅頭、蒸し芋に始まり、青果物、魚類、主食、酒類、繊維製品、ゴム製品、金物類、古着など「何でも揃う三宮自由市場」として知られたという<sup>10)</sup>。1945年9月という早期に復興に乗り出した神農会のように、播州三木から鋸や鎌、鍋などの金物類を調達し、露店

商人に卸して販売させた例もあった<sup>11)</sup>。しかし、自由市場では浮動的な商行為が集散しており、激化する取締と生産増強による流通好転の間で日々様相が変わっていた。

### (3) 第一期：特定地区の制定

1945年12月1日、兵庫県警察部において、MP、日本警察、検事局と、朝鮮人連盟・華僑総会・台湾省民会といった在留外国人団体の代表者が集められた。これは外国人業者間の紛争を避けるために、各々の営業地区を設定するための協議であった。同月7日には日本人業者代表も加わって再度対策を話し合い、元町駅周辺の外国人業者は「元町映画館」西の空地とそれ以西の高架下、日本人は「元町筋」へと移転することとし、あわせて協定価格を設定することになった。翌8日、前述の各団体幹部に対して1週間以内に各地区への移転を終えるよう、進駐軍から要請される<sup>12)</sup>。また、この移転措置と同時期には、省線三ノ宮駅南向かいの三宮町1丁目北東部においても、従前路上で商売していた日本人営業者が各自でバラック店舗群51軒を建設し、「三宮ジャンジャン市場」という飲食店街として開業した<sup>13)</sup>。(4-2 参照)

移転後まもない12月28日には、自治的統制



図4-1-2 1945年9月から1946年8月の三宮地域にみる省線三ノ宮駅から元町駅間高架橋のヤミ市と三宮東地区。南北には市電軌道が走り、東西の往来を隔てられた遊歩道上に露店群が密集した。(1947年米軍撮影空中写真 国土地理院 USA-M496-34 をもとに筆者作成)



図4-1-3 1946年8月以降、鉄道高架橋南側路上露店群の撤去を経て、10月に三宮東地区において三宮国際マーケット開業。(図4-1-2に同じ)

をはかる商業組織が必要とされ、朝鮮人連盟に基盤を置く「朝鮮人自由商人連合会」が結成された。

#### (4) 第二期：八・一肅正を契機とした店舗移転

1946年1月26日、米第31軍政本部から兵庫県警察部に対して道路・駅構内に出店禁止場所を定めるよう命じられ、3月1日には日用品再統制、限界価格実施に伴う取締の激化がみられた。また、三ノ宮駅から元町駅間の高架下をなわばりとした多民族による利権争いの収束が図られ、1946年5月14日には台湾省民会を母体とする「国際総商組合」が結成された。さらに連合国司令部は日本政府に対策の早期実施を迫り、同年7月23日に閣議決定された全国一斉のヤミ市取締り「八・一肅正」が、8月1日に行われた。しかし、三宮自由市場では兵庫県警が漸進的な取締り方針を表明したことで、他地域からのヤミ商人の流入によって増加傾向さえみられた<sup>14)</sup>。そのため、わずか1週間あまりで自主的統制から一転して、交通妨害となる屋台店を一部撤去することになる<sup>15)</sup>。

8月13日の撤去命令を受け、車道上についてはすべての占拠物件、歩道上については半ば以上に至る占拠物件を対象として、8月20日を期限として撤去されることになった。対象業者は、約1200人にも及んだ三宮自由市場全体のうち約700人であり、このうち省線三ノ宮駅から元町駅までの間に位置して撤去が通告された朝鮮人自

由商人連合会所属の立退き業者は、葺合区（現・中央区）旭通3丁目（約600坪）へと仮移転した<sup>16)</sup>。移転前の店舗形態は屋台店であったため、美観・衛生両面からも問題があると指摘をうけて、統一的な集合店舗が建設されることになる<sup>17)</sup>。3日の猶予をもって、23日夕刻には朝鮮人自由商人連合会の先導により全戸の移転が完了した<sup>18)</sup>。

これと併行して、朝鮮人自由商人連合会が主体となり、雲井通6丁目北側半分に長屋式の集合店舗施設400軒が建設された。この店舗は、間口・奥行きとも1間半、杉板の木造平屋、スレート葺、土間床と計画され、約800件の申込みに対して抽選が行われたという<sup>19)</sup>。

#### (5) 第三期：県令露店営業取締規則による店舗移転

兵庫県令第119号「露店営業取締規則」は、街路を占拠する露店群への取締りを徹底するべく、1946年9月18日に発布・即日施行された。同規則は、物価統制令に基づく価格等取締規則第6条の規定に基づき、占領軍の命令による営業禁止・制限地区の設定や、土地所有者または管理者の承諾書を添付した営業申請、地区ごとの組合結成と自治統制の推奨などが条項として成文化され、所轄警察署長の権限も拡大された<sup>20)</sup>。交通・衛生・公安の秩序回復を目的とした一方で、「執行心得」には、闇市化・犯罪の温床化のおそれのあるとき「制限地区」と指定することが定められており、占領軍によるヤミ市への警戒がうかがわ



図4-1-4 1947年5月そごう百貨店屋上より三宮東地区を眺める。中央部には密集した雲井通6丁目国際マーケットがみえる。  
(出典：兵庫県立神戸高校所蔵写真帳)

れる。なお、同告示では葺合署管轄の制限地区として雲井通と旭通の全域が挙げられており<sup>21)</sup>、国際マーケット建設の決定以降も、三宮東地区における露店営業は増加傾向にあると認識されていたようだ。

この制限地区内において露店営業を希望するのは、出店地を管轄する警察署長に願書を提出して、次の6点に関する許可を受ける必要があった。

- ①本籍・住所・氏名・生年月日、②出店地、
- ③出店方法及び使用人の数、④販売品の種類、
- ⑤申請当時の職業又は前職、⑥その他

これに加えて、出店地の土地所有者または管理者の承諾書の添付が必要とされ、違反・名義貸し・行方不明・公安風俗を害する場合には営業停止や許可取消である旨が注記された。県令によって営業許可証や販売価格を客の「見やすい」ように掲示・表示することが記された背景には、金額の上乗せや詐取を防ぎ、さらなる健全化を方向づける意図があったといえよう。

なお、こうした規則に加えて、営業許可対象外となる基準としては、①許可の取り消し処分から1年以内のもの、②保護者の承諾や適当な指導者のない未成年者、③ほかに生業があるものや身体剛健で他に適職を求められるもの、④従前営業経験なく特別の事情がないもの、⑤公安風俗を乱すおそれがあるものといった要素が挙げられた<sup>22)</sup>。この記述には、身体が虚弱で他の職業に従事できない成人が露店営業をおこなうべきという、当時

の社会的認識があらわれている。

国際マーケット開業手続きに際しては、露店の営業者をまとめる組織として朝鮮自由商人連合会から次のような新聞広告が出された<sup>23)</sup>。

「急告 朝鮮自由商人連合より」(1946年9月24日)

急告 今般露店営業者ハ露天営業取締規則改正ニ基キ警察当局ノ許可ヲ受ケナレケレバ営業出来ナクナリマシタ。省線三宮駅東ノ新設三宮国際マーケットニ店舗ヲ持タレタ方ハ番号札(営業書)持参ノ上九月二十五日迄当会事務所へ申込ソデ下サイ。

尚三宮、元町高架下ニテ目下営業シツツアル会員ニシテ土地ノ所有者又ハ管理者ノ承諾書ヲ所持ノ方モ九月二十五日迄当事務所へ申請ノ事。申請用紙ハ当事務所ニアリマス。 九月二十一日

神戸市生田区元町二丁目高架一三六号  
朝鮮自由商人連合会

9月28日までを猶予期間とし、継続か新規かを問わず全業者に改めて露店営業に関する申請義務が課され、9月30日のガード下禁止地区267軒の撤去に加えて、10月5日を期日として緑地帯235軒、高架南側歩道上184軒の計419軒の仮設店舗について、土地不法占拠として立退きを命じた<sup>24)</sup>。これによって移転が必要となった三宮自由市場内の緑地帯、高架橋南側路上の業者のために、前述の朝鮮人自由商人連合会によって、第2期として旭通4丁目、第3期として雲



図 4-1-5 空中写真にみる 1947 年の省線三ノ宮駅と三宮東地区。雲井通 6 丁目と旭通 4 丁目には開業から 1 年余りの三宮国際マーケットがみえる。(出典：国土地理院 USA-M496-34 1947)

井通6丁目南側半分に追加建設されることとなり、607軒の店舗が完成した<sup>25)</sup>。

そして、露店営業取締規則に基づく許可申請書を提出し、葺合署の内諾を得て、同年10月2日「三宮国際マーケット」として一斉開店した<sup>26)</sup>。【図4-1-3】したがって、国際マーケットとは雲井通6丁目所在と旭通4丁目所在の両者の総称である。【図4-1-4】【図4-1-5】

朝鮮人自由商人連合会がマーケット建設地を探した時点においては、戦時罹災土地物件令が有効であった<sup>27)</sup>。しかし、地主との交渉のうえで借地契約を結ぶために、同会は県警察部と神戸市戦災復興本部の整地課長であった宮崎辰雄（のちの第13代神戸市長）に協力を依頼し、市が不明地主の所在を探して契約が結ばれ、三ノ宮駅東部の雲井通6丁目と旭通4丁目を移転地として確保できたという<sup>28)</sup>。

三宮自由市場においては、商人間に生じる度重なる衝突に対し、抜本的解決が図られた。1945年末に在留外国人と日本人の営業地区を分けたものの、その効果もなく無秩序の度合いは深まったため、1946年8月、9月には路上店舗群を撤去し、県令によってヤミ市を含む露店営業への取締りや罰則が成文化された。これらは進駐軍の指示に基づいた大規模な店舗移転であった。移転にあたり、朝鮮人自由商人連合会は早期の組織化・移転先へのマーケット建設を果しており、結果的には一連の取締りを好機とした適応力が窺われる。

#### 4-1-2 1946年8月三宮自由市場の分散移転と統括組織「朝鮮人自由商人連合会」の変容過程

三宮自由市場を構成する人びとは、日本、中国、朝鮮、台湾と多民族であったため、ヤミ市をめぐる多民族商人間の緊張関係を緩和する必要があった。なかでも、阪急三宮駅から省線元町駅に至る三宮自由市場には2つの統括組織があった。1945年12月に朝鮮人連盟のもとに結成された朝鮮人自由商人連合会と、1946年5月に台湾省民会を母体として結成された国際総商組合である。国際総商組合結成の直前である1946年4

月5日には「国際ギャング団」という三宮を統括する多民族ギャング団の構成員による、朝連神戸支部情報部長の殺害事件が起きている<sup>29)</sup>。同組織の結成は、高架下のヤミ市の利権をめぐるなわばり争いから激化した抗争を受けて、新たな組織の結成と意図的な協調姿勢が表明されたものといえよう<sup>30)</sup>。

前述した1946年9月18日即日施行の露店営業取締規則に応じて、朝鮮人自由商人連合会は所属商人の申請を一括して県警察部に提出する等、国際マーケットの成立に寄与した<sup>31)</sup>。そして1947年1月18日には、加入商人の門戸を広げる方針により発展的に解消し、兵庫県朝鮮人商業経済会が新発足した<sup>32)</sup>。同会本部の所在地は、1956年の住宅地図において旭通4丁目の国際マーケットの南西角に「朝鮮人商業経済会」の表記が認められ<sup>33)</sup>、国際マーケット建設後に生田区元町2丁目から移転したとみられる<sup>34)</sup>。

国際マーケット成立後の1946年11月26日に

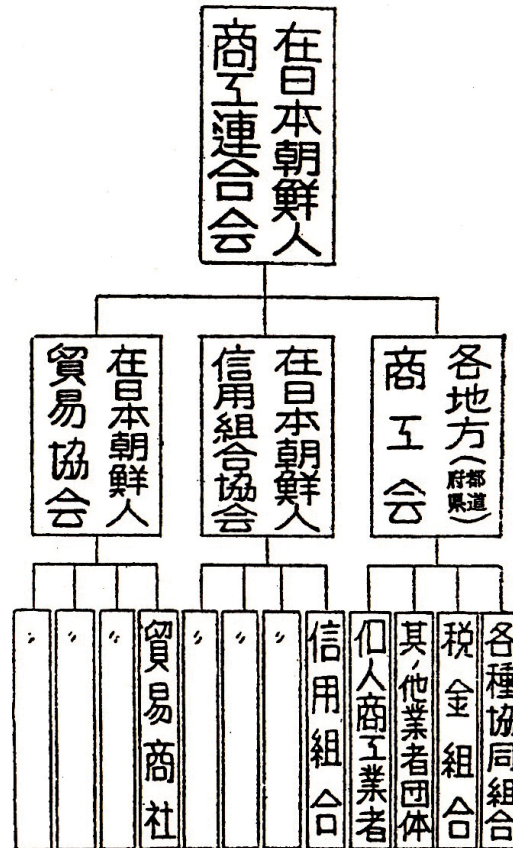


図4-1-6 「在日本朝鮮人工商連合会」組織図  
 (出典：在日本朝鮮人工商連合会編『在日朝鮮人資料叢書2 在日本朝鮮人工商便覧1957年版』緑蔭書房 1957)

は、在日朝鮮居留民団中央総本部団長・朴烈氏が神戸市役所を訪れ「鮮日提携」を呼びかけた<sup>35)</sup>。ここで朴氏は朝鮮建国にあたって今後の日本との協力体制を築く必要性を述べているほか、戦後の日本人と朝鮮人との関係の現況についても以下のように認識を示している。

「在日朝鮮人の中にはゆき過ぎた言動で日本人の反感をかっていている者もあるが一部の人間をもって朝鮮人全般を律してもらっては日鮮人の反目反感はいつまでたっても解けない。」(1946年11月27日付)

この記述からは、戦後の在日朝鮮人と日本人の関係修復を願う姿勢を表し、建国にあたる援助を求めたことがうかがえる。在日韓国・朝鮮人の阪神間への集中傾向を背景として、戦中の恨みから日本人に対して横暴な態度をとる在日朝鮮人や、民族間の争いが頻発する状況の収束を願っていたのだろう。

この兵庫県朝鮮人商業経済会は略して「商経」と呼ばれるようになり、朝鮮総聯の傘下団体のよ

うな組織であったと、当時朝鮮総聯東神戸支部の役員として商経と国際マーケットに関わったH氏は述べる<sup>36)</sup>。1945年結成の在日朝鮮人連盟は、1949年9月4日にGHQによって解散させられ、在日朝鮮統一民主戦線の新規設立や朝鮮半島における南北分断を経て、1955年に在日本朝鮮人総聯合会が設立された。朝鮮人連盟に所属する三宮自由市場内の商人を束ねる必要性から結成された朝鮮自由商人連合会は、1947年に兵庫県朝鮮人商業経済会となり、1957年頃に組織的な整備が進められた。

1957年当時、在日本朝鮮人商工連合会のもとには、在日本朝鮮人貿易協会、在日本朝鮮人信用組合協会、各地方商工会があった。【図4-1-6】兵庫県においては、各地方商工会として兵庫県朝鮮人商工会が長田区御蔵通にあり、東神戸・西神戸・ゴム業界と尼崎市を中心とした重点的な調査がおこなわれたという<sup>37)</sup>。その産業分布傾向は、皮革・ゴム・ビニール製品を主とする点において特徴的であった。在日本朝鮮人商工連合会の理事長には、神戸に所在する三栄産業株式会社の社長であった文東建の名前が挙がっている。氏は、朝連兵庫県本部長、兵庫県選出の朝連中央委員(1945年11月)、朝連神戸本部財務次長(1946年7月)、神戸朝鮮人商工会副会頭を歴任したほか、1948年3月25日に設立された日本ゴム工業会の理事、三栄産業社長、朝鮮画報社長、朝鮮総連副議長(1985年)、朝鮮新聞の発行責任者にもなった関西財界の有力者であった<sup>38)</sup>。

商経の理事会には、兵庫県内の主たる朝鮮系組織の代表者が参加して13人にも上った<sup>39)</sup>。当時の実務の中心は、理事長・金燦東、副理事長・朴相竜で、両氏ともに三宮東地区内の旭通4丁目や近隣に居住していた。1970年頃には、旭通4丁目の南西角にあった商経の事務所【図4-1-7】には理事長、副理事長、総務部長、事務といった4人の専従職員がいたという<sup>40)</sup>。しかし再開発により空間的に国際マーケットが消滅した現在は、管理組織としての商経の必要性はなくなり、その役割を終えた。

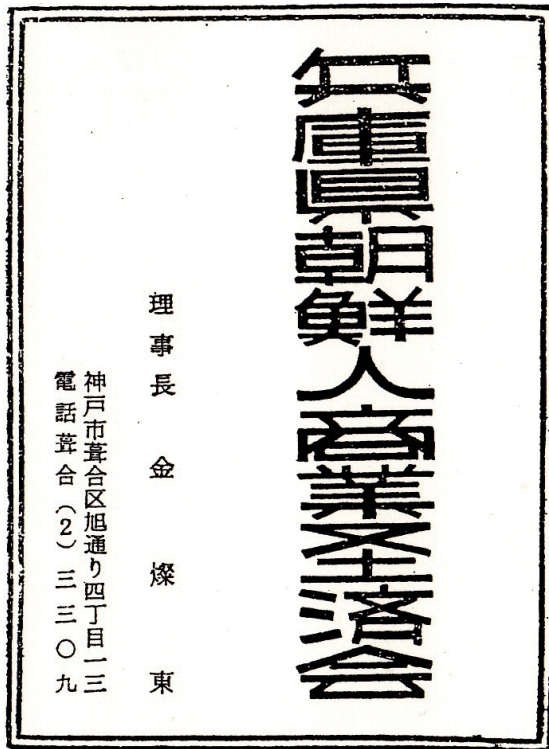


図4-1-7 兵庫県朝鮮人商業経済会の広告。  
(出典：在日本朝鮮人商工連合会編『在日朝鮮人資料叢書2  
在日本朝鮮人商工便覧1957年版』緑蔭書房 1957)



### 4-1-3 国際マーケットの変容過程

#### (1) 雲井通6丁目国際マーケットの繁栄と衰退

旧葺合区雲井通6丁目に形成された国際マーケットは、朝鮮人自由商人連合会が1946年9月25日から1948年まで2年の販売許可を県警察部長から得て、ゴム製品に特化した卸問屋街となった<sup>41)</sup>。【図4-1-8】1948年に許可期限が切れた後も変わらず取引が続けられたことから、1950年4月にゴム製品の統制が撤廃されるまでの2年間は実質的に、統制違反の「闇市」として機能していたと考えられる。

1938年5月国家総動員法公布に伴って、同年7月にはゴムの使用制限、ゴム靴の販売制限、ゴム配給規則が実施された。戦時体制下でのゴム工業は軍需最優先となり、中小企業が担う神戸のゴム履物業界は大きな打撃を受けた<sup>42)</sup>。軍需を担った大会社のゴム工場もまた、1945年1月3日にはじまる神戸大空襲により壊滅的な被害を受けた。戦時体制から引き続いて統制対象品目とされたゴム靴は戦後、原料の生ゴム不足や工場再開の遅れによって品薄であった。衣糧品の不足とともにゴム靴も品薄状態が続く状況下において国際マーケットは、1946年10月開店以降、神戸市内外の消費者によって賑わいをみせた。

しかし、統制経済下の仕入れや運搬には警察による検挙に目配りする必要があったことから、雲井通6丁目と駅との間を往来し、小荷物運搬業者を専門にする業者が現れていた。1947年末には

「私設鉄道輸送部」を名乗る「愚連隊」による悪事として、業者と客との間や、国際マーケット内の営業者たちに対する不当な金銭要求や、省線三ノ宮駅の駅員を恐喝・買収した輸送禁制品や超過荷物の輸送といった事例も報道された<sup>43)</sup>。これらの不良青少年の一群による悪質な小荷物運搬業者は、繁栄したゴム製品問屋街の裏面に生じた現象であった。

また、戦後5年を経た1950年以降は、ゴム製品の統制撤廃によってゴム靴販売特区としての優位性を失ったことから、営業者の多数が居を移しはじめる。雲井通6丁目の内部には空き店舗が増加し、商業の集積は衰退に転じていった。1952年頃に「シューズセンター街」と名称を変えたのちにも存続していたものの【図4-1-9】、その詳細な営業形態については現時点では手掛かりがない<sup>44)</sup>。図8と図9を比較すると、建物間の通路は確保されているものの、家屋部分は原型を留めないまでに増改築が進んでいる。建設当初は総平屋建てであったものがほぼ総二階建てになり、二階部分の階高は不揃いで、屋根の棟方向が異なるものや、物干場のようになっている部分もある。こうした状態からは、テナントの入替りや占有が進み、権利関係や空間秩序が複雑化していたことが推察される。

ゴム製品の統制撤廃後の空洞化に加えて、1950年代後半から北朝鮮への帰還事業が盛んになったことも雲井通6丁目の内的変化を後押し



図4-1-8 竣工直後、1946年の国際マーケット（出典：粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990）



図4-1-9 三宮シューズセンター街と改名した雲井通6丁目、1958年（出典：粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990）

する。同事業は、日本赤十字社と朝鮮赤十字会が実務にあたり1959年12月14日から1984年までに、9万3千人余が帰国船で北朝鮮へと渡ったものである。

これらを背景に、建設当初に築かれた空間秩序はさらに崩れていった。こうした変容過程は戦後の対処的な環境形成を象徴する一事例といえよう。

## (2) 旭通4丁目国際マーケットの繁栄

1946年10月2日に開業した旭通4丁目の国際マーケット建設と三宮自由市場からの集団移転を取りまとめたのも、雲井通6丁目と同じく朝鮮人自由商人連合会であった。当初、旭通4丁目の営業品目はヤミ市の名残かさまで、鮮魚を中心に日用品から古着、ゴム製品と多品目を扱っていたが、営業不振からたちまち空き店舗が目立つようになった。そこに、「トアロード」付近の路上で販売禁止の菓子を売っていた商人たちが流入する<sup>45)</sup>。芋飴や塩せんべいの手作りにはじまった菓子販売業は、子供用玩具類や飴菓子類を主とする、小売も兼ねる卸問屋街として活況を呈するようになった<sup>46)</sup>。旭通4丁目の営業者の回顧録によると、初期である1950年前後の営業品目は、名古屋から仕入れたチューイングガムや、四国の紙製の奴ダコや大阪（阪神）タイガースのプロマイドといったもので、玩具は大阪の松屋町から仕入れたという<sup>47)</sup>。

1955年には「三宮菓子問屋街」として、営業種目は菓子類の卸売問屋が約97%を占め<sup>48)</sup>、神戸市内のみならず他地域からも小売業者が集まった。このほか当時の旭通4丁目の事業組合として、「神戸国際競売市場」「葺合古物商組合」「神戸市家具組合」もみられ<sup>49)</sup>、戦後の商業集積地としての繁栄がうかがえる。

また、旭通4丁目の内部空間に関する記録や写真は見つからない。しかし、近隣居住者の証言によると、内部の道は狭く生鮮食糧品を販売する店舗があることから常にぬかるんでおり、住人によって増改築が繰り返された住居兼店舗群の屋根には板材が渡され、薄暗かったという<sup>50)</sup>。

2箇所国際マーケットの営業品目は異なっていた。三ノ宮駅から近い雲井通6丁目は、開業当初から営業品目をゴム製品に定め、統制下にもかかわらず販売特区として賑わったが、やや離れた旭通4丁目の営業品目は雑多で統一されておらず、商売も振るわなかった。その空き店舗を、三宮地域において営業していたヤミの菓子商人が埋めて、菓子問屋街としての地位を確立したが、こうした経緯からも営業規模は比較的零細であったことが推察できよう。

また、雲井通5、6丁目と旭通5丁目の間に位置する店舗群であった「三宮東問屋街」は国際マーケットと隣接していた。同問屋街もまたヤミ市に始まる卸売の店舗群ではあったが、1948年に組織化され、正規店舗の形態となり賑わっていた。

## (3) 三宮東地区再開発事業とマーケットの移転立退き

1950年にゴム製品の統制が撤廃されたのち、雲井通6丁目は販売特区としての優位性を失い、商業集積が衰退していく。営業者は移転し、空洞化がすすんだ雲井通6丁目には、麻薬や売春を生活の手段とする日本人が流入して環境悪化が著しかった。

隣接する地域の雲井通7丁目には、1958年に神戸新聞会館が建設された【図4-1-10】。1954年頃の敷地の北側には、三ノ宮駅の構内便所が進駐軍によって立入り禁止とされていたために、バラック建ての共同便所が建てられ、周辺住民が利用していた。新聞会館の関係者が、建設にあたって敷地内の不法占拠バラックの立退き交渉に訪れた際の手記を残している。これによると、「バラックの床下に小さな排水溝が通じていたが、夜間の小用はどれもその溝を利用している形跡」といい、当時は小便臭い場所であったと察せられる<sup>51)</sup>。

1955年以降、再開発をすすめた三宮センター街を中心とする三宮西地区に客足は流れ、東地区における都市機能の充実や地域の活性化が課題となる。1966年の神戸市経済局による「三宮駅東問屋ビル造成診断報告書」作成に続いて複数の計画が示された。1974年10月には三宮駅東問

屋街振興会が中心となり再開発促進の要望書を提出し、1979年に神戸市による「三宮東地区再開発基本計画」が作成され、東地区の再開発がはじまった。本格的に再開発事業が動きはじめたのは1979年であり、これに携わった白國氏は同年を三宮東地区の「再開発元年」と呼んだ<sup>52)</sup>。

1981年10月8日、その先駆けとして、雲井通5丁目の再開発ビル「サンパル」が完成した。再開発ビルへと姿を変えた現在も、1階北側の入居店舗や配置は変わらず、東間屋街の面影が残る。

1981年の神戸ポートアイランド博覧会の開催にともなって、神戸市の介入によって、雲井通6丁目の区画整理事業がおこなわれた。1960年頃、営業形態が変容しつつあった雲井通6丁目の国際マーケットでは、居住者から管理組織である商経に対し、国際マーケットの権利をめぐる訴訟が起こされ、1970年代後半まで裁判が続いていた。商経と住民の対立構造は民族感情もあってか根深く、総聯の代表者と神戸市との相談を通して、市が土地を買い上げるかたちがとられることになる。地主には30%、残りの70%を家主である国

際マーケットに35%、居住者に35%と折半することになり、長く続いた訴訟に片が付いた<sup>53)</sup>。

同地の再開発は1986年にはじまり、1990年4月26日「サンシティ」として完成した。この再開発による住民の移転先は、神戸市によって建設された旭通3丁目の市営・旭中央住宅であった。

なお、旭通4丁目では1981年に再開発準備組合が設立されたが、輻輳した権利関係、経済要因などにより、長く着手できない状況が続いた。同事業は2007年8月に都市計画決定が行われ、再開発組合による権利変換計画を経て、2010年3月に旭通4丁目地区第一種市街地再開発事業として着工した。都市型マンションと商業業務施設が配置された高さ190mの再開発ビルは、2013年3月25日に竣工した<sup>54)</sup>。

#### 4-1-4 三宮東地区における土地所有の推移

本項では、国際マーケット内部の土地所有権の推移について、1887年から1960年までの土地台帳と閉鎖公図の調査をもとに明らかにする。戦後の三宮東地区では、全国の駅周辺の例に漏れず



図4-1-10 神戸新聞会館着工前の、板塀に囲われた雲井通7丁目  
出典：神戸新聞会館社史編纂委員会『神戸新聞会館三十五年史』神戸新聞会館 1988 11

盛んに分筆が行われていたが、2箇所の国際マーケットの内部においては頻繁な土地の売買状況はみられず、分筆も少なかった。【図4-1-11】

雲井通6丁目の国際マーケットにおいて、図10に示した地番30(A)は、明治期から昭和初期まで周辺一帯とともに、九鬼隆輝によって大規模所有された土地であった。同地は、1934年に村上義造名義で売買によって取得されて以降、相続以外の変化は見られず、分筆も行われなかった。なお、昭和初期から戦後において三宮周辺で同氏名義の複数の土地所有がみられたが、国際マーケット管理組織への関与は認められない。

旭通4丁目の国際マーケットが位置した場所の土地所有権の変遷からは、以下のようなことが読み取れる。地番12(B)は、宅地開発されてまもない明治期から昭和初期までは、周辺地番とともに、現・森本倉庫の創業者である森本六兵衛によって大規模所有された土地であった。戦後、1949年5月19日の臨時宅地賃貸価格修正法(法律第85号)の公布<sup>55)</sup>を経た11月4日から18日にかけては、Bの北部と西部に隣接する土地の合筆と、売買による金燦東名義の土地取得がみられた。同氏は兵庫県朝鮮人商業経済会の理事長であり、三宮国際マーケットにおいて開業2年後には、土地所有を伴う営業者の管理をおこなっていたことが明らかになった。

これらの背景には、1946年夏に兵庫県警と神

戸市の協力のもと、朝鮮自由商人連合会が土地を一括借り上げて、国際マーケットを建設し、営業者を募集した経緯も影響している。

#### 4-1-5 在日朝鮮人の生活基盤の構築と展開

日露戦争終戦から5年経った1910年に大日本帝国は韓国を併合し、朝鮮半島を領有した。1914年から1918年にわたってヨーロッパを戦場に展開された第一次世界大戦に、連合国側に立って参戦していた終戦後の日本では、急速に産業化がすすんでいた<sup>56)</sup>。多くの労働力が必要となった日本には、朝鮮半島からの移民労働者が増加した。はじめは出稼ぎ型で単身男性が多かったが、やがて家単位で日本へ渡りようになり、日本人の失業率が上昇したために、日本政府は朝鮮半島の開発・インフラ整備に注力するようになった。

1945年8月の第二次世界大戦終戦にともない朝鮮総督府は解体する。北緯38度線で分割された朝鮮半島の以南はアメリカ合衆国に、以北はソビエト連邦に占領されるようになった。1948年には、南部に大韓民国、北部に朝鮮民主主義人民共和国が建国され、北朝鮮による国境を越えた侵攻によって1950年6月25日に朝鮮戦争がはじまった<sup>57)</sup>。

韓国建国前の1948年4月3日、朝鮮半島の南部に位置する済州島においては、左派島民の蜂起に端を発する鎮圧部隊による島民虐殺事件(済

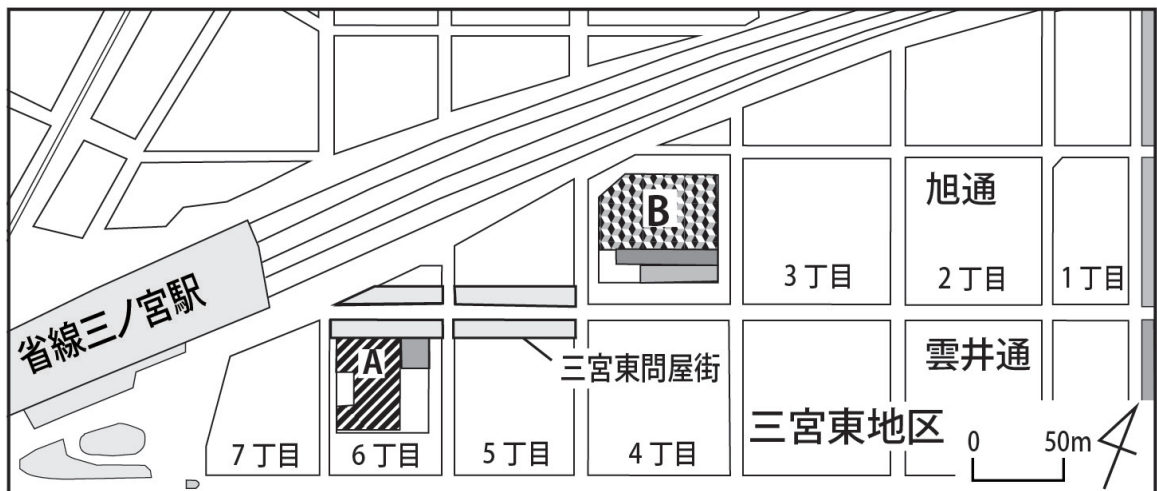


図4-1-11 国際マーケット内部の土地所有権の推移には、戦前の大規模所有とマーケット建設時の一括借地が影響した。雲井通6丁目の斜線部Aは地番30、旭通4丁目の網掛部Bは地番12を示すものとする。(1887年から1960年までの土地台帳と閉鎖公図の調査に基づいて筆者作成)

州島四・三事件)が生じていた。これと時期を同じくして日本国内では「阪神教育闘争」が起きる。

#### 1948年4月 阪神教育闘争について

阪神教育闘争とは、1947年10月、GHQによって、在日朝鮮人を日本の教育基本法と学校教育法に従わせるよう命じられたことにはじまり、1948年4月14日から26日にかけて大阪府と兵庫県で、在日朝鮮人と日本共産党による民族教育闘争を指す。

1948年1月24日に文部省学校局長から各都道府県知事に対する「朝鮮人設立学校の取扱いについて」と題した通達では、朝鮮人学校の閉鎖、日本人学校への編入が指示された。3日後の同月27日、在日本朝鮮人連盟によって朝鮮学校閉鎖令への反対が表明され、「民族教育を守る闘争」の展開が訴えられた。

兵庫県で生じた阪神教育闘争は、「神戸朝鮮人学校事件」と呼ばれる。4月10日の知事・岸田幸雄による学校封鎖命令以降、交渉に応じず灘校と東神戸校を封鎖した日本側に対して、朝連を代表とする在日朝鮮人は抗議活動を繰り返して、県知事・神戸市長らを監禁、誓約強要したとして、同月24日、GHQ兵庫県軍政部によって非常事態宣言が発令された。これは、GHQによる占領下日本で唯一の非常事態宣言であった。同宣言は28日に解除され、5月5日に朝連教育対策委員長と文部大臣との覚書が交わされた。これによって、教育基本法と学校教育法を遵守したうえで、私立学校の自主性の範囲の中で朝鮮人独自の教育を認め、朝鮮人学校を私立学校として認可することが定められた。

#### 戦前戦後神戸における在日朝鮮人集住地域の変容

1927年、神戸市社会課によって発行された『在神半島民族の現状』には、労働者として神戸へ流入する朝鮮人移民について、次のように記されている。

大正七、八年の好況時代には朝鮮人は我が資本案

から歓迎される特異な条件—すなわちより安い労金で、より長く、より困難な仕事を諸々としてひきうける原始的な労働者—を多分にもっていた

この遠来の客が(略)いちおうの足だまりにする予定の場所は、神戸では東は葺合、西は林田。最新の移住者が居をすえるには、おあつらえむきの細民地帯。労働市場にきわめて近い(神戸市社会課『在神半島民族の現状』1927)

これは、不況へと突入する時期に記述されたとみられる。第一次世界大戦後の好況にともなう国内の労働力不足を埋める朝鮮人労働者の存在は喜ばれていたが、1923年の関東大震災、1927年3月には金融恐慌も生じ、彼らに向けるまなざしもまた変化を迎えつつあった。

また、この時期から勤め先であるゴム工場などに近い場所として、東神戸の旧葺合区(現・中央区)、西神戸の旧林田区(現・長田区)の2箇所集住していたようだ。なお、1936年には神戸市全体で約19,000人が暮らし、そのうち林田区には8,500人が集住した<sup>58)</sup>。

終戦後の在日朝鮮人は、空襲被害と統制経済によって機能停止の状態にあった長田のゴム工場を再建し、小規模な生産をはじめた。しかし、1950年までゴム製品の統制は続き、自由販売は許されなかったために、販売場所としてヤミ市が用いられるようになる。日本各地から小売商人が集まる三宮ヤミ市は格好の市場であったが、1946年8月以降は禁制品への規制が強化される。そこで、三宮東地区に新設することになった三宮国際マーケット(雲井通6丁目)において2年間の販売許可がとりつけられた。これを生業とする商人は同マーケットの店舗を増改築して住居として生活するようになり、周辺にもさらなる集住がすすむ。朝鮮戦争を経て帰還事業が始まると、集住地区では空洞化がはじまり、1960年代の西神戸では奄美大島出身者他地域の出身者、東神戸では日本人貧民層が流入する傾向があったようだ。また同時期には、帰還事業に賛同しない人び

とも十分な資金を得たものから流出し、形成当初の共同体的な性質は次第に変容していたことがうかがえる。

4-1 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 1946年4月17日付
- 2) 同前
- 3) 田岡一雄『山口組三代目 田岡一雄自伝一第一部 電撃篇』徳間書店 2009：227-230. 石井妙子『おそめ一伝説の銀座マダム』新潮社 2009
- 4) 1946年4月17日, 5月16日, 7月22日付
- 5) 神戸市『神戸市史第三集行政篇』神戸市 1962. 鶴田佳子, 佐藤圭二「近代都市計画初期における1919年都市計画法第12条認可土地区画整理による市街地開発に関する研究」日本建築学会計画系論文集第470号, 1995：149-159
- 6) 1891年から1960年までの土地台帳調査に基づく。
- 7) 高田義久「最後の藩主九鬼隆義とその時代(特集 幕末維新期の先進地・三田)」(神戸史学会『歴史と神戸』第49巻第4号, 2010.8：13-20
- 8) 1946年8月14日付
- 9) 1945年12月15日付
- 10) 1945年10月24日付
- 11) 林喜芳『香具師風景走馬燈』冬鶴房 1984
- 12) 1945年12月4日付, 9日付
- 13) 4-2 参照. 村上しほり, 梅宮弘光「〈三宮ジャンジャン市場〉の発生と変容:戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究4」『日本建築学会近畿支部研究報告集第52号 計画系』2012：809-812
- 14) 1946年8月5日付
- 15) 1946年8月13日付
- 16) 1946年8月14日付, 1946年8月20日付
- 17) 1946年8月20日付
- 18) 1946年8月24日付
- 19) 粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990. 1946年8月25日付
- 20) 『兵庫県報』2271号, 1946年9月18日付
- 21) 同前(兵庫県訓令甲第52号「露店営業取締規則執行心得」, 兵庫県告示第468号「露店営業禁止並びに制限地区の制定」)
- 22) 注20に同じ
- 23) 1946年9月24日付
- 24) 1946年9月18日付, 10月1日付
- 25) 同前, 第1期完成時650軒とする記述(1946年10月2日付)もある。
- 26) 1946年10月2日付
- 27) 戦時罹災土地物件令(昭和20年勅令第411号)は1945年7月12日に公布・即日施行され, 昭和21年法律第13号により1946年9月15日をもって廃止された。
- 28) 在日本朝鮮人総聯合会東神戸支部関係者・H氏への筆者によるインタビューに基づく(2013年2月22日, 神戸市)
- 29) 1946年5月3日付
- 30) 1946年5月15日付, 6月16日, 8月5日付
- 31) 1946年9月24日付
- 32) 1947年1月19日付
- 33) 神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・葺合区』1956, 1964
- 34) 1947年5月31日付
- 35) 1946年11月27日付
- 36) 注28に同じ
- 37) 在日本朝鮮人商工連合会編, 樋口雄一解説『在日本朝鮮人商工便覧1957年版 在日本朝鮮人資料叢書2』緑蔭書房 2011
- 38) 在日本朝鮮人商工連合会編, 樋口雄一解説『在日本朝鮮人商工便覧1957年版 在日本朝鮮人資料叢書2』緑蔭書房 2011. 小林聡明『在日朝鮮人のメディア空間—GHQ占領期に置ける新聞発行とそのダイナミズム』風響社 2007：34-42. 同書によると, 許雲龍によって1946年4月1日に設立された朝鮮国際タイムス社に, 文東建は100万円を出資し, 神戸支局長を務めていた。
- 39) 在日本朝鮮人総聯合会東神戸支部関係者・R氏, 戦後三宮東地区住民・C氏への筆者によるインタビューに基づく(2012年12月19日, 神戸市)
- 40) 同前
- 41) 粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990
- 42) 粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990. 兵庫ゴム工業協同組合・兵庫ゴム工業会『兵庫ゴム工業史』1978
- 43) 1947年10月7日付, 12月29日付
- 44) 注41に同じ
- 45) 注39に同じ
- 46) 同前
- 47) 注41に同じ
- 48) 太田徹三『戦災復興十年記念 葺合懐古三千年史』葺合戦災復興十年記念史頒布の会 1955：337-341
- 49) 同前
- 50) 戦後三宮東地区住民・Z氏への筆者によるインタビューに基づく(2012年2月14日, 神戸市)
- 51) 神戸新聞会館社史編纂委員会『神戸新聞会館三十五年史』神戸新聞会館 1988：12
- 52) 白國高弘「ひらけゆく三宮東地区」近畿建築士協議会編集委員会『HIROBA ひろば'84.8:兵庫特集 界限神戸の都心II』近畿建築士協議会 1984.8：46-49
- 53) 注28に同じ
- 54) 「旭通4丁目地区 第一種市街地再開発事業」(神戸市), <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/redevelop/jl11asahi.html>

アクセス日時 :2013.03.09.12:00

- 55) 宅地についての賃貸価格は地租の課税標準であった。同法律は、土地台帳法（1947年法律第30号）に基づいて登録されていた宅地の賃貸価格が、戦後経済事情の変動によって著しく不均衡となっている状況に鑑み、租税負担の適正を図るため、1949年10月1日に臨時に土地台帳に登録された宅地の賃貸価格を修正するものであった。
- 56) ワシントン海軍軍縮条約で、日本は仏伊の倍近い戦艦保有量を認められた。また、朝鮮国内では1919年3月1日から、民衆による独立を目指す三・一運動が繰り広げられたが、武力によって抑えられた。
- 57) 1953年7月27日休戦
- 58) 神戸市社会課『昭和11年11月の朝鮮人の生活状態調査』1936。西神戸の在日朝鮮人の集住については、次の研究に詳しい。本岡拓哉「戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景」『人文地理』59号2巻 人文地理学会 2007





## 4-2

### 三宮ジャンジャン市場の形成と変容過程

#### 4-2-1 ジャンジャン市場の店舗・営業形態と客層

三宮ジャンジャン市場とは、三宮町1丁目の北東部に位置するバラック飲食店街であった。【図4-2-1】1945年末の路上不法占拠店舗の撤去に伴って発生したが、当初は取りまとめ組織の存在は見られなかったものが、1948年6月までに50軒、124名からなる「三宮市場営業組合」を結成していたようだ<sup>1)</sup>。そもそも「ジャンジャン市場」という名の発生経緯は定かではないが、『神戸新聞』記事における初出は1947年11月4日であった。

##### (1) 店舗・営業形態の特徴

1959年時点では東西の2区域からなっており、東は「新興街」、西は「三宮市場」と称され、それぞれに協同組合、商業組合を有する、合わせて50軒余りの店舗群であった<sup>2)</sup>。【図4-2-2】なお、さらに西方に戦前より存在した公設三宮市場と名称が重複しているため、西側区域の三宮市場をジャンジャン市場と呼ぶことにしたい。同市場への入口は3カ所で、木製のアーチがかけられた。これは、『ココが名代のジャンジャン市場』と大書した門型看板をくぐって路地にはいる」と陳舜臣の回顧にもみられる<sup>3)</sup>。発生から10年を経た1956年頃には店舗兼住宅バラックの一群として営業し、店舗の入口が内側を向いた配置形態をとり、狭い路地の中央にはドブが流れて板がかかっていた。【図4-2-3】

ジャンジャン市場の残飯が流されたこのドブ川

は、地下に潜って三宮センター街の星電社の東側を走って、現在水上署が建つ付近に注がれ、そこは地域の子どもの格好の釣場であったという<sup>4)</sup>。

現在顧みると衛生面は良いとは言えないが、非常に繁昌していたといわれる<sup>5)</sup>。ジャンジャン市場は父親が主となった家族経営で、鯨肉ステーキやモツ、関東炊き、豚等の「おかず」を酒とあわせて提供していた。営業形態はまちまちで、カウンターに椅子がある店もあれば、立ち食いの店もあった<sup>6)</sup>。店舗兼住宅のバラックはいずれも狭小で、屋号を出さない住宅風の外観をもち、1階が店舗、2階が住居に充てられていた。階段の昇降口は狭く、梯子のようなもので昇降していたといい、このなかの一軒に顧客として通った林五和夫は1955年前後のジャンジャン市場の店を次のように記した。



図4-2-1 三宮ジャンジャン市場の飲食風景（出典：神戸新聞社（編）『懐かし写真館—昭和の兵庫あの日、あの時』神戸新聞総合出版センター2006：41）

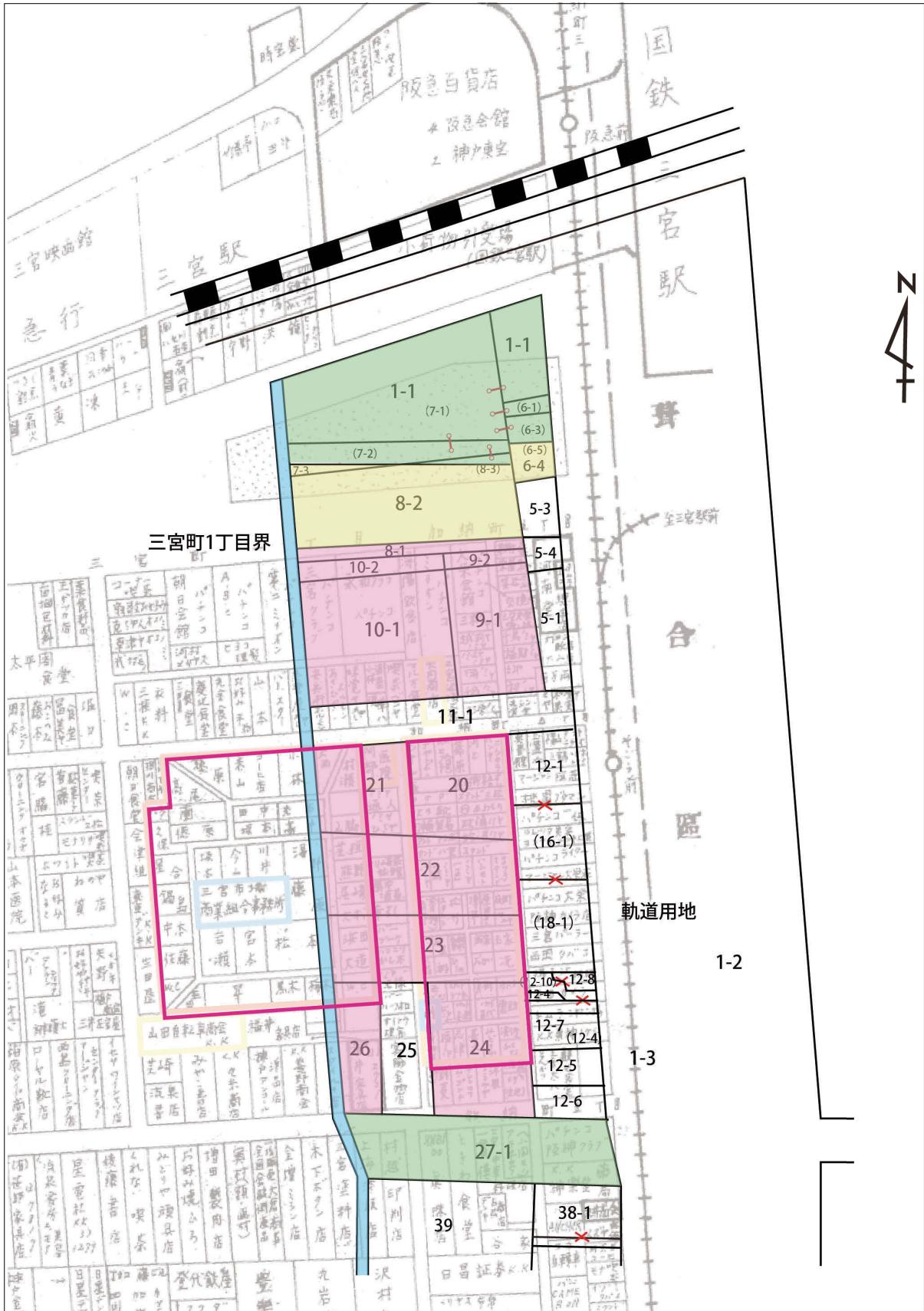


図 4-2-2 1956年住宅地図と公図調査からみる三宮ジャンジャン市場の立地と土地権利関係の特徴（1887年から1960年までの土地台帳と閉鎖公図の調査と神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1956をもとに筆者作成）

透明のガラス戸を開けて入ると、中はもうもうとした湯気が立ち込めている。かぎ型の簡単な造りのカウンターに沿っておかれた床几ふうの長椅子には、十人ばかりの先客がコップ酒でおでんなどをつついている（林五和夫「白蘭のような女」『画文集 神戸の風』私家版 2007）

また、ジャンジャン市場の営業時間は長く「24時間営業」であったという回顧もみられるが<sup>7)</sup>、実際には早朝から夜更けまで営業している飲食店街であり、宿泊機能は兼ね備えていなかった<sup>8)</sup>。1947年頃には、朝4時から晩11時までという記述もみられ、朝が2000人、昼が1000人、夜が2000人、合計1日5000人が客として訪れ、10円均一という価格の安さを誇ったとされる<sup>9)</sup>。この営業者は日本人ばかりだったといい、これは、三宮の高架下と街路上でのヤミ市から1945年末という早期のうちに逃れて店舗群を形成した経緯が影響しているかもしれない。

## (2) 客層の特徴

発生当初から顧客層には、神戸港に近い立地も影響し、港湾労働者が多かった。当時の港湾労働は本船から艇、艇から栈橋と荷物を移動させる体力勝負の作業で、高賃金であった。その日暮らしで稼いだ金をさっぱり使って飲み食いをする彼らは、大半が東に隣接する葺合区に居住していた。生田区（当時）との区界を跨いだ三宮駅前にあるジャン市には、仕事に出る前に腹ごしらえをするため、もしくは帰路にて酒を飲むために立ち寄ったという<sup>10)</sup>。そのまま酔いつぶれて眠る者もいたというが、早朝から営業を始める安い食堂を利用してまた1日が始まる。ジャンジャン市場北側の緑地帯附近には、港湾労働の手配師が早朝より待機しており、同地でその日の職を得て、神戸港へと向かい港湾労働に従事する。【図4-2-4】これらの港湾荷役に代表される日雇労働者たちは「自由労働者」と呼ばれていた<sup>11)</sup>。

また、発生初期に限られた客層のためか、内部の出来事に関する報道はほぼ見られない。当時の

近隣住民の回顧談からも、外部に対して危険を及ぼす場所ではないが、内部は狭く、暗く、労働者が仕事帰りや合間に呑み集う空間であり、女性や子供は通り抜けも避けたといい、明確な棲み分けがあったことはうかがえる<sup>12)</sup>。

1948年にジャン市を取り上げ「敗戦が生んだ新名所？」と報じた記事には、「どきりと胸をさすうつろな眼。むさぼり食う得体の知れないゾウフのにおい」（1948年3月10日付）といった表現がみられる。これは、復興が進む市内においても定住先を得られない浮浪者の集中をうかがわせる。また、「ゾウフのにおい」という語句は昭和30年代に「ホルモン屋」が多数を占めたジャンジャン市場付近を想起させ、継続的な業種構成であったとみられる。

## (3) 変わりゆく店舗・営業形態・客層の諸相

発生当初は食糧不足の時節柄、サラリーマンも肉体労働者も男女も問わない客層であったが、たちまち日雇労働者と浮浪者が圧倒的多数を占めたことは前述のとおりである。そこに1950年頃からは若い男性、なかでも芸術家と学生が加わったといい、その背景には「ミス・ジャン」と呼ばれる美人目あてと、怖いもの見たさの好奇心とが手伝ったようだ。この傾向は、1949年2月に発行された雑誌『神戸春秋』の市内各所のスケッチ「モダン・神戸風物詩」にもあらわれ、三宮ジャンジャン



図4-2-3 1950年代のジャンジャン市場の内部風景。幅の狭い三叉路がみえる。（出典：神戸港湾福利厚生協会『収録 港湾労働神戸港』神戸港湾福利厚生協会 1988）

ン市場は、文化人が訪れる「モダン」なスポットとして人気を博した。【図 4-2-5】

1950 年前後のジャンジャン市場の店売り価格は、二級酒コップ一杯 40 円、焼酎 20 円、ビール 220 円であった。日雇労働者の日給は 407 円、公務員大卒初任給 8000 円といったところで、金を持たないが時間はある酒飲みたちが多数集まったようだ。この評判は三宮から神戸を越えて遠方まで伝わり、評論家の大宅壮一も、神戸に「モナ・リザ」がいると友人に誘われジャン市を訪れたという。

ヤミ市時代の名残を今もとどめているのは、“ジャンジャン市場”、略して“ジャン市”である。大阪の天王寺にある“ジャンジャン横丁”は、三味線の音が、のべつジャンジャン鳴っているところからきたものだが、ここは自由労働者のたまりになって、ジャンとなると何百人でも立ちどころにあつまるといのである。

安直な飲食店が蜂の巣のようにならんでいるところは、東京の池袋に似ている。どの店も、スシ、おでん、ヤキトリ、ライスカレー、その他人間の胃袋をみたしうるものは何でもそろえている。“雲助”などという看板を出しているものもある。(略)

それだけに一種の魅力があつて、神戸の若い画家、文学青年、新聞記者などもよくあつまってくる。かれらの間に“モナ・リザ”と呼ばれ

ている美しい娘もいる<sup>13)</sup>。

三宮の「モナ・リザ」について『文芸春秋』に大宅壮一が載せた随想は全国に知られ、一躍有名になった。そのために東京から訪れる客も多数あらわれたといい、作家の陳舜臣はその様子を次のように回顧した<sup>14)</sup>。

日雇労働者だけがジャンイチの客ではない。サラリーマンもいるし、新聞記者もいる。医者でこのファンというのもある。ことに、十数年前、おてるさんという絶世の美人がいたころは、その店へ通う詩人が彼女に詩を捧げ、画家は彼女を描き、小説家は彼女を小説に登場させた。はき溜めの鶴的存在であった彼女は、すでに結婚していまはないが、彼女めあてに通いだしたのが縁となって、その縁がいまだに切れないインテリさんもいる<sup>15)</sup>。

両者は共通して、発生当初の主な客層であった日雇労働者の存在は変わらぬものの、他の客層に変化がみられたことを指摘した。そして、新たにこの「モナ・リザ」「おてるさんという絶世の美人」「はき溜めの鶴的存在」を目あてに同地へ集まった客層には、サラリーマン、学生、新聞記者、画家、彫刻家、小説家、詩人、医者、お坊さんといったいわゆる文化人とされる人びとが加わった。彼



図 4-2-4 神戸港の港湾労働風景。篠崎倉庫の前に飲食屋台店がみえる。(出典：神戸港湾福利厚生協会『収録港湾労働神戸港』神戸港湾福利厚生協会 1988：33)

女はのちに「美貌が買われて、池袋東武デパートの宣伝モデルとして登場した」が、ある日突然一家は店を去り、彼女目当ての客たちは大いに落胆したといわれる<sup>16)</sup>。

では、こうした時期のジャンジャン市場を警察官はどうみていたのか。1949年7月、神戸市警察局の機関誌『あゆみ』に「ジャンジャン市場」と題した次のような詩が投稿された<sup>17)</sup>。

「ジャンジャン市場 灘署・西川譲三」

体を横向けにせにゃ通れんような細い露路に  
酸っぱい汗と垢のにおいに交って  
ありとあらゆる喰物の煮えるにおいが  
姦しい呼込の声といっしょに  
胃袋へ呼びかけてくる  
何の飾りもない粗末な屋台に  
人間のかざりをかなぐり捨てた人達が  
食慾にぎらつく眼で犇き群っている  
ここには馳引もなければ御世辞もない  
座りこんで世間話をしている人もない  
売る者も買う者も素っ裸で向き合っている  
つい眼と鼻の間にある通りでは  
眩しいような服装をした人達が  
そんな所は見た事もない  
と云うような顔で歩いている

そんな人達と  
奇妙な対照を造っている  
不思議な一角

これは、ヤミ市の取締やこれに付随する都市の諸問題の解決にあたった警察官の視点による詩作である。ここには「酸っぱい汗と垢のにおい」「ありとあらゆる喰物の煮えるにおい」「姦しい呼込の声」といった表現がみられ、「露路」に密集した屋台で食欲をみなぎらせた労働者が腹を満たす風景が想起される<sup>18)</sup>。

三宮センター街や元町通や瀧道、トアロードといったやや幅広の「通り」はきわめて近くがあり、こちらを歩く人びとの服装や目的は、ジャンジャン市場のそれとはかけ離れている。1946年秋に商店会を結成した三宮センター街は、1950年頃には鈴蘭燈やアーケードの原形であるよしず張り、アーチなどを設置して、神戸の中心商店街としての地位を築きはじめていた(3-1-2参照)。焼け跡から復興に乗りだして5年が経つころには、ぬかるむ足元を改善するためにセンター街で道路舗装が構想され、1952年に実現する。

この詩においても、すでに、「露路」と「通り」として街路の様態が対置され、労働服と洋装、飲み食いとショッピングといった人間の持ち物や欲



図 4-2-5 「モダン・神戸風物詩」と題した神戸市内各所のスケッチに、神戸港、元町、湊川神社、六甲山と並んでジャンジャン市場も描かれた。(出典：神戸春秋社『神戸春秋』第1巻第1号 1949.2：27)

求のコントラストを、戦後都市空間にみている。ジャンジャン市場の一角を「不思議」と表しているが、前文とあわせてみると対照的な要素がこの場に共存する戦災都市の状況そのものを奇妙・不思議と捉えているようにみえる。これには、占領後期の三宮地域においていつのまにか生成した、新たな格差へのまなざしがあらわれていた。

#### 4-2-2 阪急三宮駅南側における土地所有の推移

自然発生的にあらわれたと語られる三宮ジャンジャン市場であるが、営業者が変わりながら20年間続いた同所の土地所有関係はいかなるものであったのか。

1887年から1960年までの土地台帳と閉鎖公図の調査をおこなったところ、ジャンジャン市場が位置した場所（赤線枠）はおもに昭和初期、永

田新九郎（岡田重義・松本重作との共同所有含む）によって大規模に取得された土地であった。【図4-2-6】暗渠となっていたドブ川が加納町5丁目と三宮1丁目の境であったが、和紙公図の破損のため、ジャンジャン市場の西側の土地所有について詳細は不明である。同地については、川沿い西側の地主は外国人で不在地主であったという記述<sup>19)</sup>もみられた。なお、三宮町1丁目の土地台帳と閉鎖公図を照らし合わせると、公図破損箇所は三宮町の地番9, 10, 11, 12を指すと推定される。これらはいずれも1914年5月12日に、元町通1丁目68番地に所在地を置く合名会社の「リアルエステート」によって取得されていた。前述の外国人不在地主が同社であったとすると、大正期からすでに不動産業を営む人びとによる土地取得がおこなわれた同地は、都市開発の意識を

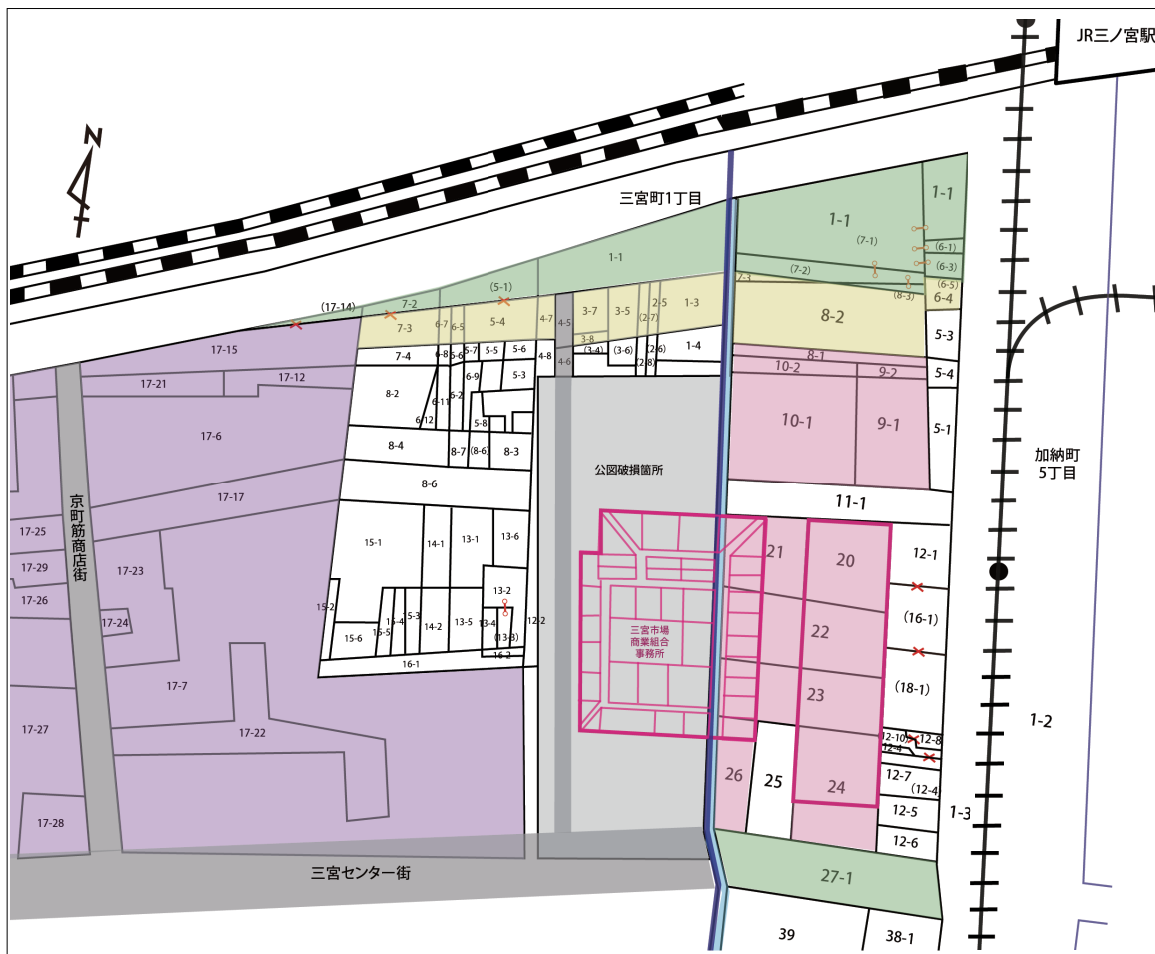


図4-2-6 1956年住宅地図と公図調査からみる三宮ジャンジャン市場の立地と三宮町1丁目、加納町5丁目の土地所有の推移（1887年から1960年までの土地台帳と閉鎖公図の調査と神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1956をもとに筆者作成）①緑色：昭和初期から戦中、神戸市による土地取得、②黄色：阪神電気鉄道株式会社→内務省、③桃色：昭和初期、永田新九郎（岡田重義・松本重作）による土地取得、④紫色：安田不動産株式会社の所有（旧安田保善社、永楽不動産株式会社）

孕んだエリアであったようだ。

図中緑色に示した阪急三宮駅南の緑地帯は、昭和初期から戦中にかけて神戸市が土地取得した公有地であり、これと加納町5丁目・三宮1丁目の街区との間の街路は、戦前には遊歩道として使用されていた。三宮町1丁目のセンター街の山側一帯には、公設三宮市場や小規模な飲食店群が形成された。この一帯は、明治期から安田善次郎によって所有され、大正期には旧安田保善社、昭和期には永楽不動産会社へと名義変更と所有権移転がおこなわれ、戦後6年経った1952年に分けられ20筆となるも、戦後も大方が永楽不動産株式会社の所有のままであった。なお、永楽不動産は安田保善社の残余不動産の現物出資による第二会社として1950年に設立され、1970年に安田不動産株式会社に改称して現在に至る。

#### 4-2-3 ジャンジャン市場の内的変化

##### (1) 浮浪者対策としての食堂設置

1945年末に開業した三宮ジャンジャン市場は、2年半経った1948年の春には「下級労働者や浮浪者<sup>20)</sup>たちの生命線」である「人世の裏街」と報じられた<sup>21)</sup>。当時は一皿5円の代用食を提供して、1947年6月に始まった料飲休業措置にも関わらず営業が許可され、繁盛した。

同年6月には、大阪で行われた浮浪者を一掃する大規模取締を受けて、神戸市内の浮浪者対策が県・市の対策協議会によって検討されることになる。ここでジャンジャン市場の存在が及ぼす市内浮浪者への影響が言及された。つまり、神戸の浮浪者の属性はほとんどが港湾関係の臨時雇労働者であるため、三宮駅には職を求めて来るが、ジャンジャン市場は彼らの「食堂」として立地・価格ともに好条件の一つになっていたのである。職を得るために神戸、元町、三宮駅に滞留する浮浪者は約200名と目され、浮浪者収容施設を建設しても解決されない問題であることが指摘された<sup>22)</sup>。また、この対策として港湾労働者のための福利施設の強化とともに、「ジャンジャン市場の対抗策としては衛生的な市営食堂を設置する」

(1948年6月10日付)必要があると考えられた。これについてはすでに、1946年4月から引揚者・戦災者救済目的の食堂が三宮駅前広場に開業してはいたものの、この開業時点ではまだ港湾日雇労働に従事する浮浪者への対策は見過ごされていたことがうかがえる<sup>23)</sup>。

そして、同年6月中旬には前述の浮浪者対策が推し進められ、6月30日午後4時過ぎには、西村兵庫県民生部長、北中同児童課長、新谷同課指導係長、宮内県児童委員らによるジャンジャン市場の視察が行われた。これを報じる『神戸新聞』記事には「三宮市場、いわゆるジャンジャン市場を視察」(1948年7月2日付)という記述がみられ、1948年7月時点には、ジャンジャン市場と旧公設小売市場であった三宮市場とは一体にみなされていたようだ。当時のジャンジャン市場はたいていのものが一皿15円で、物価上昇に伴って値上げされたようである。同市場営業組合の加入者50軒による一日の売上げは約10万円にも上ったといい<sup>24)</sup>、約6000皿を提供する繁盛ぶりであったようだ。

##### (2) 衛生面の改善運動

同時期の客層には会社員風の利用客も増えて、販売する品物は、中央市場からの正規の仕入れルートと「買出し売込みなどのヤミルート」の両方が用いられていたため、あまり利益は出ていないとの営業者の談話もみられた<sup>25)</sup>。そして、生活困窮者のために安価で営業する店舗群とみなされていたこともあり、衛生面への信頼性は低かったが、その悪評を撤回しようと市場内に衛生部が設けられる。これによって清掃、美化に努め、組合員には健康診断を受けさせ、著しく不潔な店舗営業者には始末書を書かせて営業停止に処すというように、「きれいなジャンジャン市場へとたゆまざる努力」(1948年7月2日付)が続けられた。ヤミ市が分散移転して新興商環境を形成し永続的な営業を望んだように、ジャンジャン市場もまた立地は変えないものの自発的な内的変化を志向していた。



1952年1月、写真家のハナヤ勘兵衛は友人の案内ではじめてジャンジャン市場を訪れ、この飲食店街への感想を『神港新聞』に寄せている。

#### 「雑草園 ジャンジャン横丁」

この一月、友人に案内してもらってはじめて三宮の「ジャンジャン横丁」に行った。そこは省線三宮駅の南西、表通りから一寸入り込んだ一劃でうどん、ぜんざい、おでん、飲み屋、めし屋等軒を列べて居り、労働者のお客でにぎわっている。あるめし屋で一杯飲みながらもの珍らしく周囲を見回す、その店の構えより立派なカマド、一日に二斗五升から四斗炊く話、店に入ってきた客が「サテ今日はいくら金があるか」眼の前で勘定して、ものを注文するなど考えると当り前のことではあるが至極変って居る（略）（『神港新聞』1952年8月26日付）

このとき撮影された「銀めし」という作品には、白米を大盛りで注文して食べる労働服の男性達の姿がうつされ、客層に労働者が多いことを特徴的と捉えて関心を寄せた様子がうかがえる。

### 4-2-4 ジャンジャン市場の空間的変容

#### (1) 三宮地区における戦災復興事業の展開

神戸市の市街地改造事業は、戦災復興事業が時代の進展に対処したものである。被災地区の復旧に始まる戦災復興事業は、国の経済対策によって事業を縮小するが、1950年以降朝鮮動乱によって経済力は回復した。その反面、神戸市の財政悪化により、同時期の区画整理事業の停滞期を迎える。1960年までには戦災復興事業は「戦災関連都市改造事業」へと改称され、第2阪神国道建設事業や三宮地区都市改造事業が始まった。このち更なる都市改造事業や市街地改造事業、高速道路建設といった計画へと向かう。

#### 戦災復興土地区画整理事業の開始

1945年11月、神戸市に復興本部が設置され、神戸市復興基本計画方針が決定した。同年12月

30日閣議決定の同方針にしたがい、戦災復興土地区画整理事業が実施された。復興本部長の諮問機関としては神戸市復興委員会が設けられ、佐藤栄作や高田保馬らが委員となった。そして10部会に分かれた審議のうえ、各々による復興計画要綱が策定された。土地区画整理事業に関しては、区民代表者を含む区毎の復興整地協議会、土地区画整理委員会が設置され、戦災地約590万坪とその周辺区域を加えた約650万坪の区域を対象とした計画が示された。事業執行にあたり、仮換地の図上発表は1947、48年度内に終了し、現地明示の仮換地指定は1948年から1952年までに施行地区の約7割が完了されており、浜手幹線の兵庫駅南側付近、中央幹線、鷹取工場付近、会下山線、塚本線等の主要幹線街路については粗造成を終えるもの多数あった<sup>26)</sup>。

#### 三宮地区市街地改造事業への移行

戦災復興事業から次の段階へと移行した市街地改造事業のひとつである三宮地区市街地改造事業は、ジャンジャン市場とその周辺を含む地域を対象とした【図4-2-8】。これに先立つ事業としては、大橋地区市街地改造事業が挙げられる。全国初の市街地改造事業であり、1961年に調査がはじまり、1962年度から1975年度までに、腕塚5丁目や大橋5丁目を始めとする地域に神戸デパートやスカイビル等の5棟を建設、浜手幹線が拡幅された。続いておこなわれた三宮地区市街地改造事業は1966年度から1974年度、2.97haに及ぶ区域を対象とし、総事業費は150億円であった。ここに含まれる街路である中央幹線と生田前線の拡幅に加えて、三宮町1・2丁目を3地区に分け10～19階建のビルが3棟建設され、このうち初めに完成したのは、1970年4月、第3地区の「さんプラザ」であった<sup>27)</sup>。

市街地改造事業は市街地整備における第3の手法ともいわれる<sup>28)</sup>。第1には土地区画整理法による面の方式、第2には用地買収による線の方式、そして第3が市街地改造事業による点の方式である。昭和20年代から戦災復興の流れに

において土地区画整理法に基づく区画整理事業を進めていたが、三宮地区の再開発を街路拡張と一体の事業として行う必要があった。この区域は、北は阪急三宮駅南側から南は三宮センター街、東はフラワーロードから西は三宮町2丁目と3丁目の境界である。戦後まもなく高架下から拡張したヤミ市に覆われた高架橋南側街路すなわち中央幹線の拡幅工事が行われた。1955年から1978年度において総事業費294億円を要し1979年3月完了の結果、中央幹線（延長340m）は幅員14mから36mに変更された<sup>29)</sup>。

## (2) 1965年前後三宮地域において火災発生

1964年下半年から1965年にかけての三宮地域では、不審火とみられる大火が3度にわたって発生した。一件目は1964年8月4日には同町17中華料理店「揚子江」から出火、十数戸を全半焼して死者3人を出す大火、そして二件目は同年9月11日の北長狭通1パチンコ店「日光」から出火で、これらは同様の手口とみられた<sup>30)</sup>。

そして、前述の2件に続いて、1965年2月8日月曜日の早朝、三宮町1丁目では「神戸市内の商店街で起こった火事では戦後二番目」（1965年2月8日付）の規模の大火が発生した。【図

4-2-9】中華料理店「來來軒」の裏口に近い共同便所あたりから出火し、瞬く間に周囲に燃え広がった。狭い通路を隔てて隣接するパチンコ店「ミリオン総本店」の従業員宿舎には、当時約55人の従業員が寝ていたというが、出火場所の辺りには火の気もなかった<sup>31)</sup>。

バラック密集地帯であったことから、被害は甚大で40戸が全半焼、その範囲は延べ3500㎡に及び、焼け出されたのは40世帯210人であった<sup>32)</sup>。神戸市消防局の第二特命で20台の消防車が出動したが、類焼を防ぐにすぎず、「死者が出なかったのは奇跡」（1965年2月8日付）と火災当日の夕刊で報じられた。

現場は国鉄、阪急の高架に面した店舗の密集地帯で、ほとんどが終戦後たてられた木造のバラック。このため、火勢は、マッチ箱を焼きつくすように強まり、見るまにのきからのきへと燃え移った。（1965年2月8日付）

また、この3件に共通するのは、出火場所が裏口付近、出火時刻が早朝同時刻、同区内でも建物密集地を選んでいることであり、直後の現場検証からも放火と推察された。



図4-2-8 1956年葺合区雲井通7丁目神戸新聞会館より元町方面（西方）をみる。左側、三宮センター街との間に見える木造バラック地帯に三宮ジャンジャン市場もあった。（出典：田辺真人監修『神戸市今昔写真集』樹林舎 2010）

## "美しく、燃えない町づくり"と地域住民との衝突

一方この大火と同時期には、三宮一帯で市街地改造事業が進行中であった。市都市計画局では、1966年度末から着工という計画を立てていたが、三宮町1丁目の補償問題は難航しており、直前まで同地に対する市の立退き計画は「ウワサの域をでなかった」（1965年2月9日付）という。しかし、この大火直後に宮崎辰雄助役によって発表された談話は、三宮地区の高層不燃化計画を住民へ向けて呼びかける内容であった<sup>33)</sup>。「復旧と都市整備をかね合わせて、なるべく早く火事のない“明るく美しい三宮”にしたい」（1965年2月8日付）というように、これを機会に整備事業を進める旨が伝えられた。

これに対して地域住民は翌日、一斉に声を上げた。すぐに火災保険金の申請を行い営業再開するつもり住民が多く、これまで市から区画整理の通知や説明を受けていないにも関わらず、「火事のどさくさ」とも言えるタイミングで立退きを提案されることへの反発は強かった<sup>34)</sup>。

この都市計画では市街地ビルの1968年度完成を目指していたが、三宮町1丁目一帯は地主と借地人の関係が複雑に入りこんでおり、「換地部分になる旧国道二号線と三宮センター街にはさま

れた中間地帯の立ちのきがさっぱり進まないため、一番あと回しになっていた」（1965年2月8日付）という。大火による被害のうえに市が店舗再建を許可せぬ方針を出したことは立退きの機会に利用されたと受けとられ、三宮町1丁目の住民の怒りや戸惑いを招いたようで、都市計画事業を進めるうえで必要な市民参加が不十分であったことが推察される。

また、同地区は準防火地域のため、木造3階建ては禁止されていたが「ミリオンパチンコ店」「太平閣」すし屋「とん平」の3店が3階を作っており、市内約1100戸とみられる「この種の不法建築」への立入り検査の強化が図られることとなった<sup>35)</sup>。

## (3) ジャンジャン市場の移転難航問題

三宮地区の市街地改造始業は1959年という早期から52億円の予算で始まったが、6年が経過した1965年になっても、補償問題や所有権争いがもつれていた<sup>36)</sup>。1964年にはようやく「三宮交差点南西の一角」（1965年2月9日付）で立退きが始まったが、ジャンジャン市場は動くことなく残っていた。同市場は再開発を目前とした時期にも「安い料金で“めし”や酒が飲めるためサラリーマンや港湾労働者などから長い間親しま

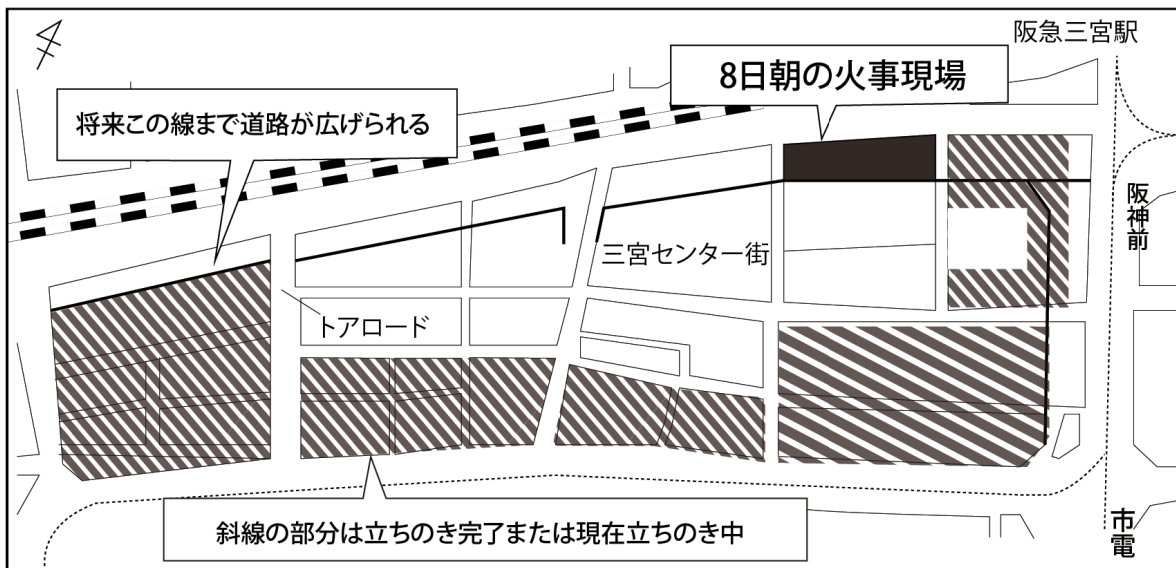


図 4-2-9 1965年2月8日朝、大火があった三宮繁華街周辺。■は8日朝の火災現場。斜線部分は立退き完了、または現在立退き中。太線内が都市計画地域で、国鉄高架ぞいの道路が太線部分まで拡張される。火災現場の南東に焼け残り、未立退きの区域がジャンジャン市場。(出典：『神戸新聞』1965年2月9日市民版掲載図をもとに筆者作成)

れてきたところ」(1965年2月9日付)として、駅前から消えることを惜しむ意見が語られた。

このジャンジャン市場の移転計画の一環として、市は生田区(当時)磯上通2丁目にビルを建てたが、1戸当たり350万円近くの移転資金がかかることと「場所的な条件」が折り合わず、9軒のみが移り27軒が残る状況であった<sup>37)</sup>。そして「地主がこれら借地人を相手どって告訴し、現在公判中」(1965年2月9日付)であったといい、ジャンジャン市場移転は難航を極めた。

このとき建てられたビルは、中央区磯上通2丁目の「磯上団地」であったと推察される。同ビルは1995年の阪神淡路大震災によって倒壊し、1998年4月に総戸数73戸の「グランドメゾン三宮」(磯上通2丁目2-25)として建て直された。ジャンジャン市場から移転したとみられる店舗は、1966年時点の住宅地図によると、丸高食堂、藤原食堂、喫茶一番、ササクラ理容、入船食堂、熊野食堂、おざき食堂、ラッキー食堂、しばがき食堂、日の出屋食堂の10店であった<sup>38)</sup>。

また、1981年5月に行われた「神戸市建設行政を振り返って」と題した座談会では、同時期の三宮地下街建設事業に関連して、第一期工事の際には、地下街建設の影響を受ける周辺地域への揆

拶として市職員がジャンジャン市場を一軒一軒まわったと回顧されている<sup>39)</sup>。当時、小さい店も合わせて同地域一帯で百数十軒を数えたが、その後の第二期工事によってジャンジャン市場も撤去されることになり、1981年当時市の都市計画局長であった笹山幸俊は「第一期工事は入れなかったけれども第二期工事でこわしにかかった。話が違ふときつくおこられましたね。」と振り返っている<sup>40)</sup>。しかし、2期にわたる三宮地下街建設後の竣工記念誌においては、ジャンジャン市場や事業範囲と撤去問題については見受けられず、換地の実態については定かではない<sup>41)</sup>。

### 三宮地下街造成による加納町5丁目の形骸化

また、三宮地域では時期を同じくして、交通センタービルの建設(1964年4月着工、1965年10月竣工)、三宮地下街「さんちか」の第1期造成(1964年10月着工、1965年10月竣工)もおこなわれた。【図4-2-10】これは、公共施設の整備に関連する市街地改造法が制度化され、急速に街区の形成や再開発事業がすすめられた時期であった。

「フラワーロード」は兵庫県道30号新神戸停車場線の愛称だが、明治初期までは生田川の水



図4-2-10 1980年市街地改造事業が完了した三宮駅南側を東から望む。交通センタービル、さんブラザがみえる。(出典：『市民のグラフこうべ』No.92 1980.5)

路（1871年埋め立て）であったことから「滝道」と呼ばれており、戦後、道および中央分離帯に花を植えるようになったことや花時計の誕生によって「フラワーロード」と称されるようになった。戦後まもない時期には「国際道路」とも称され、1946、47年にはこの西側に面して南北に延びる店舗群が「国際商店街」と呼ばれていた<sup>42)</sup>。

住宅地図をみると昭和36年版と41年版には大きな差があり、特に41年版では三宮町1・2丁目は工事中であった。ジャンジャン市場は三宮町1丁目の北東角とされたが、市街地改造事業は筋を挟んで現在さんプラザが建つ区域に施行された。三宮町1丁目の東に接した加納町5丁目にあたる場所は、三宮地下街造成時に拡張されたフラワーロードになった。同事業前と変わらずにフラワーロードに面して営業する店も見られるが、セットバックによる移転のため、これは三宮町1丁目の東端に相当する。つまり、加納町5丁目はもはや建造物を含まない町名、フラワーロードの一部のみを指すようになった。

#### 4-2-5 戦後都市雑業層の生活基盤の構築と展開

戦後の都市雑業層の生活を考えると、労働と居住の問題はとりわけ密接に絡みあいながら、彼らを拘束していた。日雇労働に従事しても住宅を得られないことから「浮浪者」として戦災都市の駅周辺に存在した彼らを受け入れた空間のひとつとして、三宮地域にはジャンジャン市場があった。

##### (1) 戦後日雇労働事業のはじまり

##### 阪急三宮駅南側の日雇労働斡旋と供給事業の変容

1946年夏以降、「在外同胞援護会近畿地方支部」（神戸生田区山本通三丁目）による労働供給事業が始まった。同事業は、戦災者・引揚者・復員者などの救済事業として、焼跡整理や土木整地といった労働先を非営利で斡旋するものであったが、集合場所が「三宮駅の東南角広場」とされたことに注目したい<sup>43)</sup>。これは阪急三宮駅の東口の南側に位置する緑地帯と同義である。つまり、戦後1年の時点においてすでに同地は日雇労働者（自由労働者）の集合場所として扱われていた。これはのちに神戸の日雇労働斡旋と同地が密接な関係を継続し、問題化することを示唆するようである。また、日収25円に昼食支給という点や、食堂寮や医療所を備えていることが強調されていた。

働者）の集合場所として扱われていた。これはのちに神戸の日雇労働斡旋と同地が密接な関係を継続し、問題化することを示唆するようである。また、日収25円に昼食支給という点や、食堂寮や医療所を備えていることが強調されていた。

##### 1947年12月1日公布 職業安定法の影響

労働基準法に続いて施行された1947年12月1日公布、3月1日施行の職業安定法は、非民主的な労働供給業者を排する法律であった<sup>44)</sup>。ジャンジャン市場に集まる日雇労働者は、同地を含む阪急三宮駅南側一帯で手配師から職を得ていたといわれ、その集中するさまは全国的にも有名で、ここからジャンジャン市場と命名された由来という説もみられた<sup>45)</sup>。

この労働者は、「浜のアンコ」といわれるように神戸港での労働に従事する港湾荷役が多かった、とインタビュー<sup>46)</sup>からも確認されたが、これは昭和30年代前後の状況とみられる。戦災復興期の初期段階においては、先述したように焼跡整理や土木整地等を基とする土木建設業の求人が多数を占めた<sup>47)</sup>。

現在兵庫県下にはいわゆる口入屋、周旋屋と称するものは土木建設業172、運送業80、船舶荷揚業17、鉄鋼製造業9、農業10、家政婦事業4、商業物品販売業、塗装業、洋服業、電気工業、製箱業、旅館業、木工業、製材業各1、植木業2、その他23、計326（1947年12月8日付）

1947年12月には、土木建設業に属する斡旋業者は県下172件と圧倒的多数を占めており、これに次ぐ運送業では80件と半数以下であった。土木建設業は復興期の就業先として勢力を誇り、日雇労働者も集まったことがうかがわれる。このように、日雇労働者の斡旋の実態はさまざまに語られたが、発生初期のジャンジャン市場を取巻く環境や、同地内部の性格と密接なものといえよう。同時代である1948年執筆の白川渥による随筆『KOBEとその附近』には、同地と阪急三宮駅

の間に位置する緑地帯にみる日雇労働の風景について、以下のような描写がみられる<sup>48)</sup>。

人夫供給業が禁止されても、親方によびとめられて、電車の切符を渡されると、何処へともなく賑やかな働きに出て行く風景は、ここでは毎朝のように見られるのである。

人夫供給業の禁止とは、1947年12月1日に公布された職業安定法に伴い、翌年3月には職業周旋機関が廃止されることになった状況を指す。この禁止内容については、「人夫、大工などの供給にあたっては業者が□をはねたりする中間搾取をとり除き、いままでのような労働者に就役を強制したり、身分を拘束して苛酷な取扱いをしないようにするもの」（1947年12月8日付、□は判読不能）とされた。

1948年2月19日、吉川県副知事は「今回の廃止は供給業者に所属する労働者諸君を封建的な親分子分というふうな所属関係から解放して中間搾取、強制就労を停止することにある」と注意を促した<sup>49)</sup>。また、同法実施以降も、日本の雇用制度の民主化を妨げている「親分、口入屋、周旋屋」を廃するべきという認識は、兵庫軍政部から表明・警告された<sup>50)</sup>。

しかし、これらの行政側の施策は、ジャンジャン市場周辺においては、さほど効果を為さなかったようである。浮浪者や日雇労働者の三宮駅南側への集中傾向の緩和は行政の目指すところであったが、実態は長期継続して変化がなかったといえよう。以下は1965年に回顧された、阪急三宮駅南側の状況に関する記述である<sup>51)</sup>。

いまは交通センタービル建設のためになくなってきているが、かつては阪急東口の南に緑地帯があり、そのあたりにはいつも日雇労働者のグループがたむろして、手配師が呼びにくるのを待っていた。おもに土建関係の仕事をする人たちだ。夏の夜など、芝生のうえにごろ寝して朝をむかえる者もすくなくなかった。

新聞に、国際港都の表玄関といえる場所に身なりのよくない連中がうろろうしているのは神戸の恥だ、という投書がのったことがある。それでも彼らは、「なんかしゃがンねン（なにを抜かしゃがる）どこをうろつこうと、人の勝手やないか」と、神戸の表玄関を徘徊することをやめなかった。市電通りを越えると国鉄三宮駅で、その水道は深夜でも彼らに水を豊富に提供する。街頭を宿泊所と心得ている連中は、まず水の便を考えるらしい。

こうした描写からは、三宮地区市街地改造事業がはじまる直前まで、三宮駅南一帯が日雇労働者と手配師のための場所として機能し続けたことがうかがわれる。同所は、街路上のコントロールがすすんでヤミ市の物質的要素が撤去されたのちもいまだ解消できない居住・労働の問題を抱えた、戦後神戸市の都市整備にとっての懸案であった。

## (2) 戦後浮浪者救済事業のはじまり

終戦後、家を失った罹災者は、高架下や阪神地下道に罅を求めた。1945年3月から6月にかけての三宮地域への空襲後、焼け残った高架下は避難場所とされたまま、8月の終戦を迎えた。冬が近付くにつれて、高架下の罹災者はより暖かい地下道へと居を移し、これと反比例するように高架下には露店が急増する。

戦後まもない1945年11月、家と職を奪われた戦災者への救済は緊急性をもって捉えられた。圧倒的な住宅不足のために罹災建物や高架下に残留する戦災者達は約1万1200世帯、4万人に達し、この対応策として、残存工具寮の開放、共同宿泊所の経営、県営無料宿泊所の開設、学校等の罹災堅牢建築物の応急的住宅化の必要性が検討された<sup>52)</sup>。

しかし、2年経った1947年10月の市内における浮浪者はやや異なる様相を呈していた。調査対象であった720人中の大部分が壮年層、このうち引揚者、復員者が232人で32%を占めていたという<sup>53)</sup>。国籍はすべて日本、本籍は岡山、

長崎、熊本など神戸以西から流入した若者男子が多い。これは接収地を擁する都市における雇用のためであったといい、実際に浮浪者として調査された者のうち、部分就業が227人、完全就業が422人というように約90%が就業していた<sup>54)</sup>。これは、進駐軍関係労務に就業している地方出身の若者の多くが、住宅不足の世相から駅、高架下に寝ていたという実態を示している。また、未婚者が435人といい6割を占めており<sup>55)</sup>、定職をもちながらも結婚する者が少ないことは、勤務地の近辺に根拠地を持っていないことに起因したと考えられよう。

#### 1947年10月1日国勢調査にみる浮浪者動態

こうした状況に対し、行政も無策であったわけではない。三宮駅前の労働市場化した状況を改善するため、簡易宿泊所の建設を計画し、浮浪者動態調査の活用も目指された。1947年10月1日に戦後はじめての全国一斉国勢調査がおこなわれ、神戸市は浮浪者動態を重点的な調査対象として取り組む。当時、復興途上の不十分な住宅供給事情から神戸市内には浮浪者があふれ、各地に集結地が形成されていた。その総数や動態を掴み、配給・住宅等の問題についてよりよい対処策を講ずることは、同調査の目的の主軸となった。9月30日午前10時から10月1日午前3時にわたり、統計・厚生課30名を総動員し、湊川公園、三宮駅、阪神地下道、三宮神戸間高架下、神戸駅の浮浪者集合地の調査がおこなわれた<sup>56)</sup>。その結果、総数720人うち男が683人、女37人、場所は阪神地下道に333人、高架下自由市場に231人、神戸・三宮両駅に149人、湊川公園に7人であったという<sup>57)</sup>。

また、1947年10月におこなわれた第4回臨時国勢調査によると、生田区の総人口数は58,030人、葺合区は35,532人であった<sup>58)</sup>。1946年4月に行われた人口統計調査に対して、「葺合、生田の両区は飛抜けて増加しており、全市の増加率13%に比して60%をしめし、神戸市中では両区が復興の中心である」（1947年10月

24日付）と記され、三宮を中心とした東西一帯への人口集中は戦後に生じていったことがうかがえる

#### 県営・市営浮浪者収容所・寄り場設置の動向

1947年から48年にかけて、浮浪者収容所の建設や救済活動が活発な動向を示す。

官庁側ではもう少し清潔な市場にしたいと種々対策を練っている。建物を大きくして木賃宿のようなシステムで、簡易宿泊所を作ろうと言う案もあるし、ターミナルを外して、生田川の東へ移すことも考えられている。が、いくら対策を立ててみても、浮浪者の世界は役人の手の届かない処にある<sup>59)</sup>。

三宮駅南側一帯は「ミナト神戸の玄関口」「浮浪者のセンター街」と呼ばれており、「第二収容所」に加えて「寄り場」の駅付近への建設計画が報じられた<sup>60)</sup>。これには阪急三宮駅南側路上、緑地帯内からジャンジャン市場にかけた一帯に毎朝集まる日雇労務者、沖仲仕の「労働市場」（1947年10月30日付）を解消する目的があった。工費約100万円をもって約150坪に木造平屋建てを建築し、神戸公共労働安定所から係員2、3名を配置し、「寄り場」で一括した就職斡旋を行うことが提案された<sup>61)</sup>。これによって、三宮駅前で競りのように求人・求職が行われる状況が改善されたのだろう。

そして、1947年になっても続く住宅難に起因する浮浪者の増加傾向に対応して、兵庫県によって浮浪者収容施設の建設がみられる。1947年9月に、神戸市長田区丸山公園の元川崎車輻寮の改装がはじまり、工費300万円、平屋建て3棟、625坪で約400名収容の施設が、10月中旬に開所した<sup>62)</sup>。これが第一段階である。翌月には第二段階として、高架下を中心に増加し続ける浮浪者のために、三宮駅附近に130万円を投じた収容所の開設計画が持ちあがる<sup>63)</sup>。しかし、長田区丸山公園を浮浪者収容所へ充てる計画について

は、地元住民の反対活動も起きる<sup>64)</sup>。元川崎車輻寮は戦中、捕虜収容所となっていたが、この改装にあたって、小学校に活用をと願う住民と県との間に齟齬を生じたとみられる。この一件もまた、戦後の建物不足の深刻さのあらわれとみることができよう。

また、同時期、神戸市によって板宿に建設された「希望の家」に続き、1947年末より「第二希望の家」が須磨区飛松町に200万円で建設され、1948年2月26日に開所した<sup>65)</sup>。

### 阪神地下道内の浮浪者を対象とする収容所建設

1947年10月末には、阪神国道横断地下道を占拠する浮浪者群は700人を超え、阪神電鉄側はこの際収容所に改装することを県市当局に提案したという<sup>66)</sup>。1948年2月17日にも、阪神地下道は「毎夜二百名から六百名の老幼男女」が寝泊りし、まるで「人間ミノ虫」の「地獄縮図」の観を呈したと表現され、同地を占有した浮浪者の一掃に葺合署が乗り出した様子が報じられた<sup>67)</sup>。そして、同地下道を追われた浮浪者たちの収容先として、以下の2箇所が挙げられた。

土建請負業五島組の心差して阪神国道小野柄小学校前地下道に設けられた仮宿泊所「新地下道ホテル」や市立「希望の家」などに収容された(1948年2月17日付)

また、1948年1月には「家のないお母さんや傷病者、引揚者など社会の恵まれぬ人々」のために、県下5箇所への母子寮や保護施設の建設計画が報じられた<sup>68)</sup>。同時期の大きな社会問題となった住宅難は、引揚者や戦災未亡人、傷病者といった社会的弱者に重くのしかかり、県・市による対応の必要性は顕在化していった。

### (3) アジールの性格の戦後都市空間

「アジール」とは、紛争対立の停止される不可侵の場を意味し、縁切り寺や教会のような日常的規範のなかで弱者を保護する空間を指す。

戦後復興期の都市におけるヤミ市は、しばしば叙情的に語られる対象とされてきた。この言説は、近代国家による法制後の確立とともに消えていったはずのアジールが出現したという認識を示す。しかし、この「アジール」と、ヤミ市やこれに派生したマーケットなどの「市場」とは全く異なることを指摘したい。

アジールは、日常的規範のなかでの保護を与える機能を有する空間でなければならない。戦災都市においては、地下道の浮浪者への開放や、彼らの救済のための施設計画が、これに相当する動きといえよう。したがって、戦後神戸においては、三宮ジャンジャン市場こそ戦後的なアジールであった。そこには、弱者救済のための安価な食事の提供と、これを媒介とした主体間の交流が生じており、慣習や意識を共有する動きもみられた。

ジャンジャン市場は、三宮のヤミ市のうち街路上で飲食営業をおこなっていた日本人が、1945年12月に街路ヤミ市取締から南の焼け跡の一面へと逃れ、各自でバラックを建てて51軒がのちに組織化したといい、全く計画的ではない形成経緯であった。誰しも必要とする安価な飲食を営業品目としたこと、港湾労働者の寄せ場がこの場所と三宮駅のあいだに位置したこと、市内主要駅の前という立地から浮浪者が多く存在したことなどに起因して、弱者救済の空間となった。しかし、その一方で、酒が入ることによって「喧嘩」という物理的な紛争はたびたびみられ、誰かの庇護下にあったわけではない。つまり、この場所が担っていたのは、食事と労働に関する救済機能であったと言えるだろう。

なお、同様にヤミ市から派生した三宮国際マーケットについても、形成後の性質に目を向けると、ヤミ市の抗争から逃れることのできるアジールの性格を有した場所であるかのようにみえる。しかし、成立の経緯(4-1参照)によると、長田のゴム工業と全国の小売商業を繋ぐために設置された市場空間として機能したことが明らかになった。また、在日朝鮮人による行政への交渉と合意形成による、長引く統制経済へのカウンターとしての



「開発」の意味を含んだ空間形成でもあり、ヤミ市での利権をめぐる抗争からの保護・救済という消極的な民衆の戦略とは異なっていたことが指摘できよう。

4-2 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 1948年7月2日付
- 2) 神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1959
- 3) 陳舜臣『神戸というまち』至誠堂 1965：116-120
- 4) 三宮センター街二丁目商店街振興組合・K氏の筆者への談話（2010年7月6日，神戸市）
- 5) 小林正信『あれこれと三宮』三宮ブックス 1986：121
- 6) 林五和夫「白蘭のような女」『画文集 神戸の風』私家版 2007：81-115
- 7) 注5に同じ
- 8) 生田区加納町5丁目に勤務したY氏の筆者への談話（2010年7月31日，神戸市）
- 9) 白川渥『KOBEとその附近』日本交通公社 1948：11-16
- 10) 注3に同じ
- 11) 注9に同じ
- 12) 生田区加納町5丁目に勤務したY氏の筆者への談話（2010年7月31日，神戸市），林五和夫「白蘭のような女」（『画文集 神戸の風』2007：81-115），林五和夫の筆者への談話（2010年11月2日，神戸市）
- 13) 大宅壮一『日本の裏街道を行く』文藝春秋新社 1957：226-227
- 14) 注3に同じ
- 15) 同前
- 16) 林五和夫「白蘭のような女」（『画文集 神戸の風』2007：81-115），林五和夫の筆者への談話（2010年11月2日，神戸市）
- 17) 神戸市警察総務部『あゆみ』第1巻第3号 1949.7：57
- 18) 同前
- 19) 小林正信『あれこれと三宮』三宮ブックス 1986：123
- 20) 1947年10月当時の『神戸新聞』報道によると，震災による住宅難の煽りを受けて日雇い労務に従事している者たちも，住居を持たないことから「浮浪者」とされていた。
- 21) 1948年3月10日付
- 22) 1948年6月10日付
- 23) 1946年4月17日付
- 24) 注1に同じ
- 25) 同前
- 26) 神戸市都市計画局『戦災復興 都市改造から環境改善まで（戦後の区画整理のあゆみ）』神戸市都市計画局 1975
- 27) 神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982：131-133
- 28) 注26に同じ
- 29) 注27に同じ
- 30) 1965年2月14日付
- 31) 1965年2月8日付，9日付
- 32) 1965年2月8日付
- 33) 同前
- 34) 1965年2月9日付
- 35) 注32に同じ
- 36) 注34に同じ
- 37) 同前
- 38) 関西図書出版社『観光と産業の神戸市住宅地図 葺合区』1966
- 39) 神戸市企画局「神戸市史紀要 神戸の歴史第四号」神戸市企画局 1981
- 40) 同前
- 41) 地下街誌刊行会『三宮地下街 さんちかタウン・企画から完成まで』地下街誌刊行会 1966
- 42) 1946年11月4日付，1947年6月2日付，神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』（1956，59，61）
- 43) 1946年12月19日付
- 44) 1947年12月8日付
- 45) 大宅壮一『日本の裏街道を行く』文藝春秋新社 1957：226-227
- 46) 注8に同じ
- 47) 1947年10月30日付
- 48) 注9に同じ
- 49) 1948年2月20日付
- 50) 1948年4月28日付
- 51) 注3に同じ
- 52) 1945年11月9日付
- 53) 1947年10月10日付
- 54) 1947年10月2日付
- 55) 注53に同じ
- 56) 注54に同じ
- 57) 注53に同じ
- 58) 1947年10月24日付
- 59) 注9に同じ
- 60) 1947年10月30日付
- 61) 同前
- 62) 1947年9月18日付
- 63) 同前
- 64) 1947年9月27日付
- 65) 1948年2月25日付
- 66) 1947年10月29日付
- 67) 1948年2月17日付
- 68) 1948年1月14日付



## 4-3

### 三宮高架商店街の形成と変容過程

第二次世界大戦後の日本の都市部において、鉄道高架橋下部空間と駅周辺の空地は、大規模かつ急激な変化を遂げた象徴的な空間である。神戸の市街地を東西に縦貫する鉄道高架橋は大正・昭和初期の計画に始まり建設され、戦災を受けながらも残存した。市の中心部である JR 三ノ宮駅から西へ元町駅、そして神戸駅へ到る鉄道高架橋下部空間には、戦中から戦後にかけて雨露を凌ぐ戦災者や食糧の立売商人があらわれ、まもなくヤミ市が生じた。同地を舞台として錯綜したポリテクスを繰り広げた店舗群はやがて商店街を形成し、前者は三宮高架商店街、後者は元町高架通商店街という商店街として現在に至る。

戦後の鉄道高架下に発生した商業空間は全国の都市部にみられ、現在も戦後まもない時期の姿を留めるものもある<sup>1)</sup>。当該期の都市をかたちづくる諸力は、統制経済の継続や GHQ の占領・接収などの政治経済的な混迷も影響して、輻輳していた。都市計画主体の構想を妨げる存在となっていくヤミ市や不法占拠バラックの実態については、史料的制約も大きく不明点が多い。しかし、そのためか、主に地域で口承によって語り継がれる傾向にあり、世代差はあれ、恥の意識と表裏一体ともいえる記憶のようだ。

また、1947 年 6 月以降、料飲業者への規制は厳化され、喫茶店、外食券食堂、旅館以外の飲食店に対して休業措置がとられた。これは、飲食店街として盛況を極めた三宮地域一帯を直撃して、料飲業者と政府、地方自治体の 3 者間における

折衝や探り合いが過熱していく。

本節では、鉄道高架下の飲食店群という独自のコンテクストと、占領期の都市風景に着目して、三ノ宮駅から元町駅のあいだの鉄道高架下と周囲一帯の戦後を描きだしたい。

#### 4-3-1 三宮高架商店街としての定着過程

##### (1) ヤミ市発生地としての省線三宮高架下

1945 年 9 月中旬、省線三ノ宮ガード下に饅頭の立売商人の出現が報じられた<sup>2)</sup>。これが神戸市のヤミ市発生の端緒である。1945 年 2 月 4 日から 6 月 15 日まで前後 15 回に及ぶ神戸大空襲によって焼け野原と化した中央区（旧葺合区・旧生田区）には、市内を横断する省線高架橋が焼け残った。屋根を求めて高架下を集った戦災者の傍らに食料品の立売がはじまり、まもなく物的設備を備えた屋台店舗へ、南側路上を埋め尽くすバラック店舗群へと拡大した。三宮から元町、そして神戸に至る 2km 余りにも続く高架下・南側路上のヤミ市は市内最大規模であり、「三宮自由市場」と称された。（第 3 章参照）

##### (2) 三宮一元町駅間高架橋下部空間の位置関係

1945 年 11 月に公認飲食店街として形成されてから、新築街の所在地は「省線高架下」と示された。三宮から元町駅にかけては、異なる鉄道会社の高架橋が並走している。南側には省線（現 JR）の高架橋、北側には阪急三宮駅西口より西方にむけては山陽電鉄神戸高速線の高架橋である。

東端を阪急三宮駅、西端を省線元町駅とするこの一区間のあいだに、戦後まもなくは通路を隔てて山側に新楽街、浜側に国際総商組合が統括するいわゆる「三宮自由市場」が並んでいたようだ。

現在も、同地の商業集積は複合的である。【図4-3-1】間口の狭い店舗が隙間なく建ち並び、通路は狭く、縦横に入り組み、部分的には立体構造になっているため、全体像を把握することさえも難しい。ここではまず、現存する商業集積の組織ごとに、その立地と発生初期の姿をみていこう。

まず、新楽街は高架下山側に位置した飲食店街という要素から、現在の「三宮阪急西口商店街」に相当すると仮定できよう。阪急三宮駅の西口を出ると、阪急とJRの高架橋のあいだに屋根を掛けた飲食店街がある。阪急の高架下には、北側の街路向きに店舗が開口しているため、裏手である南側には奥行がなく、立飲みやカウンターのみ飲食店が多く立ち並ぶ。JR側には、1階と2階で異なる店舗が入っている例もみられ、階段を上った2階の店舗の内部には、屋根裏のような3階がある例もある。

三宮高架商店街は、高架下の三宮自由市場が組織化した商店街で、複々線のJR高架橋下部空間を利用している。山側の阪急と近接する側の店舗は奥行も広く、規模の大きな店舗が多い。主な営業品目はアパレルや靴製品である。「ピアザkobe」と名付けられた同商店街は、東から生田筋、トア・ロード、鯉川筋によって区分され、ピアザ1,2(east, west),3の4つのブロックから成る。

また、阪急三宮駅とJR高架橋のあいだにある飲食店舗群は「三宮阪急楽天地」といい、2階に

も通路を挟んだ店舗が並ぶ。楽天地の来歴についてまとめた情報はみられないが、昭和初期の神戸においては、鉄道高架化を果たしたためにあらわれた三宮の華やかな娯楽街として、「中級層の客を目標とする飲食店、映画館、売店、遊戯場等」の40軒から50軒からなる「三宮楽天地」があったようだ<sup>3)</sup>【図4-3-2】。これは神戸の近代化の象徴ともみなされ、戦災復興計画においても「慰楽地区」として第一に挙げられていた<sup>4)</sup>。なお、戦後まもない『神戸新聞』では、昭和初期の三宮楽天地は「小林一三氏一流の百貨店式構成で歓楽組織を積み上げて」いた一方で、湊川新開地の本通りの魅力には敵わなかった、とも評された<sup>5)</sup>。

1948年7月の『神戸新聞』には「三宮楽天地街案内（神戸阪急西口南側高架二階）」という広告<sup>6)</sup>、1970年頃には「阪急階上楽天地街」という呼称もみられた<sup>7)</sup>。しかし、1950年頃に「アミューズメント・センター」として神戸市刊行物にとりあげられた写真【図4-3-3】をみると、阪急三宮駅と一体の商業施設であった神戸阪急ビル（1936-2007、愛称・阪急会館）の西側高架下が写されている<sup>8)</sup>。奥に写る阪急会館との位置関係から、この場所は、戦前の「三宮楽天地」と同一であること、現在の三宮阪急西口商店街と阪急高架下にあたるのが読みとれる。つまり、戦前の楽天地と現在の阪急楽天地とは異なるもので、戦後1948年にはすでに、現在の立地に新たな「楽天地」が形成されていたのである。

また、1949年3月の雑誌『神戸春秋』には、須磨溪水の詩と松岡寛一の画による「ニューコーベ裏街の唄」という特集がみられた<sup>9)</sup>。ここには

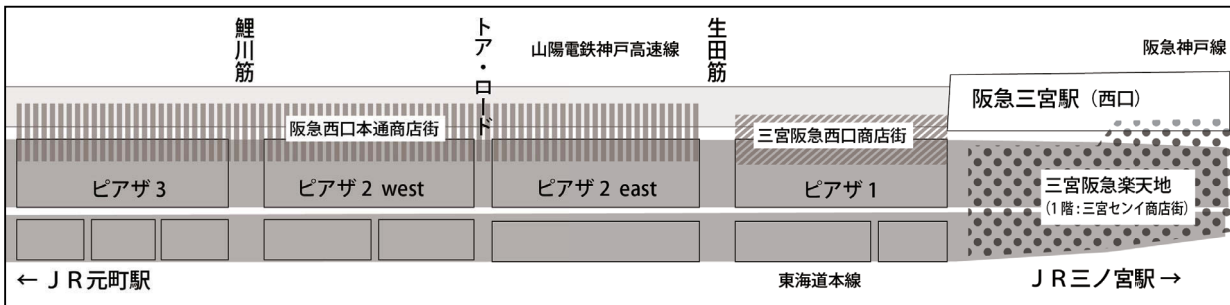


図4-3-1 現在のJR三ノ宮駅から元町駅間と山陽電鉄神戸高速線の並走する鉄道高架橋下部空間における商店街立地の概略図（筆者作成）  
JRの高架橋を用いた商店街として、東から三宮阪急楽天地（階下に三宮センイ商店街）、ピアザ1-3、阪急三宮駅西口より西方の山陽電鉄神戸高速線とJRの高架橋の両方を用いた商店街として、東から三宮阪急西口商店街、阪急西口本通商店街が並ぶ。

大丸前，大丸前露路，湊川公園露路，三宮楽天地，夜の山手が挙げられ，三宮楽天地は次のようにうたわれた。

「三宮楽天地」

電車待つ間に、ノレンをくぐり

足ぶらさげて、小歌をうたひ

一寸一ぱい、天下の珍味

やはりなつかし、三宮楽天地

(神戸春秋社『神戸春秋』第1巻第2号 1949.3)

描かれた三宮楽天地は阪急三宮駅と JR 高架橋の間の飲食店街で，赤提燈の並ぶ露地と，頭上に空がみえる独特の風景は現在と変わらない。戦後の楽天地はまさに「ニューコーベ裏街」と題されるにふさわしく，一方でその名前から戦後の中産階級が飲むためにふらりと訪れる裏通りとして，現在に至るまで人気を博している。

楽天地 1 階で南側街路を向いて営業するのは，

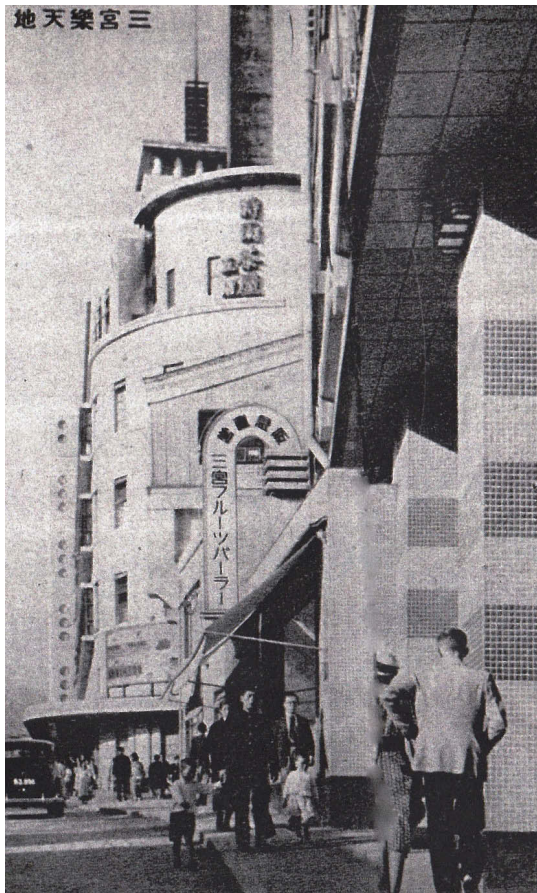


図 4-3-2 戦前神戸の三宮楽天地と阪急会館西側  
(出典：神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940)

「三宮セイ商店街」である。同商店街は，終戦直後に統制品であった繊維製品を進駐軍の横流しや放出物資で仕入れて販売したことにはじまり，1948 年 8 月に三宮繊維百貨組合が結成された。

### (3) ヤミ市の規模拡大に伴う組織化

#### 「国際総商組合」の結成

そもそも世間に三宮自由市場という認識が浸透する前から，神戸のヤミ市は高架下，ガード下の暗がりを拠点としてはじまったと知られる。

揚げ饅頭の立売商人を端緒とした店舗群は取締りを受けてもすぐに元の場所で営業したといい<sup>10)</sup>，継続的な取締りにもかかわらず，高架下に密集した露店群はその範囲を拡大させた。阪急三宮駅から省線元町駅間の高架橋南側舗道の中央，かつての緑地帯にはバラックが建ち並び，これを統括する組織として 1946 年 5 月 14 日，台湾省民会を基盤とする「国際総商組合」が結成された。

同組合は，三宮駅から元町駅間の三宮自由市場の露天商人群を取りまとめ，活動綱領は「交通の自主的整理、道路の清掃、失業者の救済、衛生医務の設備、事業の斡旋などの事業を行う」ものと報じられた<sup>11)</sup>。

#### 国際総商組合の主な活動

国際総商組合は，すでに結成されていた元町高架下の商人を束ねる「松明会」(4-4 参照) や，朝鮮人自由商人連合会に未加入の三宮自由市場内の商人たちを対象として結成され，「生田区三宮



図 4-3-3 戦後の三宮における「アミューズメント・センター」  
(出典：神戸市総務局統計課『神戸市勢要覧』神戸市 1950)

町三丁目九二（鯉川筋）」（1946年5月15日付）に組合事務所を置いた。所属を希望する商人に対して国籍を問わず、このことがその名に「国際」を冠した由来と推察する。結成された時期は、行政の露店営業に対する規制が厳しくなりはじめていたが、国際総商組合は三宮自由市場内の取締や規制に対応し、商売を合法的に続けられるように率先して働いた。

国際総商組合の発起人であり組合長となった葉両儀氏は「日本在住何十年の台湾省民」かつ「南星会」代表であったという<sup>12)</sup>。「不合理な場代を廃し、会費月五十円の会員制度とし合理的な自由市場の経営に出発した」（1946年6月7日付）というように、日本のテキ屋集団が伝統的に採用した場代を排し、会費制度への転向を図った点に近代化志向をみてとることができるが、その実態については不明である<sup>13)</sup>。

そして、6月15日には同組合の先導によって、県衛生課下川保健係長の視察のもと、三宮自由市場の大規模清掃がおこなわれた。朝4時から組合の雇った人夫が出動し、ポンプで水を撒き、下水の汚物を流し、バラックには殺虫剤が噴霧器でかけられ、自由市場は見違えるようになったと報じられた<sup>14)</sup>。「自由市場の良き意思が結晶して生んだ国際総商組合」（1946年6月16日付）と称され、月1回の大清掃を続けることが約束された。また、数日後にはこうした動きを受けて、「神戸三宮自由市場は特設取締隊の活動と国際総商組合、松明会、朝鮮人自由商人連合会などの協力により最近明るさと清潔をとりもどして来た」（1946年6月20日付）と報じられた。

#### (4) ヤミ市分散移転後、高架下における店舗群形成

1946年初頭から7月にかけて、内部の協調が図られた三宮自由市場は急速に規模を拡大し、最高時には1500店舗と報じられた<sup>15)</sup>。1946年8月中旬には、三宮自由市場において路上店舗群の撤去がおこなわれた。市内各所への分散移転と、これに伴い複数のマーケットや市場が形成された。朝鮮人自由商人連合会による雲井通6丁

目と旭通4丁目での三宮国際マーケットの形成、松明会による花隈への移転と元町高架通商店街の形成など、本建築建設による脱ヤミ市の動向があらわれた（4-1、4-4参照）。

そして高架下に残留した店舗群もまた、1946年10月以降には、露店から連続型店舗建設へと過渡的形態を脱却する動向をみせる<sup>16)</sup>。これは、取締りを機に集団移転によってマーケット化を果たした者たちへの、羨望や焦燥といった集団間の競争意識のあらわれともいえよう。連続型店舗として開業したのちには、年末の景品つき大売出しなど健全な商店街を目指す動きが続く。【図4-3-4】

#### (5) 店舗群による道路占用問題とその展開

1945年9月以降、省線高架下と南側路上は、増加し続ける露店群によって占拠されていた。1946年8月以降、路上撤去後も高架下には店舗群が残存した。省線高架下浜側は高架橋建設後に鉄道省から神戸市が無償で借り受けた「道路」であったが、立ち退かない店舗群に対して市は道路占有許可を出す。1947年6月1日から6ヵ月間、高架下敷地1ヵ月坪7円80銭という賃貸契約が、高架下店舗群と神戸市との間に結ばれた<sup>17)</sup>。また、県令「露店営業取締令」（1946年9月18

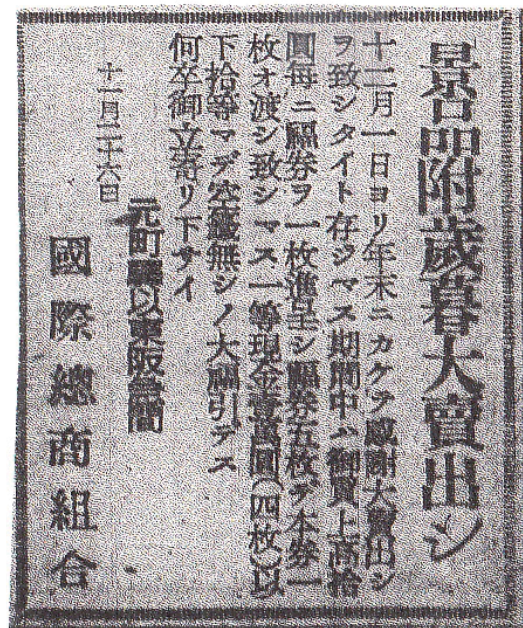


図4-3-4 1946年年末の国際総商組合による年末大売出しの広告  
(出典：『神戸新聞』1946年11月24日)

日公布・即日施行)では制限・禁止地区が定められたが、各地の路上店舗群は県警や市建設局との協議により撤去を免れた<sup>18)</sup>。【図 4-3-5】

1947年12月時点では、省線三ノ宮駅から元町駅を経て神戸駅に至る高架下商店街は古着屋や飲食店など1300店を数え、「港都の美観、道路独占禁止法あるいはヤミの温床などの理由」によって立退き命令を受けながらも、延期を重ねていた<sup>19)</sup>。1947年12月末日をもって、高架下敷地の賃貸契約と露天営業取締令の期限は打ち切れ、高架下商店街の今後が問題化した。しかし、新たな取締令を設けずに統制違反と衛生面から取締継続と県保安課長の方針が示され、敷地の再契約と営業継続が決定した<sup>20)</sup>。そして12月22日、市建設局と露店業者との間に道路使用協議会が開かれた<sup>21)</sup>。高架下や湊川公園東側など制限・禁止区域に位置する約2000軒の業者の参加による協議の結果、道路使用許可は1948年3月末日まで再延長され、坪17、8円で再契約が結ばれた<sup>22)</sup>。

この道路占用許可は、一時的な使用か継続的な占用であるかに基づき道路使用許可と区分され、



図 4-3-5 1947年6月の三宮高架下の自由市場  
(出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳)

目的によっては道路使用許可も受けなければならない場合がある。使用許可は、人車が通行する目的で設けられた道路において催事・工事・その他の作業をする場合に、警察署長に申請し審査を経て許可される。占用許可は、道路上・地下・上空に一定の施設を設置し、継続して道路を使用・占用する場合に道路管理者（国土交通大臣・都道府県知事・市長など）に申請し、審査を経て許可されるものである。

#### (6) 店舗群統合による三宮高架商店街成立

GHQの意向によって1947年6月から1949年4月末日まで飲食営業緊急措置令が施行され、主食や酒類の提供など、統制違反の飲食業は厳しく取り締まられるようになる。しかし、その一方では、営業税や休業対象をめぐる対応の不徹底から、高架下の料飲業者の反発姿勢は時を追うごとに表面化し、1948年初頭には営業再開の動向がみられるようになる<sup>23)</sup>。

これによって、三宮一元町駅間高架下における公認飲食店街とヤミ市の関係性は揺らぐ。政令に従って料飲業として登録すると高い税率が課されるため、法制度の抜け穴を探す店舗が相当数あら

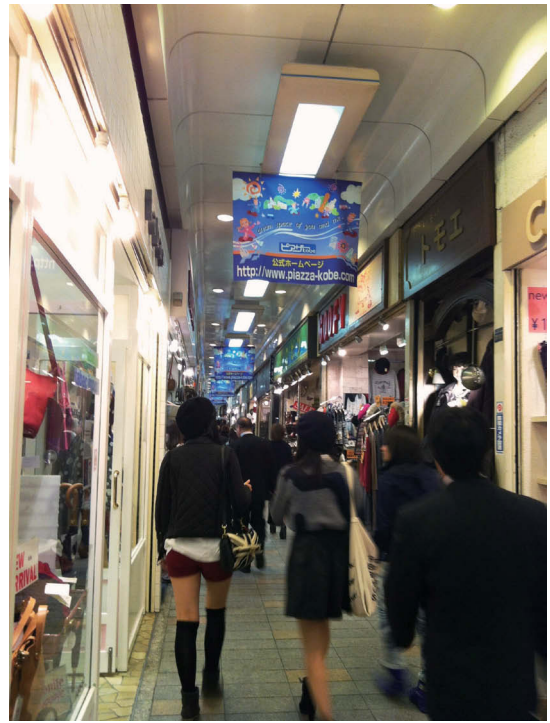


図 4-3-6 2013年の三宮高架商店街「ピアザ神戸」(筆者撮影)



われる。この政令をめぐる行政と営業者とのせめぎ合いについては後述するが、統制経済という問題に限らない新たな「闇」を取締まることは容易ではなかったようだ。

三宮駅から元町駅間の店舗群は、1949年5月の中小企業等協同組合法施行を機に、知事の許可を得て統一的な店舗形態への改築を果たし、翌年6月には「三宮商店街協同組合（のちの三宮高架商店街振興組合）」を創設する<sup>24)</sup>。また、1950年8月には「新楽会」の組織を吸収合併して「三宮高架商店街」が成立した<sup>25)</sup>。【図4-3-6】同地で共存した2つの商店街は、ヤミ市であった三宮自由市場出自の高架下商店街が公認飲食店街を飲み込むかたちで営業を継続する。【図4-3-7】

戦後三宮にはヤミ市が生じるとともに、急速な人口集中によって中心市街地としての機能が高まった。なかでも省線高架下は戦前とは異なる用途に使用され、自然発生的な都市商業集積の展開がみられた空間であった。同時期、隣接する場所に、県の斡旋による公認飲食店街が形成されたが、1947年から2年間の料飲営業の規制強化期間を経て、力関係の逆転からヤミ市出自の商店組織がイニシアチブを得る。1950年に三宮高架商店街として統一的な店舗形態となり、現在もなお賑わいをみせる同商店街は、神戸における戦後都市商業空間生成の象徴的な事例といえよう。

#### 4-3-2 飲食営業緊急措置令と露店飲食営業の転業

1947年の都市部においては、配給制度が続くなかにも物流は漸次的に改善されて、ヤミ食糧が公然と売買される情景が散見されるようになる。この状況をうけて、GHQは政府に対し「違反は占領目的を阻害する」と警鐘を鳴らし、対策を迫

る<sup>26)</sup>。

徹底しきれない統制経済が抱えた問題と、これに違反する料飲店の問題について、全国レベルで解決を図ったものが1947年7月公布の「飲食営業緊急措置令」(昭和22年7月1日政令第118号)であった。1947年7月1日に発令された飲食営業緊急措置令は1949年4月30日まで継続され、飲食営業緊急措置令施行規則(昭和22年7月5日農林省、内務省、厚生省令第1号)に基づいて施行された。これは、1949年5月1日に「飲食営業臨時規整法」に切り替えられる。

この実施にあたり、前段階として1947年6月にはいわゆる「六・一指令」が公布され、県下神戸市内において業者がいかなる対応をとるか、議論がはじまった。

#### (1) 六・一指令による料飲営業の自粛

1947年6月1日には、高級料理屋ならびに飲食店に対する内務省の非常措置として六・一指令が公布された。これは1ヵ月後に公布される飲食営業緊急措置令の前段階であり、料飲業者に相当な緊張感を与えた。これにあたって、6月2日午前10時から「兵庫県料飲組合連合会」の会員ならびに従業員大会が新開地の八千代劇場で開かれ、県下各地から約1万2000名の業者・従業員が集まった。

この会場では、柚久保虎市県連会長から「本県は全員、従業員ならびにその家族十数万名の生活権擁護のため即時自粛営業を続行する」(1947年6月3日付)と今後の方針が示された。また、同会場では柚久保会長と参加業者の間に、具体的な営業方針について質疑応答が交わされた。以下に4つの問いと答えを抜粋する。

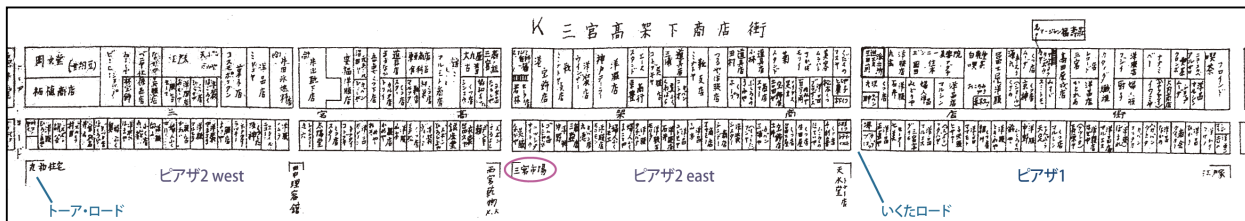


図4-3-7 1956年時点の住宅地図にみる三宮高架商店街の店舗配置  
(出典：神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』1956に筆者加筆)

問（イ）われわれのみ自粛しても第三人ならびに第三人名義で営業する日本人の処置

答（イ）の場合＝県に徹底的取締を依頼すると同時に組合長から業者二十名に対し一名の割で監視員を選任し取締陣に協力せしめる。

ここでは飲食業に関する「第三人」の特権に対する言及がみられた。本来 10 円以上の飲食につき 80%の飲食税が課されたが、彼らは連合国人として、飲食税の不納という特権もあったという<sup>27)</sup>。「第三人」の名義を借りることで高額な税負担を逃れるとともに、厳化する主食・酒類提供に対する取締りからも逃れようとした日本人業者がいたことがうかがえる。

問（ロ）自粛の程度

答（ロ）の場合＝一食数千円の料理を提供し、また主食を販売しているものがあるが、今後は一千円の利益をあげているものは三百円に切りつめるといったふうにし最低生活に甘んぜよ。米国より輸入をおおいでいる現状にあつてとかく料飲業者は世の非難の的となっているから、そのようなことのないよう正しく商権を行使すること。

1947 年 6 月には、1 食数千円の料理を提供する高級料理屋に来店する客がいたことがわかる。食糧難を嘆く世相を尻目に、あるところにはあるという状態が当時すでに確立していたようだ。

問（ハ）無許可の業者、露店業者への対策ならび旅館の暴利に対する態度

答（ハ）の場合＝無許可営業は県と監視員協力で取締る。露店業者代表と相談のうえ善処する。旅館に対しては専業を依頼するとともに監視員が協力する。

無許可業者以上に取締りにあたって問題を来たしたのは露店業者である。露店業者は申請を行っても許可が下りないことが多く、県料飲組合連合

会にとっても、露店業者への措置をどのように対処するか、この時点では検討中であつたようだ。七・五政令の発布後、県下の露店業者組合によって新たに「兵庫県露店営業組合連合会」結成の動向がみられる。

問（二）業者のみを圧迫することに関して

答（二）の場合＝他の都市には政治ボスが動いていたため当局から圧迫もあつたようだが、神戸は政治ボスは全くいない。したがって従来から圧迫をうけた事実はないと思う。

「政治ボス」が何を指すのか定かではない。しかし、この回答によると、神戸には政治家が仕切つた飲食店の取りまとめはなかつたという。一例として、元町高架下の店舗群から場代を徴収した「松明会」の顧問が神戸市会議員井原清助であつたことを想起させる。しかし、具体的には神戸市内で政治家によるマーケットや市場の建設といった集団の斡旋の形跡は見出せず、路上店舗の取締りや撤去についても同様である。政治に携わる者とは別に、実行力を備えた集団を指揮する「親分」がおり、問題発生時に協働するという図式は神戸でも散見される。

民族集団もまた強い力を持ち、前述した飲食税に関する連合国人並の特権のほかにも、日本人とは異なる対応が見られた。明文化された法律はないが、GHQと県警は実状に即したヤミ市取締りを行い、自主的統制を図る組織として商業組合の成立を促進した。代表的なものとしては朝鮮人自由商人連合会（のちの朝鮮人商業経済会）が挙げられ、同組織による集団移転によって 1946 年夏に三宮国際マーケットが建設されたことは、4-1 でみたとおりである。この「遊興飲食税」については、新たに県税となり撤廃が不可能であるため、「国籍の如何にかかわらず公正に徴収するよう依頼し中央に向つてこの税の撤廃を強く要望する」（1947 年 6 月 3 日付）ほか、自粛営業を断行する方針が決議として示された。

## (2) 飲食営業緊急措置令と露店営業組合連合会の結成

1947年7月5日に実施された飲食営業緊急措置令では、外食券食堂・旅館・喫茶店のみ営業許可が下り、これら以外の飲食店に対して休業措置が定められた。三宮から神戸駅までの高架下にある飲食店約200軒のうち、これに該当するものは約150軒とみられた<sup>28)</sup>。同高架下の店舗群は、高架下商業協同組合(元町)と国際総商組合(三宮)の2団体に統括されており、店舗形態は高架橋の下の露店であった。政令実施直前には、露店飲食店は「一応休業のほかなく何らかの救助策を待つかそれとも自ら古着屋などに転業し姿を消すことになろう」(1947年7月2日付)と見通されていて、許可対象の業態である「喫茶店」として許可を申請するほか、営業を続ける術はなかったようだ。

また、この休業措置によって、同地の露店飲食業者が真のヤミに潜った業種へと転業を図ることも懸念された。これについては、多くの業者がヤミ屋、ブローカー、買出し屋などに転向する可能性が高いとの指摘がみられる<sup>29)</sup>。当時すでに、戦時にはじまったヤミ物資流通や戦後急増したヤミ市など、統制経済違反の多様な形態や担い手たちは次なるステップへと移行していた。ある者はヤミ取引の儲けを資金として事業を起し、またある者は高架下や取得・貸借した土地に物販店・飲食店を構えるといった展開をみせた。の指摘は、ヤミ市の発展的解消によって形成されつつあった高架下の小規模な露店飲食店の多くは、同政令発令後の対応に行詰まり、ヤミ市時代の繋がりや商圈を利用したヤミ屋・ブローカーといった転向を図るだろうという見通しであった。すなわち、飲食営業に対する規制の厳化によって、改めて露店からの転業先という形でヤミ屋が社会問題化した経緯が推察される。

政令による影響・打撃を最も強く受ける露店飲食店は、県下で約800軒がこれに該当するとみられていた<sup>30)</sup>。激しいインフレ下の露店飲食業は、小売りの公定価格に従った販売価格では利益が上がらず、警察の価格違反に対する取締りも厳

しくなる一方であった。このためか政令発令から一ヶ月が経った8月5日の『神戸新聞』では、露店の違反が相当出た様子が報じられた。

「料飲追放、あれから一ヶ月 外食券食堂に光る眼 意外?まだ無い旅館、喫茶店の違反」  
政令の打撃をまともに受けた露店飲食店は約800あったうち6割がお菜ものや水ものでお茶をにごしその日ぐらしをしているが、ラムネ、サイダーなども製造価格がすでに小売のマル公を上回るという現状で警察の取締りを食い泣き面にハチというところ。この氷ものも期間的に制限があり夏が過ぎるといよいよ行詰るといので生田署管下の神農会、露友組合、高架下商業協同組合、親和会、相互会など露店飲食業の10組合が集ってこのほど連合会をつくり何とか生きる方法を講じてほしいと陳情することになっている。

また一部にはドロ坊になるより冒険的商売をして取締をうける方がましだという意向がみられ、一ヶ月間に露店の違反が相当出たのもこのあらわれとみられる。(1947年8月5日付)

これによると、露店営業が何らかのリスクを冒す商売か廃業かを迫られる状態であったことが推察される。この時期、生田署管内の露店飲食業組合は「神農会、露友組合、高架下商業協同組合、親和会、相互会など」(1947年8月5日付)の10団体であったとされる。次いでこれらの団体は生活維持のため一致団結を図り、陳情をおこなう。これが「兵庫県露店営業組合連合会 結成準備会」であり、露店営業各組合幹部にむけた呼びかけがみられた<sup>31)</sup>。その広告を以下に挙げる。

「露店営業各組合幹部へ」

酷暑の折り益々御清栄斯界の為に御尽力の御事と存じます。陳者我々露店(飲食)業者は現下の急迫せる経済危機に直面し、尚且七・五政令に依り致命的制約を受け最低生活維持すら困難となりました。茲に生活の最後の線を確認せん

がため現在の（公）価格の適正引上運動及業界の刷新と自主的協調運営の目的のため我々業界幹部諸志の御賛同を得、強力なる社会的発言権を得んとするもので有ります。何卒右の事由を御了解御賛成の上御参加下さる様御願申上ます。仔細は左記の所へ御照会下さい。

住所 神戸市生田区中山手通四丁目七二番地  
兵庫県露店営業組合連合会 結成準備会  
(1947年8月11日付)

### (3) 1947年7月政令実施と高架下店舗群の様相

1945年から1948年頃の阪急三宮駅から省線神戸駅間の高架下については、神戸市内の特徴的な光景として次のような描写がみられた<sup>32)</sup>。

三宮駅から神戸駅までの間、大げさに言えば犬のくぐる隙間もない位ぎっしりとつまっている。(略)その店がおよそ千三百、日本人、中国人、朝鮮人はもとより、ソ連、トルコ人の店まで加わっている国際市場。

1947年7月4日の神戸市商工課による物価調査対象として挙げられた項目からは、物販店は、自由市場・私設市場・公設市場・百貨店・商店街と大別されたことが読みとれる<sup>33)</sup>。ここでいう「自由市場」とは何を想定しているのだろうか。厳密には特定できないものの、ヤミ市出自の鉄道高架下店舗群を指したと推察できる。

その高架下に軒を連ねる店舗群の業種、客は多様であった。以下に同年7月5日の『神戸新聞』記事から政令発令による休業措置直前の高架下の描写をみる。

「その前夜 お名残り交響楽 飛ぶ札束寂し」  
昼間は古着屋さんに押されている高架下の一杯屋は日が落ちたところから急に活気づき裸の電球に照らし出された狭いむっとするような店内には労働者、サラリーマンが一杯四十円の焼ちゅうを傾ける。「おっさん、きょうでしまいか」「こんどはエライきつうてなあ」「気の弱いことい

わんと何とかせいや」……かつてこんなことになってはと自発的にやった束縛政策「自粛営業」のポスターを前にこんな会話が交わされる。

赤いネオンが燈れるカフェーの中には二、三人の客がツキ出しづき百八十円のビールを前に女給さんとひそひそ話、グツと干してコップに残るあわを見つめている客の顔をも騒々しいジャズの音とは反対に心なしか気の抜けたようなさびしさ…マネージャーが「あてがはずれました、やっぱり現金がないんでしょう」とこぼすほどここ二、三日は客足が少いという。お隣の某キャバレーでも「今年の飲みおさめ」と書き出してみたが入っている客は案外少く、あの人が来るかしらと表で待っている女給さんの顔にも酒気がない。

一方特殊屋でにぎわう三宮Fキャバレーでは政令のうわさが飛んでからは客足が増える一方…五十万円の小切手、五万円の札束などをポンとなげ出し酒、女、歌、踊と最後のクワルテットがさすがに華かにくりひろげられている。  
(1947年7月5日付)

昼間は生地屋、古着屋が主軸の高架下は、日が落ちるころから飲食店街へと化すというように、高架下の様相は昼夜でがらりと変わったようだ。昼間は古着屋が多く、日が落ちた頃から、40円の焼酎を出す一杯飲屋が狭い店構えに裸電球を灯して開店する<sup>34)</sup>。カフェーでは赤いネオンを灯して女給とジャズの音が出迎え、180円のビールが供される。飲食店において扱われる品目もまた、物資の流通事情に伴って推移したとみられるが、厳化する料飲店取締の前後、高架下に存続した店舗には、一杯飲屋、カフェー、キャバレー、喫茶店、すし・天ぷら・おでん屋台といった営業品目が挙げられる<sup>35)</sup>。

「特殊屋」と記された「三宮Fキャバレー」は、1945年9月当初は進駐軍接遇施設を設置した時期にはじまる、キャバレーやダンスホール、ナイトクラブの一軒かと推察される。特殊屋は元より高級キャバレーであり裕福な客層を集めたことか

ら、政令前にも半年の休業期間の消費を果たすかのように、普段以上の客足がみられたという。

1947年7月5日、農林省・内務省・厚生省の3省が料飲店の休業問題について、施行規則を共同省令で交付した<sup>36)</sup>。同日すでに、「休業後は多くの追放料飲店が喫茶店に転向することになる」（1947年7月5日付）という見解もみられ、名目や名義を変えて許可を得ようとする業者の動向は事前にみられたことがうかがえる。

「見易い場所に マル許の証票 旅館、喫茶店に」料飲追放にともない兵庫県では料飲営業緊急措置令第十条の規定により暫定許可を受けた外食券食堂、旅館、喫茶店の営業店舗はとりあえず縦四十五センチ、横十五センチ大の白紙にマル許食券食堂、マル許旅館、マル許喫茶店の証票を交付、見やすい場所に掲示させることになった。証票交付の要領はつぎの通り。

一、緊急措置令によって一般の飲食営業は禁止されるのでこれら昭和二十二年五月五日前の県令により許可を受け同年七月四日現在で外食券食堂、旅館、喫茶店の営業許可を受けているもののうち、つぎの三つに該当するものは出頭して証票の交付を受けること。

二、イ、外食券食堂、神戸市内は県衛生部公衆保健課、その他は県立保健所。

ロ、旅館、神戸市内は市役所。その他は市町村役場。

ハ、喫茶店、神戸市内は県衛生部公衆保健課。その他は県立保健所。

三、外食券食堂、旅館、喫茶店（酒類以外の簡易な飲料または喫茶を提供する営業をいう）連合国軍人、軍属その家族またはこれに附随するものの専用に供するキャバレーその他の飲食営業。  
(1947年7月5日付)

料飲追放に伴い兵庫県では、飲食営業緊急措置令第十条の規定により暫定許可を受けた外食券食堂、旅館、喫茶店の営業店舗に対し、縦45cm、横15cm大の白紙に「マル許食券食堂」、「マル許旅館」、「マル許喫茶店」と記載した証票を交付す

ることになり、見やすい場所に掲示するよう指示がなされた<sup>37)</sup>。同許可が下りる業種は、外食券食堂、旅館、喫茶店であったが、「喫茶店」については、「酒類以外の簡易な飲料または喫茶を提供する営業」というように、曖昧な規定に止まっている<sup>38)</sup>。このほか、「連合国軍人、軍属その家族またはこれに附随するものの専用に供するキャバレーその他の飲食営業」（1947年7月5日付）もマル許に該当した。したがって、料飲追放による休業期間も進駐軍向けキャバレーや飲食営業は至るところにみられた。これは、1930年代から都市における国際観光にとって不可欠とみなされていた娯楽機関の占領期の様態にあたり、日本人の逼迫した食糧事情と対照的であった(5-2参照)。

また、喫茶店の許可については「国内の食糧需給と消費面に差しつかえないと認めた場合に限り考慮される」とも記されている<sup>39)</sup>。これらの政令を補足する記述は「喫茶店」の拡張解釈がどれほど為されたのか、という疑問を喚起する。この点については同時期、『神戸新聞』紙上においても言及がみられたが<sup>40)</sup>、政令発令以降の料飲店における「喫茶店」の増加傾向は注意すべき点であろう。

#### (4) 政令実施1ヵ月後の三宮

##### 料飲業者の転業・廃業

同政令による、兵庫県下の料理飲食店について、転業受付の窓口は県公衆保健課、政令違反の取締にあっているのは保安課であった。政令公布から一ヶ月が経った1947年8月5日、同課の調査をもとに、料飲業者の動向が伝えられた。

料飲業を継続しながら業種を転向する場合、旅館、喫茶店、外食券食堂が選択肢となった。8月5日時点では外食券食堂への転向は1軒もみられなかった反面、旅館への転業は10数軒の申請がみられ、許可が下りたのは2軒のみ。カフェーから喫茶店に転向したものは18軒、うち生田区は7軒であり、未だ申請中のものも多かった<sup>41)</sup>。この喫茶店の店舗数の急増傾向は、世間の懸念に違わずあらわれた。

問題の喫茶店は既業のもので政令による許可をうけたもの、転業したものおよび数は少ないが全然新規に許可されたものをふくめて現在全県下で三千八百軒という多数が営業していることになり、まだ出頭中のものが千軒ほどあるという。(1947年8月5日付)

こうした問題の発生は、この政令における「喫茶店」の定義の曖昧さに起因していた。また、当時の喫茶店は外食券食堂と比してより参入しやすい業態であったこともうかがえる。

料飲業を廃業する業者のなかには、「娯楽方面」と称される業種に向かったものもいた。この例としては「マージャン」や「玉突屋」が挙げられ、阪神会館（阪神電鉄元町駅地上のビル）ほか2、3軒から転業の間合せがあったことが指摘された<sup>42)</sup>。

また、この時期の神戸市生田区、すなわち三宮から神戸駅間には終戦時に始まるヤミ市、復興商店街、新興商店街、花隈、進駐軍向け接遇施設など、さまざまな料理飲食店がみられた。その膨大な店舗のうち「神戸生田飲食営業組合」に加入したのは約1000軒であったとみられ、これに含まれる業種は、高級料理店、旅館、カフェー、高級喫茶、小料理屋、喫茶店、飲食店と多様であった<sup>43)</sup>。

#### 料飲業関係者の失業問題

政令実施による料飲追放から1ヵ月が経ったころには、実施以前より危惧されていた失業問題が顕在化する。同政令によって生じる失業者は、料飲業者やその使用人など、県下約5万9000名といわれて<sup>44)</sup>。これらの失業者のため、公共職業安定所に相談部を設けて授産所やその他進駐軍労務へ振向けようとしたが、求職者は少なかった。男性の肉体労働や雑役への転業は、体力や体格で不合格になる例も多く、女子では収入を落とす職業を嫌い、いずれも就職率は非常に悪かった。同措置は緊急ともあるように一時的とみられ、当座は退職金や貯金で暮らそうとする失業者が多かったようだ。

反面、全体的な求職状況は1947年7月から求職者が増加し、例年の傾向であった労務供給の夏枯れもなかったという<sup>45)</sup>。同時期は、通貨の膨張傾向には歯止めがかからず、加えて食糧事情の緊迫も深刻であったが、民間貿易の再開、失業保険制度の確立などの機会・保護・援助への制度面の向上なども影響して、求人者も求職者も増加したのだろう。

飲食店の休業・廃業による従業員女性の対応について、仲居は旦那やパトロンに頼り、元芸者には転業の気配がなく、カフェーの女給は新たな就業先として「ダンス・パーティのパートナー、小さなホールの歌手」（1947年8月5日付）への転向が相当数あったと報じられ<sup>46)</sup>、職種ごとに異なる対応の傾向がみられたようだ。また、喫茶店への転向が許可された業者も、コーヒーを一杯5円で提供するの採算が合わぬと訴えていた。これをうけて兵庫県料飲組合連合会の柚久保会長と幹部は8月17日上京し、18日東京で開催される料飲全国大会にて実情を述べたという<sup>47)</sup>。

そして同年8月末には、転業した「喫茶店」に、飲食提供を行う店舗が増えていると報じられた<sup>48)</sup>。これらは営業継続のために喫茶店として許可を申請し、マル許喫茶店へと転業した業者である。しかし、その実態は、取締りの隙を縫って違反品である米やパン、麺類等の主食を提供するもので、むしろこの規制厳化によって悪質化した業者の姿がうかがわれる。また、営業停止も3日以上1ヶ月以内という処分にはすぎず、行政処分にもやむなしとみる向きがあらわれているように思われる。

#### (5) ヤミ女増加と性病蔓延問題

終戦後、「ヤミ女」と総称される街中の売春婦は増加し続けた。1947年9月には政令による料飲店への取締り厳化をうけて、その激増が伝えられた。

「恐るべきヤミ女の数 性病撃退にあの手この手」料飲追放以来、神戸市内のヤミ女は生活の困窮から激増の一途をたどり本年四月の調査で四千五百

名といわれたヤミ女が現在五千名を突破し神戸市保健課の推計ではこれにともなう市内の性病患者の数も本年四月に一万名だったものが現在一万五千名という恐るべき数に達しているので、市立長田診療所を初め専門市立機関に「ペニシリン」を特配し短期一〇〇%治療を行うとともにその感染源と患者の接触先を調査して治療の積極化を図っているが、こんどさらに一般の注意と協力を求めるため市民の希望により市立細菌検査室、同長田診療所、須磨病院、市内各保健所などで血液の無料検査に応じ、また市民が一般開業医へ申込んだ血液検査も無料で行わせ、本人が気付かずにいる性病の発見と治療に乗出すこととなった。(1947年9月9日付)

同年4月の調査で4500名であったヤミ女の数5000名を突破したと報じられており<sup>49)</sup>、この増加傾向には、料飲店の休業措置が影響したとみられる。酒類を提供する料飲業者のほぼ全店休業が転廃業を迫られ、飲み屋、カフェー、キャバレーなどの女性従業員の失業が多く生じたためである。

カフェーの女給は新たな就業先として、「ダンス・パーティのパートナー、小さなホールの歌手」(1947年8月5日付)への転向が相当数あるというが、ヤミ女として街娼に転ずる者も多かったという。料飲営業では2000～3000円という高額な月収を稼いだ彼女たちは、転業すると平均月収900～1000円たらずの職しか得られない<sup>50)</sup>。そこで、華やかな生活から堅実な生活へと変わることが耐えがたい者は、より高い収入を得られる職を求めた。その一形態がヤミ女、すなわちパンパン、娼婦、街娼である。

性病やMPに捕まるリスクを冒しても彼女達が売春を行う理由はさまざまだが、戦前から生業としていた者以外は、戦災未亡人や子女が多かったとみられる。手に職がないため、他の働き口がない者や、親を失い弟妹を養う者もいた。稼ぐ術を持たない女性たちは主な就業先を料飲店や娯楽方面に求めていたため、料飲店休業措置は深刻な失

業問題を引き起こした。

そして、性病の蔓延は重大な懸案事項となった。「花柳病」といわれる性病は街娼によって媒介され、急速に広がった。GHQ・政府・地方自治体も手を焼き、『神戸新聞』紙上にも予防週間や性病科を持つ病院の広告が頻繁にみられるようになる。1947年7月以降、ヤミ女増加に伴って、神戸市保健課の推計では同年4月に1万名だった患者数が、9月には1万5000名にまで達したという<sup>51)</sup>。そこで治療の積極化を図り、専門市立機関にはこの治療に有効なペニシリンが特配される。このペニシリンについては禁制品であったが、三宮駅付近の性病科には黒人兵がペニシリンを小遣い稼ぎに売りに来ていたといわれる<sup>52)</sup>。

神戸市が1947年1月から8月まで調査した性病患者の統計によると、感染場所は神戸駅、西新開地、三宮駅附近が最も多く、病種は「リン病」が2000名、「バイ毒」が900名の順に、総計約3000名であったという<sup>53)</sup>。職業別にみると、ヤミ女の34名に比し、女工員の73名という特異な結果や、男性も工員、会社員が250名といずれも多かった。この調査は継続的に行われ、翌1948年3月にも市保健課が患者数の多さを次のように指摘する<sup>54)</sup>。

#### 「一万人もいる 神戸市の性病患者」

神戸市保健課へ届出のあった市内の性病患者の統計がこのほどまとまった。これによると一月七三七名、二月六一一名、三月七一九名で男子が圧倒的に多い。病別では梅毒が半数以上で多い月には八割を占めている。これに次いでりん病、軟性下かん、第四種性病の順になっている。

被患者の職業は無職が約三〇%、船員二五%、会社員、行員それぞれ一〇%、ヤミ屋に次いで船員が多いのは港都神戸の特殊性を物語っている。年齢では二十歳から二十四、五歳前後が最も多い。これらは医者から正式の届出があったもののみで、これ以外に未届出のものや自宅治療のものを入れると市内では少なくとも一万人くらいの男女が性病にかかっているも

のと同課ではみている。(1948年3月10日付)

これら花柳病問題の顕在化は社会全体で重く受け止められ、ヤミ女の積極的な取締りとともに、性病の発見と治療をすすめるため、正しい性知識の普及運動へと繋がっていった。

#### (6) 政令解除延期による行政と業者の深まる対立

1947年12月11日、料飲閉鎖期間の解除がさらに1年延期と確定し、兵庫県料飲組合連合会長・柚久保虎市氏は県との規制緩和の交渉に乗り出す<sup>55)</sup>。翌日には午後1時から湊川神社の七生館で県下48支部代表者約100名が集まり、政令延期に対する総会が開かれた。ここでは、度重なる閉鎖期間の延長に反発を強めた料飲業者組織はついに、政令解除運動を続けたうえで、1月1日から5000軒の業者を旅館と喫茶店に転向させて開店することを決議した<sup>56)</sup>。

この動きは、1948年1月から3月にかけても止まらない。1947年末に延長が閣議決定された飲食営業緊急措置令による料飲店閉鎖措置を破る業者が急増する。年明けを迎えた三宮や新開地などの繁華街には、「料理店、スタンドなどの一杯は常識となり、握りずし、うどんも復活、喫茶店でも四十円のコーヒー、三十円のケーキが堂々と陳列ダナまで姿を見」(1948年1月8日付)せたといい、主食も酒も事実上の解禁状態であったようだ。

もちろん県警は政令がある限り取締りという決意を表明<sup>57)</sup>しているものの、延長に再延長を重ねる同政令に対して、当初殊勝な態度をとっていた料飲業者たちも次第に抵抗を始めたようだ。また、1948年4月末まで延期と報じられた料飲営業の停止措置は、同年3月1日には大した影響はないと報じら、三宮や新開地の繁華街における裏口営業の堂々たる様相がうかがえる<sup>58)</sup>。

行政からは裏口営業を見越した高率な課税が示され、これによって業者側は税金も払っているのだから営業して何が悪い、といった反感を一層募らせたとみられる。続いて3月15日には16日

に始まる犯罪検挙週間に伴い、県警による政令違反一斉検挙が三宮一帯で行われた。しかし取締りの時間に合わせた休業が多々みられ、検挙数は2軒のみだった。したがって1948年3月時点では、相次ぐ料飲休業措置期間の延期も、政令実施当初ほどの効果は為さなかったといえよう。

飲食営業緊急措置令については、一貫して主食・酒類を販売する料飲店が対象とされた。そして1948年5月1日には、高級料飲店の建物は公共用として開放することが規定されたほか、仕出し屋・旅館・すし屋・喫茶店などや主食以外の食糧品販売業も登録制を布くことや、国民酒場や料飲店の開業も見合わすことも言及された<sup>59)</sup>。

また、飲食営業緊急措置令の再延長は続き、1949年4月末日までの10ヵ月間の休業措置が法律によって制定されることとなった<sup>60)</sup>。営業再開を願う繁華街の様相と対極にあった料飲店閉鎖継続の決定には、GHQの意向が色濃く影響していた。これについて、同年5月7日渉外局が発表した総司令部による指令が、以下の記事である<sup>61)</sup>。

#### 「料飲店閉鎖継続を指令」

(渉外局発表) 総司令部はこのほど日本政府に対し、料飲店の閉鎖を昭和二十四年四月三十日まで継続せしめるに必要な措置を講ずるよう要旨、つぎのような指令を発した。現在世界の食糧は依然不足しており、日本はまだその国内産食糧を最高度に活用する必要に迫られている現状にかんがみ、現在の料飲店閉鎖を昭和二十四年四月三十日まで継続することを指令する。(1948年5月7日付)

この総司令部の指令によって、1949年4月30日までの料飲店閉鎖継続が決定された。つまり、1947年7月5日から1949年4月30日までの21ヶ月に及ぶ期間、全国の料理・飲食店は主食や酒類を扱うことができなかった。1948年1月以降は裏口営業なるものも多々おこなわれたようだが、これはまさに「ヤミ」商売であった。



行政の取締りの厳しさには地域差があり、業者との力関係もまた影響したとみられる。三宮は店舗数が多いのみならず情報の伝達が速かったといい、取締りによる一斉検挙を成し得なかった様相がうかがわれた。これは、ヤミ市時代に成された業者の組織化から続く、確立された協力体制の影響とも考えられるだろう。

### (7) 1949年5月飲食営業臨時規程法への切替

1949年5月1日の飲食営業臨時規程法への切り替えには、すでに非統制対象であった食糧品の生産量増加傾向が影響していたようだ。しかし、アメリカの基金や輸入物資に頼りつつける国内の食糧事情から、未だ統制対象品目である主食類やその他統制食料品の消費については規程するべきとみなされ、合法的な料飲再開とともに厳重な取締規程が設けられた<sup>62)</sup>。

この法律の特徴は、兼業禁止、指定主食に関する制限(外食券)、料理提供に関する制限(副食券)、統制価格の遵守、報告の義務、罰則の加重であった。また、知事から許可される業種は、外食券食堂、めん類外食券食堂、旅館、軽飲食店、喫茶店のみで、それぞれ開業の手続きは異なった。【図4-3-8】

料理屋開業の際の手続きには、知事と食糧課が携わる飲食営業臨時規程法のほかに、臨時建築制限規則、風俗営業取締法、食品衛生法という3つの法制度をクリアすることが求められた。旅館開業は料理屋とおなじく4つの制度に基づいた許可を要し、風俗営業取締法ではなく、公衆衛生課管轄の旅館業法が適用された。

これらに引き換え、主食を提供できない飲食店と喫茶店については、開業には臨時建築制限規則

と食品衛生法、営業には飲食営業臨時規程法と食品衛生法のみが適用された。このほか、店舗建設についても、飲食店は前者とおなじく建設大臣の許可を要したが、喫茶店については知事の許可で開業可能とあった。こうした規程の実態をみると、喫茶店開業の間口は他の飲食営業と比して相当に広がったようだ。

また、同法は、違反を犯した業者に対しては厳しい処罰を課す一方で客は処罰の対象とされないため、当事者意識のない客は主食提供を要求したであろうことが察せられる。酒、ビールにつまみもの程度なら副食券は不要という但し書きや、持込み・委託加工の禁止という条文をみると、法に従う飲食営業店舗は客のニーズに応えられず、廃業するほかなかったのではないと思われる。

開業の際の手続き		
<b>料理屋</b>	<b>旅館</b>	<b>飲食店・喫茶店</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①臨時建築制限規則(建設大臣-建築課)</li> <li>②風俗営業取締法(公安委員会-保安課)</li> <li>③食品衛生法(知事-公衆衛生課)</li> <li>④飲食営業臨時規程法(知事-食糧課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①臨時建築制限規則(建設大臣-建築課)</li> <li>②旅館業法(知事-公衆衛生課)</li> <li>③食品衛生法(知事-公衆衛生課)</li> <li>④飲食営業臨時規程法(知事-食糧課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①臨時建築制限規則 (飲食店:建設大臣-建築課, 喫茶店:知事-建築課)</li> <li>②食品衛生法(知事-公衆衛生課)</li> <li>③飲食営業臨時規程法(知事-食糧課)</li> </ul>
(但し主食提供不可に限る)		

図4-3-8 1949年5月1日より施行された飲食営業臨時規程法に基づく、開業手続きに関連する法制度の相違点(筆者作成)

4-3 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 日本各地の鉄道高架下の店舗群としては、東京では有楽町、上野―御徒町のアメヤ横丁、秋葉原電気街、大阪では鶴橋の高架下市場、神戸では三宮高架・元町高架通商店街、阪神御影の旨水館などが代表的である。
- 2) 1945年9月17日付
- 3) 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940
- 4) 「神戸市復興基本計画要綱」「神戸市教育・文化復興計画要綱」神戸市建設局計画部、建設省計画局区画整理課監修『神戸震災復興誌』神戸市 1961
- 5) 1945年10月17日付
- 6) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会20周年史』1971：50
- 7) 1948年7月1日付
- 8) 神戸市総務局統計課『神戸市勢要覧』神戸市 1950
- 9) 神戸春秋社『神戸春秋』第1巻第2号 1949.3：36-37
- 10) 1945年10月29日、11月27日、1月26日、2月8日、6月20日付
- 11) 1946年5月15日付
- 12) 1946年6月7日付
- 13) 同前
- 14) 1946年6月16日付
- 15) 1947年2月15日付
- 16) 1946年10月19日付
- 17) 1947年12月23日付
- 18) 1947年10月1日付
- 19) 1947年12月23日付
- 20) 同前
- 21) 注19に同じ
- 22) 注19に同じ
- 23) 1948年3月1日付
- 24) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会20周年史』1971
- 25) 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会20周年史』1971年。1946-49年における「新楽街」から「新楽会」への改称が推察される。
- 26) 1947年7月2日付
- 27) 陳來幸「戦後神戸地区経済における台湾人の役割と華僑社会の変遷」『第一屆日本研究台日関係日語教育国際學術研討會論文集』中国文化大学日本語文学系、2000：269
- 28) 注26に同じ
- 29) 同前
- 30) 1947年7月5日付
- 31) 1947年8月11日付
- 32) 白川渥『KOBEとその附近』日本交通公社 1948：11-17
- 33) 注30に同じ
- 34) 注30に同じ
- 35) 同前
- 36) 同前
- 37) 同前
- 38) 同前
- 39) 同前
- 40) 注26に同じ
- 41) 1947年8月5日付
- 42) 注41に同じ
- 43) 同前
- 44) 1947年8月26日付
- 45) 同前
- 46) 注41に同じ
- 47) 1947年8月18日付
- 48) 注44に同じ
- 49) 1947年9月9日付
- 50) 注44に同じ
- 51) 注49に同じ
- 52) 小林正信『あれこれと三宮』三宮ブックス 1986：123
- 53) 1947年9月21日付
- 54) 1948年3月10日付
- 55) 1947年12月11日付
- 56) 1947年12月13日付
- 57) 1948年1月8日付
- 58) 注23に同じ
- 59) 1948年5月1日付
- 60) 1948年5月6日、7日付
- 61) 1948年5月7日付
- 62) 「飲食営業臨時規整法よもやま 井之口研吾」神戸市警察局総務部『あゆみ』第1巻第5号 1949.9：17-19



## 4-4

### 元町高架通商店街の形成と変容過程

神戸のヤミ市は、三宮から元町を西へ越えて神戸駅まで続く高架下を中心に位置した。その周辺にも正規の商店街や小売店舗群がみられ、組織化に際した取りまとめ集団がそれぞれを統括した。

すでにみてきたように、民族団体が基盤となった商業組合には、朝鮮人連盟を基盤とした朝鮮人自由商人連合会や、台湾省民会を基盤とした国際総商組合が結成された。また、神農会や露友会といった戦前から続く露天商の自治組織は、いち早く復興に乗り出し、復員者や引揚者たちを新規の商人として受け入れた。(第3章, 4-1 参照)

こうした事例以外の商業組合として、博徒系の有力者による地域商人の統括もはじまった。これは、各団体が地区内での商売を管理するとの名目で場銭(場代)をとるもので、商人は要求額を支払うことによって、その地での商売を続けられた。高架下に始まる初期のヤミ市は非常に儲かり、何を並べても売れたというほどであった。しかし、地権のない土地でよい立地を得て商売をするには誰かの口利きが必要である。ここで、戦前からの「顔が利く」親分たちは力を発揮し、戦後の地域社会の統括・秩序化にも関与していった<sup>1)</sup>。

現在は「元町高架通商店街」として残る、省線元町駅西口から神戸駅間高架下における商店街【図4-4-1】もまた、東西に広がった三宮自由市場内の西部店舗群の統括と組織化にはじまるものであった。本節では、その商店街としての定着と、復興期が終わる頃にはじまった存続のための商店街による交渉プロセスをみていきたい。

#### 4-4-1 戦後ヤミ市から商店街としての定着過程

##### (1)「松明会」と元町高架下店舗群

##### 「松明会」の成立経緯

ヤミ市が盛んであった戦後まもなく、元町高架下の店舗群は「松明会」によって統括された。1946年5月14日に、三宮から元町のあいだに国際総商組合が結成された時には成立がみとめられた<sup>2)</sup>。しかし、1945年12月に生じた三宮自由市場内の紛争解決の協議に集まった代表的な組織として、その名は挙がらなかった<sup>3)</sup>。ここから、松明会の結成と高架下の統括は、1946年1月から同年5月13日の間にはじまったと察せられる。

1946年6月4日には、「松明会納税組合」が結成された。これは、松明会が取りまとめた省線

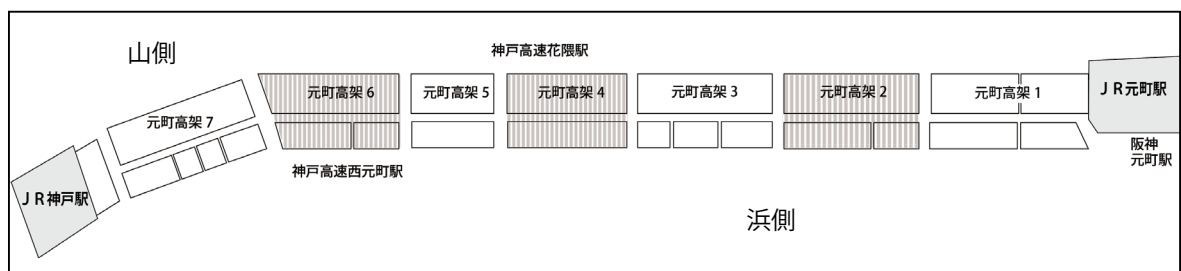


図4-4-1 JR元町駅から神戸駅のあいだに位置する元町高架通商店街(筆者作成)

元町駅から宇治川筋までの高架下店舗群によって組織され、組合長には市議員で松明会顧問でもあるという井原清助なる人物を迎え、副組合長には神農会、松明会、朝鮮人自由商人連合会の各代表が名を連ねていたという<sup>4)</sup>。松明会の会長は松尾林と明某の2人であったという記録も見受けられた<sup>5)</sup>。

### 「松明会」の統括範囲と活動

松明会は、1946年6月には「元町駅から神戸駅間」と報じられ<sup>6)</sup>、元町駅以西の省線高架下店舗群である自由市場を統括する組織であったようだ。一方、同年6月4日の納税組合結成を報じる記事をみると、「省線元町駅から宇治川筋までの高架下に店舗をおし並べる自由市場」とある<sup>7)</sup>。宇治川筋から西方の相生橋ガードまでの範囲を含むか否か、という点においては検討の余地があるが、北側を花隈と接する省線元町の高架下店舗群が主な統括範囲であったようだ。

1946年春には、三宮自由市場において公共施設の設置や治安維持を目的とした警察官の配置がおこなわれ、松明会もまたこれに協力した。

1946年6月22日、三宮自由市場の混雑する雑踏に対応して公衆便所の建設が報じられる。同事業は神戸市民生局の管轄であったといい、「約7坪で大便所6個を持ち電気水道の完備せる鉄筋コンクリートの建物」を、阪急三宮駅から省線元町駅間の南側に3カ所、北側に2カ所、元町駅の西に1カ所建てる計画であった<sup>8)</sup>。また、松明会は省線元町駅から省線神戸駅間に4カ所の木造公衆便所を建設する計画も立てていた。衛生設備に関する都市整備については、進駐軍からの指摘も相次いでいた。戦後はじめての夏をむかえるにあたり、伝染病の予防の見地からも急務とされたことがうかがえる。

元町から神戸駅のあいだの商業集積をみると【図4-4-2】、鉄道高架橋から一区画南へ下ったところには、老舗の元町商店街がおよそ1.2kmにわたって延びている。東を大丸、西を三越と2つの百貨店を繋ぐように位置し、さらに一区画南に入ると南京町があった。元町通商店街もまた戦災によって、鈴蘭灯が建つ華やかなショッピングストリートとして賑わった往時の姿は失っていたが【図4-4-3】、1946年11月にはジュラルミン

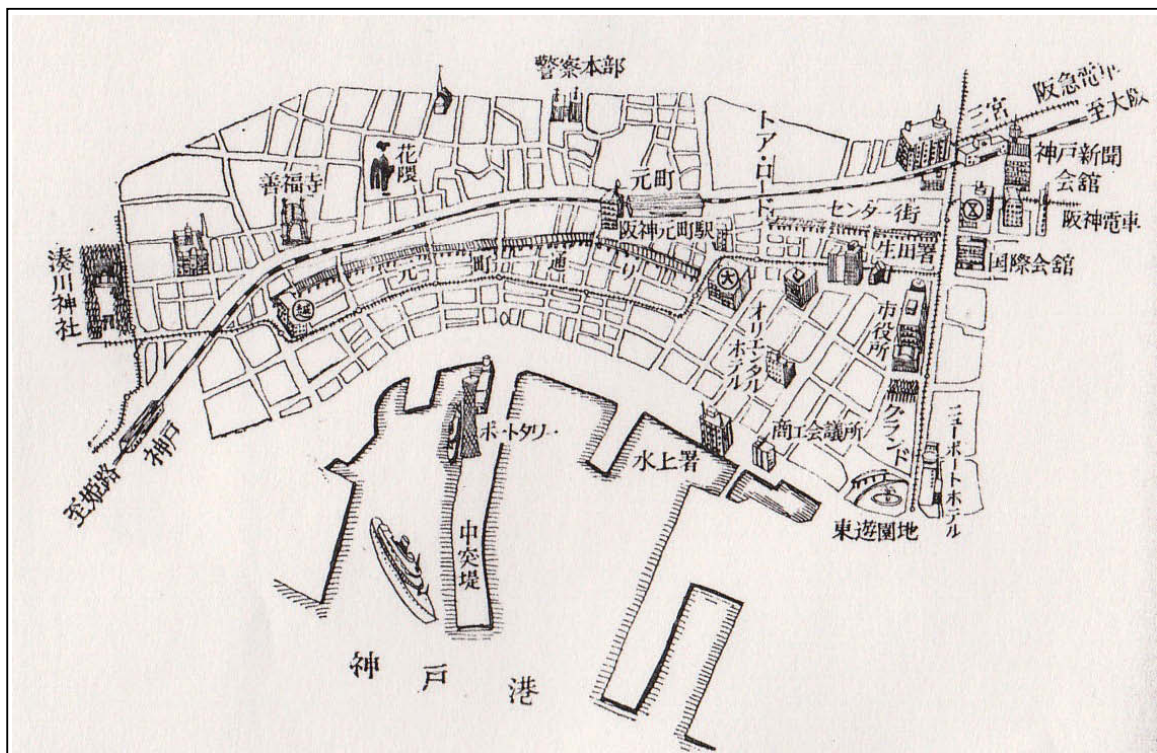


図4-4-2 作家・陳舜臣が神戸の中心市街地の戦後について記した章に付された地図。1965年当時のまちにおける印象的な施設と街区や鉄道などの都市構造との関係性が明快に示されている。(出典：陳舜臣『神戸というまち』至誠堂 1965)

街店舗が完成し、戦後いちやく正規商店街として復興を果たした。

これらの隣接する商業集積に対抗しうる高架下店舗群の魅力は、高架橋という屋根が陽射しや風雨を防ぐ点にもあったようだが、1955年以降、元町通や三宮センター街もアーケード化がすすみ、その優位性は失われていく。また、元町駅前の通りは遊歩道ほどに狭く、1946年夏までは三宮一元町間とおなじく高架下の店舗群が街路側に向かって店開きするかたちで営業したようだ。この街路は現在では、県道21号神戸明石線として三宮駅南の交差点から明石市の小久保交差点まで25.2kmにわたって続いているうちの元町一神戸間にあたり、拡幅されて4車線一方通行の街路となっている。【図4-4-4】

#### (2) ヤミ市の拡大と分散移転による新興市場形成

初期段階において省線ガード下や高架下に発生したヤミ市の商人数は次第に増加し、県警による取締りを受けながらも拡大を続けた。1946年1

月15日、兵庫県防犯課によっておこなわれた県下のヤミ市の実態調査によると、ヤミ市の物資入手経路として次の9点が挙げられた<sup>9)</sup>。

- (1) 産地買出しによるもの、(2) ブローカーから入手したもの、(3) 生産工場の不整放出品、(4) 闇生産工場の直売、(5) 一般人の換価物資の買入れ、(6) 諸統制組合等の横流れ品の入手、(7) 自由市場内業者よりの買入れ、(8) 盗賊品の入手、(9) 産地よりの持込販売

農産物であれば生産地、工業製品であれば生産工場から提供された物資は、さまざまな立場の人びとの手を経て三宮自由市場へと流れ込んだ様子がうかがわれる。また、買出しに来た地方の小売業者へと、同市場からさらに物資は流れていった。このための初期の移動手段としては、省線、神戸有馬電気鉄道、市電などの鉄道経路が用いられたものとみられ、復興がすすむにつれて交通手段も増え、移動可能な空間的範囲も拡張していく。



図4-4-3 1946年4月、ハナヤ勤兵衛によって撮影された、焼け跡整地がすすむ元町通商店街。  
資料提供：芦屋市立美術館

昭和初期の神戸ではすでに、鉄道を中心とした交通インフラ施設が整備され、終戦時の三ノ宮駅と神戸駅は多様な交通手段の結節点となっていた。両駅のあいだという立地条件が、ヤミ市派生の戦後商業集積に及ぼした影響は計り知れない。

1946年夏、業者の組織化が果たされて以降の三宮自由市場においては、その組織を基本単位とする空間の配分がなされた。各組織は自治・相互協調へ向かい、総体としての三宮自由市場の維持と発展を目指していく。

1946年8月中旬には三宮自由市場の路上店舗が一斉に撤去され、市内各所への分散移転にともない複数のマーケットや市場が形成される。朝鮮人自由商人連合会による雲井通6丁目と旭通4丁目への三宮国際マーケット形成(4-1参照)、松明会による花隈への移転など、本建築建設による脱ヤミ市の動向があらわれはじめた。このとき元町駅より西に位置した松明会所属業者140名は、「花隈本庄焼跡」に80軒、「旧松明会事務所前」に60軒が移転をはじめたと『神戸新聞』に報じられ、同地域における松明会の勢力の強さがうかがわれる<sup>10)</sup>。なお、ここでの「本庄」とは、南北に走る花隈本通と省線高架橋との交差する元町高架下空間において、戦前営業していた映画館のことを指し、戦中には「元町映画館」「元町ニュース館」と改名していたようだ<sup>11)</sup>。

同年9月14日には、元町3丁目、6丁目において「松明会マーケット」が着工段階と報じられ、これは、選抜した商人100人を収容するマーケットの建設計画であった<sup>12)</sup>。

### (3) 1947年6月「元町高架通商業協同組合」成立

三宮自由市場の西側部分にあたる元町駅から神戸駅のあいだの高架下店舗群は、1947年6月時点で500軒から600軒ほどにも及んだ。1945年末から1947年にかけては松明会が場銭をとって治めていたが、次第に高騰する場銭に耐えかねた商人たちが商店街組合の設立へと動きはじめた。しかし一方では、「ボスの存在も一面から見れば外の群小諸団体からの干渉を排除していた事も事実」とも語られ<sup>13)</sup>、当時の露店商人と統括組織の関係がうかがえる。

1946年12月には「元町高架下商業協同組合」が発足した。半年後の1947年6月の総会において「元町高架通商業協同組合」と改称され、現在も混同されがちな「元町高架通商店街」という名称は、ここに成立したとみられる。

#### 「自由市場から足を洗う 元町高架通商業協組」

昨年十二月発足した神戸元町高架下商業協同組合ではこのほど総会の決議で元町高架通商業協同組合と改称、全業者をひきいて五分引運動



図 4-4-4 JR 高架橋南側の街路中央からみる、2013年現在の元町高架通商店街南面(2013年2月筆者撮影)

に参加することになったが、さらに自由市場から足を洗い本店舗として発足しようという改造案が当局の内諾を得たので近く実行にうつすことになった。

この設計は特に神戸工専滝沢教授に依頼、高架下の特徴を活かし採光、衛生などを重点に設計するが、この結果高架下に全国初めての商店街が出現するものとして注目せられる。なお同組合では月末同教授と神戸経大平井教授を招いて新しい商店街の在り方につき講演会を行う。

(1947年6月18日付)

そして、この改称を報じた際には、「自由市場から足を洗い本店舗として発足しようという改造案が当局の内諾を得た」との記述<sup>14)</sup>もあり、ここでの「自由市場」とは露店や仮設店舗の集まりという状態を指していたことが推察される。

#### 4-4-2 元町高架通商店街の盛衰

##### (1) 高架下店舗群による道路占用問題の展開

4-3で前述したように、1947年以降の道路占用許可の延長、再延長が重ねられた状況からは、この時点ですでに、神戸市は省線から借り受けた際に約した歩道として使用を意図していなかったことが読みとれる。自然発生的にヤミ市が組織化されて商店街へとなる動きを活かして、賑わいを残す方針へと転換したために、戦後都市に独特な商業集積の空間が三宮から神戸のあいだの駅周辺に残されていったのだろう。

しかし、1953年に道路法が改正され、占用許可の基準が明記されるようになり、「家屋」とみなされるものは不許可となった<sup>15)</sup>。これに伴い、国鉄から神戸市へ「不法占拠」の撤去と返還が要請される。1954年4月、市による商店街への道路占用許可が打ち切られて、すでに形成されていた元町高架通商店街は、法律上では「不法占拠」の店舗群ということになったが、すぐに撤去が始まる動向はみられなかった。

そして、戦後10年にわたって築いてきた商店街としての集積を撤去されることに抗して、1964

年10月に元町高架通商店街から建替えの陳情が提出され、1店舗あたり月1万円から2万円の店舗改造資金が積立てられることになった<sup>16)</sup>。1965年には、こうした地元の行動を受けて、ついに神戸市が「終戦処理」として、大阪鉄道管理局に商店街存続を交渉しはじめた<sup>17)</sup>。

##### (2) 国鉄譲歩による商店街全面改築

1972年には、国鉄と神戸市のあいだで道路用地として結ばれていた契約が、商店街用地として切替えられた<sup>18)</sup>。翌年の2月には、「政界すじのあっせんもあって」国鉄が原則を譲歩するかたちで、商店街の存続と改築が認められる<sup>19)</sup>。それにもなって新たに、神戸市と国鉄は高架下用地の有料使用契約を結び、これを市が商店街に転貸しする契約体制が生まれた。神戸市の交渉が実ったかたちだが、「政界すじのあっせん」に関する詳細は不明である。

そして、1976年8月、元町高架通商店街の店舗の全面改築がはじまった。10月には統一的な形態として竣工し、中央を走る長い通路も、このとき赤レンガ歩道に改装された<sup>20)</sup>。同時期には、すでに三宮地区市街地改造事業が完了していたことから、元町から神戸駅間の高架下において改築が急がれていたことがうかがえる。新しく生まれ変わった東隣の三宮地域一帯を意識した対抗心や焦燥があったのだろうか。

##### (3) 国鉄による地代値上げをめぐる折衝

前述のように、神戸市と国鉄は1976年に元町高架通商店街の浜側(南側)敷地について、有料使用契約を結んでいたが、この地代をめぐるのはさらなるトラブルが生じる。国鉄は3年ごとに地代を改定していて、当初の値上げ率は10%未満であった。しかし、1982年度から3年分については赤字問題が深刻化したということで、26%の値上げを要求する<sup>21)</sup>。これには地元の反発が大きかったために、交渉が繰り広げられた結果、17%に落ち着いた。

国鉄の組織改革の動きもまた地代に影響する。



分割・民営化計画があらわれた1985年度には、再び10%から15%の値上げが通告された<sup>22)</sup>。商店側は、3年間の市内の消費者物価上昇率をもとに6.8%を主張して交渉を続けたが、この話し合いはまとまらなかった。結果的に、商店側から「要求額との差額分にあたる3.2%を期日指定の定期預金の利息でカバーする」ことを提案し、商店街組合では、毎月6.5%を上乗せした地代計2360万円を一括して銀行に預ける積立てをはじめた。国鉄の民営化は1987年4月1日と予定されていたため、その直前の1987年3月に解約して、2年分がまとめて支払われたという<sup>23)</sup>。この地代値上げをめぐる折衝は、結果的に、地元商店街の策が功を奏したといえるだろう。

#### 4-4-3 阪神淡路大震災の同区間高架橋への影響

##### (1) 鉄道高架橋の被災状況

鉄道のうち最も被害を受けたのは橋梁であった。鉄筋コンクリート高架橋には、ラーメン高架橋、あるいはラーメン橋台の柱部の破壊により、上スラブの落下や桁の落橋に至る被害が多く発生した。山陽新幹線で8カ所、在来鉄道と新交通システムでは24カ所の合計32カ所で落橋したほか、コンクリート高架橋の多数が損壊した<sup>24)</sup>。13事業者、29に及ぶ路線が被災し、鉄道会社各社は災害対策本部を設置して応急・復旧工事に取り組み、被災による不通区間では代替バスを運行した。運輸省による鉄道施設の変更認可、各自治体建築主事による建築確認、道路管理者による道路の占用許可、警察による道路使用許可等の諸手続きが必要とされた。当時、大阪―神戸間のJR、阪急、阪神の合計の輸送人員は1日45万人にも及んでいて、全路線が運行再開したのは、震災後約7ヵ月が経過した8月23日であった。

この地震で被災したコンクリート高架橋の多くは1968年から1976年の間につくられたもので、1983年に制定された「国鉄建造物設計標準」に基づき設計されたものは軽微な損傷にとどまっていたという<sup>25)</sup>。一方、JR西日本東海道本線三ノ宮駅付近の大正から昭和初期(1926-1938年)

に建設された高架橋では、破損・損傷はみられたものの破壊したものはなく、震災と震災を持ち堪えて現在に至る。

JR 灘駅から神戸駅間の高架橋は、約1ヵ月後の2月20日に復旧した。4駅の区間でおこなわれた補修・補強については、神戸市が2011年に編纂した『阪神・淡路大震災の概要及び復興』のなかで大きな被害状況であった鉄道として「元町～三ノ宮間の高架橋」も挙げられているが、開通までの期間は短かった<sup>26)</sup>。高架下の商店街が撤去されることなく補修がおこなわれた様子から、損傷の程度は大きくなかったと推察される。一方で、隣接するJR 灘駅から東へ、六甲道一住吉駅までの区間はJR 在来線のなかで最も大きな被害を受け、この区間が復旧した1995年4月1日にJR 西日本の在来線は全線開通した。また、並走する阪急神戸線の三宮駅付近では、高架橋の破損・損傷は大きく、花隈駅との区間は6月1日ようやく開通した。なお、鉄道各社は本格復旧完了後、高架橋や橋梁の耐震補強に取り組み、現在は予定箇所の改修はほぼ完了している<sup>27)</sup>。

##### (2) 高架橋改修にむけての懸案

1945年の震災と1995年の阪神・淡路大震災にも破壊に至らなかったJR 西日本東海道本線の灘駅から鷹取駅のあいだの高架橋は、現在築82年を迎えている。震災後に損傷部分についての補修はおこなわれるも全面工事は未だであり、JRにとって補強改修プランは懸案となっているようだ。

今後、高架橋の柱を補強する際には、炭素繊維シート接着工法による補修・補強がおこなわれるだろう。当時の高架橋復旧では、破壊に至ったものは帯鉄筋を増量して新設、破損されている場合には破損部分の修復、より軽度のクラックの修復ではエポキシ樹脂等の注入、そしてすべての仕上げには鋼板被覆がおこなわれたが、現在多く用いられているのは炭素繊維シート接着工法である<sup>28)</sup>。これは鋼板被覆と比して軽量で施工性にすぐれ、腐食を生じないことが特徴で、手作業だけで施工

可能、重機不要、施工スペースの制約を受けないなどの点から、高架下の商店街への対応を考慮するうえでも有効な工法であると考えられる。

また、複雑に入り組んだ高架下商店街の契約関係の現状も問題となっている。JR から神戸市へ、神戸市から元町高架通商店街振興組合へ、そして組合から不動産会社へ、不動産会社からテナントへという何層にも入り組んだ借地借家の契約は、一括借受けと異なり各店舗の契約期限も一致せず、改修の号令を発しにくい。また、柱周りを空けるためには、個々の店舗の一時解体と休業が要される。これらの複雑な諸条件の整理という課題が、改修の進捗を妨げる状況がうかがえる。

### (3) 神戸港の被災による客足の減退

震災はまた、神戸港にも被害を与えた。戦後の闇市時代には特に衣料品の品揃えに定評があったが、1960年代には中古家電製品を安く販売する店が増加し、中古でも品質の良い日本製の電気製品を求めた外国船員が訪れるようになった。旧ソ連、フィリピンなど東南アジアの船員が言葉は通じないながら身振り手振りで購入していたという<sup>29)</sup>。しかし、港の被災による影響で、入港する外国船が減少したことから、元町高架通商店街の客数にも減少傾向が現れた。そこで、減少した客数を補う努力として、品質や修理技術の向上といったサービス面への配慮で日本人客を呼び戻そうという動きがみられた。

#### 4-4 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 林喜芳『香具師風景走馬燈』冬鵲房 1984：120
- 2) 1946年5月15日付
- 3) 1945年12月7日，8日付
- 4) 1946年6月6日付
- 5) 「あれから20年 命を賭けた組合の誕生」（『もところ TOWN NEWS』no.8，元町高架通商店街振興組合 1967年3月15日号）
- 6) 1946年6月22日付
- 7) 注4に同じ
- 8) 1946年6月6日，7日，20日，22日付
- 9) 神戸市『神戸市史第三集 社会文化編』神戸市史編集委員会 1965：49-63。なお，同調査については兵庫県警察署発行の機関紙『旭影』（1946年3月10日号）が詳しいが，同号は現存せず閲覧不可のことから，これを参考資料として挙げた神戸市史の記述によるものとする。
- 10) 1946年8月14日，20日付
- 11) 花隈町住民・T氏への筆者のインタビューに基づく（2011年5月9日，神戸市）
- 12) 1946年9月14日付
- 13) 「あれから20年 命を賭けた組合の誕生」（『もところ TOWN NEWS』no.8，元町高架通商店街振興組合 1967年3月15日号）
- 14) 1947年6月18日付
- 15) 1966年12月17日付
- 16) 注15に同じ
- 17) 『朝日新聞』1966年12月17日付，『神戸新聞』1969年1月26日付
- 18) 1969年9月25日付
- 19) 1969年9月25日，1972年5月20日付
- 20) 『神戸新聞』1976年1月27日，1976年10月26日付，『読売新聞』1976年9月1日，1977年9月27日付
- 21) 『朝日新聞夕刊』1986年10月3日付
- 22) 同前
- 23) 注21に同じ
- 24) 兵庫県土木部『阪神・淡路大震災 1995（平成7）年兵庫県南部地震一土木施設の地震災害記録』1997
- 25) 兵庫県土木部『阪神・淡路大震災 1995（平成7）年兵庫県南部地震一土木施設の地震災害記録』1997，神戸市『阪神・淡路大震災の概要及び復興』2011，内閣府「阪神・淡路大震災総括・検証調査シート」
- 26) 同前
- 27) 注25に同じ
- 28) 注25に同じ
- 29) 『朝日新聞』1995年6月29日付，『神戸新聞』1998年12月11日付

## 4-5

### 湊川公園商店街の形成と変容過程

1946年4月から7月の『神戸新聞』紙上においては、殷盛極めるヤミ市で商売を続けている自由商人の身元とともに、引揚者・復員者の就業状況についての言及が多数みられた。兵庫県経済防犯課や兵庫県警察部による就業実態や、同時期大きな社会問題であった浮浪原因の調査もおこなわれ、その傾向や救済対策が論じられた。両者の相違点はいかなるものであったのだろうか。

浮浪者については戦災都市における住宅不足に起因することが多かったため、収容施設の建設や余裕住宅の開放といった物理的な空間形成を主軸に対策がとられた。引揚者については、浮浪者とおなじく居住空間を欠いた状況に加えて、労働・就職の意欲を発揚させる必要性が説かれる。本節では、戦後初期の兵庫県内の状況と、代表的な引揚者による住宅兼店舗群（ここでは「マーケット」と呼ぶ）である湊川公園商店街の形成経緯を明らかにする。

#### 4-5-1 湊川公園商店街の開業経緯

##### (1) 1946年上半期 引揚者・復員者の生活実態

1946年4月の段階では、上海や漢口などからの引揚者が兵庫県内のみでも約1万人に達して、生活にも逼迫を加えていることが報じられた<sup>1)</sup>。兵庫県厚生課内に事務所を置く「華中引揚兵庫県人互助会」が設立され、同会の会長には元神戸市議の山口敬一氏、副会長には若木正男氏が選ばれた。

また、1948年におこなわれた神戸市内の浮浪

者実態調査の結果として、戦災浮浪者と引揚浮浪者についてまったく異なる浮浪原因を有していることが指摘された<sup>2)</sup>。戦災浮浪者の平均年齢は33.4才である一方、引揚浮浪者の平均年齢は29.1才であり、引揚後ただちに浮浪生活を余儀なくされた者は83%に上っていた。また、引揚浮浪者は「該して高等教育を受け従って生活環境への調節力ある者」であったことから、引揚げと同時に社会的救済対策実施の必要性があるという結論が示された<sup>3)</sup>。

この救済対策として最も有効であると考えられたのが、いわゆる引揚者マーケット建設であった。1946年7月当時、海外引揚者や復員者の就業状況もまた大きな社会問題とみなされていた。その実態を明かにするべく兵庫県経済防犯課による就職調査もおこなわれた<sup>4)</sup>。これによると、1946年6月時点の兵庫県下の引揚者は4万3851人、復員者約17万人を数えていた。就職状況は、日雇労働者に引揚者が1908名、復員者が4452名、一般就職には引揚者が求職577名、就職452名、復員者が求職7780名、就職6469名と、就職意欲は低調であったようだ。

このとき、引揚者が就職に消極的な理由として、引揚者は「現地で大抵が富裕な商人或いは頭脳労働者だったので、帰還後も肉体労働にはたえられず、みすみす生活苦と失業にあえいでいる者が多い」という言及がみられた<sup>5)</sup>。外地で比較的優遇されホワイトカラーとして働いていた引揚者は、それと同等の待遇条件を望むものが多い。そ

のために、工場事業場に就職しても短期間で退職し、独立営業を志向して自由商人に転向する傾向があったというのだ。こうした動きをみると、県や市による救済対策がはじまる以前からすでに、三宮や湊川新開地といった大規模な自由市場は引揚者・復員者の就業を助ける存在となっていたことがうかがえる。

## (2) 引揚者のための食堂開業

生活に困窮する引揚者と戦災者のための食堂も、1946年4月18日、省線三宮駅前広場に新築で建てられ開業した。これは、在外同胞援護会近畿支部による支援事業の一環で、引揚者証明によって実費で食事が提供されるものであった。代用パン2個、肉類スープのほかに毎日特別料理一品添えて2円という良心的な価格で、量に余裕があれば、引揚者以外の客にも3円で提供することが計画された<sup>6)</sup>。

また、この食堂開業には、「検察当局が発表する強盗窃盗の犯人は復員者や戦災者が多いというかなしい事実も社会の裏面に含まれているので、いくらかでも温かい心で海外からの復員者や引揚者を迎えよう」という目的もあったようだ<sup>7)</sup>。

## (3) 引揚者救済目的の住宅兼店舗群の建設と開業

このような引揚者の就職状況を受けて、引揚者救済目的の商店街の建設計画が持ち上がった。

1946年6月22日午前11時、神戸市役所には130余名の引揚者が集まり、山口敬一氏を中心とした湊川公園への引揚者マーケット建設計画の協議がはじまった<sup>8)</sup>。

同計画は、店舗開設希望者による2000円ずつの出費を予算として、一間半のバラック店舗を150戸開設するものであった。また、自主的かつ合理的な事業推進を図り、委員制による金融・建築・事業部が設けられ、県市には援助資金と建築資材の応援を求めたという<sup>9)</sup>。1ヵ月後の同年7月には、着々と進みつつある新たな「新開地大歓楽街」の建築工事について詳細が報じられた。この報道によると、同計画は上海からの引揚者である元市議山口敬一氏の主導によるもので、引揚者の再起を目指すものであった<sup>10)</sup>。なお、同氏は元神戸市議で、華中引揚兵庫県人互助会の会長、引揚者連盟の神戸副支部長を兼任していたようだ。

こうして、引揚者が主体となり、神戸タワーの植木義邦氏の協力を得て、神農会・上川会の協働によって店舗建設がすすめられ、バラック店舗約300戸による一大マーケットが開設されることとなった<sup>11)</sup>。1946年8月10日には10店が開店したが、資材不足の状況下から一斉開店は叶わなかったが<sup>12)</sup>、進捗を報じる新聞記事では「山口組の福田佐賀一氏らの損得を度外視した美しい建設作業が実を結んだ」（1946年7月23日付）



図 4-5-1 空中写真にみる 1948 年 2 月の神戸駅から湊川公園周辺。新開地本通りに隣接するウエスト・キャンプがみえる。  
(出典：国土地理院 USA-M18-4-67 1948 に筆者加筆)

とも評された。また、神戸有馬電気鉄道湊川駅と公園を繋ぐ通路の復旧によって、駅から湊川公園商店街への市民の動線も確保され、行政による配慮も相俟って立地の好条件を得た<sup>13)</sup>。【図4-5-1】

完成した商店街の各路地には引揚者の郷愁をあらわし、ハルピン路、北京路、上海路、蘇州路と愛称がつけられ、路地の入口には店舗名が書かれたアーチが掛けられた。【図4-5-2】開業を祝う花火大会や夜相撲の無料公開、映画館やスポーツランドの建設も計画された<sup>14)</sup>。

なお、新開地本通りは三宮のヤミ市と戦後都市商業が一体化した盛り場の勢いに負けていたが、1948年11月には鈴蘭燈を設置しようとする動向が持ち上がる<sup>15)</sup>。これは、1948年のうちに設置を果たした三宮センター街に若干の遅れをとっていたとみられる。1933年、第一次世界大戦後の不況気配の払拭を目指して「みなとの祭り」が市民中心に開催された。これは戦争体制によって中断され、戦後はじめて1948年11月7、8日に開催されることとなった。これにあたって、商店街整備が図られ、営業者によって「(仮)湊川新開地復興促進会」が結成された。舗装工事と電力供給の確保に向けた事業が動きはじめ、往時の商店街の復興を目指したようだ。

#### 4-5-2 1950年神戸博開催と湊川公園の立退き問題

##### (1) 日本貿易産業博覧会「神戸博」の開催

1950年に兵庫県、神戸市の主催によって日本貿易産業博覧会、通称「神戸博」が開催されることになった<sup>16)</sup>。1950年3月15日から6月15日



図4-5-2 1947年の湊川公園商店街。入口にはアーチが掛けられている。  
(出典：兵庫県立神戸高等学校所蔵写真帳)

まで、神戸市王子公園附近一帯を第一会場、湊川公園附近を第二会場として、協賛には神戸商工会議所、兵庫県商工会議所連合会、神戸貿易協会、その他多くの県内団体が名を連ねた<sup>17)</sup>。この第1会場は当初から王子公園と決まっていたが、第2会場の選定には難航した。市区合併する前の旧神戸市内に絞られて、鐘紡跡、六甲山上、有馬、須磨海浜公園、布引公園といった多数の候補が挙げられたが、最終的には神戸市の中心部である湊川公園が選ばれた。【図4-5-3】戦前からの盛り場として商業・娯楽機能の集積があったにもかかわらず、1950年当時の新開地本通りは三宮地域の活況に押され気味であった。これは、戦後初期におけるヤミ市への取締が厳しかったことやウエスト・キャンプと近接していたことにも起因していたため、復興がすすむ世相のなか、湊川新開地の再出発を図る必要が求められる状況にあった。

そのため1949年3月末に湊川公園商店街の占用許可は打切られ、1949年6月21日から博覧会関係の経済局による正式な交渉がはじまった。立退き条件をめぐって遅々として捗らなかったが、半年が経った同年9月末によく換地の見通しがつき、財源は市費負担とされ土木部に引き継がれた。

##### (2) 神戸博第2会場としての湊川公園

1949年3月末に湊川公園商店街の占用許可が打切られたものの、その立退きは難渋をきわめ、最終的には博覧会のわずか9日前の、1950年3月6日になって全戸の移転が完了する運びとなっ

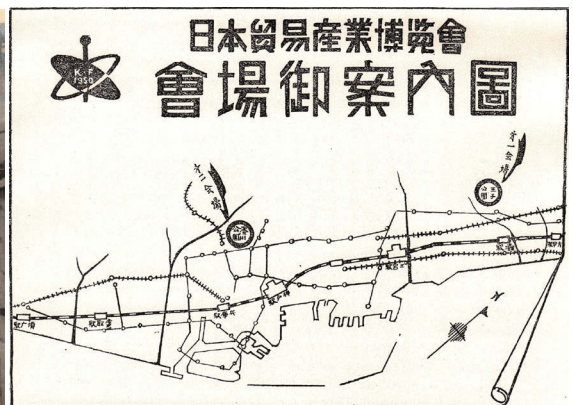


図4-5-3 1950年日本貿易産業博覧會「神戸博」会場案内図  
(出典：神戸市渉外部観光課『観光関係法令集附録』1949 広告)

た。こうして第2会場となった湊川公園には、衛生館・農業機械館・日光館・サーカスが設置された。【図4-5-4】王子会場においては造園にも注力し、建物本位の植栽にならぬようにと、起伏多く次第に高く連なる地形を効果的に活かして建築物との調和をはかり、導線の修景にも心がけられた一方で、湊川会場は時間的な制約も影響して既設公園の広場が利用され、貝塚伊吹梧桐を植栽するにとどまった<sup>18)</sup>。

衛生館は、頹廢する衛生文化の世相を受けて、性道德の低下、結核患者の激増、各種伝染病、寄生虫病の恐怖等の問題が取りあげられ、衛生思想の普及と啓蒙に資する内容が目指された。内部は、衛生機械、食品衛生、結核、環境衛生、特別室、映画室の6部門に分けた展示配置がおこなわれ、標本や実物は京都大学医学部、名古屋大学医学部、兵庫医科大学、須磨病院が出品について協力した。農業機械館は、全国における最も優秀な生産業者を選抜し、輸出用並びに国内の農業経営上、特に必要な農業用機械具に主体をおいた出品展示がおこなわれた。出品数は1236点、出品者は137商社、1都1道2府19県に及び、大々的に実演を行うことで知識が深まるようにと計画されていた。日光館では、240坪の館内に、11年を要して製作されたという日光東照宮の縮尺十分の一の模型が陳列された。このほかサーカスや温泉の町有馬の観光協会と神戸電鉄がタイアップした宣伝目的の無料休憩所が置かれ、賑わいのなか、1950年6月15日に閉会を迎えた。

### (3) 会場選定にあらわれる思惑

この会場選定に関して、事務局は一会場を主張していたにもかかわらず湊川公園への第二会場の設置が推されたのには、次の2点の理由があったとかがえる。1点目は、湊川公園は明治末期の開園から、昭和初期の博覧会にとどまらず日常的なあらゆる催しに利用されてきた、市民にとって「最も馴染深い場所」であったという経緯。そして2点目は、神戸市の東部である灘区に位置する王子公園から市中心部の歓楽・商業地区すなわち湊川新開地へと、観客を誘引したいという商業関係者の思惑である。

1950年6月に神戸博を訪れた米国人が撮った写真を見てみると、その思惑は功を奏したようにみえる。【図4-5-5】第2会場の湊川公園から南へと下った新開地本通りの八千代座前で撮られた写真には、鈴蘭灯のもとに「神戸博協賛」と書かれた提燈が掲げられ、後方には神戸タワーがうつつている。同じ撮影者による他の写真においては、第1会場である王子公園でのパビリオン前でもこの女性の姿がみられたことから、第1会場の豊富な展示内容や野外劇場の催しものを観たあとに、神戸市電か観光バスで湊川新開地へと移動して、第2会場の湊川公園を訪れたのちは新開地本通りを散策したことが推察できよう。

### 4-5-3 神戸博開催後の再不法占拠と解消過程

立退きを終えて神戸博第2会場となった湊川公

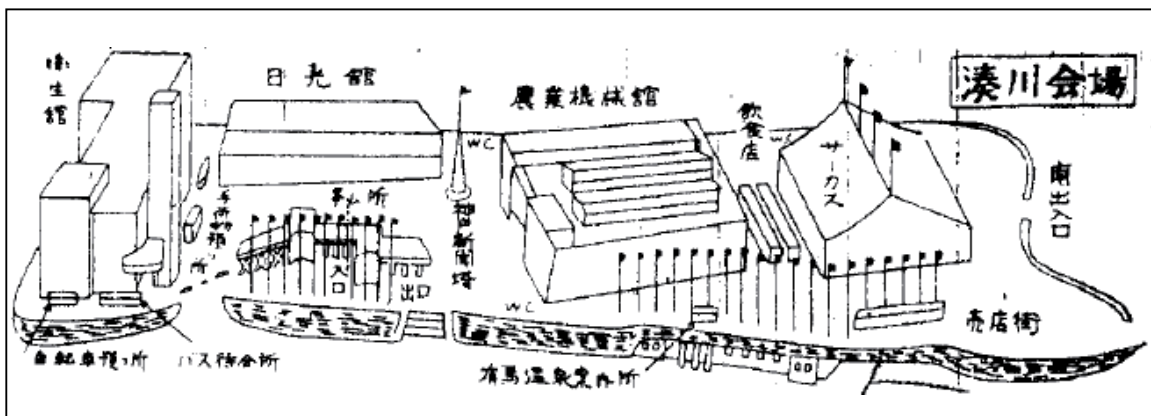


図4-5-4 1950年開催「神戸博」第2会場の湊川公園

(出典：日本貿易産業博覧会事務局編『日本貿易産業博覧会“神戸博”會誌』日本貿易産業博覧会事務局 1957)

園【図 4-5-6】であったが、博覧会終了後しばらくすると公園内には無許可の建築物が増加し、暴力、売春など犯罪の温床にもなりはじめ、再び環境浄化が必要とされるようになる。神戸市が公園整備を検討していた 1966 年 4 月、兵庫区民 23,897 名が「湊川公園環境浄化運動対策協議会」を通じて、環境浄化と危険建物になっていた神戸タワーの撤去について陳情書を提出した。こうした住民の動きに応えるものとして、同年 8 月には、地元関係者 12 名、学識経験者 7 名、官公署関係者 2 名、神戸市会関係者 7 名、市関係者 4 名からなる「湊川公園環境整備審議会」が神戸市によって設置され、以下のような基本方針が諮問された<sup>19)</sup>。

#### 公園整備の答申内容

歴史的にも、長期構想の上に立って考えた場合においても、当該公園附近は、商業及び大衆娯楽の中心であると思われるので、これにふさわしい緑のオアシスとしての広場に公園をすべきである。したがって、噴水、休養施設その他の公園施設を設置し、市民の誰もが親しみをもつ

て集まり、散策し、遊ぶことのできる立派な公園にすべきである。上記のような公園に整備するためには、次のようなことが必要であろう。

- 1) 現在のタワーを含めた公園内建物及び物件は除却する。ただし、この際社会開発的考慮を要する必要がある。
- 2) 神戸電鉄駅舎跡、軌道トンネル跡及び、公園地下は、都市公園法により許される公共的公益的な施設（公共駐車場等）として利用することを考える。この利用によって当該地域が発展できるよう配慮する。
- 3) 公園東側の高架道路を完成させる必要があると思われるので、その路下の積極的な利用を考える。
- 4) 公園南西地帯は、北神地区や、付近の人々の流れから重要な地点になるとと思われるので、三角地帯を整備高層化し、諸問題の解決を図る。

この答申に基づき、整備方針として次の 4 点が定められる。



図 4-5-5 1950 年 6 月、新開地本通りの八千代座前。背景には神戸タワー。(出典:the Gerald & Rella Warner Japan Slide Collection (195006). Kobe Shopping District. the East Asia Image Collection at Lafayette College. Retrieved September 25, 2013, from <http://metadb.lafayette.edu/download.html?item=warner-slides-japan-0014>)



- ①地下に公共駐車場（300 台収容）を建設する。
- ②湊川トンネルの幅員を 36 メートルに広げる。
- ③タワーなど公園内の建物を除去，全施設完成後は埋めもどして整備する。
- ④立退き対象者や隣接民有地所有者らに組合施行の防災ビルの建設を指導する

1966 年 9 月には，湊川公園占拠者の一部によって「全湊川公園環境整備委員会」が結成され，対市交渉が始まった。まもなく同委員会は良本稔を会長とする「公園親睦会」とに分裂し，この 2 組織を中心にして，立ちのき要求への反対運動が展開され，公園南部にビルを建てさせてほしいという「建築書」が提出された。しかし，市と居住者との折り合いはつかず，不法占拠を正当化する反対運動はさらに表面化しはじめる。1967 年 4 月 8 日，多数の住民が，1949 年 4 月 1 日から 1967 年 1 月 31 日までの地代を供託したとの通知を示して交渉するも市は債権を認めず，1967 年 6 月末日，立退き命令が出された。

これに対し，全湊川公園会が反対陳情の口火を切り，強硬な態度で，市の聴聞説明会にも応じず「湊川公園協同組合」を組織して行政不服審査，行政事件訴訟等あらゆる手段をもって抵抗した。一方，湊川公園親睦会は，基本的には市の整備方針に賛成し，条件改善について交渉しようとした。その他，この 2 派のいずれにも属さないで市の条件について交渉するものもあり，全体としてみ



図 4-5-6 1950 年 神戸博開催前の湊川公園の様相。公園北部から南部に建つ神戸タワーとその足元の湊川公園商店街をのぞむ。(出典：日本貿易産業博覧会事務局編『日本貿易産業博覧会“神戸博”會誌—1950 年』日本貿易産業博覧会事務局 1957)

れば，住民の大部分は公園整備に賛成しながらも，一部の中に強硬論がある，という状態だったようだ。ここでは，立退き後の生活補償が問題となり，話合いは難航したようだ。

結果的に，占拠者の半数近い 92 世帯が営業者であったことから，それらを収容するビルの建設が必要とされ，公園西南の三角地帯を整備高層化することになった。このため，自力でビルを建設しようとする立退き対象者には，公有地 1779㎡と隣接する民有地 331㎡を使って，防災建築街区造成法による組合施行の共同ビルを建てるようにと指導された。

この後も事前の建物調査を不服陳述書を出して拒否する者もいたが，1967 年 7 月 1 日ついに，同公園を不法占拠していた 222 人に対して，都市公園法第 11 条を適用し，同年中に建物を取りこわして立退くよう命令が出された。この内訳は，所有権占有者が 80 人，占有者が 107 人，家屋賃貸人が 27 人であった。神戸タワーも 1967 年 12 月 31 日を期限として取り壊すことが決まり，それまでに立ち退かない者は代執行という運びとなった。

この 7 月から 12 月までの間には，神戸市長に対する異議申立て，建設大臣または兵庫県知事に審査請求がおこなわれたが，根拠なしとしてすべて棄却された。また，小山信治氏ほか 29 名から「借地権確認訴訟」が提起され，協同組合員から「処分取消しの訴え」および「執行停止の申立て」がなされたという<sup>20)</sup>。戦後 20 年間立退き請求がなされていないため不法占拠とはいえない，という居住者の主張であったが，公園法，道路法など公法に基づく土地の使用許可においては借地権は成り立たないと市は反論したという。

ビルの建設にあたっては，民有地の人たちや立退き者による反対で用地買収交渉が難航した。このため，市は地元の自主建設案をあきらめ，神戸市都市整備公社および神戸市住宅供給公社に建設させ，希望者に売却するよう，方針を変えることになった。そして，民有地を除外したビル建設へととなり，ビルも低層部分を第 1 期，高層部分を

第2期として工事を進めることに妥結した。

この紆余曲折した経緯からは、市側は立退きと公園整備に期限を設けることで交渉を強硬に進めることに成功した反面、居住者もまた逆にそれを利用するかたちで、用地買収交渉は頓挫したことが読みとれる。都市公園としての湊川公園は、戦災後や会場としての役割を終えたのちに、余剰空間として自然発生的な生活の場になった。この都市公園という空地が利用された背景として、明治期にテキヤの大ジメ師が集まった時期があったことや、従来市内のターミナル駅であったこと、戦後の住宅不足の時期に特例措置として引揚者マーケットを開設したこと、神戸タワーというシンボリックな建物の周りに人々が集まったことなども影響していたことがうかがえる。

#### 4-5-4 引揚者・復員者の生活基盤の構築

兵庫県出身の引揚者は、軍人・軍属と一般邦人を合わせて約18万名にのぼった。終戦当時の海外在留者をみると、神戸市出身者では満州と中国に6千余名、次いで朝鮮、南方、台湾、その他をあわせて2万5000人にも及び、彼らはおもに1946年から1949年にかけて舞鶴港から帰還した。戦災都市による多数の家屋の焼失による住宅難のなか、帰ってきた引揚者を受け入れる施設の建設が必要とされた。

全国の引揚者の定着援護のために、1945年12月15日に閣議決定した生活困窮者緊急生活援護要綱にもとづいて、海外引揚者収容施設の増設が図られた。1946年9月には生活保護法（法律第17号、旧法）が施行され、宿所提供施設に転用した戦後の住宅対策が展開される。こうして1948年から1953年度のあいだに県営、市町営の引揚者住宅が建てられ、兵庫県主体で147戸、神戸市主体でも96戸に達した<sup>21)</sup>。

兵庫県民生部援護課に係る補助団体としては、兵庫県遺族会、兵庫県傷痍軍人会、兵庫県海外引揚者連盟、日本赤十字社臨時帰還業務兵庫県対策本部、兵庫県戦災死没者遺族会、軍恩連盟が置かれた。このうち、兵庫県海外引揚者連盟は、

1974年時点もなお兵庫県衛生部庁舎内に事務所を置き、11,800世帯の会員を擁した<sup>22)</sup>。引揚者の福祉対策と援護におもに携わり、この組織の神戸副支部長のはたらきかけによって、戦後1年以内に湊川公園商店街の建設も実現していた。

4-5 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 1946年4月21日付
- 2) 兵庫県社会福祉研究所「神戸市に於ける浮浪者の実態調査 昭和23年度研究調査報告」1949
- 3) 同前
- 4) 1946年7月10日付
- 5) 注1に同じ
- 6) 1946年4月17日付
- 7) 同前
- 8) 1946年6月23日付
- 9) 同前
- 10) 1946年7月23日付
- 11) 同前
- 12) 1946年8月12日付
- 13) 同前
- 14) 注12に同じ
- 15) 1948年11月6日付
- 16) 船曳悦子・梅宮弘光「日本貿易産業博覧会（神戸博、1950年）の会場計画委嘱経緯について：神戸博会場計画における新制作派協会建築部と小池新二」『日本建築学会近畿支部研究報告集計画系』第42巻 2002：1033-1036。船曳悦子「第二章 日本貿易産業博覧会（神戸博、1950年）における新制作教会建築部の活動」（「戦後初期日本における建築課の活動の新動向に関する研究—新日本建築家集団（NAU）と新制作協会建築部を事例として—」平成14年度神戸大学大学院総合人間科学研究科修士論文）
- 17) 日本貿易産業博覧会事務局編『日本貿易産業博覧会“神戸博”會誌』日本貿易産業博覧会 1957
- 18) 同前
- 19) 神戸市都市計画局『生まれかわる湊川公園』1970：22-28
- 20) 同前
- 21) 兵庫県民生部援護課，兵庫県留守家族連盟『叫び：兵庫県未帰還者引揚運動史』兵庫県 1974
- 22) 同前

## 第4章 小結

本章では、ヤミ市の内部における営業者の組織化と移転によって新たに形成されたマーケットや商店街に着目し、形成経緯と担い手の生活実態の変容過程の解明と検討をはかった。これによって、それぞれの場所の、物質的環境や立地などの空間構造と、内外の人びとの社会的属性や動態の戦後の変容過程が明らかになった。

三宮国際マーケットは、朝鮮人自由商人連合会という商業組織を主体として、三宮東地区の2街区に形成された。1946年8月から10月にかけて三宮自由市場の路上店舗の移転先として、雲井通6丁目と旭通4丁目に約600戸の店舗兼住居群が建てられた。この建設に際しては、神戸市と県警の協力によって、自由商人連合会と不在地主のあいだに借地契約が結ばれた。なお、これを主導した自由商人連合会が1947年1月に発展的解消して成立した朝鮮人商業経済会は「商経」と呼ばれ、継続的に国際マーケットのテナントの管理組織として機能した。

また、1950年代後半から在日朝鮮人の帰国事業によって営業者が定着せず、形成主体によって集住地区が築かれなかった。ゴム製品と玩具・菓子の卸売営業の店舗兼住居が雲井通6丁目と旭通4丁目を集積したが、市場としての性格が強く、1950年にゴム製品の統制が撤廃されてからは、雲井通6丁目の営業者の入れ替わりが激しくなった。その間隙に流入した日本人は、麻薬や売春といった社会悪を持ちこんだ。1960年から1970

年にかけての悪場所のイメージは、1970年代にはじまる再開発によって性格を変えてもお払拭されがたいものであった。

なお、朝鮮人自由商人連合会のイニシアチブによる国際マーケットの開業は、計画的な商業施設の建設であった。形成主体の性質からは、民間人による「開発」としての性格の強さが読みとれた。これは、在日朝鮮人営業者による積極的な選択であり、迫害や排除に関する地域の形成ではなく、自ら選んだ戦後都市における集住の一例であったといえよう。

三宮ジャンジャン市場は、1945年末の路上店舗撤去時に加納町5丁目と三宮町1丁目北東部の空地へと移った、日本人による50軒の店舗兼住居群であった。発生当初は営業者組織がなかったが、安価な飲食業を営む店舗が集まって商業組合を結成した。狭い路地には板をわたし、3カ所の入口にアーチをかけ、衛生面にも配慮した営業が目指された。

代表的な客層は港湾労働に従事する日雇労働者で、1947年には朝4時から夜11時という長い営業時間で1日5000人もの客を集めていた。飲食営業店舗への規制が厳しかった1940年代末期には、ジャンジャン市場は労働者の生活救済に貢献しているとみなされて営業継続が許可され、立地の良さから客層も多様化して賑わいは途切れなかった。1950年以降は、復興がすすみ華やぐ三宮西地区において異彩を放つ空間になるが、西

側にはバラック店舗兼住居群も広がり、隠しようもない戦後都市の格差がここにみられた。

戦災復興土地区画整理事業のうちに収まらなかった三宮地区の市街地整備は、1970年前後に三宮地区市街地改造事業として街路拡幅と一体におこなわれた。このエリアに含まれたジャンジャン市場の行方を探すと、1965年頃に三宮地域において発生した3度の大火が契機となって立退きがすすんだことが明らかになった。

また、ジャンジャン市場の顧客であった戦後の都市雑業層は、神戸港や焼け跡整理、土木整地といった労務先で日雇労務に従事していた。彼らは同地の南側である三宮駅南の緑地帯を求職の場とし、このうち住居を持たない者は浮浪者と呼ばれ、阪神三宮駅から通じる地下道を居住の場としていた。同地一帯は、戦後神戸における居住と労働をめぐる都市問題が可視化されていた場所であったが、自然発生的で偶発的な戦後のアジールは、行政による再開発によって姿を消したといえよう。

鉄道高架橋下部空間において生成した戦後都市商業集積は、全国各地でみられる。4-3と4-4では兵庫県下の代表的な事例である、JR三ノ宮駅から元町駅、元町駅から神戸駅のあいだの高架下で営業を続けるヤミ市出自の商店街の形成経緯と変容過程を明らかにした。

神戸の市街地を東西に縦貫する国有鉄道は昭和初期、1918年から1935年にかけて高架化された。この改修工事にあたっては、鉄道省や神戸市による高架橋下部空間への店舗建設が計画されたが、1937年の日中開戦にともなう建築資材の統制がはじまり、実現され得なかった。高架下の山側には部分的に鉄道省の直営倉庫が建設されていたが、中央と浜側は空地で置かれ、神戸市が鉄道省から道路用地として無償で借り受けたままに、終戦を迎えた。

この高架下には、戦後まもなく市内最大規模のヤミ市が生成し、三宮から元町、そして神戸駅のあいだの鉄道高架下空間には新たな商業集積が生じた。窮乏期であった時代情勢も鑑みた特例措置

として、市は、浜側に建ち並んだ店舗群に対して道路占用許可と露店営業許可を出し、連続型店舗を形成する動向も容認した。こうして、高架橋建設当初に想定されたかたちとは全く異なる経緯で、商店街が形成された。統制下にあってもつねに数多くの物資が集まる場所となり、暗く狭いという戦前のイメージを覆した賑わいの空間があらわれたのである。それは、戦後的な盛り場の生成現象の象徴的な事例ともいえるだろう。

三宮自由市場が殷賑をきわめた1946年上半期には、元町―神戸駅間の高架下の店舗群は、松明会という博徒系組織に統括されていた。しかし、場代の徴収に不満をもった業者たちは商店街組合組織の結成を目指し、1946年12月に元町高架下商業協同組合として発足した。これには、1946年夏の三宮自由市場の大規模撤去によって周辺環境が変わりつつあった時勢が影響していたと考えられよう。

高架下において料理飲食を営んだ約200軒ともいう露店群は、1947年から1949年にかけて発令した飲食営業緊急措置令と、続けて実施された飲食営業臨時規整法によって、「ヤミ」営業であるとの烙印を受けた。しかし、外食券食堂・旅館・飲食店に限った営業許可が降りたことから、「喫茶店」として申請するものや、古着屋に転業するものが多くみられた。昼間は古着屋、夕刻からは飲食営業と、昼夜で場所の性格を切り替える例のように、同時期の料飲業に対する規制によって喫茶店や衣料品を扱う店舗の比率が増えた。

また、商店街組織は営業権獲得に向けて、20年をかけた交渉を展開した。戦後まもない時期の高架下空間に対する、市による対処的な姿勢は、複雑な権利・所有関係を招いた。1953年の道路法改正によって占用許可の基準が明記されたのちは、国鉄と神戸市と地元店舗群の三者による協議折衝が繰り返された。最終的には、国鉄が譲歩するかたちで折合いがつけられ、元町高架通商店街は1976年に統一的な店舗形態へと全面改築を果たし、現在に至る。

元町高架通商店街浜側の店舗については、高架

橋建設当初に歩道として整備する計画で、JRから神戸市へと貸された土地であった。これを商店街振興組合が市から一括に借り受け、連なるように建てられた各店舗は、振興組合から不動産会社を通してテナントとして入居する。このような四段階にも及ぶ複雑な借地借家契約は、浜側のみである。山側の店舗については、当初からJR（当時国鉄）と個々の店舗とのあいだに直接契約が結ばれていて、権利関係の違いが解消されずに残っているようだ。

湊川公園商店街の開業経緯からは、1946年上半期の引揚者や復員者が異なる労働環境に馴染めず就業困難であった状況が明らかになった。復興事業や進駐軍労務においても求人のは大半は肉体労働であったため、頭脳労働や商売に長けていた引揚者の救済を目的として、約300戸の店舗兼住居群が建設された。この計画を主導したのは、元神戸市議で上海からの引揚者であった華中引揚兵庫県人互助会の会長であり、市や近隣事業者の協力を取りつけ、引揚者主体の商店街が開業した。

1950年3月から6月には、日本貿易産業博覧会「神戸博」が王子公園を第一会場、湊川公園を第二会場として開催された。第二会場となった湊川公園においては、博覧会開催1年前の1949年3月末に商店街への占用許可が打ち切られていたが、交渉は捗らず、開会直前ようやく全戸の立退きが完了した。

神戸博が終了したのちには、また公園内に不法占拠の建物が増加し、1966年から環境浄化運動がはじまった。居住者222人と神戸市のあいだに交渉が繰り返されたが、話し合いは難航し、結果的に神戸市都市整備公社と神戸市住宅供給公社によるビル建設と神戸タワーの取り壊しが決まった。

神戸博という博覧会の事業単位の視点からは、会場の選定理由は立地条件と将来的な利潤創出が妥当に思われる。しかし、ここで選定された湊川公園や南に続く新開地の当時の状況を鑑みると、これらに先行して、公園内の商店街に対する占用

許可の打ち切りが真意であったと察せられる。「博覧会」という民衆の心を惹きつけるイベントを戦災復興の象徴として掲げて、都市整備をすすめようとした類似事例として、1981年にポートピア博覧会を開催したときには、これを契機に三宮東地区の立退きがすすめられたが、1960年代の湊川公園の不法占拠に対しては失敗したようだ。

こうして生じた戦後都市商業集積の展開には、特定の時期における都市社会のダイナミズムが反映されていた。ヤミ市や戦後都市商業集積に共通する問題化の経緯として、困窮する社会状況における救済目的として一度出された公園や道路用地の使用許可が、1948年頃から社会が落ち着き始めるなか、商店街としての賑わいゆえに撤去できなくなるという傾向がみられた。終戦から3年頃から、行政のジレンマが顕在化しはじめ、1950年に神戸市では不法占拠に対して強制代執行というはじめての態度で臨んだ。この変化は、神戸における戦後都市政策の画期のひとつであったといえよう。



## 結章

### 占領下神戸の都市空間とヤミ市





# 結章

## 第1章 戦後神戸における都市環境形成の社会的背景

第1章では、次章以降で占領下の神戸を明らかにするための社会的背景として、明治期から昭和初期の三宮と湊川新開地に着目して、近代化とともにインフラ整備がすすみ大きく変わっていく神戸の都市空間を概観した。

湊川新開地は1901年の湊川の付け替え事業と埋め立て完了にはじまり、新開地本通りは芝居小屋や活動写真小屋、演芸場、飲食店が軒を並べる庶民の娯楽の中心地となった。後背地には福原遊郭を控え、行政機能や湊川公園の娯楽施設も集積した近代神戸の中心市街地であった。三宮の市街化は、1868年の神戸港開港と居留地の建設、これに伴う生田川の付け替えや整備、そして1905年から1936年に実現した鉄道乗入れにはじまった。同時期に完成した国有鉄道の高架橋下部空間には歓楽街や店舗兼住居の建設が計画されたが、日中開戦によって頓挫した。高架下敷地は鉄道省から神戸市が無償で借り受け、一部に映画館や公園があったほかは資材置き場や倉庫として使われた。

1945年1月から6月の神戸大空襲による罹災被害は大きく、市街地の6割以上が焼失した。1945年11月に設置された神戸市復興本部によって、1946年3月に復興基本計画要綱が策定されたが、この決定前からすでに、市民は応急的な住宅や店舗群を建てていた。戦災都市の復興に際しては、さまざまな主体による速度や規模の異なる動きがみられ、進駐軍・行政・市民による都市・住宅再建への営為はときに衝突を生みながら

すすんだ。戦災復興がすすむにつれて顕在化した集団不法占拠や都市計画事業における街路事業の難航は、この衝突の一端を示すものであった。なお、戦災復興土地区画整理事業は、予算が打ち切られた1958年度までに完了せず、翌年からは戦災関連都市改造事業として実施された。

戦後まもない時期の物資不足と、これに起因する食糧難もまた深刻であった。戦時体制にともない1938年に公布された国家総動員法によって統制経済がはじまった。これによって、昭和初期の神戸に多数形成されていた小売市場は閉鎖、商店街も配給制度や疎開によって低調な営業へと転じる。戦後も統制経済は継続されるが、物資は不足し、ルートも乱れ、ヤミの取引が勢力を發揮する。統制撤廃も漸次おこなわれた一方で、人口増加や流通事情や統制経済の政策的矛盾からコントロールは困難で、再統制が布かれる品目もあった。こうしたなか、全国の鉄道駅周辺の空地で、青空のもとにヤミ市が開かれ、新たな人を集める「場」となったこの存在は、さまざまな問題と可能性を育んでいった。

## 第2章 戦後神戸における占領と都市空間

### 一 進駐軍の動向にみる空間的表象

第2章では、戦後神戸の都市空間をめぐる進駐軍の動向による空間的表象に着目し、①日本への占領政策のはじまり、②地方都市における言説空間管理のはじまり、③地方都市における進駐と都市空間管理のはじまりと展開という3段階の

スケールから検討した。

言論統制によって不可視化されていた占領初期の都市空間の状況を捉えなおすと、GHQによる言論と物理的空間への管理統制は、想定外の状況に対応するように、漸次的に実施されていた。

占領下神戸を舞台には多様な主体のせめぎ合いや折衝による合意形成が繰り返された。その一端として、進駐軍の生活空間形成と日本人被災者の生活再建の土地をめぐる折衝もみられた。1945年初頭の神戸大空襲によって焼け野原と化した三宮地域においては、焼け残った旧居留地と鉄道高架橋と駅舎のみが一目で確認できる状況であった。そこに希望を見出しながら再建を目標とした人びとは、進駐軍来神によってそれら残存建築物が残らず接収されるという事実、落胆した。それでも、資材が手に入らないなか、焼け野原となったかつての自分の居住地にバラックを建てはじめたが、それも束の間、1945年の年末にはイースト・キャンプとしてそごう神戸店の南一帯の土地が接収されることに決まり、立退き移転が強いられる。ここで注目したいのは、不法占拠ではない家屋にも立退きが命じられたということである。進駐軍キャンプの設置に際して、敗戦国の被災者にとって土地所有・利用の権利は無いに等しい状況であった。環境形成の主体の性質や権力のバランスによって、命令か、協議か、抗争に発展するのか、その方向性が決まる。進駐軍の決定には従わざるを得ないため、接収に関わる問題の解決は速かった。

しかし、占領初期に遡ると、はじめから関係性が規定されていたわけではなく、強い語調で伝えられたマッカーサーの警告や勅令を経て、ヒエラルキーの明確化が図られた経緯がみられた。連合軍による戦後日本への管理統制は二段階に大別できた。まずは、占領軍が来日して間もない1945年9月から10月にかけての言論統制のはじまりである。国内のメディア・通信に対してプレス・コードとキーログに基づいた検閲がおこなわれ、主要かつ影響力の大きい活字メディアである新聞報道への検閲は、事前・事後検閲に分かれ

て中央と地方では、PPB支局設立前後には徹底の差があった。

物質的な空間への管理統制は、1946年7月から10月にかけてのヤミ市撤去指令によってすすめられた。統制経済の綻びの象徴的な現象として警戒されたヤミ市は、一時的な露店から継続的な市場へと店舗形態を発展させ、設備を備えたこれらの市場空間を、自主的な復興の一形態として評価する地方自治体すらみられた。そこで、さらなる管理の徹底と秩序維持を目指し、「連合軍占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」が7月15日から実施された。これに基づき、物価統制令違反行為に対する処罰内容が確定したことでヤミ市への警察の方針は明確化し、8月1日から、全国的に連合軍占領軍と日本警察とが一体となった公権力による強制撤去がおこなわれた。しかし、こうした占領軍のヤミ市撤去の方針に対し、兵庫県による対応は強権的とはほど遠く、神戸市のヤミ市においては、漸進的な取締による健全化が図られた。一方で、隣接する大阪府や京都府を追われたヤミ商人が流入したため、三宮のヤミ市は制御不能となった。そこで、同月中旬に改めて露店移転方針が定められた。

### 第3章 占領下神戸におけるヤミ市の生成と変容 —中心市街地にみる民衆の初動

第3章では、戦後神戸におけるヤミ市の生成と変容について、三宮・元町地域と湊川新開地一帯における民衆の環境形成の初動に着目し、その空間的表象を明らかにした。

近代神戸の中心市街地は第1章でもみたように湊川新開地であった。終戦後の神戸の中心的存在となった三宮地域は、旧生田区の東端に位置する開発途上のエリアにすぎなかったが、すでに昭和初期に国鉄・私鉄の乗り入れが果たされて成長の兆をみせていた。

戦災都市であった神戸の市街地の戦後は、焼け野原にはじまった。復興の第一段階は応急的な家屋や店舗の無秩序な建設であり、市内各所にあられたヤミ市のなかでも、初期から「二大街頭市

場」として活況を呈したのが三宮高架下と新開地のヤミ市であった。

ヤミ市は1945年12月から「自由市場」と呼ばれるようになり、三宮自由市場は規模や範囲を拡大して勢力を伸ばした。戦災者や配給を受けられない在留外国人の生活救済の機能も担っていたため、行政の取締りは漸次的なものに止まった。統制経済における禁制品や不当に高い、もしくは安い価格での提供を取締まるも、違法行為は消えなかった。1946年春からは、流動的に取扱品目・規模・範囲を変えて成長していく自由市場に対し、エリアの指定と組織化によって統制を図る方針が立てられた。しかし、密度が高まる同地では利権をめぐる抗争が絶えなかったために、治安維持や街路空間の整理という切り口で、GHQが抜本的な解決を求めて、1946年夏に全国的なヤミ市撤去がおこなわれた。三宮自由市場を擁した兵庫県では協議による段階的な解決が図られた。これによって、同市場は複数のまとまりに分散移転して、周辺地域に新たな市場や商店街を形成した。

三宮自由市場は、早期にテキヤ組織と兵庫署に制圧された湊川新開地のヤミ市とは比べようもないほどに、殷盛をきわめた。これは、街路空間のなかでも「遊歩道として用いられた公共空間」という場所の性質に起因したと考えられよう。三宮自由市場という街路空間を舞台とする主体間の駆引きは、社会集団・行政・GHQの対等ともいえる協議・交渉のプロセスが設けられた点において特徴的であった。

三宮自由市場の風景は、占領初期において進駐軍関係者や日本人写真家が撮影した焼け跡の神戸の映像に残された。1946年頃には、三宮駅南西の高架橋南側の街路上は、建ち並んだバラックの店舗兼住居群と高架下露店群の提供する品物を目当てに訪れる人びとで埋めつくされていた。配給物資も正常に手に入らなかった世相において、この自由市場は市民に喜ばれ賑わった。そのため、取扱品目や価格について統制を保つことを条件に、地方行政にもなかば営業が認められていた。「ヤミ」の要素を含んではいるものの、健全化を

掲げて小売市場として営業する方向が目指されていたのである。しかし、GHQの命令によって街路上の店舗が撤去され、他の都市商業集積が復興・形成した1947年以降には、ヤミ市の残りや、ヤミ市とみなされていなかった新興商業集積もまた、行政の復興計画を妨げる存在として問題化される事例がみられた。たとえば、元町駅周辺の鯉川筋における住居兼店舗バラック群は、初期には黙認されたが、1950年に街路整備のために不法占拠として撤去されることになった。

小売市場と商店街の復興も、統制経済の順次撤廃と物流の改善が果たされ、1948年から急速にすすみはじめる。兵庫県は港湾・鉄道・道路の交通網が発達していて、他地域との結節点となり得た立地から、中国や南洋から個人輸入や密輸が可能であった。そのため、窮乏期には行政が許可を与えた食料の調達もおこなわれ、便乗したヤミ取引も廃絶は困難であったようだ。

終戦から2、3年のあいだの神戸の中心部では、民衆・行政・GHQのあいだの思惑の衝突や折衝によって、めまぐるしい環境の変化がみられた。

ヤミ市は、秩序や規範が崩壊した混乱する戦後都市社会を象徴する空間であった。近代化にともなって生活・交通・産業を支えるインフラ施設が整備された昭和初期までの神戸の市街地は、第二次世界大戦末期の空襲によって焦土と化した。このうち焼け跡に残された街区や交通に関する都市構造の骨格ともいえる要素は、行政による復旧を待たず、民衆によって利用されはじめた。

ヤミ市を中心とする戦後都市空間が変わりゆくダイナミズムは、ヤミ市の内部に生じた民衆組織と彼らの環境形成のメカニズムから明らかになった。境遇を異にする多様な民間人が、日々移ろう情勢のもとで、居住し生業を営む空間を追い求めた具体相には、多層的な社会関係の生成がみられた。彼らがGHQや地方行政との折衝や交渉を繰り返し広げるうちに、GHQによる自治統制の推奨もあって営業者は組織化し、新たな地域の有力者が台頭しはじめた。GHQが街路の露店群に対して撤去を命じた1946年夏には、複数の商業組織が

対策を講じた。地方行政への折衝や、独自の裁量でのマーケット建設と行政の事後承認などもみられ、その形式もまたさまざまであった。

民衆の視点に立つと、ヤミ市とは、農業・工業の増産や、改善すべき物流という問題を、ときに助長、ときに解消する両義的な存在であった。地方行政である神戸市は、初期には民衆の生活を第一に考え、GHQに逆らうことも視野に入れた救済活動に取り組んだが、進駐軍が駐留をはじめ、治安を乱す街路空間のヤミ市の撤去が命じられてからは、従うほかなかった。つまり、都市や街路空間の秩序化は、占領軍の日本統治構想における懸案事項であり、日本国内の民衆や地方行政にとっては、あくまでも副次的な問題であった。

#### 第4章 戦後神戸におけるヤミ市の展開

##### 一新興市場・商店街の発生と変容過程

第4章では、ヤミ市の内部における営業者の組織化と移転によって新たに形成されたマーケットや商店街に着目し、形成経緯と担い手の生活実態の変容過程の解明と検討をはかった。これによって、それぞれの場所の、物質的環境や立地などの空間構造と、内外の人びとの社会的属性や動態の戦後の変容過程が明らかになった。

三宮国際マーケットは、朝鮮人自由商人連合会という商業組織を主体として、三宮東地区の2街区に形成された。1946年8月から10月にかけて三宮自由市場の路上店舗の移転先として、雲井通6丁目と旭通4丁目に約600戸の店舗兼住居群が建てられた。この建設に際しては、神戸市と県警の協力によって、自由商人連合会と不在地主のあいだに借地契約が結ばれた。なお、これを主導した自由商人連合会が1947年1月に発展的解消して成立した朝鮮人商業経済会は「商経」と呼ばれ、継続的に国際マーケットのテナントの管理組織として機能した。

また、1950年代後半から在日朝鮮人の帰国事業によって営業者が定着せず、形成主体によって集住地区が築かれなかった。ゴム製品と玩具・菓子の卸売営業の店舗兼住居が雲井通6丁目と旭

通4丁目に集積したが、市場としての性格が強く、1950年にゴム製品の統制が撤廃されてからは、雲井通6丁目の営業者の入れ替わりが激しくなった。その間に流入した日本人は、麻薬や売春といった社会悪を持ちこんだ。1960年から1970年にかけての悪場所のイメージは、1970年代にはじまる再開発によって性格を変えてもおお払拭されがたいものであった。

なお、朝鮮人自由商人連合会のイニシアチブによる国際マーケットの開業は、計画的な商業施設の建設であった。形成主体の性質からは、民間人による「開発」としての性格の強さが読みとれた。これは、在日朝鮮人業者による積極的な選択であり、迫害や排除に関する地域の形成ではなく、自ら選んだ戦後都市における集住の一例であったといえよう。

三宮ジャンジャン市場は、1945年末の路上店舗撤去時に加納町5丁目と三宮町1丁目北東部の空地へと移った、日本人による50軒の店舗兼住居群であった。発生当初は営業者組織がなかったが、安価な飲食業を営む店舗が集まって商業組合を結成した。狭い路地には板をわたり、3カ所の入口にアーチをかけ、衛生面にも配慮した営業が目指された。代表的な客層は港湾労働に従事する日雇労働者で、1947年には朝4時から夜11時という長い営業時間で1日5000人もの客を集めていた。飲食営業店舗への規制が厳しかった1940年代末には、ジャンジャン市場は労働者の生活救済に貢献しているとみなされて営業継続が許可され、立地の良さから客層も多様化して賑わいは途切れなかった。

同市場を含む三宮駅南側一帯の加納町5丁目と三宮町1, 2, 3丁目にも自然発生的にバラックが建設され、戦前以上の過密地域があらわれていた。戦前の同地には、長屋などの住宅や製紙会社、貿易会社が建ちならび、商業集積は小規模であった。現在では神戸の中心的なショッピングモールとなった三宮センター街も、戦後初期の商業集積を活かして1946年に誕生した新興商店街であった。1950年以降、センター街を中心とす

る三宮西地区が華やいでいくなか、同市場は異彩を放つ空間として、戦後神戸の格差の象徴となっていた。戦災復興土地区画整理事業のうちに取まらなかった三宮地区の市街地整備は、1970年前後に三宮地区市街地改造事業として街路拡幅と一体におこなわれた。このエリアに含まれたジャンジャン市場の行方を探すと、1965年頃に三宮地域において発生した3度の大火が契機となって立退きがすすんでいた。

また、ジャンジャン市場の顧客であった戦後の都市雑業層は、神戸港や焼け跡整理、土木整地といった労務先で日雇労務に従事していた。彼らは同地の南側である三宮駅南の緑地帯を求職の場とし、このうち住居を持たない者は浮浪者と呼ばれ、阪神三宮駅から通じる地下道を居住の場としていた。同地一帯は、戦後神戸における居住と労働をめぐる都市問題が可視化されていた場所であったが、自然発生的で偶発的な戦後のアジールは、行政による再開発によって姿を消したといえよう。

鉄道高架橋下部空間において生成した戦後都市商業集積は、全国各地でみられる。4-3と4-4では兵庫県下の代表的な事例である、JR三ノ宮駅から元町駅、元町駅から神戸駅のあいだの高架下で営業を続けるヤミ市出自の商店街の形成経緯と変容過程を明らかにした。

神戸の市街地を東西に縦貫する国有鉄道は昭和初期に高架化され、鉄道省や神戸市による高架下への店舗兼住居建設が計画されたが、1937年の日中開戦にともなう建築資材の統制がはじまり、実現され得なかった。高架下の山側には部分的に鉄道省の直営倉庫が建設されていたが、中央と浜側の空地は、神戸市が鉄道省から道路用地として無償で借り受けたままに終戦を迎えた。

この高架下には、戦後まもなく市内最大規模のヤミ市が生成し、三宮から元町、そして神戸駅のあいだの鉄道高架下空間には新たな商業集積が生じた。窮乏期であった時代情勢も鑑みた特例措置として、市は、浜側に建ち並んだ店舗群に対して道路占用許可と露店営業許可を出し、連続型店舗を形成する動向も容認した。こうして、高架橋

建設当初に想定されたかたちとは全く異なる経緯で、商店街が形成された。統制下にあってもつねに数多くの物資が集まる場所となり、暗く狭いという戦前のイメージを覆した賑わいの空間があらわれたのである。それは、戦後的な盛り場の生成現象の象徴的な事例ともいえるだろう。

三宮自由市場が殷賑をきわめた1946年上半年期には、元町―神戸駅間の高架下の店舗群は、松明会という博徒系組織に統括された。しかし、場代の徴収に不満をもった業者たちは商店街組織の結成を目指し、1946年12月に元町高架下商業協同組合として発足した。これには、1946年夏の三宮自由市場の大規模撤去によって周辺環境が変わりつつあった時勢が影響したと察せられる。

高架下において料理飲食を営んだ約200軒ともいう露店群は、1947年から1949年にかけて発令した飲食営業緊急措置令と、続けて実施された飲食営業臨時規整法によって、「ヤミ」営業であるとの烙印を受けた。しかし、外食券食堂・旅館・飲食店に限った営業許可が降りたことから、「喫茶店」として申請するものや、古着屋に転業するものが多くみられた。昼間は古着屋、夕刻からは飲食営業と、昼夜で場所の性格を切り替える例のように、同時期の料飲業に対する規制によって喫茶店や衣料品を扱う店舗の比率が増えた。

また、商店街組織は営業権獲得に向けて、20年をかけた交渉を展開した。戦後まもない時期の高架下空間に対する、市による対処的な姿勢は、複雑な権利・所有関係を招いた。1953年の道路法改正によって占用許可の基準が明記されたのちは、国鉄と神戸市と地元店舗群の三者による協議折衝が繰り返された。最終的には、国鉄が譲歩するかたちで折合いがつけられ、元町高架通商店街は1976年に統一的な店舗形態へと全面改築を果たし、現在に至る。

元町高架通商店街浜側の店舗については、高架橋建設当初に歩道として整備する計画で、JRから神戸市へと貸された土地であった。これを商店街振興組合が市から一括に借り受け、連なるように建てられた各店舗は、振興組合から不動産会社

を通してテナントとして入居する。このような四段階にも及ぶ複雑な借地借家契約は、浜側のみである。山側の店舗については、当初からJR（当時国鉄）と個々の店舗とのあいだに直接契約が結ばれていて、権利関係の違いが解消されずに残っているようだ。

湊川公園商店街の開業経緯からは、1946年上半期の引揚者や復員者が異なる労働環境に馴染めず就業困難であった状況が明らかになった。復興事業や進駐軍労務においても求人のは大半は肉体労働であったため、頭脳労働や商売に長けていた引揚者の救済を目的として、約300戸の店舗兼住居群が建設された。この計画を主導したのは、元神戸市議で上海からの引揚者であった華中引揚兵庫県人互助会の会長であり、市や近隣事業者の協力をとりつけ、引揚者主体の商店街が開業した。

1950年3月から6月には、日本貿易産業博覧会「神戸博」が王子公園を第一会場、湊川公園を第二会場として開催された。第二会場となった湊川公園においては、博覧会開催1年前の1949年3月末に商店街への占用許可が打ち切られていたが、交渉は捗らず、開会直前ようやく全戸の立退きが完了した。

神戸博が終了したのちには、また公園内に不法占拠の建物が増加し、1966年から環境浄化運動がはじまった。居住者222人と神戸市のあいだに交渉が繰り返されたが、話し合いは難航し、結果的に神戸市都市整備公社と神戸市住宅供給公社によるビル建設と神戸タワーの取り壊しが決まった。

神戸博という博覧会の事業単位の視点からは、会場の選定理由は立地条件と将来的な利潤創出が妥当に思われる。しかし、ここで選定された湊川公園や南に続く新開地の当時の状況を鑑みると、これらに先行して、公園内の商店街に対する占用許可の打ち切りが真意であったと察せられる。「博覧会」という民衆の心を惹きつけるイベントを戦災復興の象徴として掲げて、都市整備をすすめた類似事例として、1981年にポートピア博覧会を開催したときには、これを契機に三宮東

地区の立退きがすすめられたが、1960年代の湊川公園の不法占拠に対しては失敗したようだ。

### 占領下神戸の都市空間とヤミ市

これまで、占領下神戸のヤミ市の展開によってあらわれた新興市場や商店街の5つの事例をみてきた。これらの戦後都市空間の形成経緯からは、敗戦後の混乱する社会で生存条件の幅を広げようとした人びとの姿が浮かびあがった。いずれの事例も、集団に特有の論理を前提としたうえで、自らを取りまく環境への適応力を高めるための戦略の発動であるとともに、民族や職業が規制した社会的地位から解放された都市形成であったといえよう。

その一方で、共通する問題化の経緯として、困窮する社会状況における救済目的として一度出された公園や道路用地の使用許可が、1948年頃から社会が落ち着き始めるなか、商店街としての賑わいゆえに撤去できなくなるという傾向がみられた。ヤミ市は街路や公園といった公有地を一時的に利用して生成したために、地方行政を相手とした交渉が多くみられた。復興区画整理事業も定まらない戦後まもない時期には、神戸市は国際マーケット対象地の不在地主を探す手助けや、高架下に道路占有許可を出すなど、協力的な姿勢をみせた。しかし、終戦から3年頃から、行政のジレンマが顕在化しはじめ、1950年に神戸市では不法占拠に対して強制代執行というはじめての態度で臨んだ。この変化は、神戸における戦後都市政策の画期のひとつであった。

また、この空間は、時間の経過とともにさまざまな契機が訪れて変容していった。物質的な要因としては、博覧会や再開発事業が挙げられる。湊川公園商店街では、1950年に博覧会といった別の土地利用計画によって借地契約が打ち切れ、立退くこととなった。国際マーケットにおいても、1981年のポートピア博覧会に際した市の区画整理によって再開発がすすんだ。ジャンジャン市場においては、火災を契機に停滞していた再開発事業が進捗した。社会的な要因としては、営業者・

客層の変化や土地所有の推移が挙げられる。国際マーケットでは、統制撤廃によってゴム製品の販売特区という優位性が失われ、帰国事業がはじまったことから営業者の移動と流出すすんだ。ジャンジャン市場も営業者の入れ替わりは激しく、営業形態は安価な飲食店街と変わらないものの、客層も発生から10年後には多様化していた。また、民有地であった国際マーケットでは、戦後不在地主とのあいだに借地契約を結んでからも、管理組織の会長が土地取得をおこなうなど、土地の売買や分筆が頻繁にみられた。

こうした変容プロセスからは、社会状況や周辺環境の影響によって営業者・居住者のなかに新たな格差が生じて、移動やソーシャルミックスがすすんだことも読みとれた。また、増改築によるスラム化から治安が悪化した例もみられたが、いずれも立地の優位性もあって、住民や行政による再開発によって活力を失いつつある戦後的な空間の刷新が図られた。しかし、新しくなった空間には再開発前の居住者はみられなかった。

#### 占領下神戸のGHQ・行政・民衆のポリティクス

また、都市における場所の占有や利用をめぐる営為は、行政と民衆の二項対立的に認識されがちであるが、本論文ではこれに対し、複数の民衆の営為に視点を据えることで、多層的な人びとの社会関係に映しだされた時代性を読みとった。

GHQによる占領初期の地方都市への管理施策は対処的に移りかわっていた。まずは、1945年9月中旬からメディア・通信の検閲による言説空間のコントロール、1946年8月から9月にかけてはヤミ市撤去指令に代表される物質的空間のコントロールが図られた。言説空間管理の目的は、情報管理と世論操作にあった。初期のGHQの物質的空間への姿勢は地方行政への指導に止まっていたが、都市・街路空間におけるヤミ市の膨張や、交通規則が浸透しない世相をうけて、次第に関与の度合いを深めていった。これは、都市空間をめぐるGHQと民衆の利害の対立でもあった。

GHQによる2大介入ともいえる動きは、何を

意味するのだろうか。ヤミ市という膨張する空間に充満した非共約的な複数性の解体によって、複数のマーケットが派生した。このプロセスにおいて一貫してGHQが提唱した「組織化」は、中間集団による連帯の生成を促した。組織化が治安維持のための方針として推進されたのは、神戸における民衆の勢力の強さと多様性が影響したと考えられる。戦前からの日本人の地元有力者よりも、新しく台頭した多民族の実力者たちがイニシアチブを発揮し、これにまた付き従う人びとが一定数あらわれ、利害をめぐる抗争も生じたが、やがて「国際」という名のもとに多民族によって一つの大きな組織が生成する動きがみられた。

つまり、神戸におけるヤミ市の変容過程に度重なる協議・交渉の場が設けられたことは、GHQの統制方針に対する民衆のカウンターが惹起したポリティクスのあらわれであった。ヤミ市の解体とマーケットの形成は、多様性と複数性を湛えたヤミ市という空間の一時的な公共性が解体され、内部に育った中間集団の新たな連帯によって共同体、市場的空間が生成したダイナミズムとみることができよう。





付章



## 付章 1.

# 戦後日本における観光事業の変容 —神戸の都市観光を事例として

近代産業社会における鉄道という交通手段や科学技術の発展による観光の大衆化は、第二次世界大戦後の米国や欧州にはじまり、日本においては高度経済成長にあと押しされるように 1960 年代以降に伸長した。また、こうした技術の発達に媒介されて、旅行者たちの風景の知覚もまた構造的な変容を遂げ、パノラマ的に世界を眺める「観光のまなざし」が生じた<sup>1)</sup>。そもそも「観光」とは、日常から離れた景色、風景、町並みなどに対してまなざしを投げかける一方向的な行為を意味し、観光に求められることは非日常的な空間における「まなざし」の経験とみなされてきた<sup>2)</sup>。

観光の形態の変化は 1970 年代後半にはじまった。一方向的かつ客体的に消費・収奪する観光から、地域の日常を重視した持続可能な観光へと転回するとともに、マストツーリズムの普及にとともに多数の旅行案内書も刊行されるようになった。現在もその数はますます増加しているが、その端緒はどこにあったのだろうか。江戸時代末期に諸国で刊行された「名所図会」などは知られるが、明治期から昭和初期までの国内観光の具体相はいかなるものであったのか、その実態については、十分に明らかにされてきたとは言い難いように思われる。

近現代神戸と都市観光に関する先行研究としては、観光学分野には、これまでの神戸市における観光行政のあり方の変遷を考察した中尾清<sup>3)</sup>や、戦後神戸における「神戸南京町」の形成経緯を観光という文脈から形づくられたものとして読み解

く大橋健一<sup>4)</sup>、人文地理学分野においては、近代神戸の盛り場の成り立ちを描きだした加藤政洋<sup>5)</sup>らの研究が挙げられる。しかし、昭和初期から第二次世界大戦をはさんで占領期にいたる時期の都市空間の変容については不明点が多く、関連領域である建築学や歴史学、都市社会学などにおいても、当該期神戸に関する史的研究は限られている。そのためか、この時期を考察対象から省いたままに、昭和 40 年代の観光神戸のイメージを対象に論じられる傾向があったことも指摘できよう<sup>6)</sup>。なお本稿では、都市における盛り場や歓楽街も観光資源とみなされてきた 1930 年代の神戸市の見方にしたいが、「観光」を日常から離れてある地域を訪れる現象・行為として広く捉えるとともに、都市形成をすすめる諸力の一端を担うものと考えたい。

1930 年代は、日本の観光行政にとって転換・躍進の時代であった。1927 年に経済調査会から「国際観光の振興」に関する答申が出され、1930 年に鉄道省に設置された国際観光局によって、外客誘致の観光宣伝活動がはじまる<sup>7)</sup>。神戸市においては、この翌年である 1931 年に秘書課に観光に関する機関が設けられ、1934 年には神戸市観光課となり、観光開発のための取り組みが積極的に進められた。

戦前戦中まで普及していた「国際観光」という概念は、戦争を経て、いつ、どのように変わったのだろうか。本節では、近現代の神戸という都市をかたちづくるダイナミズムを担った民衆のう

ち、これまで明らかにしてきた営業者・生活者に加えて、その場所に惹かれて訪れる人（観光客）と迎える側の動向に着目する。戦災を受けた地方都市である神戸の商店街や娯楽機関を資源とする都市観光をめぐる具体相を明らかにし、1930年代の国際観光政策との関連性を検討する。これによって、第二次世界大戦を境とした日本の観光事業の変容について考察をはかりたい。

### 1. 1930年代日本の観光事業機構

日本における国際観光政策は、1930年、鉄道省運輸局に「国際観光局」が創設されてはじまり、官民協同の事業体制が整えられた。【図5-1】同局は、外国人を日本へ誘致する外客誘致事業を掌る日本ではじめての官設観光機関として、1930年4月24日勅令第83号を以って設置された。続いて1930年7月、勅令第130号によって、鉄道大臣の諮問機関として「国際観光委員会」が、1932年4月には「観光事業調査会」が設置された。観光事業調査会は、観光地、ホテル、接遇事項の3つの調査会に分かれて、必要に応じて関係各庁の課長と学識経験者らによって会議が開かれた。

また、外客誘致を目的とする観光宣伝の中核機関としては、1931年12月9日に財団法人「国際観光協会」が設置された。

もっとも歴史が古い観光関係機関である「日本旅行協会（ジャパン・ツーリスト・ビューロー）」は、内外客の接遇斡旋にあたる機関として1912（明治45）年3月に創設された。機構業務の充実にともない、1927年には社団法人へと改組し、1940年時点の名誉会長は鉄道大臣、会長は鉄道次官であった。この時期の日本旅行協会は、国際観光だけではなく国内観光も含めた斡旋機関であったようだ。なお、日本の観光事業のはじまりは、1893年に漫遊外客の接遇斡旋を目的として設立された喜賓会（Welcome Society）とされるが、1899年まで、外国人の内地旅行は制限されていた<sup>8)</sup>。

このほか、国内における観光事業の関係機関を繋ぐため、1936年11月に国際観光局、鉄道省

運輸局、内務省衛生局、京都および東京が主体となって「日本観光連盟」が組織され、観光地の開発、美化、観光観念の普及にあたった。この前身は、1932年5月に全国各地にある観光協会、観光課や保勝会によって結成された「日本観光地連合会」であった。

国情や文化を海外に伝えるために、通訳のはたらきも重視されるようになる。1939年8月15日には全国100を超える業者が集まって、社団法人日本観光通訳協会を設立し、この事務所は日本旅行協会本部内に置かれた。

鉄道省運輸局の国際課長から初代国際観光局長に就任した官僚の新井堯爾は、1930年代の国際観光政策を牽引しつつ、観光と鉄道運輸に関する構想を著書として発表している<sup>9)</sup>。

新井によると、観光事業とは、観光対象物によって「より経済化し、より資本的価値を高めんとする一切の手段方法及び施設を包含するもの」と定義される<sup>10)</sup>。ここで挙げられた「観光対象物」とは、自然の風光、名所旧跡、神社仏閣、風習、産業、芸術等である。外国人観光客誘致のための

観光事業機構一覽

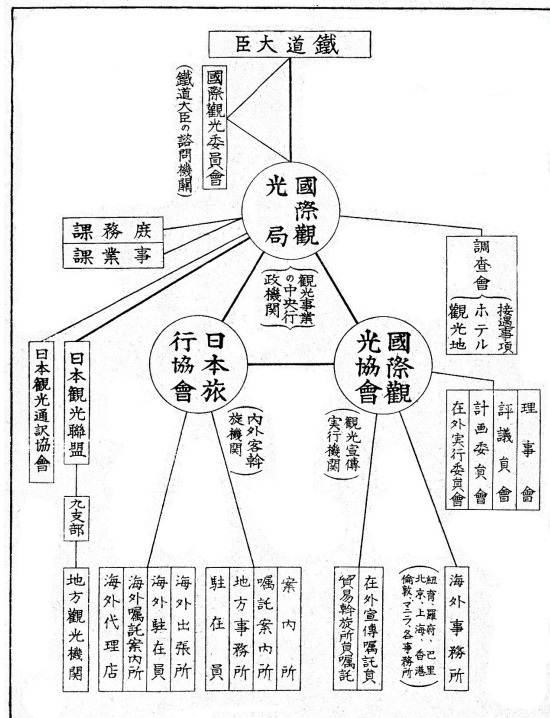


図5-1 1930年代日本における観光事業機構一覽  
 (出典：国際観光局編『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940)

方策としては、宣伝、ホテル等宿泊業、交通機関、観光地と観光経路、国立公園、風土及び文物への構想や衛生設備の充実が挙げられる一方で、娯楽・慰楽機関と土産品や接遇の改善についての言及にも紙幅が割かれた。

また、新井は当該期の観光回遊経路案として、7案（北海道、東北地方、東海道下り、東京中心、関西・中国、九州、西日本縦断）を挙げている。このなかで神戸は、関西・中国を回遊する経路として瀬の浦と大阪の間に記されたほか、九州を回遊する経路の起点・終点、横浜に始まる西日本縦断経路の終点にもなっている。神戸の見どころとしては、神戸港・六甲・有馬・宝塚・須磨・明石といった近郊地域を含んだ範囲が示され、オリエンタルホテル・トーアホテル・宝塚ホテル・有馬ホテルが外国人を迎えるに足る宿泊施設とみなされていたようだ<sup>11)</sup>。

以下では、昭和初期の神戸市を事例として、娯楽機関を資源とする観光地の実相と、戦後の観光復興の諸相を明らかにすることによって、戦争を境とした観光事業とまなざしの変容について検討したい。

## 2. 観光資源としての娯楽機関・慰楽機関

1931年に新井によって提言された娯楽・慰楽機関拡充の必要性や外国人観光客へのもてなしの心、外国人の風習への心得といった観光観念と、戦後の進駐軍向け娯楽施設設置と廃止の動向には、関連性が見出せる。「娯楽機関」としては、ダンスホール、カフェー、バー、エロ・サービス、賭博場、劇場、活動写真、音楽が、「慰楽機関」としては、ゴルフリンクス、スキー、スケート、海水浴、キャンプ、登山、釣魚が挙げられた<sup>12)</sup>。これらの施設は、昭和初期、すでに観光資源とみなされ、そのさらなる拡充によって外国人を楽しませる必要があると考えられていたのである。

このうち、娯楽機関である映画館やダンスホールについて、新井は国際観光局の外客への調査に基き、映画・旧劇・音楽・レビュー・ダンス・新劇・能の順に好まれるにもかかわらず、いずれも

外国人が利用できるほどに発展せず、外客が物足りなさを感じていると指摘する。また、営業時間や「ダンス」の定義、ホテルの料理営業といった娯楽機関に対する取締法規についても、改善の必要性があると述べた<sup>13)</sup>。

1930年代国際観光の思想から、同時期の地方都市へと視点を移してみると、こうした娯楽施設を備えたのは盛り場であった。神戸においては湊川新開地がこれに相当して、映画館や劇場、カフェー、レストラン、アイススケート場、水族館などさまざまな施設に富んだ同地は、神戸市内外から多くの人びとを集めていた。

### (1) 昭和初期神戸の交通網整備と湊川新開地

1927年には、神戸有馬電気鉄道株式会社の下乗入れ工事のため、湊川公園の大半が掘削された。1928年に半地下の形態で湊川駅が開業し、2年後の1929年にはその損失補償金によってさらなる改園工事が行われた<sup>14)</sup>。

東海道線は1889年に東海道線(新橋—神戸間)が全線開通して、1917年には神戸市に電気局が発足し、市電の運行が始まった。東海道線<sup>15)</sup>については、1918年から1935年のあいだに灘駅から鷹取駅間の高架改築工事が終わり、線路と道路が立体交差となったことで、神戸駅付近にも数多くあった踏切がなくなり、市内の交通はスムーズになっていった。

昭和初期の「神戸市観光地図」を見てみると、充実した交通網が書き込まれており【図5-2】、なかでも湊川新開地と関わる立地にあるのは、省線、市電、市営バス、神有電車と多く、同地は市内の交通の結節点となっていたことがわかる。また、1936年に運行を開始した市営定期観光バスは、毎日午前9時に神戸駅前を出発して、約6時間、約70kmにも及ぶルートを大人1円20銭の乗車料金で走ったという<sup>16)</sup>。当時の市バスの普通区料金は10銭に過ぎず、現在の貨幣価値に置き換えるならば、市バスは200円、観光バスは2400円といったところだろうか。なお市電は普通券が6銭で営業時間も午前5時から翌日の

午前1時と、市バスの午前6時から午後11時半と比して2時間半も長く、より大衆的な「市民の足」としての交通機関であったといえよう。

## (2) 観光案内書にみる「観光」イメージの変遷

昭和初期に神戸市観光課によって発行された『神戸観光の栞(1934)』、『神戸観光と土産品の栞(1936)』、『楠公精神発祥の地 神戸(1940)』、『神戸史蹟めぐり(1942)』、『史蹟と名勝を中心とした 観光の神戸(1947)』は市内の観光地を列記し紹介している。これらの観光案内書においては、市内の数多くの史蹟名勝が並ぶなかに、代表的な都市観光空間として「湊川新開地」も紹介されていた。この記述にあらわれる湊川新開地へのまなざしの基調は変わらないが、表現は少しずつ異なっている。

本項では、昭和初期から占領期のあいだに発行された複数の観光案内書を資料とし、これらにみられた〈観光神戸〉のイメージに言及する記述の整理を行い、自治体が発信しようとした情報および湊川新開地をめぐるまなざしの変遷を読みとってみたい。【表5-1】

市内における湊川新開地の地理的な位置づけは、1934年と1935年にみられた「神戸の中央部」という記述から、1936年以降には、旧湊川の河

床の埋め立て地という成立経緯や、湊川神社から多聞通りを西へ七丁(約763m)進んだ地点が新開地本通りの中央であることなど、詳しくを増し、その性質は一貫して「愉楽」「歓楽」という言葉であらわされた。

他地域への言及に注目すると、1935年には他都市における盛り場が比較対象とされている。ここで列記されたのは、東京の浅草、京都の新京極、大阪の道頓堀、千日前であり、いずれも古くより名の知られた、現在まで続く繁華街である。また、有馬温泉へのアクセスを強調した背景には、1928年に湊川公園下にターミナルとなる湊川駅を開業した神有電車(神戸有馬電気鉄道)等の、交通網の発達によって観光空間も拡張され、近郊地域との結びつきが強まっていった当時の状況がうかがえる。

観光資源として紹介された代表的なものは、劇場、映画館、アイススケート場、レストラン、カフェであり、その他各種の店舗とされたなかには料理飲食店や小売店舗の集積があったとみられる。なお、1940年の紹介においては料飲店が「料亭」と記されている。

この『楠公精神発祥の地 神戸(1940)』の記述からは、1937年の日中戦争の開戦から太平洋戦争が始まるまでの期間である同時期に、「国民

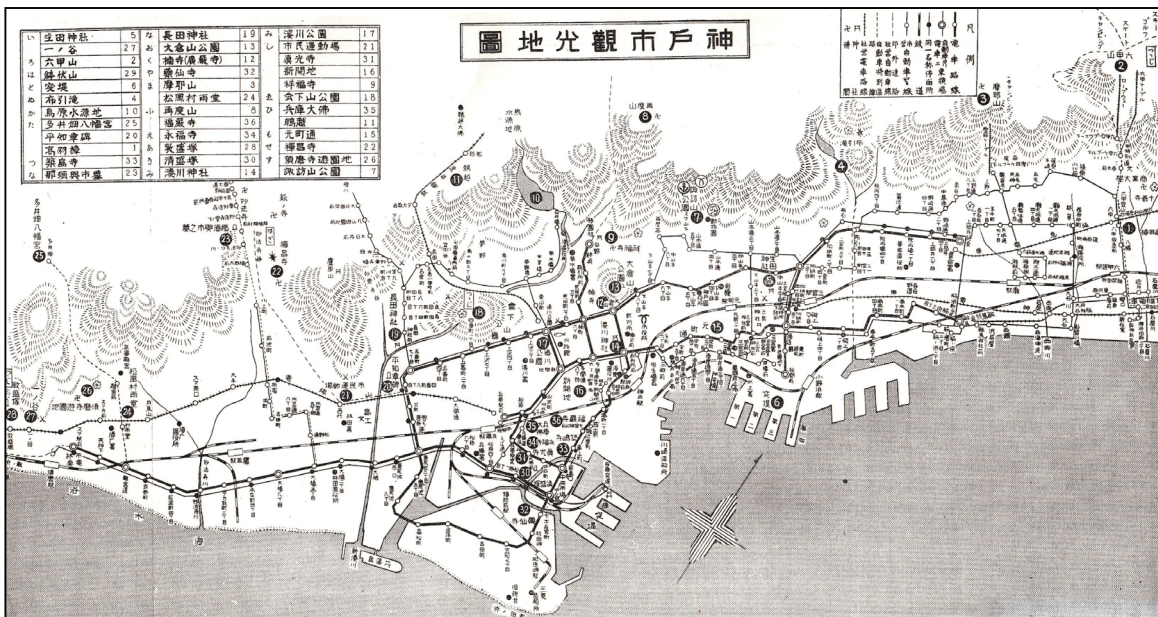


図5-2 「神戸市観光地図」 ⑭に湊川神社、⑯に新開地、⑰に湊川公園が記されている。  
(出典：神戸区観光協会『神戸観光要覧』神戸区観光協会 1935)

精神」の昂揚や宣伝といった政治的意向が地方自治体の発行する観光案内書にも反映された様相が読みとれる。市内の観光対象地の紹介においても、湊川神社から新開地にかけての地域は、「大楠公」にまつわる観光地として紹介されるとともに、元町通やトーア・ロードなどの異国情緒と対置され、同地を日本的歓楽街の象徴とみるまなざしがうかがえる。また、時勢の影響もあってか、風景描写においても、騒がしさや無秩序なさまを感じさせる表現は抑えられていた。

戦後2年経った神戸では、戦後はじめての観光案内書『史蹟と名勝を中心とした観光の神戸（1947）』が、神戸市観光課から発行された。同書においては、湊川新開地について詳しく語られることはないものの、戦前から市内中央部の第一の都市観光名所として「名勝の一つといへる」という認識が示された。

こうした盛り場として賑わう新開地の風景は、自治体の発行した案内書のなかでは欠かさず、「股賑雑踏を極めている」と説明されていた。その実態は、神戸市に住む安治博道と福原潜次郎によって1930年に発行された『神戸附近名勝案内』に詳しく、次のように描かれている。

湊川新開地は福原遊郭に隣接した市内第一の熱鬧地なり、其地区は旧湊川の川床にして明治三十年、河道変更の案成るや、直に工事に着手し先づ東西の両堤防の取除き地を均し数年にして広漠たる市街地の出来を見たり、是れを湊川新開地と云ひ、大小劇場、活動写真常設館、寄席見世物並びに各種料理店、飲食店商舗等大道路を挟みて、或ひは横町の露次に軒を列ね、旗幟、幔幕水引の色どり、宛ら花のトンネルを作り、客を呼ぶ声、騒がしき楽隊の音に打交りて、殆んど耳を聳せむばかり、中には鮎、天麩

羅、饅頭、蕎麦、安値洋食と食ひ物屋のみを以て一廓を作れる所もあり、電車道其間を突切りて、北手の阪も亦同じ大歓境となり、市人到る所に渦を作り、其混雑、大阪の千日前を凌ぐ程なり、新開地は神戸、兵庫の中央に当り、是等の群衆は東西より流れ入り流れ去る。（安治博道、福原潜次郎『神戸附近名勝案内 神戸を中心として：前編』赤西萬有堂 1930）

1930年代の「湊川新開地」を語る近隣住民の声は雄弁である。地形、各種の娯楽施設、そして路地に並ぶ小さな店舗群に目を向け、新開地本通りの華やかな様相が描かれた。劇場や活動写真常設館や料理飲食店、商店といった店々の前に色とりどりの旗やのぼりが立てられ、劇場前には幕も張りめぐらされた風景は、絵葉書や写真からもうかがえる。さらに、楽隊の演奏する音楽や客を呼ぶ声が飛び交い「殆んど耳を聳せむばかり」であったという。これらには、視覚的にも聴覚的にも、うるさいまでに鮮烈な大歓楽街としての賑わいがあらわれている。

料飲店が建ち並んで一画をなしている場所もあったといい、多種多様な営業品目として、鮎、天麩羅、うどん、蕎麦、安価な洋食などが列記される。この視線は、省線神戸駅寄りの新開地南口を起点として、坂道を上へと歩きながら、本通りの両側へと目を転じているようだ。左側には劇場と活動写真常設館（映画館）が建ち並び、右側には主に飲食店が並んでいる。

多聞通りを走る市電軌道を越えて、さらに北側へ向かっても「大歓境」は続き、その混雑は「大阪の千日前を凌ぐ程」とも描かれ、神戸ひいては兵庫の中心地としてこの歓楽街を誇らしくみる市民のまなざしが読みとれる。神戸市にとっては、昭和初期の1930年代こそが、元来有していた風

表 5-1 神戸市観光課発行の観光案内書にみる「湊川新開地」をめぐる記述の変遷（1934-1947）

発行年	タイトル	市内の位置づけ（地理）	市内の位置づけ（性質）	他地域との関係	観光資源	風景描写
1934	神戸観光の葉	神戸中央部	愉楽地	-	劇場、映画館、アイススケート場、レストラン、カフェ	最も股賑雑踏を極めている
1935	神戸観光要覧	神戸中央部	一大歓楽境	浅草、新京極、道頓堀、千日前	-	股賑雑踏を極めている
1936	神戸観光と土産品の葉	旧湊川埋立地の一部	-	-	劇場、映画館、アイススケート場、レストラン、カフェ	最も股賑を極めている
1940	楠公精神発祥の地 神戸	湊川神社の西方七丁の地点	歓楽街	有馬温泉	映画館、劇場、料亭、神有電車	渾然たる
1947	史蹟と名勝を中心とした観光の神戸	湊川の流路址	名勝の一つ	-	-	-



光明媚な自然環境に加えた観光開発によって、都市空間における娯楽施設の設置も進み、観光地としての魅力を高めていた時期であったのだろう。

### 3. 戦後日本の「観光」復興

#### (1) 新井堯爾による戦後日本の観光構想

1930年4月18日に鉄道省運輸課に設置され、積極的な外客誘致活動に取り組んだ国際観光局は、戦局の深まりから1942年に解散した。

同局の初代局長として、日本の観光事業の礎を築いたとも称された<sup>17)</sup> 新井堯爾は、終戦直後の1945年9月6日に、東亜交通公社の理事長として「観光国日本の新構想」を次のように語った。

従来の日本人は一等国民としての自負心から外国人を誘致してまで金を取ろうとする観光事業を蔑視する傾向さえあった。しかし今後は連合国人の往来が日とともに激増して行く。そこで観光事業が浮かぶわけだが、幸いわが国は観光の自然的条件<sup>①</sup>に恵まれている。この観光事業が健全な発達を遂げるためには単なる媚態でも機嫌とりでもなく各国の旅行者を気持よく迎え気持よく帰す努力を惜しんではならないと思う。ホテルの整理とか記念工産品、食物等すべてに気を配り嘗てのようにかがわしいホテルや興味本位の慰安場所、戦前に見られた所謂「ハマモノ」と称するいい加減な工産ものが日本の総てであるといった観念を植えつけない<sup>②</sup>し、また日光、奈良見物<sup>③</sup>だけを対象とするのではなく、何処を見ても何処までも品よく楽しませるようにしたい。これには各業者に勝手にやらせずどこまでも指導してやらねばならない。新たに出発する「日本交通公社」<sup>④</sup>はどこまでもこの機関として観光日本の指導をして行きたいが、幸い観光ホテルにも1ヶ所焼失しただけで14ヶ所ある<sup>⑤</sup>し今後ホテル協会を通じ、高級ホテルの増設をも計画している。

(1945年9月6日付『神戸新聞』「観光日本の建設ホテルも増設土産物も改良日本交通公社」)

(下線と付した番号は筆者による)

連合国占領軍の進駐が始まるなか、新たな戦後日本の観光に関する構想が掲げられ、戦前の外国人観光客の誘致方策や実状をこれからどのように改善するかといった視点による発言である。以下では、引用の傍線部の5点について、戦争直後の時代背景と1930年代日本の観光の実状に留意しながら解題を付したい。

①「観光の自然的条件」とは、国立公園・温泉・避暑地等を指していると考えられる。この充実にあたっては戦前期から力が注がれ、内務省による国立公園の調査は1927年にはじまり、1931年に国立公園法が公布され、1932年には正式に12カ所が指定された。また、そうした動きに先立つ1919年4月10日に史蹟名勝天然紀念物保存法が公布(6月1日施行)されていたことから、近代化による土地開発に抗するのか、自然観光の関連施設整備については議論や、可能性と限界が付きまとったことがうかがえる。温泉は1930年に日本温泉協会が設立され、1939年には国際観光局と日本温泉協会が共同でドイツとイタリアから温泉の権威者を招致、各地の温泉を視察したという<sup>18)</sup>。

なお、こうした自然観光資源の発見・開発とともに、風景の保存と環境の美化も図られるようになり、1937年4月24日の観光祭に際しては、日本観光連盟を主体に「風景愛護、邦土美化」のスローガンを掲げ、全国的な運動がおこなわれた。②ホテル、記念工産品すなわち土産品、食事については、戦後の観光事業にとって配慮、改善されるべき要素と考えられていたようだ。

戦前までの観光実態の問題点として、「いかがわしいホテル」や慰安場所、「いい加減な工産もの」が挙げられ、生まれかわる必要性が指摘された。新井は1931年の著書において、「エロサービス」を外客接遇の足止めに必要な娯楽機関のひとつとみるホテル業者の意見を紹介していた<sup>19)</sup>。しかし、これに関する新井の見解は、欧州各国と日本の国情を鑑みて消極的であり、この構想からもまた、終戦を機に健全化を図りたいという姿勢がうかがわれる。

③代表的な観光地として、「日光、奈良見物」が挙げられている。国際観光局が置かれた1930年頃には、東京、日光、箱根、京都、奈良、宮島、雲仙といった経路が主であった<sup>20)</sup>。これを拡充させるために、急速に観光地や遊覧地の開発がすすめられ、観光経路の選定、文化施設や風景の保護、神社仏閣等の維持保存もおこなわれた<sup>21)</sup>。しかし、戦災都市は国内115都市に及び、物質的な復興という最大の課題に直面するなか、非戦災地域が第一に想定されたとみられる。

④1945年9月1日に、財団法人東亜交通公社は「日本交通公社」へと改称し、進駐軍の旅行案内周旋を請け負うようになり、同年11月には、外国人専用の遊覧バスの運行が開始される。日本交通公社は、占領下日本の観光旅行を取りまとめる窓口として機能した。

⑤「観光ホテル」とは、1930年代の国際観光政策によって建設された国際観光ホテルを意味する。焼失した1カ所とは、1939年に開業して半年で失火により廃業した、宮城県松島町の松島ニューパークホテルを示しているようだ。なお、昭和初期の国際観光政策やリゾート開発については砂本文彦による一連の研究が詳しい<sup>22)</sup>。ホテル建設は戦後観光事業に重要な位置を占め、戦災復興がすすむにつれて、ホテル建設に向けた活発な動向が『神戸新聞』紙上でも報じられた。この点については後述する(5-3-2参照)。

しかし、次に『神戸新聞』紙上に「観光」についての動向を報じる記事があらわれたのは、1946年2月であった。これには幾つかの理由が想定される。新井の構想が掲載された1945年9月は、連合国占領軍が日本に到着し、占領の具体方針が次々と発表された時期である。同月19日には成文化されたプレス・コードが発令され、これに基づくメディア検閲が始まった(第2章参照)。また、敗戦国である立場を忘れるな、というマッカーサーの警告も新聞一面に掲載され、新聞紙上からは、連合国の人びとと接するにあたっての方策や心得に言及する記事が消える。外国人を接遇する事業や行為についても注意が払われ、

「娯楽」や「観光」に関する報道は見られなくなる。そのような状況下で「健全な娯楽」として推奨されたのが、映画とスポーツであった。そのため、戦後神戸においては、戦前からの盛り場であった湊川新開地の興行街としての復興に期待が寄せられるが、地方自治体である神戸市と民衆との復興に向けた速度のギャップが妨げとなって、映画館の再建も簡単には進まなかった(第3章参照)。

## (2) 戦後日本における観光復興の諸相

戦後占領下におかれた日本には自由な渡航が許可されず、1945年11月、運輸省の鉄道総局業務局旅客課に観光係が設置されたものの、その対象は引揚者と進駐軍関係者のみに限られた。1947年8月に民間貿易が復興し、同年12月、観光船乗客への一時上陸が許可されるにいたり、戦後日本の観光は動きはじめる。

1948年になると、占領下日本の観光事業はますます活発化していく。日本交通公社企画室が刊行していた雑誌『海外情報』は、国際交通事情、海外観光情報、世界情勢の主要な動きについての資料紹介をおこなっていた。以下では、占領初期の日本の都市の様相に言及する記事に着目して、進駐軍と日本との関わりや日本の将来への認識を捉えてみたい。

第18号では、1946年末にアメリカで出版されたJohn LaCerdeによる"The conqueror comes to tea : Japan under MacArthur." (New Brunswick, 1946.)の紹介がみられた<sup>23)</sup>。【図5-3】アメリカ人記者ジョン・ラサーダによる「征服者茶会に臨む —マッカーサー治下の日本(The Conqueror Comes To Tea —Japan under Macarthur)」は、17章から成り、巻末には対日理事会におけるマッカーサーの演説が掲載されている。当時34歳のジョン・ラサーダは、太平洋戦争中には「フィラデルフィア・イーヴニング・ブレティン」の記者・特派員として、日本では東京裁判の報道を担当する一方で、進駐軍の活動や日本人の生活を観察して執筆活動をおこなった。

同書は、副題のごとくマッカーサー統治下、占

領下の日本に滞在するなかで観察した多様な事物を記したルポルタージュである。全体を通しては、敗戦国日本と占領軍として進駐を始めたアメリカとの関わりについて、生活の諸相が取りあげられている。具体的な記述によって描きだされた日本人の慣習や、進駐軍兵士との関係性からは、日本への批判的なまなざしとともに、日本人の国民性に対して理解をもったうえで民主化政策を図るべきという姿勢がうかがえる。

このほか、1945年10月末、同盟通信社の解散によって設立された共同通信社と時事通信社について言及がみられた<sup>24)</sup>。解散前後の掲載内容にはあまり変化がないことや、日本の多くの新聞雑誌社の性質からは未だに戦中の慣習が抜けていないことも指摘され、同じ新聞記者という立場からの客観的な評価といえよう。

なお、ラサーダはこれに先立ち "An American Looks at Japan" という占領下日本に関する論稿を著し、同書は『日本を観る』と邦訳されて1946年10月に発行されていた<sup>25)</sup>。【図5-4】この冒頭では、占領国として訪れたアメリカ人からみた日本の民衆は、人間的情緒や感情を持っているにもかかわらず、一部の軍国主義の人びとによって自由を奪われてきたことが指摘され、同書は、日本人に民主主義への十分な理解を与える一助となるよう意図すると記された。ラサーダは、終戦から8ヶ月のあいだに日本全国を訪れ、1946年5月時点には、20年間の進駐継続の必

要性や、日本国民の完全な再教育には一世代を要するという見方を示した。<sup>26)</sup>しかし、1946年12月に米国で出版した "The conqueror comes to tea : Japan under MacArthur." では、日本進駐を10年とみたほか、記述全体を通して、日本に向けるまなざしは大幅に和らいでいる<sup>27)</sup>。これは、急速に変わる戦後日本の復興状況下における、日本文化へのラサーダの理解の深化を示すのかもしれない。

また、第19号に掲載された「世界情勢の観察」と題した特集では、「日本の地位—ポツダム宣言とマ司令部の管理政策」<sup>28)</sup>として、1948年5月時点で考えられる戦勝国の日本占領の意図や、これからの日本がすすむべき方向性が説かれる。これは、社団法人日本経済復興協会復興叢書第1輯要旨(1947年2月12日)並びに情報集第12号(1948年4月8日)の要約紹介であり、そこには、「侵略野蛮国」のイメージを払拭するために、「敗者の地位」を認識したうえで生産力を活用して民生の向上を図ることこそ、日本に残された道であるという国内の認識があらわれていた。

『海外情報』は、1948年6月号から国際政治経済関係の解説や資料紹介が中止され、代わって国内の観光事業情勢について紹介されるようになった。同号では、貿易の活発化とともに増加する、商用・公用の来訪外客とこれらを兼ねた観光客の状況について、ホテルの賑わいや土産品への消費額を挙げて言及し、国内観光事情を概観している。1948年6月までに設立された全国の観光事業会社の主要10社や、都道府県における観光労務課一覧も掲載された。当時、独立組織として「観光課」が存在したのは、栃木県・東京都・山梨県・長野県・熊本県・鹿児島県の6都県にすぎず、大半が土木部に属し、兵庫県においてもまた土木部計画課が観光労務を担当していた<sup>29)</sup>。

同年7月には、1948年6月24日付で連合軍総司令部経済科学局から商工省貿易庁へと「制限付観光旅行の件」という覚書が発され、一般外国人の観光旅行も制限つきで許可されることとなる。それまでは進駐軍将兵、その家族、バイヤー



図5-3 John LaCerta "The conqueror comes to tea : Japan under MacArthur." New Brunswick, 1946.

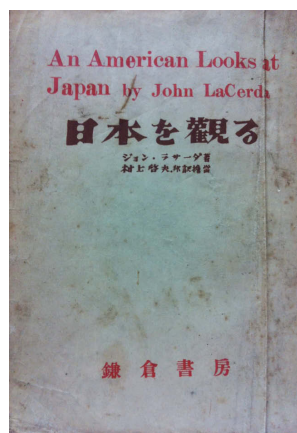


図5-4 ジョン・ラサーダ著、村上啓夫訳『日本を観る』鎌倉書房 1946

などしか入国を許されなかったが、1週間の滞在期間で24人ずつの外国観光団が許可され、日本交通公社の斡旋による国際観光旅行が可能となった。まずは横浜港あるいは羽田空港を起点とした旅行が許可されたが、神戸港も起点の一つに加えて、横浜―神戸間の陸上輸送を実現することで、観光客を増加させることも想定されていた<sup>30)</sup>。観光旅行費は1人あたり175ドルで、日本政府運営の国営ホテル宿泊、食事、鉄道、自動車、荷物運搬、ガイド、入場料等を含んだ金額として、日本交通公社に支払うことが定められた。

なお、戦後5年が経った1950年には、観光地の開発利用と保存維持に加えて、観光資源としては地理学・史学的・民俗学的な方面から調査・整備をおこなう必要性が指摘される。ここで、観光地のこれからについては、大都市の景観を観光対象として、周囲の温泉地や景勝地、史蹟地、宗教地等と一体のものとして捉える地域計画にも言及され、観光の視点の飛躍的な発展がみとめられる。

同時期の「日本観光系統図」には、国際観光と国内観光の区別がみられ、地帯・都市が■と●で書き分けられている。【図5-5】1936年には、「国際観光事業の異常なる発達は、国内に於ける旅客誘致事業に多大の刺激と影響を与え」たために、「国内観光事業なる一形態を生ぜしむるに至った」ことが指摘されていた<sup>31)</sup>。この記述からは、日本における国内観光事業の発生は計画的ではなく、国際観光事業から派生したものであったことが読みとれる。

### (3) 戦後神戸における観光事業の復興

戦後復興期の兵庫県、神戸市の観光行政の立ち上がりは早かった。1946年には神戸市渉外部観光課や、民間の神戸観光協会も成立し、同時期には兵庫県計画課を事務局とした国土緑地協会も置かれた<sup>32)</sup>。生活再建も途上のうちから観光行政が重要視された動きには、観光が貿易振興と並ぶ外貨獲得の手段とみなされ、経済政策の一環として位置づけられていった社会経済的状況が影響した。

戦後神戸の外国貿易の輸出入量は1946年から

1年ごとに倍増し、1948年には、戦前正常な貿易状況であったとされる1936年の26%に達した<sup>33)</sup>。1949年時点の日本における重要な港は9港で、その輸出入額は、神戸、横浜、大阪、名古屋、門司、清水、横須賀、函館、東京の順であった。当時の神戸港は輸出・輸入をあわせて全国の34.7%を占めていて、横浜港が25.3%でこれに次いだ。開港以来、神戸港は輸入量が多く横浜は輸出量が多かったが、1936年と1948年の神戸港の輸出入統計を比較すると、戦後復興がすすむにつれて同港の輸出入のバランスは均されていた。その一方で横浜は輸入港としての性格が強まり、戦争をはさんだ貿易復興から、日本の主要港の性格の変化が察せられた。

前述した戦後日本の観光復興の動きのなかで、観光対象地となるために各地の宿泊収容力が重要となり、観光ホテル建設に向けた国内の地域間競争は激しさを増す。神戸においては、国際観光旅行の経路拡充とも関わる地域であったことも相俟って、国営、民営を問わない観光ホテル建設

日本観光系統図

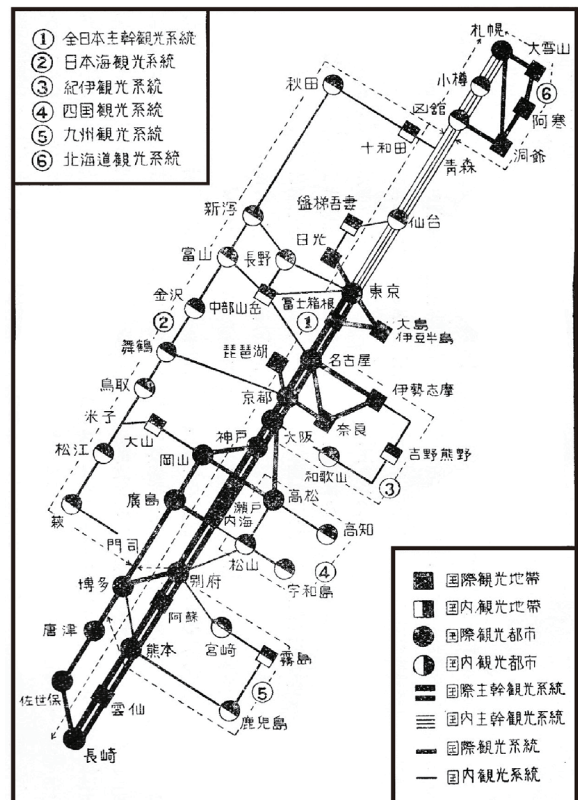


図5-5 日本観光系統図  
(出典：田中喜一『観光事業論』観光事業研究会 1950：309)

に向けた活発な動向が生じた。1946年11月22日には、『神戸新聞』紙上で「観光都・神戸の将来を語る」という特集が生まれ、国際観光ホテル建設とともに、六甲山や淡路における観光施設整備の必要性が述べられた<sup>34)</sup>。さらに、民間貿易再開を目前に控えた1947年6月末にも、小寺謙吉市長の計画として、神戸大空襲による罹災被害で閉鎖となった和田岬の鐘紡紡績兵庫工場跡に、市民運動場と観光ホテルを建設する動向も生じた<sup>35)</sup>。同年8月に民間貿易が再開されてからは、バイヤーのための神戸観光ホテルを准国営にしたいというプランもあらわれる<sup>36)</sup>。一般外国人による観光旅行への制限つき許可が出される2カ月前である1948年5月には、民間業者による観光ホテルの設置や、国営ホテル建設地の誘致運動が繰り広げられ<sup>37)</sup>、同年7月には民営観光ホテルが国営に先駆けて建設されたことが報じられた<sup>38)</sup>。

同時期の異なる動きとして、1947年3月に、有馬郡が神戸市兵庫区に編入され、戦後神戸市は一大観光資源「有馬温泉」を得たことが挙げられよう。有馬温泉は戦前より近郊の観光地として高い人気を誇り、1940年の神戸市観光課による観光案内書には神有電車で湊川公園駅からわずか40分、片道50銭の「海拔千二百尺の山峡に湧く幽邃な温泉」と紹介されていた<sup>39)</sup>。戦後の有馬温泉は「日本一の霊泉」と紹介され、市立有馬温泉浴場においては、施設の改修・復旧によるさらなる発展が図られた。1947年には男女の普通湯と家族湯7つが整えられ、無料休憩室や理髪室、診療室、宿泊可能な貸室6室のほか、40畳の大広間では団体客の利用も可能であったようだ<sup>40)</sup>。

また、1947年に戦後はじめて神戸市観光課が発行した観光案内書には、史蹟を中心とした市内の観光地の紹介に加えて「ニューコロオベに於ける代表的旅館交通物産を中心としての宣伝主張」と謳った特集が組まれた<sup>41)</sup>。ここでは、市内の民間観光事業界を担う人物として、神戸政経評論社の北野秀雄や神戸観光株式会社の取締役社長であった西井篤胤らによって、これからの日本およ

び神戸における観光事業の理念や方向性が論じられ、「観光神戸への提言」として交通・施設・旅館・商店街・土産物の今後について、北野の意見が次のように示されている。

一、交通：交通機関の整備一道路の近代化、自動車道路の完成、観光バスの充実、ケーブルカー・水上観光船等の整備一せめては電車、自動車の車体やガラスの補修と正しい交通道德が望ましい。

二、施設：衛生と健康を条件とする旅館、そして安心して宿泊できる日本式ホテルの整備、海と山の神戸の風致を生かし、而も神戸の歴史と自然に対する科学的考慮による施設、特に神戸色豊かな博物館等の設置。

三、旅館：清潔と親切であること、特にサービスは豊かな愛情と、高い教養が望ましい。遊蕩的気分や、殖民地気質は国際港都の忌はしい恥である。飽くまでも健全で明朗でありたい。

四、商店街：実直であり明るい感じのする純日本風の店舗でありたい。そして専門的であること、値段の公示と親切な店員のサービス、特に日本的なエチケットが望ましい。清潔で明るいことや、勘定の敏速であることも望ましい。

五、土産物：神戸色の濃いもの、値段よりも品質の良いもの、恒久的な愛玩に堪えるもの、より日本的なもの、美味であり実用であるもの、特に昔なつかしい名産と特産品の復活と増産が望ましい。(神戸市観光課『史蹟と名勝を中心とした観光の神戸』1947：附録)

(下線は筆者による)

これによると、1947年の現状として望ましくないと感じられる要素としては、〈遊蕩的気分〉や〈殖民地気質〉が挙げられており、治安が乱れた戦争直後の混乱した都市の状況が、改善すべき悪しきものと対置されていたようだ。進駐軍による警告が相ついで交通道德についても言及している。いまだ戦後国際観光の本格的なはじまりを待つ時期ではあったが、旅館・商店街・土産物に

ついても海外からの旅行者を迎えることが想定され、〈日本〉式（風、的）といった語が度々用いられている。こうした民間観光事業従事者による提言からは、戦後の国際観光復興が、官民を問わず意欲的に進められた様相や、都市再建と一体のものとしての交通・施設整備への期待をかけられた様相がうかがえる。これは、1947年8月から国際観光に向けた第一歩を踏み出す以前の動向であった。

#### 4. 戦争を境とした〈観光神戸〉の連続と断絶

では、戦後初期の〈観光神戸〉が目指そうとしていたのは、果してどのような姿だったのか。1930年代から第二次世界大戦前後の日本を考えると、1937年の日中戦争開戦は大きな変化をもたらした重要な出来事であった。

これについては、砂本文彦による1930年代の国際観光政策を読み解く一連の研究で、1930年代前半にみられた外国人の期待するオリエンタリズムの自発的な内面化が、1937年の建築資材の統制がはじまって以降、変わり始めることを指摘している<sup>42)</sup>。戦局が深まるにつれて、「国際観光」には質的变化が生じ、かつての西洋によるオリエンタリズムのまなざしは「大東亜共栄圏」の周縁にむけて投影されるようになっていく。

神戸における都市観光の構想もまた、1930年代のうちに変化がみられた。1936年の観光案内書の序文においては、「国際都市」というフレーズが大々的に示されたが、1937年の日中戦争開戦を境に、1940年には日本的なるものを重視した記述へと変わる<sup>43)</sup>。

変容以前の神戸の観光においては、異国情緒を感じさせる神戸港や元町通商店街、平家・楠正成などの史蹟、六甲山系の自然観光が主な観光資源として紹介された。ここからは、歴史的地理的な文脈のもとに形成／生成した空間構造を活かして、自然環境のみならず、都市空間における娯楽機関等の観光資源も擁していた神戸の状況がうかがえる。

したがって、戦災都市となった戦後においても、

西洋のまなざしへの意識を持ちながらも、すでに存在する自然環境を観光資源としつつ、都市の復興がすすみ次第、交通機関や宿泊施設のさらなる充実を図るという方向性がとられた。その結果、外国人が入国する風光明媚な〈国際港都〉として繁栄をきわめた1937年以前の神戸らしさを取り戻すことと、〈日本的〉なイメージを高めることが同時に目指されていく。それは、敗戦とそれに伴う占領下の日常で、占領軍から敗戦国日本へと命じられた都市のあり方をうけて、観光に携わる地方行政ないし民間事業者といった主体のヴィジョンが徐々に形づくられていくプロセスの反映でもあったといえよう。

この一方で、占領下京都の国際観光振興に関する研究においては、日本文化を否定して米国に偏重した考え方や、誤った「国際化」に進んだという指摘もみられている<sup>44)</sup>。占領下の都市空間をめぐるポリティクスは複雑であるため、国際観光の思惑についてもまた、地域や時期の特性を鑑みた検討が必要であろう。

1948年になっても、なお物資の窮乏は漸次的な解消にすぎなかった。「衣食足りて民主主義」というフレーズで表現された<sup>45)</sup>ように、そうした生活状況の改善は日本にとって最優先事項であり、アメリカにとってもまた、民主化政策を実現するために、日本の生産力回復と民生の向上は重要な課題となった。

そのようななかで、戦後の国際ホテルや観光ホテル建設への注力や施設整備の動向からは、1930年代に目指された観光事業の内容・効果や、日本国内における施設整備の方向性が、戦災復興下の観光構想へと接続されたことが読みとれる。戦後神戸における観光復興の事業主体には、行政のみならず民間の台頭もみられ、戦後の地方における観光ホテル建設の動向は観光事業の民営化の源流であったことも指摘できよう。

#### 小結

1930年からはじまった日本における国際観光政策は、官民共同の事業体制を整え、さまざまな

観光事業関係機関が設置された。外国人観光誘致のためには、交通、宿泊、公園、衛生の整備に加えて、都市観光の対象であった盛り場の観光資源として、ダンスホールやカフェー、バーといった娯楽機関の改善や増設も必要だと考えられた。

昭和初期の神戸における都市観光資源としての湊川新開地について、交通条件と観光案内書を中心とした宣伝内容の変遷に着目して、その具体相と社会的な状況・認識を明らかにした。1920年代末から、交通機関が増加し交通網は整備されて、人びとの行動範囲は広がり、1930年代には盛り場や規模の大きな商店街に他地域からも人びとが訪れた状況が読みとれた。

当時の日本の都市における、娯楽機関を擁する盛り場を目当てとした国内の人びとの移動は、都市観光の源流でもあった。一般に戦前の「観光」とは「国際観光」を意味し、移動手段や資金を有する富裕層のためのものとみられてきた。しかし、そのなかには複数のスケールやレベルがあり、交通インフラや娯楽機関の充実ともなって自然発生的に人びとの移動の流れが生じ、民衆の娯楽としての国内旅行も発達しつつあったことが想定できる。盛り場は、訪れる人びとの国籍を問わないサービスによって地域の外から貨幣を獲得する商業経済活動に勤しみ、行政は既存の娯楽地を都市観光のための国際・国内観光資源として位置づけ、活用を試みていった。

終戦直後には、昭和初期の国際観光政策を戦後にどのように活かすのか、外国人観光客を誘致する構想が新聞紙上で発表された。しかし、同時期にはGHQの占領とメディア検閲がはじまり、観光への言及は消えた。その一方で、健全な娯楽である映画が推奨されたため、映画館が建ち並ぶ興行街の復興は大いに期待された。

戦後日本では、1947年8月の民間貿易復興、12月の観光船乗客への一時上陸許可まで、自由な渡航が許されていなかった。1948年にはじまった占領下日本の観光事業は、進駐軍との関わりに注意を払いながら、貿易の活発化とともにすすみはじめた。

戦後神戸における観光事業は、1946年に神戸市渉外部観光課が成立してはじまった。国際貿易港としての復興が進捗するにつれて、観光ホテルの設置や国際観光地としての整備が官民協同でおこなわれた。

付章 1. 注 (年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す)

- 1) ヴォルフガング・シベルプシュ著、加藤二郎訳『鉄道旅行の歴史』法政大学出版局 1982, ジョン・アーリ著、加太宏邦訳『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局 1995。ジョン・アーリはミシェル・フーコーの「まなざし」の概念(知覚は社会や権力の網の目のなかでかたちづけられる)を観光現象に援用して「観光のまなざし」論を展開した。
- 2) アラン・コルバン著、小倉孝誠訳『風景と人間』藤原書店 2002
- 3) 中尾清『都市観光行政論』たいせい 2005
- 4) 大橋健一『「神戸南京町」の再構築と観光』『立教大学観光学部紀要』第2号 2000:36-40
- 5) 加藤政洋『神戸の花街・盛り場考—モダン都市のにぎわい』神戸新聞総合出版センター 2009
- 6) 遠藤英樹『神戸:風景の政治学』『ガイドブック的!観光社会学の歩き方』春風社 2007。1980年代前後に「ミナト神戸」の観光空間として形成されたイメージと明治期の風景形成との歴史的な断絶について言及されている。しかし、風景の生成プロセスにおける排除については、大正・昭和期の神戸の市街地形成と戦災被害・占領下の復興といった空間的な連続と断絶の文脈については必ずしも十分に検討されているわけではない。この点にも目を向ける必要があるだろう。
- 7) 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931, 新井堯爾『鉄道運輸論』春秋社 1936, 国際観光局編『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940。新井堯爾は鉄道省運輸局の国際課長から初代国際観光局長に就任した官僚であり、国際観光局は、第二次世界大戦の開戦にともない1942年に廃局した。
- 8) 国際観光局編『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940
- 9) 新井堯爾『鉄道運輸論』春秋社 1936, 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931
- 10) 新井堯爾『鉄道運輸論』春秋社 1936:476-478
- 11) 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931:164-176
- 12) 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931:198-211
- 13) 同前
- 14) 神戸市『神戸市史第三集社会・文化編』神戸市 1968:308-309
- 15) 鉄道省:1920-1943年, 1943年11月には戦時体制に伴う官庁統廃合の一環として通信省と合併, 運輸通信省に改組された。
- 16) 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940:広告
- 17) 1945年9月6日付
- 18) 国際観光局編『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940:179-198
- 19) 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931:211-212
- 20) 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931
- 21) 注10に同じ
- 22) 砂本文彦「「国際観光委員会」の組織と都市施設整備課題:国際観光政策に伴う都市施設整備に関する研究 その1」日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』第503号 1998.1:187-194, 砂本文彦「1930年代の国際観光政策により建設された「国際観光ホテル」について」日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』第510号 1998.8:235-242, 砂本文彦『近代日本の国際リゾート 1930年代の国際観光ホテルを中心に』青弓社 2008
- 23) 日本交通公社企画室『海外情報』第18号 1948.4:18-47
- 24) 同前
- 25) ジョン・ラサーダ著、村上啓夫訳『日本を観る』鎌倉書房 1946
- 26) 同前:193-198
- 27) John LaCerde "The conqueror comes to tea : Japan under MacArthur." New Brunswick, 1946.
- 28) 日本交通公社企画室『海外情報』第19号 1948.5:17-19
- 29) 日本交通公社企画室『海外情報』第20号 1948.6:28-37, 『時事通信』3月13日観光版
- 30) 日本交通公社企画室『海外情報』第21号 1948.7:32-35
- 31) 新井堯爾『鉄道運輸論』春秋社 1936:471-472
- 32) 兵庫県観光委員会『兵庫県観光委員会報告書』1953。1950年の神戸博を契機として、神戸観光協会は神戸国際観光協会に、国土緑地協会は兵庫県観光連盟へと発展解消した。
- 33) 神戸市総務局統計課『市勢要覧』神戸市 1950
- 34) 1946年11月22日付
- 35) 1947年6月29日付
- 36) 1947年9月4日付
- 37) 1948年5月4日, 11日, 16日付
- 38) 1948年7月10日付
- 39) 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940
- 40) 神戸市観光課『史蹟と名勝を中心とした観光の神戸』1947
- 41) 神戸市観光課『史蹟と名勝を中心とした観光の神戸』1947:附録
- 42) 注22に同じ
- 43) 神戸市観光課『神戸観光と土産品の菓』1936, 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940



- 44) 工藤泰子「古領下京都における国際観光振興について」『日本観光研究学会第22回全国大会論文集』  
2007.12：93-96
- 45) 注23に同じ

## 付章 2.

# 神戸市の「戦災復興に関する懸賞論文」(1946年)入選作・ 稲見悦治「戦災都市神戸復興に関する構想」について

### はじめに

本稿は、1948年10月発行の『新地理』(第2巻第8号)に地理学者・稲見悦治(1907年 - ?)が発表した論文「戦災都市神戸復興に関する構想(要約)」<sup>1)</sup>(以下「稲見論文」)の背景と内容の検討を通して、終戦直後という時代状況の神戸市を舞台に描かれた都市の将来像を明らかにし、今日から振り返って若干の考察を加えるものである。

### 1. 論文の背景

戦災復興に関する懸賞論文募集：神戸市は、国の戦災地復興計画基本方針の決定(1945年12月30日)を受けて、復興本部、復興委員会、専門部会等の諮問・審議・答申態勢を整え、復興計画策定を開始した。この過程で、より広く市民から意見を求めると同時に、復興に向かう市民の精神作興を期して次の事業が実施された<sup>2)</sup>。①戦災復興に関する懸賞論文募集(1946年1月)、②復興展覧会開催(1946年9月)、③復興祭開催(同前)、④復興構想図の懸賞募集(1946年10月)。

懸賞論文募集は神戸市公報1月25日号のほか、後援の神戸新聞によっても告知されたと思われる。応募論文156編は、審査委員長・中井一夫市長をはじめ、武居高四郎(京大教授、都市計画)、原口忠次郎(復興本部長)、朝倉斯道(神戸新聞社社長)らの委員によって審査され、次のとおり入選作が決定した。1等：該当なし。2等：新田伸三・中村貞一、稲見悦治。3等：西山卯三、伊達嶺雄、江尻喜峰。選外佳作：米花稔ほか10編。

稲見は当時、旧制姫路中学校の教諭であった。入選者にはほかに、後に各専門領域で知名となる人物も散見される。同じ2等の、新田と中村はともに京大農学部林学科の副手と助手。3等の西山は京大工学部建築学科助教授。佳作の米花稔は産業立地論の研究者で後に神戸大学経営学部教授などである。

稲見は、著書<sup>3)</sup>によれば、1907年兵庫県美濃郡吉川町生まれ。岡山県立井原高女に奉職の後、「休職」して東京文理科大学(現筑波大学)に進学、1944年6月に応召した。1945年8月下旬に復員したが、勤め先は見つからず「浪人生活」を送り、1945年末に兵庫県立姫路中学校に就職、苦しい家計のために副業を探していたところ、神戸市主催、神戸新聞社後援の懸賞論文の募集記事を見つけた。1等賞金は3000円、これは当時の稲見の俸給の約30倍であったという。400字詰原稿用紙40～50枚の論文を応募し2等入選、俸給の約1年半分に相当する賞金を得る結果となった。その後まもなく募集された、大阪市主催、朝日新聞社後援の新憲法発布並びに地方自治法実施記念事業の「国際文化都市大阪の構想」懸賞論文にも応募し、1947年9月に1等入選して賞金3000円を得た<sup>4)</sup>。1948年2月からは兵庫師範学校教授となり、神戸大学の文理学部、教育学部、教養学部で教鞭を取り、1973年に定年退官した。

稲見論文を掲載した『新地理』は1947年4月から月刊雑誌として帝国書院から発行され、

1950年に設立された日本地理教育学会によって機関誌『新地理』（1952年創刊）として引き継がれ、今日に至る。同誌の内容は、地理学と地理教育の研究・実践が融合への寄与である。

## 2. 論文「戦災都市神戸復興に関する構想（要約）」の構成と内容

稲見論文は、焼土と化した神戸市を文化都市として再建するための構想だが、その懸賞応募論文原本の存在については手掛かりがない。本稿で検討するのは入選から2年半後に『新地理』に掲載、およそ半分の文字数（約8500字）に要約されたものである。冒頭で、その前提となる自然環境を概観し、「都市計画地域」「人口の適正配置と其の方法」「交通問題」「神戸市街の形態」「神戸市の不燃化対策」について以下のように述べている。

### 神戸市の自然的環境 地形と治水

神戸の市街地は、花崗岩の六甲山脈から南に流れる河川によって山と海のあいだに形成された合流扇状地を主とする沖積平野上に位置し、その発展とその安全のためには治山治水策が欠かせなかった。しかし、1938年には阪神大水害による甚大な被害が生じ、その経験からも防災を強く意識した市街地復興が構想されている。

### 都市計画地域

政府の復興案に従うと、復興地の45%が道路・緑地の無住地域とされる必要があるため、新市域を東西方向としては芦屋川から明石川まで、南北方向としては山田川流域の六甲北麓まで拡大させ、新規の住宅地建設にあたる必要があると指摘している。この市域拡大構想は、1947年から51年の町村合併によって該当地域の大半において実現された。

### 人口の適正配置と其の方法

#### (1) 施設の再配置

稲見は、終戦後まもなくから市心に集中傾向に

あった人口と都市機能の分散配置の必要性に注目し、なかでも商工業施設の一部や文教施設等を地方である郊外に分散配置することによる人口の適正配置を提唱している。新文化都市としての神戸市再現のためには、転入制限に頼るのではなく、市町村合併前の旧市域に「健全な人口」を集めるべきとし、「近時ヤミ業を中心とした不健全な人口増加」を憂えている。

#### (2) 緑地、空地の増設

当時の大都市においては、保健衛生の見地から、緑地・空地の増設の必要性が重要視されていた。稲見は1948年時点の神戸市の過密状況を不衛生と批判し、その責任は政府当局者にもあると指摘している。

### 交通問題

「交通地獄」解消のためにも、都市施設の適正な再配置と交通施設の整理・整備を検討するべきであるとし、路面電車・地下鉄道・郊外電車（省線・山陽電車・神有電車）などからなる交通網整備に言及している。具体的には、路面電車に代わって東西に走る地下・高架の高速鉄道が主な交通施設となり、路面電車はこれの南北連絡の補助になるだろうという見解を示している。

### 神戸市街の形態

文化都市を目指すため、その自然環境を活かしながら美的見地からの市街地建設を行うべきとした。扇状三角州上に位置し自然的な傾斜を有する特徴的な地形は、通風や採光の点で他都市と比して有利であると述べている。

#### (1) 神戸市の平面形

最重要事項は道路網、停車場を中心とする交通システムの整備であり、続いて都市構成の单元となる近隣区、空地、緑地区、公館区、事務所区、商業区、工場区、観興区及び港湾区の適正配置を行うべきと述べている。

### (A) 道路形態

平地の乏しい神戸の地理的条件は人口密度を高め、道路もまた狭隘を極めていた。稲見は、戦災を道路改正の絶好の機会と捉え、罹災地の35%を道路に確保しようとする政府案の実現に努力すべきと唱えている。道路は3本の東西幹線道路を主とし、これを補佐する南北縦断道路を天井川と平行に建設することを提言している。これは、洪水と水害の多かった神戸市街地における防災を意識したものであろう。

### (B) 神戸市街地構成の单元としての近隣区

道路網整備とともに、都心への人口の密集を避けるため、近隣区（学区制）による市街地区分の必要性を述べている。近隣区は、諸河川に沿った道路や慰楽緑地で市街地を細分し、内部を良好な住宅地域として確保しようとする構想であった。

### (C) 用途別地区の設定

各近隣区内部に都市施設を完備する市街地建設は不可能なため、近隣区と併せて用途別地区指定が必要としている。ここでは、公館区、港湾地区、工場地区、商業区と事務所区、観興地区、緑地・空地、住宅区の7種について言及されている。なかでも緑地・空地についてはさらに詳しく (a) 慰楽緑地と六甲国立公園 (b) 河川緑地 (c) 交通緑地 (d) 工場緑地と農耕緑地の4種に区分し、天然・自然森林の保持や名勝旧跡等の保存とともに、新規の慰楽・都市美化目的の緑地計画の必要性も指摘している。

### (2) 神戸市の立面形

市街地の建築物の高層化は当然の成り行きであり、官公衙街、事務所区、港湾地区等の市の中枢部の建物を一般の住居と分離すべきという認識が示されている。

### (3) 造形美より見たる新神戸市の形態

市中心部、交通機関の終点である副市中心部における建築物の高層化は密度を下げ、道路・緑地・空

地の拡張を助けるため、積極的に促進して自然美を活かした文化都市を目指すべきと提唱している。

神戸市の不燃化対策：稲見は防火対策の必要性にも言及し、具体策としては消防施設や防火地区の設定の問題、そしてなかでも火災発生の原因となる建築物の不燃化が重要であると指摘している。つまり、木造建築物から鉄筋コンクリート造へシフトし、長期計画で不燃都市を目指すべきという主張である。この点は「戦災地復興計画基本方針」にも明記されていたことである。

### おわりに

稲見による一連の懸賞論文の構想は俯瞰的かつ長期的な構想であり、戦災による市街地の焼失を「緑と空間と太陽の町づくりを行う絶好のチャンス」と捉え、防災のまちづくりを提案するものであった。県市もまた緑地確保や国際文化都市を目指すことについて同様の認識を抱いていたが、結果的には密集市街地形成の傾向は回避できず、十分な緑地を備えた理想都市は実現せずに終わった。その主因は、戦後の都市人口増加と戦災復興計画の事業縮小であったと言えよう。

また稲見は、この懸賞論文応募が、復興を願う地理学者の提言であったと同時に、自己の生活再建資金の獲得手段であったことを回顧している。高額な賞金を設定されたのは、主催者である神戸市にとってもそうした認識があったためであろう。すなわち、この懸賞論文募集事業は、結果的には、都市の復興提言を募るものであると同時に、市民の生活再建の契機としての性格も備えていたと言えよう。稲見は、教員の薄給ではヤミ屋になるか、他の稼ぎ方が必要と考えており、賞金獲得もまた重要な目的であっただろう。このことはひとり稲見に限ったことではないと思われ、当時の時代情勢を如実に示す側面として留意しておきたい。

付章 2. 注（年月日の表記は『神戸新聞』の掲載紙を示す）

- 1) 稲見悦治「戦災都市神戸復興に関する構想」（『新地理』第2巻第8号 1948年11月）
- 2) 『神戸新聞』1946年5月10日
- 3) 稲見悦治『ひとやま、ふたやま、みやまこえ——地理学徒のあゆみ——』（私家版 1973：146-148）
- 4) 稲見悦治「国際文化新都市大阪の構想（摘要）」（『神戸大学教育学部研究集録』第2集 1950）

参考文献

- 兵庫県土木部計画課『復興誌』（兵庫県土木部計画課 1950）  
建設省計画局区画整理課監修『神戸戦災復興誌』（神戸市建設局計画部 1961）  
神戸市都市計画局『戦後復興 都市改造から環境改善まで（戦後の区画整理の歩み）』（神戸市都市計画局 1975）  
三輪秀興『宙第5巻 神戸—そのまちの近代と市街地形成—』（神戸市都市整備公社こうべまちづくりセンター 2010）

# 依拠資料・参考文献一覧

## 著書

- 五百旗頭真『米国の日本占領政策 上・下』中央公論社 1985
- 天川晃・増田弘編『地域から見直す占領改革』山川出版社 2001
- 小泉和子・高数昭・内田青蔵『占領軍住宅の記録』住まいの図書館出版局 1999
- 加藤政洋『那覇一戦後の都市復興と歓楽街』フォレスト 2011
- ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて上・下』岩波書店 2001
- 大門正克『日本の歴史 15 戦争と戦後を生きる』小学館 2009
- 三輪泰史『占領下の大阪』松籟社 1996
- 江藤淳『閉された言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋 1994
- 有山輝雄『占領期メディア史研究—自由と統制・1945年』柏書房 1996
- 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波書店 2013
- 猪野健治編『東京闇市興亡史』草風社 1978
- 猪野健治「闇市・戦後の原景—熱気と開放感みなぎる巷から出発した“戦後”とは」『焼け跡に流れるリ  
ングの唄 証言の昭和史6』学習研究社 1982
- 松平誠『ヤミ市 東京池袋』ドメス出版 1985
- 松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』筑摩書房 1995
- 東京都江戸東京博物館『東京都江戸東京博物館調査報告書第2集 ヤミ市模型の調査と展示』東京都江  
戸東京博物館 1994
- 初田香成『都市の戦後—雑踏のなかの都市計画と建築』東京大学出版会 2011
- 吉見俊哉『都市のドラマトウルギー—東京・盛り場の社会史』弘文堂 1987
- 原山浩介『消費者の戦後史—闇市から主婦の時代へ』日本経済評論社 2011
- 島村恭則『引揚者の戦後—叢書 戦争が生み出す社会2』新曜社 2013
- ハーバート・J・ガンズ著、松本康訳『都市の村人たち—イタリア系アメリカ人の階級文化と都市再開発』  
ハーベスト社 2006
- イライジャ・アンダーソン著、奥田道大・奥田啓子訳『ストリート・ワイズ—人種／階層／変動にゆらぐ  
都市コミュニティに生きる人びとのコード』ハーベスト社 2003
- 橋本健二『格差の戦後史—階級社会 日本の履歴書』河出書房新社 2009
- 安保則夫『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム』学芸出版社 1989
- 布川弘『神戸における「都市下層」社会の形成と構造』兵庫部落問題研究所 1993
- 広原盛明『開発主義神戸の思想と経営—都市計画とテクノクラシー』日本経済評論社 2001
- 小原啓司『神戸のまちづくり戦災復興事業』私家版 200
- 三輪秀興『宙 第5巻：神戸—そのまちの近代と市街地形成』こうべまちづくり会館 2010

小坂時雄「露店考証」大阪市行政局『露店問題資料』1950  
岩佐純『兵庫・風雪二十年』兵庫新聞社 1966  
服部銈二郎『都市と盛り場—商業立地論序説』同友館 1977  
ヴォルフガング・シベルブシュ著、加藤二郎訳『鉄道旅行の歴史』法政大学出版局 1982  
工藤美代子『聖林（ハリウッド）からヒロシマへ—映画カメラマン・ハリ—三村の人生』晶文社 1985  
中井一夫伝編集委員会（編）『百年を生きる 中井一夫伝』中井一夫伝編集委員会 1985  
神崎宣武『盛り場の民俗史』岩波書店 1993  
ジョン・アーリ著、加太宏邦訳『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局 1995  
アラン・コルバン著、小倉孝誠訳『風景と人間』藤原書店 2002  
ドロレス・ハイデン著、後藤春彦・篠田裕見・佐藤俊郎訳『場所のカーパブリック・ヒストリーとしての都市景観』学芸出版社 2002  
中尾清『都市観光行政論』たいせい 2005  
砂本彦彦『近代日本の国際リゾート 1930年代の国際観光ホテルを中心に』青弓社 2008  
水内俊雄・加藤政洋・大城直樹『モダン都市の系譜—地図から読み解く社会と空間—』ナカニシヤ出版 2008  
加藤政洋『神戸の花街・盛り場考 モダン都市のにぎわい』のじぎく文庫編 神戸新聞総合出版センター 2009  
中島直人・西成典久・初田香成・佐野浩祥・津々見崇『都市計画家石川栄耀—都市探求の軌跡—』鹿島出版 2009  
田岡一雄『山口組三代目 田岡一雄自伝—第一部 電撃篇』徳間書店 2009  
石井妙子『おそめ—伝説の銀座マダム』新潮社 2009

#### 文学作品，随筆

白川渥『KOBE とその附近』日本交通公社 1948  
大宅壮一『日本の裏街道を行く』文藝春秋新社 1957  
陳舜臣『神戸というまち』至誠堂 1965  
西川光一『神戸今とむかし』冬鵲房 1986  
小林正信『あれこれと三宮』三宮ブックス 1986  
林五和夫「白蘭のような女」『画文集 神戸の風』私家版 2007  
林喜芳『詩集 露天商人の歌』私家版 1958  
林喜芳『詩集 続露天商人の歌』私家版 1959  
小坂時雄・松尾喜八郎『神農思考』日本神農商業新聞社 1970  
林喜芳『香具師風景走馬燈』冬鵲房 1984  
林喜芳『わいらの新開地』神戸新聞総合出版センター 2001

## 論文

- 佐藤洋一，関耕一，戸沼幸市「東京都内の米軍接收地に関する都市史的考察 その2」『日本建築学会学術講演梗概集 F』1992
- 片山里奈，佐藤洋一，戸沼幸市「東京都心部の GHQ 接收住宅に関する研究 その1「CITY MAP TOKYO Aug 1946」(S: 1/40,000)に見る接收住宅の分布の分析」『日本建築学会学術講演梗概集 F-1』1997
- 茶園敏美「『闇の女』と名づけられること—占領初期神戸市における一斉検挙と強制検診—」『同志社アメリカ研究』第49号 2013
- 松平誠・星野朗「池袋『ヤミ市』の実態—第二次世界大戦後の戦災復興マーケット」『立教大学社会学部研究紀要応用社会学研究』第25集 1984
- 石丸紀興「広島駅前ヤミ市の変遷とその特徴」『広島市公文書館紀要』第18号 1995
- 李明・石丸紀興「戦後広島駅前ヤミ市の出現とその変遷過程—駅前の整備・再開発・活性化事業に関する史的研究」『日本建築学会計画系論文集』第73巻第628号 2008
- 初田香成「戦後東京におけるバラック飲み屋街の形成と変容—戦後復興期、高度経済成長期における駅前再開発に関する考察—」『日本建築学会計画系論文集』第579号 2004
- 初田香成「戦後東京のマーケットについて—闇市と戦前の小売市場・露店との関係に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第76巻第667号 2011
- 島村恭則「熊本・河原町「国際繊維街」の社会史—闇市から問屋街、そしてアートの街へ」『関西学院大学先端社会研究所紀要』第9巻 2013
- 陳來幸「戦後神戸地区経済における台湾人の役割と華僑社会の変遷」『第一屆日本研究台日関係日語教育国際学術研究会論文集』中国文化大学日本語文学系 2000
- 高田佳奈「神戸市内高架下における商環境形成過程及び現状に関する研究—三宮～神戸間における高架下商店街を例に」(平成13年度神戸大学発達科学部卒業論文)
- 吉原大志「1900年代前後における海港都市神戸の形成について—湊川付替事業を事例に」『海港都市研究』第5巻 2010
- 吉原大志「近代日本の都市開発と娯楽空間—神戸新開地形成史の研究—」2011年度神戸大学大学院人文学研究科博士論文
- 本岡拓哉「戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景」『人文地理』59号2巻 人文地理学会 2007
- 大橋健一「『神戸南京町』の再構築と観光」『立教大学観光学部紀要』第2号 2000
- 工藤泰子「占領下京都における国際観光振興について」『日本観光研究学会第22回全国大会論文集』2007
- 小林聡明『在日朝鮮人のメディア空間—GHQ 占領期に置ける新聞発行とそのダイナミズム』風響社 2007



## 地方自治体・民間団体の刊行物

- 神戸市役所商工課『神戸市商工名鑑』神戸市商工課 1930
- 兵庫県社会課『兵庫県社会事業概要』1930
- 兵庫県内務部統計課『兵庫県会社一覧』1933
- 商工省商務局『神戸市内商店街ニ關スル調査』商工省商務局 1936
- 神戸市社会課『昭和11年11月の朝鮮人の生活状態調査』1936
- 神戸市復興本部『神戸市復興委員会名簿』神戸市復興本部 1945
- 毎日新聞社資料部編『京阪神復興名鑑』毎日新聞社 1946
- 神戸市建設局復興部調査課『復興時報』神戸市建設局復興部調査課 1948
- 兵庫県社会福祉研究所「神戸市に於ける浮浪者の実態調査 昭和23年度研究調査報告」1949
- 神戸市総務局統計課『神戸市勢要覧』神戸市 1950
- 兵庫縣立社會福祉研究所『浮浪者の研究』兵庫縣立社會福祉研究所 1951
- 太田徹三『戦災復興十年記念 葦合懐古三千年史』葦合戦災復興十年記念史頒布の会 1955
- 日本貿易産業博覧会事務局編『日本貿易産業博覧会“神戸博”會誌』日本貿易産業博覧会 1957
- 神戸市中央卸売市場運営協議会『風雪の三十年』市場開設30年回顧録編集委員・編集 1964
- 地下街誌刊行会『三宮地下街 さんちかタウン・企画から完成まで』地下街誌刊行会 1966
- 株式会社そごう社長室弘報室『株式会社そごう社史』株式会社そごう 1969
- 神戸市小売市場連合会・神戸市経済局『神戸市小売市場連合会20年史』神戸市小売市場連合会 1970
- 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会20周年史』1970
- 兵庫県民生部援護課・兵庫県留守家族連盟『叫び：兵庫県未帰還者引揚運動史』兵庫県 1974
- 兵庫ゴム工業協同組合・兵庫ゴム工業会『兵庫ゴム工業史』1978
- 神戸市商店街連合会『神戸市商店街連合会30周年史付記“幻の商店街”』1981
- 本地スマ子編、三宮センター街連合会『三宮センター街三十年史』三宮センター街連合会 1978
- 白國高弘「ひらけゆく三宮東地区」近畿建築士協議会編集委員会『HIROBA ひろば '84.8：兵庫特集 界限神戸の都心Ⅱ』近畿建築士協議会 1984
- 神戸新聞会館社史編纂委員会『神戸新聞会館三十五年史』神戸新聞会館 1988
- 粉川大義編『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合 1990
- 在日本朝鮮人工商連合会編、樋口雄一解説『在日本朝鮮人工商便覧 在日本朝鮮人資料叢書2』緑蔭書房 2011
- 葦合区役所『区勢の概況』葦合区役所 1954

- 神戸市『神戸市史第三集社会・文化編』神戸市 1968
- 神戸市企画局「神戸市史紀要 神戸の歴史第四号」神戸市企画局 1981
- 新修神戸市史編集委員会編集『新修神戸市史 歴史編4 近代・現代』神戸市 1989
- 占領軍調達史編さん委員会編著『占領軍調達史—占領軍調達の基調』調達庁 1956
- 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史 部門編Ⅲ』調達庁総務部総務課 1959
- 建設省計画局区画整理課監修『神戸戦災復興誌』神戸市 1961
- 神戸市都市計画局『生まれかわる湊川公園』神戸市都市計画局 1970
- 神戸市都市計画局『戦災復興 都市改造から環境改善まで(戦後の区画整理のあゆみ)』神戸市都市計画局 1975
- 神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982
- 兵庫県土木部『阪神・淡路大震災 1995(平成7)年兵庫県南部地震—土木施設の地震災害記録』1997
- 神戸市『阪神・淡路大震災の概要及び復興』2011
- 西宮市警察署経済防犯係編著『経済防犯読本』西宮市警察署 1948
- 兵庫県警察史編さん委員会『兵庫県警察史』兵庫県警察本部 1975
- 岩崎金治ほか『片隅の戦後史—“終戦巡査”達の40年—』八五会 1985
- 新井堯爾『鉄道運輸論』春秋社 1936
- 阪神急行電鉄『神戸市内高架線史』阪神急行電鐵 1936
- 日本経営史研究所『阪神電気鉄道八十年史』阪神電気鉄道 1985
- 土木学会監修『復刻・土木建築工事画報 第4巻第10号(1928年10月号)』土木学会 1995
- 土木学会監修『復刻・土木建築工事画報 第7巻第10号(1931年10月号)』土木学会 1995
- 安治博道, 福原潜次郎『神戸附近名勝案内 神戸を中心として:前編』赤西萬有堂 1930
- 石田修二編『観艦式記念海港博覧会誌』神戸博覧会協会 1931
- 新井堯爾『観光の日本と将来』観光事業研究会 1931
- 神戸市観光課『神戸観光の葉』1934
- 神戸区観光協会『神戸観光要覧』神戸区観光協会 1935
- 神戸市観光課『神戸観光と土産品の葉』1936
- 国際観光局編『観光事業十年の回顧』鉄道省国際観光局 1940
- 神戸市観光課『楠公精神発祥の地 神戸』1940
- ジョン・ラサーダ著, 村上啓夫訳『日本を観る』鎌倉書房 1946

John LaCerta "The conqueror comes to tea : Japan under MacArthur." New Brunswick, 1946

神戸市観光課『史蹟と名勝を中心とした観光の神戸』1947

日本交通公社企画室『海外情報』第18号～第21号 1948

兵庫県観光委員会『兵庫県観光委員会報告書』1953

神戸市観光課『こうべ（4万分の1程度観光地図）』神戸市観光課 1959

## 新聞・雑誌

『神戸新聞』1945年～1952年

『大阪毎日新聞』1945年～1949年

兵庫県『兵庫県報』1946年～1952年

兵庫春秋社『兵庫春秋』第1巻第5号 1949

神戸春秋社『神戸春秋』第1巻第2号 1949.3

神戸市警察局総務部『あゆみ』第1巻1号（1949.5）～第1巻6号（1949.10）

兵庫県警察長協議会『旭影』1947年2・3月号，1947年6月号～1949年9月号

## 視覚資料

国土地理院 USA-M496-34（1947）

国土地理院 USA-M18-4-59（1948）

神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』（1956，1959，1961）

神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・葺合区』（1956，1964）

関西図書出版社『観光と産業の神戸市住宅地図 葺合区』1966

神戸市都市計画局計画課寄贈「イーストキャンプ跡他写真集」1963年3月15日寄贈，神戸市中央図書館所蔵  
NARA II 所蔵，日本占領期映像資料，342-USAF-11048. "PHYSICAL DAMAGE, KOBE, JAPAN 04/26/1946  
- 04/29/1946 ".Moving Images from the Department of Defense. Department of the Air Force.

ジョン・W. ベネット "Doing Photography and Social Research in the Allied Occupation Japan, 1948-1951: A Personal and Professional Memoir"（参考URL：<http://www.lib.ohio-state.edu/rarweb/japan/>）

ラファイエット大学図書館〈East Asia Image Collection〉（参考URL：<http://digital.lafayette.edu/collections/eastasia>）

芦屋市立美術博物館編『ハナヤ勘兵衛展』芦屋市立美術博物館 1995

中山 岩太，芦屋市立美術博物館 編『中山岩太 MODERN PHOTOGRAPHY』淡交社 2003

# 謝辞

本研究は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程在学中に、同大学人間発達環境学研究科梅宮弘光教授の御指導のもとにおこなったものである。梅宮先生には、発達科学部ゼミ配属時から7年間という長きにわたり研究活動の全般を御指導いただき、本論文をまとめるに際して親身な御助言と力強い励ましをいただいた。心より感謝を申し上げます。

学部生の頃からお世話になり、本研究において副査として御指導いただいた平山洋介教授、澤宗則教授、小高直樹教授、大田美佐子准教授に感謝いたします。

学内・学外の先生方からは、本研究を進めるにあたり研究発表の機会をいただき、数々の貴重な御指導を賜った。記して心より感謝申し上げます。(順不同)

橋本 健二 先生 (早稲田大学教授)  
石丸 紀興 先生 (広島・平和・地域再生研究所代表)  
初田 香成 先生 (東京大学助教)  
足立 裕司 先生 (神戸大学教授)  
中江 研 先生 (神戸大学助教)  
青井 哲人 先生 (明治大学准教授)  
安井 三吉 先生 (神戸大学名誉教授, 孫文記念館館長)  
陳 來幸 先生 (兵庫県立大学教授)  
曾 士才 先生 (法政大学教授)  
長 志珠絵 先生 (神戸大学教授)  
岡田 浩樹 先生 (神戸大学教授)  
大城 直樹 先生 (神戸大学准教授)  
水内 俊雄 先生 (大阪市立大学教授)  
加藤 政洋 先生 (立命館大学准教授)  
原口 剛 先生 (神戸大学准教授)  
本岡 拓哉 先生 (同志社大学助教)  
安田 丑作 先生 (神戸大学名誉教授, 財団法人神戸市都市整備公社常務理事)  
広原 盛明 先生 (京都府立大学名誉教授)  
花田 佳明 先生 (神戸芸術工科大学教授)  
相澤 亮太郎 先生 (甲南女子大学専任講師)  
日本建築学会若手奨励委員会 前現代都市・建築遺産計画的活用特別委員会の先生方

小森 正幹 氏 (有限会社ランドシャフト技術顧問)  
松下 緯宏 氏 (元神戸市助役, 株式会社神戸ハーバーランド社長)  
三輪 秀興 氏 (元こうべまちづくり会館館長)  
宮崎 みよし 氏 (NPO 法人リ・フォー代表)

宮定 章 氏 (NPO 法人まち・コミュニケーション代表)  
辻 信一 氏 (株式会社環境緑地設計研究所代表)  
宮西 悠司 氏 (神戸・地域問題研究所代表)  
中尾 嘉孝 氏 (港まち神戸を愛する会代表)  
飛田 雄一 氏 (神戸学生青年センター, 在日朝鮮人運動史研究会関西部会)  
白國 高弘 氏 (環境再開発研究所所長)  
藍 璞 氏 (神戸華僑歴史博物館館長)  
茶園 敏美 氏  
吉原 大志 氏 (歴史資料ネットワーク運営委員)  
大月 美香 氏 (神戸新聞社)  
ジェンキンス 加奈 氏 (メリーランド大学ゴードン・W・プランゲ文庫)  
Eric Van Slander 氏 (米国国立公文書館)

研究会の活動を通じて多くの知識や示唆をいただいた戦後商店街・飲食店街の形成過程に関する研究会、むくげの会、共在の場を考える研究会の会員みなさまに感謝いたします。

本研究における神戸という地域や戦後の体験についての認識は、次の方々によるインタビュー調査と調査関連における御教示と御支援に負うところが大きい。記して心より御礼申し上げます。(順不同)

佐井 旦伯 氏ご夫妻 (有限会社揚子江代表取締役)  
磯田 華 氏 (元磯田米穀店)  
久利 計一 氏 (K O B E 三宮・ひと街創り協議会会長)  
山田 信孝 氏 (三宮センター街東通商店街協同組合理事長)  
池田 正彦 氏 (有限会社池田商会代表取締役)  
川飛 晴嗣 氏 (神戸三宮センター街 2 丁目商店街振興組合相談役)  
上田 輝夫 氏 (神戸三宮センター街 2 丁目商店街振興組合会長)  
籾山 省三 氏 (株式会社モミヤマ商店代表取締役)  
矢内 騏作 氏 (株式会社矢内商店代表取締役)  
合寶 要示 氏 (元町プラザ管理組合理事長)  
岡本 やす子 氏 (ニューR)  
下村 俊子 氏 (株式会社神戸風月堂)  
奈良山 貴士氏 (株式会社ナラヤマ)  
岩田 照彦 氏 (神戸元町商店街連合会事務局 )  
藤原 操 氏 (ギャラリー Miyake)  
猪師 寛子 氏 (有限会社元町力餅猪師商店)  
小松 章三 氏  
ヤス電工業株式会社

岡田 胤男 氏（明花電業株式会社）  
浦井 洋 氏（元衆議院議員，元東神戸診療所院長）  
滝野 秀男 氏（元神戸市会議員，元東神戸診療所事務長）  
林 五和夫 氏（元兵庫県職員，神戸芸術文化会議副議長）  
盧 珖球 氏（兵庫県朝鮮人国際交流センター所長）  
池 光烈 氏（株式会社コスモ顧問）  
白 文鉉 氏  
全 成林 氏

また，所蔵資料の閲覧・複写について，次の機関の担当者に御支援をいただいた。  
記して心より御礼申し上げます。（順不同）

神戸市立中央図書館  
神戸市文書館  
神戸市会図書館  
芦屋市立美術博物館  
米国国立公文書館  
メリーランド大学ゴードン・W・プランゲ文庫

図 1-9，3-2-1，3-2-2，3-3-5，4-1-4，4-3-5，4-5-2 の掲載にあたり，兵庫県立神戸高等学校図書室には格別の御支援をいただいた。記して御礼申し上げます。

図 3-1-7 の掲載にあたり，インターネットサイト "Good Old Rail" 主宰者の佐々木時男氏，ならびに原版所有者の Gerald C. Arndt 氏には格別の御支援をいただいた。記して御礼申し上げます。

Photo 1 has been provided by Mr. Gerald C. Arndt and Mr. Tokio Sasaki.

We are grateful to the both of them for their assistance and courtesy.

図 3-1-8，3-1-9，3-1-10，3-1-11，4-4-3 の掲載にあたり，芦屋市立美術博物館の大槻晃実氏，ならびに原版所有者の株式会社ハナヤ勘兵衛・桑田敬司氏には格別の御支援をいただいた。記して御礼申し上げます。

そして，研究を進めるにあたり，御支援，御協力をいただいたすべての方々に，深く感謝の意を表します。



## 本研究に関連する 既発表論文・研究発表

村上しほり, 梅宮弘光「神戸三宮「国際マーケット」の成立経緯—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究 1」(『日本建築学会学 2010 年大会学術講演梗概集 F -1』2010 年 9 月 pp.617-618)

村上しほり「神戸新聞記事に見る〈三宮自由市場〉の形成と変容」(初田香成, 村上しほり, 梅宮弘光『神戸大学大学院人間発達環境学研究科学術 WEEKS 企画戦災復興期における都市環境形成に関する研究会』2010 年 11 月 pp.9-23)

村上しほり, 梅宮弘光「戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容—「三宮自由市場」の事例を中心に—」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第 4 巻第 2 号 2011 年 3 月 pp.69-81)

村上しほり「神戸市の戦災復興過程における都市環境の変容に関する研究—ヤミ市の形成を変容に着目して—」(社団法人日本都市計画学会中四国支部, 平成 23 年度第 1 回都市計画サロン, 広島市まちづくり市民交流プラザ 2011 年 5 月)

村上しほり, 梅宮弘光「戦後三宮東地区の商環境形成:〈国際マーケット〉の展開—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究 2」(『2011 年度日本建築学会近畿支部研究報告集第 51 号・計画系』2011 年 6 月 pp.913-916)

村上しほり, 梅宮弘光「三宮一元町間鉄道高架下における商店街の形成と変容—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究 3」(『日本建築学会 2011 年大会学術講演梗概集 F -2』2011 年 9 月 pp.585-586)

村上しほり「戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容 The Formation and the Transformation of the Black Market in Kobe」(神戸華僑華人研究会・海域アジア史研究会合同第 136 回例会 2011 年 9 月)

村上しほり「戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容過程」(原口剛, 本岡拓哉, 村上しほり『神戸大学大学院人間発達環境学研究科学術 WEEKS 企画 戦後都市周縁を記述する—計画と生成のジレンマをめぐって』2011 年 11 月 pp.37-49)

村上しほり「神戸市の戦災復興過程における都市環境の変容に関する研究 —ヤミ市の形成と変容に着目して—」(むくげの会ゲストデイ, 神戸学生青年センター 2012 年 1 月 17 日)



村上しほり，梅宮弘光「『神戸新聞』にみるヤミ市の変遷— 1945年8月15日から1947年6月30日、三宮地区を対象として—」（『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第5巻第2号 2012年3月 pp.317-327）

村上しほり「記憶の空白地帯—三宮の戦災復興過程を歩く」（共在の場を考える研究会編『まちかどの記憶とその記録のために—神戸長田から／へ』2012年3月 pp.87-89）

村上しほり「戦災復興過程の神戸を歩く—駅前ヤミ市とその行方—」（モトコー寺子屋，元町高架通商店街・モトコープラネット Earth 2012年3月25日）

村上しほり，梅宮弘光「『三宮ジャンジャン市場』の発生と変容過程—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究4」（『2012年度日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系』2012年6月 pp.809-812）

村上しほり，梅宮弘光「神戸市の「戦災復興に関する懸賞論文」（1946年）入選作・稲見悦治「戦災都市神戸復興に関する構想」について」（『日本建築学会2012年大会学術講演梗概集F-2』2012年9月 pp.921-922）

村上しほり「神戸—花と緑に隠された〈戦後〉」（『日本建築学会大会2012年 前現代都市・建築遺産計画的活用特別委員会資料集』2012年9月）

村上しほり「戦災復興過程の神戸市におけるヤミ市の形成と変容」（大阪歴史学会2012年9月例会，エルおおさか，2012年9月21日）

村上しほり「戦後神戸市における盛り場の変容とヤミ市の形成」（建築学会前現代委員会例会発表，建築会館，2012年10月27日）

村上しほり「戦後神戸市における盛り場の変容とヤミ市の形成—新開地と三宮の戦災復興初期過程を事例として」（立命館大学生存学研究センター『生存学 vol.6』2013年3月 pp.278-297）

村上しほり「湊川新開地における新開地自由市場の形成と変容—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究5」（『日本建築学会近畿支部研究報告集第53号・計画系』2013年5月）

村上しほり「1950年神戸博開催と第2会場湊川公園における立退き問題について—戦後神戸におけるヤミ市の変容に関する研究6」（『日本建築学会2013年大会学術講演梗概集F-2』2013年7月 pp.453-454）

村上しほり「戦後神戸における都市環境形成に関する史的研究—三宮国際マーケットを事例として」(『第342回在日朝鮮人運動史研究会関西部会』神戸市立図書館青丘文庫 2013年7月14日)

村上しほり「戦後神戸における都市環境形成に関する研究—JR元町—神戸駅間鉄道高架下における店舗形成と変容過程に着目して」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第7巻第1号 2013年9月 pp.87-93)

村上しほり「三宮東地区「三宮国際マーケット」の形成と変容過程について—戦後神戸におけるヤミ市と市街地形成に関する史的研究」(『日本建築学会計画系論文集』第78巻第693号 2013年11月 pp.2433-2438)

村上しほり「神戸ヤミ市と繁華街の形成」(橋本健二／初田香成編著『盛り場はヤミ市から生まれた』青弓社 2013年12月)

村上しほり「近現代神戸の観光空間—1920-1950年代の湊川新開地の変遷に着目して」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第7巻第2号 2014年3月発行予定)



## あとがき

発達科学部3回生で建築・都市文化論ゼミに入って7年、大学院に進学してから5年が経った。想像した以上に日々がはやく過ぎ去ったと感じるのは、充実していたからだろうか。

私が歴史的な研究をすることになるとは、思いもよらなかった。高校までに学習した「歴史」にはさほど面白さを感じられず、通史よりも出来事のディテールやそこにあらわれる人と人との繋がりに心惹かれた。教室で講義を聞くよりも、三宮や元町や大阪といった「まち」に出かけて歩きまわるのが好きだった。学部時代を思いかえしても、私は勉強熱心な学生ではなかった。授業には出て単位はとるが、真面目とは言いがたく、一人で本を読むほうが好きだった。そんな私が研究を続けたのは、卒業研究の聞きとり調査で、当事者のお話をうかがったのがあまりに楽しかったからである。リアルな体験を聞かせてもらい、社会的背景と照らし合せて浮かびあがる疑問について、さらに検証していく。この過程は追体験のようで、小説よりも面白く感じた。

ヤミ市を研究テーマに選んだことも想定外である。いま思えば、これは、自らの不勉強ゆえに出会ったものかもしれない。戦後神戸市内の街路の拡幅整備について調べていて偶然みつけた戦後の三宮駅前のヴィジュアルは、何も知らなかった私には大きな衝撃だった。駅前や路上に家屋が建ちならんで街路は狭く、「ヤミ市」にも統制経済にも予備知識がなかったので、ネット上の「あやしい」情報ではなくより正しく理解したいという一心で調べはじめた。ただし、日本の近現代史に関する著書や論文を読むと、政治支配構造の解明が主流で、空間的な情報は少なかった。また、地域性や歴史的な文脈を踏まえずに、一般化して語れる問題ではないように感じて下調べをすすめるうちに、戦後という現代史はまだ十分には蓄積がないことや、神戸の戦後史研究は事例が少ないことを知って、新聞調査で都市空間の動態を読みとることからはじめた。戦後の神戸市に言及している『神戸新聞』をマイクロフィルムで読むと、未知の世界が広がっていた。ヤミ市は単なる市場ではなく、そこに出入りする人びとの生活世界と密接に関係しあっていることを実感して、占領期の民衆の生活をいまを生きる私の目から描いてみようと思った。現時点で得られる情報をすべてあわせ考えたい、まだ足りない気がする、そんな葛藤に後押しされるように、さまざまな調査をしてきた。

できる限りの文献史料を集め、自らの実感を裏付けたい思いから空間情報を探し、戦後まもない神戸の地図や空中写真、写真、絵画を並べ、図像資料ではみえない地形の起伏を歩くことによって頭に入れた。日本国内の記録にない要素があるはずと思い、GHQの日本占領期資料を国会図書館で集めた。やはり図像史料が不足するとの思いから、ワシントンD.C.の米国立公文書館とメリーランド大学ブランゲ文庫にも行ってみた。これについては豊富な資料がありつつも力及ばず活かしきれなかったが、米国の史料保管状況を知り、現物を手にとる貴重な経験となった。

そして、実際に現地で聞きまわって、いまや68年前になった戦後神戸の姿について、人生の先輩方に教えを請うた。三宮地域、元町地域でご証言をいただいた方々には、いくら感謝してもし尽せない。私の研究の臨場感は、お話を聞かせてくださった方々の、戦後の記憶に支えられている。

指導教員の梅宮先生には、まとめる段になるといつだって、あれもこれも、ああでもないこうでもない往生際の悪さをみせる未熟な私を、あたたかく導いていただいた。学会や研究会への積極的な参加を促し連れ出していただいたことで、ご意見をいただく機会を得て、学んだことは数えきれない。はからずも修士論文から一貫して神戸のヤミ市を取り上げることになったのも、修論提出後に、一層多くの方々から御指導をいただいたことに起因する。地域を変化させる担い手に着目して歴史的に明らかにするという間口の広い、軸の定まらないともいえる私の研究に御助言をくださった先生、先輩方に刺激をいただき、後追的にはあるが、テーマを自覚的に捉えることができた。まだまだ知りたいことも明らかにしたいことも多く課題は山積しているが、学位論文を書き終えてようやくすこし整理がすすんだように思う。

最後に、ひとつのことしかできない私の偏りがちな日常生活に明るく華やかな風を送り、視野を広げてくれた友人たちや家族に心から感謝している。つねに現在の自分が生きるコミュニティへの意識を持ちながら、人間社会についてまわる普遍的な課題に目を向けてきたつもりである。この世界で人間が生きる限り、その存在をもって、幾ばくかの空間を占める。人びとのあいだには利害関係が生じ、時や場所を問わず、駆け引きが繰り広げられる。スケールに差こそあれ、人びとの集まり暮らす空間には、何らかのポリティクスが遍在する。占領下神戸を舞台とした人びとのドラマが、占領期の、そして神戸の歴史とアイデンティティの構築にわずかでも寄与できるようにと願うとともに、改めて、これからも忘れられかけた生活世界を描く試みを続けたい。

2013年12月10日

村上しほり